

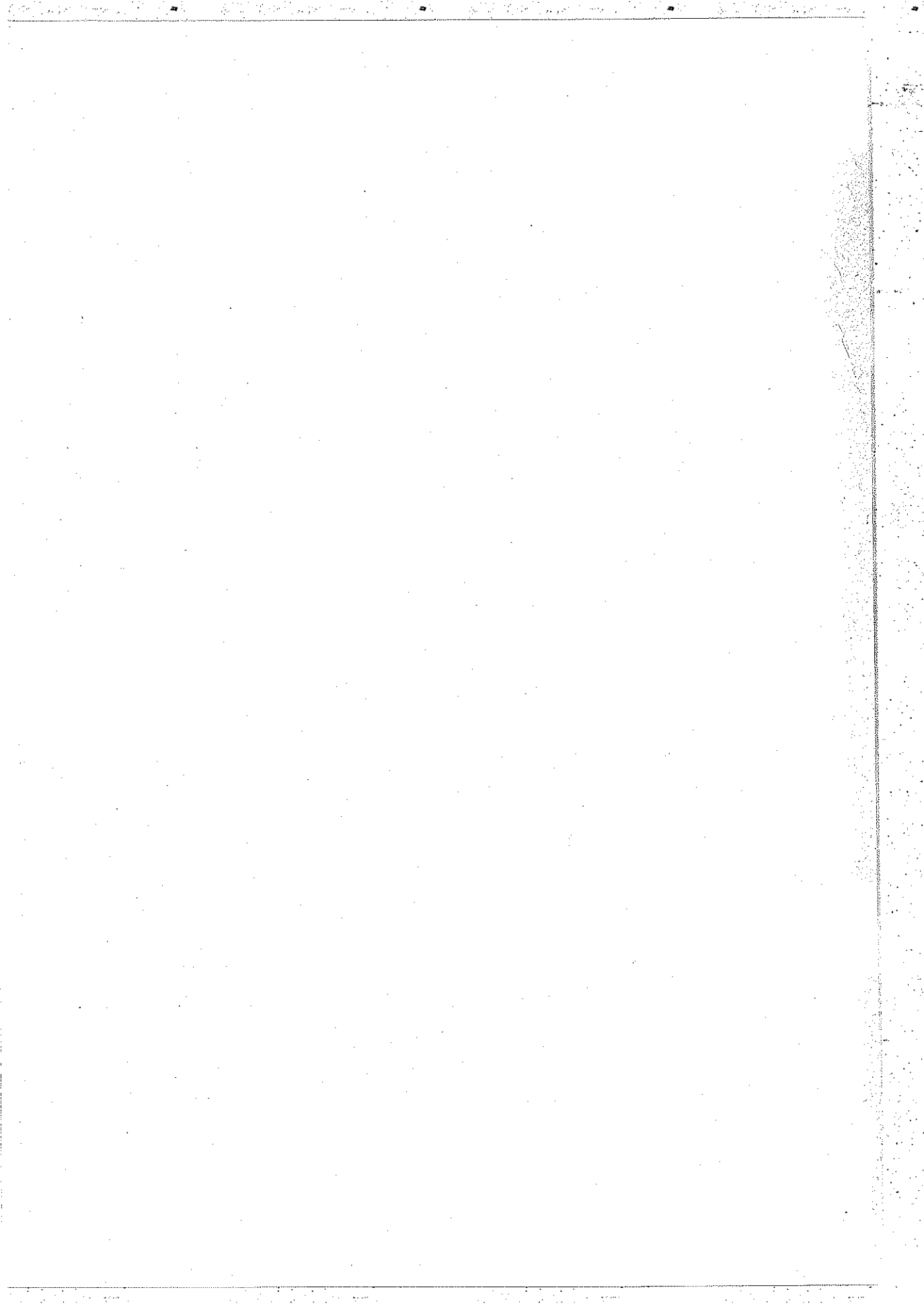
昭和48年 6 月19日開会

昭和48年 6 月23日閉会

和泉市議会第 2 回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和48年6月19日(火曜日)

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣言(午前10時25分)	7頁
○ 永年勤続議員表彰伝達(池辺秀夫君、藤原要馬君)	7頁
○ 全国議長会の模様報告	7頁
○ 開会宣告	27頁
○ 会議録署名議員指名(山田清二君、直村静二君、寺田茂君)	27頁
○ 市長の開会挨拶	27頁
○ 会期の決定(6月19日～6月23日)	28頁
○ 日程第1 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和48年2月分)	
○ 日程第2 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和48年2月分)	
○ 日程第3 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年2月分)	
○ 日程第4 " (収入役扱昭和48年3月分)	
○ 日程第5 " (水道部企業出納員扱昭和48年3月分)	
○ 日程第6 " (収入役扱昭和47年度4月分)	
○ 日程第7 " (収入役扱昭和48年度4月分)	
○ 日程第8 " (水道部企業出納員扱昭和48年4月分)	
○ 日程第9 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度3月分)	
○ 日程第10 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度4月分)	
一括上程	29頁～119頁
○ 日程第11 専決処分の承認を求めることについて (昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第9号))	
○ 日程第12 専決処分の承認を求めることについて (昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号))	161頁
○ 日程第13 専決処分の承認を求めることについて (工事請負契約の変更)	164頁

○ 日程第14	専決処分の承認を求めることについて (和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)	170頁
○ 日程第15	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部を改正する条例)	171頁
○ 日程第16	専決処分の承認を求めることについて (昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号))	203頁
○ 日程第17	専決処分の承認を求めることについて (昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別 会計補正予算(第1号))	211頁
○ 日程第18	昭和47年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について	215頁
○ 日程第19	昭和47年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費 繰越計算書について	218頁
○ 日程第20	昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し 繰越計算書について	220頁
○ 日程第21	昭和47年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	224頁
○ 日程第22	昭和47年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について	227頁
○ 日程第23	財団法人和泉市開発協会昭和47年度決算書類提出について	229頁
○ 日程第24	和泉市土地開発公社昭和48事業年度事業計画書類提出について	258頁
○ 散会宣告(午後4時50分)		280頁

昭和48年6月20日(水曜日)

○ 出席議員		281頁
○ 議事説明員その他		281頁
○ 開会宣告(午前10時20分)		284頁
○ 一般質問		
1番に	25番 藤原要馬君	284頁
2番に	29番 竹内修一君	301頁
3番に	26番 勝部津喜枝君	311頁
○ 散会宣告(午後4時0分)		324頁

昭和48年6月21日(木曜日)

○ 出席議員	325頁
○ 議事説明員その他	325頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	328頁
○ 一般質問	
1番に 9番 出原武司君	328頁
2番に 17番 山田清二君	338頁
3番に 16番 横田憲治郎君	353頁
○ 散会宣告(午後4時52分)	373頁

昭和48年6月22日(金曜日)

○ 出席議員	375頁
○ 議事説明員その他	376頁
○ 開会宣告(午前10時28分)	377頁
○ 一般質問	
1番に 16番 横田憲治郎君(昨日に引き続く)	377頁
2番に 18番 直村 静二君	382頁
○ 日程第1 専決処分の承認を求めることについて (期末手当の額の特例に関する条例)	417頁
○ 日程第2 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	420頁
○ 散会宣告(午後4時55分)	429頁

昭和48年6月23日(土曜日)

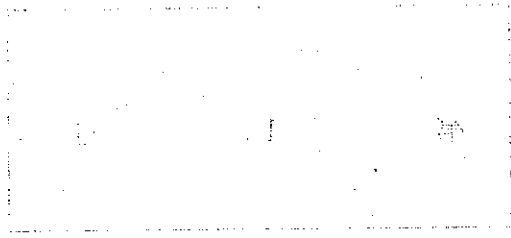
○ 出席議員	431頁
○ 議事説明員その他	431頁
○ 開会宣告(午前10時25分)	434頁
○ 日程第1 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	435頁
○ 日程第2 町の区域の変更について	438頁
○ 日程第3 工事請負契約締結について (市立北池田小学校体育館改築工事)	450頁
○ 日程第4 工事請負契約締結について	

(市立和気小学校体育館新築工事)	454頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について	
(市立郷荘中学校体育館新築工事)	456頁
○ 閉会宣言(午前11時32分)	461頁
○ 市長閉会挨拶	462頁
○ 議長閉会挨拶	462頁

第

1

日



昭和48年6月19日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第1日 出席議員(25名)

1番 田中幸一君	17番 山田清二君
2番 木下甲子三君	18番 直村静二君
3番 金沢勝君	19番 松尾千代一君
6番 柏音三郎君	20番 寺田茂君
7番 田中包治君	21番 柳瀬美樹君
8番 吉川伊与一君	22番 関戸正一君
9番 出原武司君	23番 貝淵博治君
10番 池辺秀夫君	25番 藤原要馬君
11番 三井正光君	26番 勝部津喜枝君
12番 中塚辰之助君	27番 成田秀益君
13番 藤原利一君	28番 坂上国治君
15番 上代卯之松君	29番 竹内修一君
16番 横田憲治郎君	

欠席議員(1名)

5番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和对策部長 兼隣保館長事務取扱	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司清
市民部長兼福祉 事務所長事務取扱	小林一三	総務部次長	西川喜久

市民部次長兼保險 年金課長事務取扱	山本武雄	農林課參事	青木太郎
産業衛生部次長兼 農林課長事務取扱	山本俊兼	保健衛生課長	大宅清臣
建設部次長兼 建築課長事務取扱	林徳治	交通公害課長	吉田利秀
水道部次長	田中稔	計画課長	大浦行雄
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	土木課長	中尾宏
庶務課長	杉本弘文	建築課參事	中上好美
企画課長	橋本昭夫	区画整理事務所長	中西淳富
人事課長	門林六男	開発課長	白川保
財政課長	北野敦雄	地区改良事務所長	逢野一郎
資産税課長	吉田日出男	会計課長	片桐武雄
市民税課長	森保	營業課長	高橋新平
納税課長	吉田種義	工務課長	福本喬久
庶務課參事 (広報担当)	竹田明郎	浄水課長	岸本考二
推進調整課長	萩本啓介	經理課長	守田勇
"	生田稔	業務課長	藤原光夫
"	浅井隆介	消防署長兼次長	南口主雄
"	富田宏之	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務局長	西岡正志
社会児童課長	内田繁	選管委員長	味谷日吉
福祉課長	山村昇	選管事務局長	青木考之
商工課長	岩井益一	教育委員長	堀内由延

教 育 長 葛 城 宗 一

社 会 教 育 課 長 広 岡 史 郎

教 育 次 長 阪 東 重 信

農 業 委 員 会 長
農 事 務 局 長 松 村 吉 堯

〃 乾 武 俊

土 地 開 発 公 社 事 務 局
長 兼 用 地 当 理 事 西 川 武 雄

総 務 課 長 紀 之 定 藤 与 茂

土 地 開 発 公 社 総 務
課 長 兼 用 地 担 当 参 事 藤 原 永 一

学 校 教 育 課 長 坂 口 雄 一

土 地 開 発 公 社 用 地 第 1
課 長 兼 用 地 担 当 参 事 吉 岡 昭 男

指 導 課 長 吉 見 豊

土 地 開 発 公 社
用 地 第 2 課 長 官 本 福 秀

昭和48年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第11号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年2月分)	
2	" 第12号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年2月分)	
3	" 第13号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年2月分)	
4	" 第14号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年3月分)	
5	" 第15号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年3月分)	
6	" 第16号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和47年度4月分)	
7	" 第17号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年度4月分)	
8	" 第18号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年度4月分)	
9	" 第19号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度 3月分)	
10	" 第20号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度 4月分)	
11	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予 算(第9号))	
12	" 第3号	専決処分の承認を求めることについて (昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事 業特別会計補正予算(第2号))	

日程	種別及び番号	件名	摘要
13	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (工事負請契約の変更)	
14	" 第5号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市職員の勤務時間等に関する条例の 一部を改正する条例)	
15	" 第6号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部を改正する条例)	
16	" 第7号	専決処分の承認を求めることについて (昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正 予算(第1号))	
17	" 第8号	専決処分の承認を求めることについて (昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理 事業特別会計補正予算(第1号))	
18	" 第9号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計継続費 繰越計算書について	
19	" 第10号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計繰越明 許費繰越計算書について	
20	" 第11号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算事 故繰越し繰越計算書について	
21	" 第12号	昭和47年度和泉市水道事業会計継続費繰 越計算書について	
22	" 第13号	昭和47年度和泉市水道事業会計予算繰越 計算書について	
23	" 第14号	財団法人和泉市開発協会昭和47年度決算 書類提出について	
24	" 第15号	和泉市土地開発公社昭和48年度事業 計画書類提出について	

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会速記士 中野 満 男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 俊 昭
議 事 長	西 垣 宏 高

第二回定例会 第一日

(6 月 1 9 日)

< 午 前 の 部 >

(午前 10 時 25 分開議)

- 議長 (松尾千代一君) 皆さんおはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところご出席賜わりましてまことにありがとうございます。それでは昭和 48 年第二回定例会を開催いたします。

まず会議に入る前に、去る 5 月 31 日、東京で会催されました全国市議会議長会定期総会の席上におきまして、永年勤続議員として池辺秀夫君、藤原要馬君が表彰を受けられましたので、ただ今からその表彰状及び記念品の贈呈伝達をいたしたいと思います。

(表彰状伝達)

(受賞者代表あいさつ)

- 10 番 (池辺秀男君) まことに借越とは存じますが、受賞者を代表いたしまして一言、ごあいさついたします。

私たちは今回、全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続議員として表彰を受けました。ただいま、貴重な時間を拝借いたしましてその伝達を取り行なっていただきましたことを、まことに身に余る光栄と深く感謝しております。これもひとえに市民の皆さんのご支持ご助力並びに議員各位のご指導ご援助の賜と厚く感謝いたします。今後とも市政発展のために全力を傾注していきたいと思ひます。どうかよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

(拍手)

- 議長 (松尾千代一君) ただ今ご丁寧なるごあいさつ、ありがとうございます。はなはな高座より恐縮でございますが、私から議会を代表して一言、お祝を申し上げます。

池辺秀夫議員さん、藤原要馬議員さん、このたびの受賞まことにおめでとございます。衷心よりお祝申し上げます。今後ともますますご自愛のうえ、地方自治の進展に、本市発展のために格別のご尽力、ご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

これもちまして伝達式を終わります。

- 議長 (松尾千代一君) なお全国議長会の模様につきましては、お手元にご配布いたしております印刷物の通りでありまして、全国各ブロックから提出された諸議案は満場一致をもちまして可決されましたので、ご報告に変えさせていただきます。

会長提出議案第1号

都市税制の改革に関する決議

最近の経済変動と物価及び地価の異常な高騰下であって、都市はその自主財源の伸長性に乏しく、反面福祉社会の建設に伴う財政需要の激増、公共事業の増加等により、財政の不健全化が憂慮されている。

これらの現況にかんがみ、政府は国、地方を通ずる財源配布の適正化を図り、地方財政の長期展望に立脚して、財源配布を地方に強化するように是正し、特に法人所得課税の市町村への配布強化、租税特別措置、非課税措置等の整理について、地方税制の根本的改革を断行されたい。

以上決議する。

昭和48年5月31日

第49回全国市議会議長会定期総会

会長提出議案第2号

全国市議会議長会会則一部改正案

全国市議会議長会会則の一部を次の通り改正する。

第26条各項中「事務局長」及び「局長」を「事務総長」に、第3項中「任免する。」を「任免し、その任期を任免の日から満2カ年とする。ただし、再任を妨げない。」に改める。

第31条中「事務局長」を「事務総長」に改める。

附 則

この会則は、議決の日から施行する。

参 考

現行会則抜萃

(事務局長及び職員の任免)

第26条 事務局に事務局長及び職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。
- 3 事務局長は、会長が理事会にはかって任命する。

4 職員は局長が会長の承認を得てこれを任命する。

(会長及び福会長が全部欠けたときの措置)

第31条 会長及び副会長が全部欠けたときは、事務局長はすみやかに会長を選任するため、評議委員会又は総会を招集しなければならない。(以下省略)

会長提出案第3号

全国市議会議長会会則施行規則一部改正案

全国議会議長会会則施行規則の一部を次の通り改正する。

第10条第1項中

「 (人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	92千円	76千円	16千円
35千人以上～ 50千人未満	109 "	"	33 "
50 " ～ 100	124 "	"	48 "
100 " ～ 200	172 "	"	96 "
200 " ～ 300	268 "	"	192 "
300 " ～ 400	363 "	"	287 "
400 " ～ 500	460 "	"	384 "
500 " ～ 1,000	556 "	"	480 "
1,000 "]	1,035 "	"	959 "]

を

「 (人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	101千円	84千円	17千円
35千人以上～ 50千人未満	120 "	"	36 "
50 " ～ 100 "	136 "	"	52 "
100 " ～ 200 "	189 "	"	105 "
200 " ～ 300 "	295 "	"	211 "
300 " ～ 400 "	399 "	"	315 "
400 " ～ 500 "	506 "	"	422 "
500 " ～ 1,000 "	612 "	"	528 "

1,000千人以上

1,189千円

84千円

1,055千円」

に改める。

附 則

この規則は昭和48年4月1日から適する。

都会提出議案第1号

議員年金制度の改善について

(北信越部会提出)
説明担当 塩尻市

議員共済年金制度は昭和37年12月1日法制化されて以来ここ10カ年を経過し、今日に至るもこの給付額においては何ら改定されることなく据え置かれ、また掛金に対する公費負担も低額に押えられている実情にあります。

幸い政府におかれては、福祉優先政策の中であってこれらの老後対策の一環として、各種年金制度の改善がなされつつある折、この議員共済年金についても掛金に対する公費負担の増額と給付額の大巾引き上げ並びに諸物価の値上がりに対応する給付額のスライド制の確立をはかられたい。

部会提出議案第2号

高速自動車道における救急体制の整備確立について

(東北部会提出)
説明担当 仙台市

わが国においてもようやく本格的なハイウエー時代を迎え、各高速自動車道は、北から南へ日本全道を縦断して着々と工事が進められ、全線回通又は一部開通もみられるところである。

しかるに、この開通に伴い予想される交通災害に対する日本道路公団等の救急体制は必ずしも万全とはいえないように仄聞しているが、各市における救急体制は財政基盤の弱体に加え、年々増高する医療経費のため危機に直面している現況である。

よって、高速道路における救急体制については、日本道路公団において自主救急体制を確立し沿線都市の財政を圧迫することのないよう特段の配慮をされるよう要望する。

部会提出議案第3号

地方財政充実に対する国の措置について

(中国部会提出)
説明担当 柳井市

今日の地方財政は、行政需要の急激な増大にもかかわらずそれに見合う財源に乏しく、さらに税収の伸びの低下あるいは公債費の増高によって深刻な危機状態におちいろうとしている。政府は、この実態を深く認識され、国・地方間の税源再配分など地方行財政制度の抜本的改革を基本に、さしあたって次の諸点について緊急に措置されるように強く要望する。

記

- 1 地方財政第18条の趣旨にのっとり、現行国庫負担補助制度を再検討し、その算定の基礎基準額が必要かつ十分なものとなるよう一斉引き上げをはかり、地方自治体の「超過負担」を完全解消されたい。
なお、目下の重点施策である生活環境施設整備事業等の補助対象範囲の拡充及び補助率の引き上げについては、特に早急に措置されたい。
- 2 地方自治体の一般財源を強化するため、現行の地方交付率32%を少なくとも40%に引き上げること。
- 3 公共投資の拡大に伴う地方債の増改等に対処するため、これまでに累積されてきた地方債の元利償還については、元金償還の一時棚上げや利子補給の応急的措置を講ぜられるとともに、地方債に対する政府資金の比率を大幅に高めること。

部会提出議案第4号

地方交付税の投資的経費にかかる事業費補
正算入率の従前の率への復活について

(中国部会提出)
説明担当 鳥取市

昭和47年度から地方交付税の投資的経費にかかる事業費補正の算入率の引き下げによる地方債振替措置は、当然地方交付税として措置されるべきものであるので算入率を従前の率に復活されたい。

なお、地方債振替措置によって生ずる元利償還金相当額については国において元利補給等の措置を講じていただきたい。

部会提出案第5号

超過負担の解消と原材料不足による公共事
業の遅延対策について

(四国部会提出)
説明担当 今治市

地方公共団体の設置する学校、保育所、住宅などの公共施設にかかる超過負担の解消については長年にわたり要望を続けてきたところであり、国はこれにこたえて昭和48年度に急増校舎等の補助率をはじめ、補助単価も引き上げを行なうなど一定の改善をはかったところである。

しかし、これら工事に要する資材等の最近の急騰はすさまじく、超過負担がさらに加重されるようなゆゆしい事態に逢着している。

加えて、最近セメントなど原材料が予想以上に不足し、そのため災害復旧事業をはじめとする各種建設事業は大巾にその工期が遅延し、公共団体は建設事業の消化が著しく困難となり、これが対策に日夜苦しんでおるのが各市の現状と思われる。

よって国におかれては公共施設の整備促進のため、すみやかに実態に即した補助単価に改定し超過負担の解消をはかるとともに、民間業界に対し、セメントなどの需要と供給のバランスを調整した生産体制を指導せられるよう強く要望する。

部会提出議案第6号

公共建設事業に対する補助施設等の緊急財政措置について

(北海道部会提出)
説明担当 網走市

最近における建設資材、人件費の高騰は異常に激しいものがあり、公営住宅、小中学校校舎等の建築費は、現在、昨年比して最低4割増という異常な上昇率を示しているが、これに対し、国の補助単価は1割内外の増額にとどまっている。

このため、市町村における公共建設事業計画に著しく支障を来し、これが遂行のためには、大巾な財政負担を強いられ、逼迫する地方財政に一層の拍車をかける状況にある。

よって、国におかれては、下記事項について適正なる措置を速やかに講じられるよう強く要望する。特に、積雪寒冷地帯における建設工事期間を充分勘案され、追加財政措置を緊急に講じられたい。

記

- 1 補助基準単価を引き上げること。
- 2 起債枠を大巾に拡大するとともに起債充当率を引き上げること。
- 3 地方交付税算入率を引き上げること。

部会提出議案第7号

自治体病院に対する財政措置等について

(北海道部会提出)
説明担当 赤平市

国民がひとしく、いつ何処においても、よりよい医療が受けられるように医療の供給体制を整備することは、国民の福祉にとって最も基本的かつ重要な問題であり、その責任は国が負うべきものと考えるところである。

しかしながら、現状約1千の自治体病院は、地域住民自らが自らの健康を守るために設立したものであり、またこの自治体病院は、その開設者管理者をはじめ関係者の努力にもかかわらず、年々財政的にも医療体制の上でも悪化を来し、重大な危機に直面しているのが実態である。

このように、いま全国の自治体病院は過密、過疎地域を問わず、良心的な医療業務に徹すれば

記

1. 上水道水源施設整備費に対する国庫補助対象範囲を拡大し、補助立の大幅な引き上げをはかり、これを制度的に安定させるよう法制化すること。
2. 上水道事業に対する起債枠を大幅に拡充すること。
3. 工業用水道事業面の先行投資について、国の大幅な財政援助をはかること。
4. 水源の開発は、河川総合開発計画に基づき国費をもってダム計画を促進し、原水の供給をはかること。
5. 公害の恐れあるものに対しては、事前に規制することができるよう速やかに水源保護に関する法律を制定すること。
6. 農業用慣行水利権については、一地方団体での解決は困難であるので、国において積極的な調整をはかること。

部会提出議案第11号

国民健康保険事業の健全財政確保に関する
要望について

(東海部会提出)
説明担当 名張市

国民健康保険事業は、年々医療費の増加等によりその運営は困難となっており、他会計からの繰り入れ、保険税(料)の引き上げ等を余儀なくされている。

よって、国保財政健全化のため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 全国同一基準に基づく標準保険税(料)制度を設定するとともに、その不足分は全額国庫負担とすること。
2. 低所得者に対しては、軽減の基準を引き上げるとともに、保険税軽減交付金を財制調整公付金の枠外とすること。
3. 事務費を実費全額国庫負担とすること。

部会提出議案第12号

国民健康保険事業運営助成について

(近畿部会提出)
説明担当 御所市

医療費は、逐年増嵩を来とし、これに対応して保険税(料)の引き上げを実施せざるを得ない実状にあるが、被保険者は零細所得者が大部分をしめ、負担能力は限界に達している現状にあり加えて老人医療の無料化実施に伴い国民健康保険への波及により極めて基盤の弱体を国民健康保険財政は窮迫の極に達し、社会保障制度の中核をなし住民の健康と福祉を守り、民生の安定を願う健全な運営に地方自治体は苦悩を続ける姿が現実である。

この際、医療保険制度の抜本的な改善を行ない、地方自治体の悩みを一挙に解消し得る次の諸点の制度化を強く要望する。

記

1. 事務費の全額国庫負担、特に税調定ならびに徴収向上に要する経費および適正給付に要する経費の国庫負担
2. 老人医療化の無料化に伴い波及する経費の全額国庫負担
3. 療養費ならびに療養諸費の国庫負担の増額
4. 保健婦設置に要する経費の国庫負担の増額

部会提出議案第13号

国民健康保険事業に対する財政措置の拡充
強化等について

(四国部会提出)
説明担当 鳴門市

最近における医療費の急激な増加に加えて、本年1月1日から実施された老人医療費の無料化制度による国保医療費への波及的影響が予想され、国保財政は困窮におちいり、高齢、低所得者層の多い被保険者への負担もはき限度に達している現況であります。

よって、国においては、本制度が住民の健康管理と福祉増進に奇与すべき重要施策であるので次の事項について格段の措置を講じられるように要望します。

記

老人医療費は、総合的老人福祉政策であるので、全額国の負担により、保険制度から切り離し独立した制度として実施せられるよう検討されたい。

なを、現時点においては、

- (1) 療養給付費国庫負担率の引き上げ並びに財政調整交付金の増額をはかられたい。
- (2) 老人医療無料化による保険料（税）への波及分については、すべて国の負担において措置されたい。
- (3) 事務費については、全額国庫負担とされたい。
- (4) 被保険者の葬祭費について、国庫補助制度を確立されたい。

部会提出議案第14号

国民健康保険の国庫負担金の増額について

(九州部会提出)
説明担当 久留米市

各地方自治体における国民健康保険事業は、相次ぐ医療費の直上げと療養給付費の急増により、極度の財政的ひっばくを受け、憂慮すべき現状である。

加えて、老人医療無料化の実施により国保財政への波及は極わめて著しく、また年々の保険税（料）引き上げをもってしても被保険者の大半が低所得段層のため負担能力は限界に達しているので、国保財政は破綻の危機に直面している。

よって、本制度の抜本的改善をはかり、次の事項について、すみやかに措置を講ぜられるよう要望する。

記

1. 老人医療対象者は、総合的老人福祉政策の一環として、国保被保険者より除外し、別途国において措置するよう制度並び施設の確立を図られたい。
2. 当面の措置として無料化による保険税（料）への波及については、全額国の負担において措置されたい。
3. 療養給付費に対する、40%の負担率を引き上げるとともに、事務費負担金は実質経費を全額国において負担されたい。
4. 頻発する交通事故等に対する国保での取り扱い件数が増加の一途にある今日、保険財政の上

から、あるいは被害者保護の立場からも煩雑な内容をもつ第三者行為については、積極的に取り組んでいるところであるが、本取り扱いに対する国の事務費補助は、極わめて不明確である。

よって第三者行為に対する事務費補助を明確にし、大幅な負担措置を講ぜられたい。

5. 保健婦補助金に対する基準額を引き上げるほか、国庫補助率を $\frac{1}{2}$ に引き上げられたい。

部会提出議案第15号

保育内容の改善充実について

(北信越部会提出)
説明担当 勝山市

乳幼児に対する保育や教育は、国の将来をかけたものであって、きわめて重要でしかもむずかしく、一日としてゆるがせにはならない。

しかるに今日の保育所の実態は、かんじんの保育のにない手である保母の労働を見るに、年次休暇はいうに及ばず、休憩時間さえとれないという過酷な面がうかがわれ、これは反面事故の危険性にも連なることで寒心にたえない。

このように保母の犠牲に近いような状況のもとにおいて日日の保育をなされているよって、児童の発育段階に応じた養護と教育の機能を果たすことはとうてい不可能と思われる。

よってこれが改善充実をはかるため、下記事項についてすみやかに善処されるよう要望する。

記

- 1 一定の期準を定め、予備保母の設置を制度化されたい。
- 2 保母の受持定数を次のように改定されたい。

児童年齢	現行定数	改定要望定数
0～1歳	6対1	4対1
2歳	6対1	5対1
3歳	20対1	15対1
4歳以上	30対1	25対1

部会提出議案第16号

コミュニテイプラント（地域し尿処理施設）
建設費の国庫補助金・起債の増額について

（東海部会提出）
説明担当 伊東市

本施設は、下水道計画区域外の環境整備に不可欠なものであるが、建設には用地買収費、施設建設費、配管工事費等莫大な費用を要し、国庫補助期本額ではとうてい建設することはできないので、国庫補助金・起債の増額を要望する。

部会提出議案第17号

産業廃棄物の処理対策とごみ・し尿処理事業
に対する国の財政援助強化について

（四国部会提出）
説明担当 丸亀市

近時、産業の急速な発展と国民所得の増大に伴う生活水準の向上、あるいは土地再開発の進展などの結果、各種の廃棄物が大量に生じ、その種類も生産や生活などの構造の変革に伴って複雑多様化している現状である。

そして、特に産業廃棄物の排出が急増する反面、市町村の処理能力がこれに伴わないまま、河川、空地、公共の場所へ不法投棄され、環境汚染の一因となっている。

また、ごみ、し尿の処理施設の建設にあたっては、当該地域住民の納得を得ることが難事中の難事であり、終局的には多額の経費を必要とする当該地域の開発的事業あるいは補償を行なうことにおいてようやく理解が得られるのが実情であり、建設に要する直接並びに間接的経費は膨大となるのが実情である。

よって、国は、この産業廃棄物の広域処理並びにごみ、し尿の処理対策として特段の措置を早急に講ぜられるよう次のとおり強く要望する。

記

1. 産業廃棄物の広域処理について、総合的な処理対策を早急に講ぜられたい。
2. 処理施設の建設基準額を実情に即した額に改正されたい。
3. し尿処理施設補助率現行3分の1を3分の2に改正されたい。

4. じんかい処理施設補助率現行4分の1を2分1に改正されたい。
5. 施設設置地域の条件につき事業費に対し相当額の財政措置を講ぜられたい。

部会提出議案第18号

義務教育施設関係補助金の引き上げと養護教諭配置基準の改善並びにこれに伴う財政措置について

(関東部会提出)
説明担当 保谷市

教育行政の重要性から各地方自治体では、義務教育施設の整備は他の施設に優先して実施せざるを得ない。

しかるに、義務教育施設の整備は膨大な事業費を要し、しかも、これに対する財源措置が必しも十分でないこと等の理由からいわゆる「超過負担」を生じ各市の財政を著しく圧迫している実状である。

一方小中学校の養護教諭は、文部省の養護教諭配置基準により、小学校の場合児童850人に1人、中学校の場合生徒1,050人に1人の割合で児童生徒の少ない学校には配置できない実情にある。児童生徒の少ない学校においても、養護教諭の活動は必要で、医療機関の遠いこれらの学校をもつ地方公共団体ではやむを得ず、乏しい財源の中から養護婦を雇傭し、これを補っているのが実情である。これらの養護婦は、保健婦、看護婦等の資格を持つ者も、もたない者もあり更に養護婦が2校以上を兼務しているところもあり、その実体は地方公共団体によって区々である。以上のことは、国の画一的な養護教諭配置基準がうみ出した矛盾でありこのような不規則な勤務は、ひとしく教育を受ける権利を少なからず妨げているものと思される。

これらの対策として、次の事項について速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 用地取得費に対する補助は0.5の足切り調整率を減額せず3分の1を全額交付すること。
2. 学校新增築国庫補助基準面積及び単価はそれぞれ48年度の1.0%増に引き上げる。
3. 義務教育の全校に対し全額国費で養護教諭を速やかに配置すること。

部会提出議案第19号

義務教育施設用地の取得造成にかかる地方
債元利償還金の需要額算入について

(近畿部会提出)
説明担当 洲本市

新たに制度化された児童生徒急増市町村に対する義務教育施設用地の取得費にかかる地方債元利償還金の需要額算入は30%である。

しかしながら、膨大な地方負担額を必要とする当該事業の救済措置としては、あまりにも対象枠が僅少であり、かつ急増都市に限定されているので、この際、国におかれては全地方公共団体をその対象とし、取得費と増成費を合わせた地方債にかかる元利償還金の60%以上を基準財政需要額の事業費補正に算入する制度に改正されをよりに強く要望する。

部会提出議案第20号

文教施策の充実について

(九州部会提出)
説明担当 中津市

人間形成の基礎となる幼児教育、次代を背負う少年の教育の重要性は今さら言うまでもない。地方自治体においても、住民の要望にこたえ教育の振興、近代化のために努力を続けているところである。

さて、校舎の増改築については、義務教育諸学校施設費国庫負担法により国もその一部を負担する制度とはなっているもの下記のように事情にそぐわない点もあり、地方自治体はいわゆる超過負担を強いられ、この増高は著しく地方財政を圧迫し、文教施策の振興を阻害する大きな要因となっている。

よって国においては下記事項をすみやかに改善されるよう強く要望する。

記

1. 義務教育諸学校の施設の増改築については、施設基準の大幅な改定並びに国庫負担率及び基準単価の引き上げを早急に実施すること。
2. 学校図書館法による司書教諭の設置に関する特例条項を廃止するよう法の改正を行なうこと。
3. 義務教育諸学校における養護教諭並びに事務職員の定数増をはかるとともに、給与について

は十分の財政措置をすること。

4. 幼稚園教諭の給与を小中学校教諭と同様の国庫負担とすること。

部会提出議案第21号

社会教育主事の設置増強について

(東海部会提出)
説明担当 岐阜市

社会教育法第2条は、学校教育活動を除く青少年及び成人に対する組織的な教育活動であると定義づけ、この活動を推進するための人として同法第9条で社会教育主事の設置及び職務を規定し、その任務の重要性を述べています。

また、昭和46年4月社会教育審議会は、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」として、特にこの点について力説し、市町村の人口規模に対応する社会教育主事を置くことを強調し、これに要する財源を保障するため地方交付税の拡充強化を文部大臣に答申しています。

しかし現状は、地方公共団体財政負担過重のため、必要数の社会教育主事の設置はきわめて困難であります。

したがって、その増強策として、下記の点の実現を特に強く要望いたします。

記、

1. 国及び県の負担による社会教育主事の派遣
2. 社会教育主事設置に対する国及び県の補助
3. 社会教育主事に対する地方交付税の増強

部会提出議案第22号

私学振興のため国の助成金増額について

(北信越部会提出)
説明担当 加茂市

私立学校法人は、国、公立学校と比べて公費による負担、助成に著しい格差があり、父母負担にいたっては、1対10という大きなもので、私学は財政上困難なため教育施設の取得または改善

および保護者負担の軽減に大きな支障をきたしている現状であります。

よって、国におかれては、私学に対する助成金の大幅な増額をするとともに「私立学校法人特別助成」等の立法措置をすみやかに実現され、国公、私学がともに均衡する公費負担のもとに、日本の学校教育の正常なる発展充実に、それぞれの使命が達成できるよう強く要望する。

部会提出議案第23号

土地改良事業に対する財政援助措置の強化 について

(東北部会提出)
説明担当 上山市

新しい農業の動きに対応し、総合的な水利事業及びほ場整備事業等土地改良事業の実施は、わが国農業の近代化を図るうえにおいて必須の事業であり、これに期待すること甚大なものがある。

しかしながら、これら各種事業は莫大な投資額を要することから事業の推進が阻害される実情である。

よって、国は土地改良事業の円滑な推進を図るため、次のような財政援助措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 国営水利事業及び大規模ほ場整備事業にかかわる補助率を国、県あわせて90%まで引き上げられたい。
2. 大規模ほ場整備事業の完全実施推進のためには、昭和49年度以降も休耕奨励補助金を交付存続する制度化を図られたい。
3. 土地改良事業における一般農林公庫資金の利率を5%以下に引き下げられたい。

部会提出議案第24号

自然環境保全に関する要望について

(関東部会提出)
説明担当 市川市

自然環境の保全は、いまや各都市共通の課題となっており、就中残り少ない山林等に対しては適正な保護を加えることなどにより緑地を保全することが急務となっている。然しながら現状は合法的な範囲内での開発行為による自然環境の破壊の度合が著しく、これに対する制度上の規制措置がないため、これを阻止することができ得ない実情にある。

よって、国においては、自然環境保全の見地から下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 自然環境保全の面から緑地として保存価値の極わめて高い山林について、地方公共団体が買い上げ又は助成するものに対しては、その財源について特別なる援助措置を講ずること。
2. 相続税における山林の評価は都市部において極わめて高く、ために山林を処分することによってその支払に充てる傾向にあるところからも、地方公共団体の緑化施策に協力する山林所有者の相続に対しては、その軽減法について特別措置を講ずること。

部会提出議案第25号

公共建設事業用資材等の需給調整と価格安定について

(九州部会提出)
説明担当 八代市

最近、土地に引き続く、木材、セメント等建設資材や大豆、羊毛等生活必需品の供給不足と価格高騰は、災害復旧事業等地域住民の生活保全に直接的かつ不可欠な公共事業の著しい遅延や特に、米、綿米の買い占めなどにみられる商品投機の過熱化を来すなど、国民の日常生活に多大の不安と混乱を招来せしめている。

よって政府は、これら建設資材をはじめ、生活必需物価の適時適確な需給調整と、抜本的な物価対策をはかるため、投機抑制に関する緊急措置法を制定する等により、国民生活の安定と福祉

なおお許しをいただき、本席をおかりいたしまして、一言、お詫びと御礼を申し上げます。

私、昨年末突然病気に倒れましてはからずも入院いたし、療養のため、長期間にわたり欠席のやむなきに至りました。このため3月定例市議会に出席できず、大変ご迷惑をおかけいたしました。議員皆様方の深いご理解とご協力をいただき、48年度予算のご承認を得ましたことはまことに感謝にたえない shades でございまして、衷心より御礼申し上げる shades でございます。

ありがとうございました。今後ともよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、終わりに当たり、ただ今永年議員として全国議長会より表彰を受けられました池辺議員さん並びに藤原議員さんには、長年にわたり地方自治進展にご尽力を賜りましたご苦勞に対し深く敬意を表しますとともに、今回の受賞を心からお祝い申し上げ今後一層のご活躍をお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつに代えさせていただきます。

○

○ 議長（松尾千代一君） 市長のあいさつが終わりました。

おはかりいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決議に基づき、本日より23日までの5日間と決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日より23日までの5日間と決定いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） それではこれより日程審議に入ります。日程第一より日程第10までは、いずれも監査報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第11号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年2月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年3月28日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年3月28日
2. 検査の対象 昭和48年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合し
たところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、2月末日における収支の状況は別表のとおりである。

現 金 〇

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	123,084,181	116,284,181		
特 別 会 計	國 保 事 業	20,301,847	20,001,847	
	土 地 区 画 整 理 事 業	8,751	8,751	
基 金	用 品 調 達	1,105,729	659,951	445,778
	同 和 更 生 資 金 貸 付	15,222,416	15,222,416	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	659,029	659,029	
特別才入才出外現金		75,599,838	5,464,716	
才入才出外現金		732,675	732,675	
府 税		19,604,620	19,604,620	
住 宅 敷 金		468,184	559,737	3,243,742
合 計		267,595,012	234,974,454	445,778
				3,243,742

保 管 方 法

昭和48年2月28日現在(単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 約 金	
	5,000,000		800,000 1,000,000	
			300,000	
20,718,998	233,677			大阪公37 233,217 大阪 24,223 460
		878,363		
20,718,998	5,233,677	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,570,152,000	1,214,787,348	△ 553,413 79,983,131
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	
地 方 交 付 税	1,096,138,000	1,033,320,000	221,410,000
分担金及負担金	40,511,000	33,902,460	3,293,000
使用料及手数料	51,082,000	34,432,846	△ 140 3,465,905
国 庫 支 出 金	1,273,659,000	295,146,360	604,307,833
府 支 出 金	1,291,334,000	110,094,760	763,383,5
財 産 収 入	246,627,000	142,828,884	300,422,74
寄 附 金	156,061,000	45,247,171	40,000
繰 入 金	70,600,000	70,000,000	
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	
諸 収 入	521,575,000	97,751,943	△ 424 18,111,921
市 債	1,444,010,000	416,347,000	
自動車取得税交付金	51,000,000	3,776,200	
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	
地 方 譲 与 税	22,000,000	10,999,000	
合 計	8,077,736,000	3,785,747,718	△ 553,977 225,141,849

調

書

昭和48年2月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
計			
1,294,217,066		275,934,934	82.42
11,778,000		0	100.00
1,055,461,000		40,677,000	96.28
371,954,600		3,315,540	91.81
378,986,110		13,183,389	74.19
355,577,143		91,808,185	27.91
117,728,595		1,173,605,405	9.11
172,900,118		73,726,882	28,960 70.10
45,287,171		110,773,829	29.01
70,000,000		600,000	99.15
222,262,946	140,946		100.00
115,834,480		405,740,520	△28,960 22.20
416,347,000		1,027,663,000	28.83
377,620,000		13,238,000	74.04
90,870,000		0	100.00
1,099,900,000		11,001,000	49.99
4,010,335,590		4,067,400,410	49.64

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	82,802,000	66,541,468	△11,636 5,454,803
総 務 費	963,766,000	787,287,615	△ 52,331 35,814,392
民 生 費	1,548,315,000	994,349,379	△523,403 99,354,593
衛 生 費	524,659,000	377,761,049	△ 15,012 14,175,007
労 働 費	43,466,000	35,668,499	△198,515 2,639,093
農 林 水 産 業 費	120,988,000	43,003,380	646,3432
商 工 費	93,736,000	66,773,335	△ 3,780 1,965,120
土 木 費	2,296,638,000	583,444,365	△ 6,583 61,103,596
消 防 費	378,324,000	263,015,777	△ 16,427 9,430,527
教 育 費	1,469,698,000	965,695,949	△219,524 670,520,14
公 債 費	414,069,000	211,046,433	29,205,865
諸 支 出 金	92,900,000	0	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	43,375,000	7,907,268	1,555,436
合 計	8,077,736,000	4,402,494,517	△1,147,211 334,213,878

調

書

昭和48年2月28日現在

額	予 算 残 高	予算に対する
計		支 出 割 合
71,884,635	10,917,365	86.81
823,049,676	140,716,324	85.39
1,093,180,569	455,134,431	70.60
391,921,044	132,737,956	74.70
38,109,077	5,356,923	87.67
49,466,812	7,152,188	40.88
68,734,675	25,001,325	73.32
644,541,378	1,652,096,622	28.06
272,429,877	105,894,123	72.00
1,032,528,439	437,169,561	70.25
240,252,298	173,816,702	58.02
0	9,290,000	
0	5,000,000	
9,462,704	33,912,296	21.81
4,735,561,184	3,342,174,816	58.62

監査報告第12号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年3月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年3月28日
2. 検査の対象 昭和48年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、2月末日における収支の状況は別表のとおりである。

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 2 月 2 8 日 現在

借		方		勘 定 科 目		貸		方	
残	高	合	計	本	月	計	本	月	計
						資 産 の 部			
65,464,783		65,465,383				地 物	600		
95,681,773		95,681,773				構 築 物			
1,563,267,993		1,572,186,993				機 械 及 装 置	8,919,000		
18,431,973		18,916,473				水 器	4,845,000		
4,887,762		4,401,232		40,985		車 輛 及 運 搬 具	13,470		
5,858,753		5,858,753				工 具 器 具 及 備 品			
17,932,927		17,932,927				建 設 費 勘 定	87,337,673		
18,853,186		1,061,929,959		1,690,354		水 利			
610,000		610,000				電 話 加 入 権			
41,200		41,200				現 金			
20,000		20,000				管 道 預 金	5,997,412		1,241,188,101
7,635,769		1,317,545,710		4,548,236		当 座 預 金	5,997,412		1,155,168,892
		1,155,168,892		5,997,412		未 収 金	3,289,118		4,247,863,111
7,032,836		495,169,147		3,631,734		貯 蓄 金	5,180,465		8,892,336
3,598,166		1,249,050,29		7,614,808		仮 払 金			
						投 資 有 価 証 券			
41,900		41,900				借 地 権			
300,000		300,000		300,000		保 管 有 価 証 券			
1,300,000		1,300,000				短 期 貸 付 金			
100,400,000		100,400,000				負 債 の 部			
						未 払 金	7,614,808		1,473,112,89
		1,442,730,39		8,017,898		未 払 費 用			3,038,250
						一 時 借 入 金			5,030,000,000
		3,000,000,000				前 受 金	3,907,000		5,526,458
		2,754,280				預 り 担 保 有 価 証 券	1,973,411		2,721,730
		3,001,341,4		2,297,411					4,826,664
									1,300,000
									1,300,000

	270,947.4		減価償却引当金	161,317,627	158,608,153
			繰越引当金	628,960	628,960
			資本の部		
			自己資本	118,703,235	118,703,235
	25,368,394	50,650.00	借入資本	125,966,439.7	123,430,100.3
			資本剰余金	800,000	599,924,383
	46301.007		利益剰余金		
			費用の部		
			原水及浄水費		
160,201,181	160,201,181	12,688,002	配水及給水費		
55,230,414	55,230,414	324,273.5	受託工事費		
31,437,220	31,437,220	280,211.1	業務費		
37,662,486	37,662,486	1,880,917	総係費		
25,796,224	25,796,224		減価償却費		
			資産減耗費		
5,930,532	5,930,532	9,964,171	支払利息及企業債取掛諸費		
			雑支出		
69,416,550	69,416,550	3,516,145	その他の営業費用		
80,450	80,450		過年度損益修正		
			収益の部		
	552,970	40,210	給水収益	362,157,774	430,856,700
			備償金		
			受託工事収益	213,168	435,628,90
			その他の営業収益	489,497	752,891,53
			受取利息	911,803	257,658,4
			雑収益	47,300	23,480,714
			固定資産売却益		
			過年度損益修正	20,150	20,150
			正		
2,936,265,155	72,640,629.83	21,651,663.7	合計	72,640,629.83	2,936,265,155

2月分予算執行報告書 甲

(収入)

昭和48年2月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業収益	632,724,000	44,161,317	575,766,041	569,579,59
1. 営業収益	607,780,000	43,202,214	549,708,748	58,071,257
1. 給水収益	466,780,000	36,175,564	430,856,700	35,923,300
2. 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3. 受託工事収益	35,000,000	2,131,680	43,562,890	△ 8,562,890
4. その他の営業収益	101,000,000	4,894,970	75,289,153	25,710,847
2. 営業外収益	24,944,000	959,103	26,057,298	△ 1,113,298
1. 受取利息	2,000,000	911,803	2,576,584	△ 576,584
2. 雑収益	22,944,000	47,300	23,480,714	△ 536,714

① 資本的収入	583,056,000	800,000	231,445,226	351,610,774
1. 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
1. 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
2. 工事負担金	170,000,000	800,000	220,390,700	△50,390,700
1. 工事負担金	170,000,000	800,000	220,390,700	△50,390,700
3. 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1. 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
4. 固定資産 売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
1. 固定資産 売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
収入合計	1,215,780,000	4,496,1317	807,211,267	408,568,733

2月分予算執行報告書 乙

(支出)

昭和48年2月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 高
		2 月	計	
① 水道事業費用	598,408,000	34,094,081	439,374,607	159,033,393
1. 営業費用	495,571,000	24,129,910	379,744,075	116,826,925
1. 原水及浄水費	184,949,000	12,688,002	160,201,181	24,747,819
2. 配水及給水費	67,297,000	3,242,735	55,230,414	12,066,586
3. 受託工事費	35,000,000	0	31,437,220	3,562,780
4. 業務費	44,633,000	2,802,111	37,662,486	6,970,514
5. 総務費	28,855,000	1,880,917	25,796,224	3,058,776
6. 減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
7. 資産減耗費	780,000	0	0	780,000
8. その他の営業費用	100,000,000	3,516,145	69,416,550	30,583,450
2. 営業外費用	102,737,000	9,964,171	59,630,532	43,106,468
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000	9,964,171	59,630,532	43,096,468
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本的支出				
1. 建設改良費	597,071,236	2,678,396	242,012,686	355,058,550
1. 事務費	59,748,236	1,761,396	216,649,292	343,098,944
2. 擴張工事費	800,000	522,305	732,8956	671,044
3. 改良工事費	355,798,651	1,359,300	84,794,274	270,999,377
4. 配管整備事業費	141,900,000	3,088,241	118,881,530	2741,8470
5. 營業設備費	30,000,000	0	0	30,000,000
6. 鶴山台水道施設改良費	15,974,000	409,850	10,644,532	5,329,468
2. 企業償還金	868,0585	0	0	868,0585
1. 企業償還金	373,230,000	5,065,000	25,363,394	11,959,606
1. 企業償還金	373,230,000	5,065,000	25,363,394	11,959,606
合 計	1,195,479,236	56,772,477	681,387,293	514,091,943

和泉市水道事業損益計算書 (2月分)

(昭和48年2月1日から昭和48年2月28日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	36,175,564円	
(2) 受託工事収益	2,131,680円	
(3) その他の営業収益	<u>4,894,970円</u>	43,202,214円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	12,688,002円	
(2) 配水及給水費	3,242,735円	
(3) 業務費	2,802,111円	
(4) 総務費	1,880,917円	
(5) その他の営業費用	<u>3,516,145円</u>	24,129,910円

営業利益 19,072,304円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	911,803円	
(2) 雑収益	<u>47,300円</u>	959,103円

当月分総利益 20,031,407円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>9,964,171円</u>	<u>9,964,171円</u>
----------------------	-------------------	-------------------

当月分純利益 10,067,236円

資 金 予 算 表

昭和48年3月10日

科 目		2月執行済額	3月予定額	4月予定額	5月予定額
前 月 繰 越 金		90,869,360 円	76,378 千円	0 千円	18,780 千円
収 入	営 業 収 益	39,687,236	45,000	9,000	37,000
	営 業 外 収 益	959,103	20,200	200	200
	前 年 度 未 収 金	88,820	1,982	42,000	10,000
	企 業 債	0	68,000	0	0
	工 事 負 担 金	800,000	4,311	58,000	20,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	0	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	19,200	0
	前 受 金	3,907,000	500	500	500
	貸 付 金	0	100,000	0	0
	計	45,442,159	240,493	129,400	68,200
支 出	営 業 費 用	19,359,295	49,500	47,000	47,000
	営 業 外 費 用	9,964,171	42,849	0	62
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	17,203,546	32,000	41,800	16,000
	貯 蔵 品	8,017,898	12,363	20,820	11,229
	企 業 債 償 還 金	5,065,000	12,959	0	939
	一 時 借 入 金 返 還	0	147,000	0	0
	預 り 金 返 還	324,000	500	500	500
	前 受 金	0	500	500	500
計	59,933,910	297,671	110,620	76,230	
収 支 差 引 額		76,377,609	19,200	18,780	10,750

1. 1950年10月1日
 2. 1950年10月1日
 3. 1950年10月1日
 4. 1950年10月1日
 5. 1950年10月1日
 6. 1950年10月1日
 7. 1950年10月1日
 8. 1950年10月1日
 9. 1950年10月1日
 10. 1950年10月1日
 11. 1950年10月1日
 12. 1950年10月1日
 13. 1950年10月1日
 14. 1950年10月1日
 15. 1950年10月1日
 16. 1950年10月1日
 17. 1950年10月1日
 18. 1950年10月1日
 19. 1950年10月1日
 20. 1950年10月1日
 21. 1950年10月1日
 22. 1950年10月1日
 23. 1950年10月1日
 24. 1950年10月1日
 25. 1950年10月1日
 26. 1950年10月1日
 27. 1950年10月1日
 28. 1950年10月1日
 29. 1950年10月1日
 30. 1950年10月1日
 31. 1950年10月1日
 32. 1950年10月1日
 33. 1950年10月1日
 34. 1950年10月1日
 35. 1950年10月1日
 36. 1950年10月1日
 37. 1950年10月1日
 38. 1950年10月1日
 39. 1950年10月1日
 40. 1950年10月1日
 41. 1950年10月1日
 42. 1950年10月1日
 43. 1950年10月1日
 44. 1950年10月1日
 45. 1950年10月1日
 46. 1950年10月1日
 47. 1950年10月1日
 48. 1950年10月1日
 49. 1950年10月1日
 50. 1950年10月1日
 51. 1950年10月1日
 52. 1950年10月1日
 53. 1950年10月1日
 54. 1950年10月1日
 55. 1950年10月1日
 56. 1950年10月1日
 57. 1950年10月1日
 58. 1950年10月1日
 59. 1950年10月1日
 60. 1950年10月1日
 61. 1950年10月1日
 62. 1950年10月1日
 63. 1950年10月1日
 64. 1950年10月1日
 65. 1950年10月1日
 66. 1950年10月1日
 67. 1950年10月1日
 68. 1950年10月1日
 69. 1950年10月1日
 70. 1950年10月1日
 71. 1950年10月1日
 72. 1950年10月1日
 73. 1950年10月1日
 74. 1950年10月1日
 75. 1950年10月1日
 76. 1950年10月1日
 77. 1950年10月1日
 78. 1950年10月1日
 79. 1950年10月1日
 80. 1950年10月1日
 81. 1950年10月1日
 82. 1950年10月1日
 83. 1950年10月1日
 84. 1950年10月1日
 85. 1950年10月1日
 86. 1950年10月1日
 87. 1950年10月1日
 88. 1950年10月1日
 89. 1950年10月1日
 90. 1950年10月1日
 91. 1950年10月1日
 92. 1950年10月1日
 93. 1950年10月1日
 94. 1950年10月1日
 95. 1950年10月1日
 96. 1950年10月1日
 97. 1950年10月1日
 98. 1950年10月1日
 99. 1950年10月1日
 100. 1950年10月1日

監査報告第13号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年3月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年3月28日
2. 検査の対象 昭和48年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、2月末日における収支の状況は別表のとおりである。

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 2 月 2 8 日 現 在

和 泉 市 立 病 院 事 業 會 計

借		方		貸				方	
残 高	累 計	合 計		動 定 科 目	当 月	累 計	当 月	累 計	残 高
		累 計	当 月						
				資 産 の 部					
				土 地					
15,932,950	15,932,950			建 物					
				構 築 物					
				車 輛					
3,845,120	3,845,120	521,300		機 械 及 備 品					
				有 価 証 券					
1,000,000	1,000,000			定 期 預 金					
11,254,908	7,055,708.62	48,498,647		普 通 預 金	45,860,883	694,315,944			
5,295,116.8	2,638,703.15	2,525,468.0		未 収 金	2,453,712.6	21,091,914.7			
30,071	130,945,098	11,623,340.		貯 蔵 品	1,163,785.0	130,915,027			
1,719,433	2,422,513	121,913		前 払 金		703,080			
				負 債 の 部					
				一 時 借 入 金	150,000,000	310,000,000			150,000,000
				未 払 金	1,162,334.0	13,680,944.6			45,479,335
				仮 受 金		62,478,140			27,000,000
				預 り 金	2,911,650	3,461,035.9			1,498,920
				予 納 金	185,000	302,000			500,000
924,102	924,102			固 定 負 債					

80,113,532	80,118,532	5,963,772	46年度未払金			
			資本の部			
			自己資本			
			借入		18,107,000	18,107,000
3,710,793	3,710,793	663,371	繰越欠損金			
			収益の部			
			入院収益	160,933,428	177,128,484	177,128,484
			外来収益	13,686,964	14,147,689	14,147,689
			その他医業収益	1,035,695	1,534,749	1,534,749
			受取利息配当金	253,234	748,501	748,501
			他会計補助金		31,893,000	31,893,000
			患者外給食収益	228,085	226,124	226,124
			その他医業外収益	48,631	477,769	477,769
			費用の部			
			給与			
229,977,641	229,977,641	1,784,743	料			
136,356,584	136,356,584	1,276,074	経			
42,144,442	42,144,442	2,946,742	減価償却費			
			資産減耗費			
1,037,230	1,037,230	44,760	研究修費			
23,186,671	23,186,671	2,510,836	支店利用及び企業債取扱諸費			
3,921,252	3,921,252	338,992	患者外給食材料費			
608,105,897	1,967,398,785	1,431,018,885	合計	1,431,018,885	1,967,398,785	608,105,897

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和48年2月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
病院事業収益	396,588,000	31,346,037	365,520,642	31,067,358
1 医業収益	357,762,000	30,816,087	330,140,127	27,621,873
イ. 入院収益	181,113,000	16,093,428	177,128,484	398,4516
ロ. 外来収益	164,450,000	13,686,964	141,476,894	22,973,106
ハ. その他医業収益	12,199,000	1,035,695	11,534,749	664,251
2 医業外収益	38,826,000	5,299,50	35,380,515	3,445,485
イ. 受取利息配当金	854,000	258,234	748,501	105,499
ロ. 他会計補助金	34,746,000		31,893,000	2,853,000
ハ. 患者外給食収益	2,767,000	228,085	2,261,245	505,755
ニ. その他医業外収益	459,000	48,631	477,769	△ 18,769
病院事業費用	506,987,000	36,449,509	436,623,820	70,363,180
イ. 医業費用	472,257,000	33,599,681	409,515,897	62,741,103
イ. 給与費	254,708,000	17,847,431	229,977,641	24,730,359

口. 材	料	費	152,391,000	12,760,748	136,356,584	16,034,416
八. 經		費	50,221,000	2,946,742	42,144,442	8,076,558
二. 減	價	却	12,721,000			12,721,000
ホ. 資	産	減	516,000			516,000
ハ. 研	究	研	1,700,000	44,760	1,037,230	662,770
2. 医	業	外	34,430,000	2,849,828	2,710,7923	7,322,077
1. 交	私	利	30,107,000	2,510,836	23,186,671	6,920,329
口. 患	者	外	4323,000	338,992	3,921,252	401,748
3. 予	備	費	300,000			300,000
資	本	的				
他	會	計	19,454,000		18,107,000	1,347,000
資	本	的	32,175,000	1,184,671	24,412,965	7,762,035
1. 建	設	改	25,883,000	521,300	19,778,070	6,104,930
1. 建	設	費	15,932,950		15,932,950	0
口. 機	械	備	9,950,050	521,300	3,845,120	6,104,930
2. 企	業	債	3,711,000	663,371	3,710,793	207
3. 看	護	婦	1,234,000		924,102	309,898
4. 投		資	1,347,000			1,347,000

2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和48年2月28日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	16098,428		177,128,484
外 来 収 益	18686964		141,476,894
そ の 他 医 業 収 益	1085,695		11,534,749
計		30,816,087	330,140,127
2. 医 業 費 用			
給 与 費	17847,431		229,977,641
材 料 費	12760,748		136,356,584
経 費	2946,742		42,144,442
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	44,760		1,037,230
計		33,599,681	409,515,897
医 業 利 益		△ 2,783,594	△ 79,375,770

3. 医 業 外 収 益					
受取利息配当金	253,234			748,501	
他会計補助金				31,893,000	
患者外給食収益	228,085			2,261,245	
その他医業外収益	48,631			477,769	
計		529,950			35,380,515
4. 医 業 外 費 用					
支払利息及び 企業債取扱諸費	2,510,836			23,186,671	
患者外給食材料費	338,992			3,921,252	
雑 損 失					
計		2,849,828			27,107,923
当 月 分 純 利 益			△ 5,103,472		
当 月 迄 の 純 利 益					△ 71,103,178
上記当月分収益中 健保未収金.....	25,254,680円				
上記当月分費用中 未 払 金.....	1,623,340円				

資 金 予 算 表

昭和48年2月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
収	事業収益	30,401,997円	30,000,000円	5,000,000円
	固定資産売却金			
	企業債			
	過年度未収金		17,895,000	24,000,000
	一時借入金	15,000,000	15,000,000	26,000,000
	預り金	2,911,650	3,200,000	3,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	185,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	48,498,647	66,295,000	292,200,000

支	事業費用	24,585,174	35,000,000	20,000,000
	建設改良費	521,300	1,000,000	
	企業債償還金	663,371	308,000	
	貯蔵品購入費	10,577,420	13,705,000	
	過年度未払金	5,963,772		18,000,000
	一時借入金返還			25,500,000
	預り金返付	3,207,933	3,000,000	3,200,000
	前払金	121,913		
	期間外費用			
	予納金返付	220,000	200,000	200,000
	仮受金返付			
	計	45,860,883	53,213,000	296,400,000
差	収支差引	2,637,764	13,082,000	△4,200,000
	前年度又は前月より繰越	9,617,144	12,254,908	25,336,908
引	翌年度又は翌月へ繰越	1,225,490.8	25,336,908	21,136,908

監査報告第14号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年4月26日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和48年4月26日
2. 検査の対象 昭和48年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、3月末日における収支の状況は別表のとおりである。

現金 〇

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	50,278,437	48,478,437		
特 別 会 計	国 保 事 業	59,913,015	59,613,015	
	土 地 区 画 整 理 事 業	6,277	6,277	
基 金	用 品 調 達	92,6447	668,439	268,008
	同 和 更 生 資 金 貸 付	14,809,601	14,809,601	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	659,026	659,026	
特別才入才出外現金	43,073,480	23,687,935		
才入才出外現金	9,433,398	9,433,398		
府 税	18,882,927	18,882,927		
住 宅 敷 金	4,685,842	568,737		3,243,742
合 計	202,668,450	176,797,792	268,008	3,243,742

保 管 方 法

昭和48年3月31日現在 (単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電話自動払 釣 銭	
			800,000 1,000,000	
			300,000	
17214393	2,171,152			大阪公 137 2,170,936 大阪 24,223 216
		878,363		
17214393	2,171,152	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,570,152,000	1,294,217,066	△ 362,668 148,208,909
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	
地 方 交 付 税	1,155,517,000	1,055,461,000	100,056,000
分 担 金 及 負 担 金	42,837,000	37,195,460	△ 21,000 3,657,400
使用料及手数料	50,257,000	37,898,611	△ 5,995 3,810,117
国 府 支 出 金	1,533,461,000	355,577,143	320,308,760
府 支 出 金	1,317,912,000	117,728,595	51,932,979
財 産 収 入	246,627,000	172,900,118	6,200
寄 附 金	154,961,000	45,287,171	17,673,745
繰 入 金	70,600,000	70,000,000	0
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	0
諸 収 入	521,626,000	115,834,480	△1,283,950 258,824,343
市 債	1,541,257,000	416,347,000	28,100,000
自動車取得税交付金	51,000,000	37,762,000	19,697,000
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	0
地 方 譲 与 税	22,000,000	10,999,000	0
合 計	8,521,194,000	4,010,335,590	△1,673,613 952,275,453

調 書

昭和48年3月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
1,442,063,307		128,088,693	91.84
11,778,000		0	100.00
1,155,517,000		0	100.00
4,083,1860		2,005,140	95.31
41,702,733		8,554,267	82.97
67,588,5903		85,757,5097	44.07
169,661,574		1,148,250,426	12.87
172,906,318		73,720,682	70.10
62,960,916		92,000,084	40.63
70,000,000		600,000	99.15
222,262,946	140,946		100.00
3,733,748,73		148,251,127	71.57
44,444,7000		1,096,810,000	28.83
57,459,000	6,459,000		12.66
9,087,000		0	100.00
1,099,9000		1,100,1000	49.99
49,609,374,80		3,560,256,570	58.21

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	83023,000	71884,635	7993,866
総 務 費	958,111,000	823,049,676	△ 36,011 60,329,209
民 生 費	1,523,277,000	1,093,180,569	△177,536 927,51,810
衛 生 費	565,552,000	391,921,044	△ 23,820 266,493,29
労 働 費	442,010,000	38,109,077	△130,315 2,652,866
農 林 水 産 業 費	113,949,000	49,466,812	7,528,821
商 工 費	73,796,000	68,734,675	3,372,880
土 木 費	2,699,993,000	644,541,378	471,841,472
消 防 費	382,836,000	272,429,877	△255,796 17,991,615
教 育 費	1,469,741,000	1,032,528,439	△ 89,216 118,616,003
公 債 費	414,069,000	240,252,298	112,038,889
諸 支 出 金	146,984,000	0	88,852,860
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	40,662,000	9,462,704	3,500,658
合 計	8,521,194,000	4,735,561,184	△71,2694 1,014,120,278

調

書

昭和48年3月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
79,878,501	31,444,999	96.21
88,334,287.4	74,768,126	92.19
1,185,754,843	337,522,157	77.84
418,546,553	147,005,447	74.00
40,631,628	35,693,372	91.92
56,995,633	56,953,367	50.01
72,107,555	1,688,445	97.71
1,116,382,850	1,583,610,150	41.34
290,165,696	92,670,304	75.79
1,151,055,226	318,685,774	78.31
352,291,187	61,777,813	85.08
88,852,860	58,131,140	60.45
0	5,000,000	
12,963,362	27,698,638	31.88
5,748,968,768	2,772,225,232	67.46

監査報告第16号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年4月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年4月26日
2. 検査の対象 昭和48年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、3月末日における収支の状況は別表のとおりである。

3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 48 年 3 月 31 日 現在

借 残 高	合 計	方		勘 定 科 目	貸		方 高
		本 月 計	計		本 月 計	計	
				資 産 の 部			
				土 地		600	
65,464,783	65,465,383			建 物	390,304	390,304	
9,529,146	95,681,773			構 築 物	1,685,050	1,060,405	
561,582,943	157,218,699			機 械 及 装 置	3,298,163	8,148,163	
181,021,574	189,164,737			量 水 器	224,490	359,190	
4,445,635	4,481,575	803,250		車 輛 及 運 搬 具			
585,895	5,858,753			工 具 器 具 及 備 品	3,779,580	3,779,580	
141,533,47	17,982,927			建 設 仮 勘 定	1,987,765	875,364,538	
242,854,638	1,118,219,176	562,892,17		水 利 権	50,000	50,000	
560,000	610,000			電 話 加 入 権			
4,200	41,200			現 金			
20,000	20,000			普 通 預 金	271,765,659	1,512,953,760	
3,386,146	15,468,15,220	229,269,510		当 座 預 金	271,765,659	1,426,934,551	
898,550,67	560,732,603	65,563,456		未 収 品	460,912,25	470,877,536	
320,79,900	1,29,294,139	438,9110		貯 蔵 金	8,290,879	97,214,239	
				仮 払 金			
41,9000	419,000			投 資 有 価 証 券			
300,000	300,000			借 地 権			
1,300,000	1,300,000			保 管 有 価 証 券			
	100,140,000			短 期 貸 付 金	100,140,000	100,140,000	
				負 債 の 部			
	150,538,109	6,265,070		未 払 金	35,763,959	183,075,248	32,537,139
				未 払 賃 用 金			
	50,300,000	203,000,000		一 時 借 入 金		50,300,000	
	29,990,800	2,448,000		前 受 金	28,161,180	83,425,710	53,434,910
	32,808,739	2,795,325		預 り 金	2,939,125	46,205,789	13,397,050
				預 り 担 保 有 価 証 券		1,300,000	1,300,000

	7664,408	495,493.4	減価償却引当金	54,091,695	215,409,322	207,744,914
			退職給与引当金	2,000,000	2,628,960	2,628,960
			資本の部			
			自己資本金	118,703,235		118,703,235
	3,730,578.6	1,194,239.2	借入資本金	138,366,439.7	1,346,358,611	
	15,290,000	15,290,000	資本剰余金	8,325,000	608,249,383	692,959,383
	4,630,100.7		利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水費			
	1,797,818.25	1,953,064.4	配水及給水費			
	75,071,819	1,984,140.5	受託工事費			
	31,586,980	1,497,760	業務費			
	42,190,911	45,284,225	総係	40,762	40,762	
	31,683,523	59,288,061	減価償却費			
	54,141,695	54,141,695	資産減耗費			
	42,805,515	42,805,515	支払利息及企業債取扱諸費			
	94,113,460	34,482,928	雑支出			
			その他の営業費用	810	810	
	75,786,918	6,371,178	過年度の損益修正			
	115,590	35,140				
			収益の部			
			給水収益	342,630,655	465,672,735	465,113,815
	558,920	5,950	種別	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	950,3180	950,8180	受託工事収益	149,760	437,12650	342,09470
			その他の営業収益	737,4175	82,663,328	82,663,328
			受取利息	1,991,499	4,568,083	4,568,083
			雑収益	5,000	23,485,714	23,485,714
			固定資産売却却益		20,150	20,150
			過年度の損益修正			
			他会計補助金	20,000,000	200,000,000	200,000,000
	300,414,476.2	8,297,637,787	合計	1,033,574,804	8,297,637,787	300,412,476.2

甲 舊 報 告 執 行 算 予 分 月 3 8

在 現 日 3 1 月 8 年 4 8 和 昭

(收 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額			予 算 残 額
		8 月	累 計	計	
① 水道事業収益	654,939,000	59,274,369	635,040,410	19,898,590	
1. 営業収益	609,995,000	37,277,870	586,986,613	23,008,387	
1. 給水収益	466,780,000	34,257,115	465,113,815	1,666,185	
2. 備償金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	
3. 受託工事収益	37,215,000	△ 9,353,420	34,209,470	3,005,530	
4. その他の営業収益	101,000,000	7,374,175	82,663,328	18,336,672	
2. 営業外収益	44,944,000	21,996,499	48,053,797	△ 3,109,797	
1. 受取利息	2,000,000	1,991,499	4,568,083	△ 2,568,083	
2. 雑収益	22,944,000	5,000	23,485,714	541,714	
3. 他会計補助金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	

① 資本的収入	464,166,000	117,035,000	348,480,226	115,685,774
1. 企業債	240,000,000	124,000,000	124,000,000	116,000,000
1. 企業債	240,000,000	124,000,000	124,000,000	116,000,000
2. 工事負担金	210,000,000	△10,075,000	210,315,700	△815,700
1. 工事負担金	210,000,000	△10,075,000	210,315,700	△815,700
3. 補助金	3,110,000	3,110,000	3,110,000	0
1. 府補助金	3,110,000	3,110,000	3,110,000	0
4. 固定資産売却代金	1,056,000	0	1,054,526	1,474
1. 固定資産売却代金	1,056,000	0	1,054,526	1,474
収入合計	1,119,105,000	176,309,369	983,620,636	135,584,364

3 月分予算執行報告書 乙

昭和48年3月31日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業費用	625,167,000	149,213,039	588,587,646	36,579,354
1. 営業費用	530,230,000	114,730,111	494,474,186	85,755,814
1. 原水及浄水費	182,885,000	19,530,644	179,731,825	3,153,175
2. 配水及給水費	76,121,000	19,841,405	75,071,819	1,049,181
3. 受託工事費	37,215,000	149,760	31,586,980	5,628,020
4. 業務費	42,520,000	4,528,425	42,190,911	329,089
5. 総係費	32,208,000	5,887,299	31,683,523	524,477
6. 減価償却費	54,994,000	54,141,695	54,141,695	852,305
7. 資産減耗費	4,287,000	4,280,515	4,280,515	6,485
8. その他の営業費用	100,000,000	6,370,368	75,786,918	24,213,082
2. 営業外費用	94,887,000	84,482,928	94,113,460	723,540
1. 支払利息及 企業債取投諸費	94,887,000	84,482,928	94,113,460	713,540
2. 雑支出	10,000	10	0	10,000

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本的支出				
1. 建設改良費	457,653,236	66,901,154	308,913,840	148,739,396
1. 建設改良費	420,330,236	54,958,762	271,608,054	148,722,182
1. 事務費	8,000,000	266,617	7,595,573	404,427
2. 擴張工事費	215,793,651	27,333,000	112,127,274	103,666,377
3. 改良工事費	144,154,000	26,701,835	140,583,365	3570,635
4. 配水管整備事業費	32,400,000	0	0	32,400,000
5. 營業設備費	1,130,200	65,7310	1,130,1842	158
6. 鶴山台水道改良費	8,680,585	0	0	8,680,585
2. 企業債償還金	373,230,000	11,942,392	373,05,786	17,214
1. 企業債償還金	373,230,000	11,942,392	373,05,786	17,214
支出合計	1,082,820,236	216,114,193	897,501,486	185,318,750

和泉市水道事業損益計算書（3月分）

（昭和48年3月1日から昭和48年3月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	34,257,115円	
(2) 補償金	5,000,000円	
(3) 受託工事収益	△9,353,420円	
(4) その他の営業収益	<u>7,374,175円</u>	37,277,870円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	19,530,644円	
(2) 配水及給水費	19,841,405円	
(3) 受託工事費	1,497,600円	
(4) 業務費	4,528,425円	
(5) 総係費	5,887,299円	
(6) 減価償却費	5,414,169円	
(7) 資産減耗費	4,280,515円	
(8) その他の営業費用	<u>6,370,368円</u>	114,730,111円

営業損失 77,452,241円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	1,991,499円	
(2) 雑収益	5,000円	
(3) 他会計補助金	<u>2,000,000円</u>	21,996,499円

当月分総損失 55,455,742円

4. 営業外費用

(1) 支私利息及 企業債取扱諸費	<u>34,482,928円</u>	<u>34,482,928円</u>
----------------------	--------------------	--------------------

当月分純損失 89,938,670円

資 金 予 算 表

昭和48年4月10日

科 目 \ 月 次		3月執行済額	4月予定額	5月予定額	6月予定額
前 月 繰 越 金		76,377,609 ^円	千円 0	千円 17,880	千円 15,060
収 入	営 業 収 益	51,177,825	9,000	39,000	48,000
	営 業 外 収 益	5,3913	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	253,460	42,000	13,000	5,000
	企 業 債	66,000,000	0	0	0
	工 事 負 担 金	4,925,000	38,000	30,000	35,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	616,600	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	33,881	0	0
	前 受 金	3,712,000	500	500	500
	貸 付 金	100,140,000	0	0	0
	計	228,878,798	124,081	83,200	89,200
支 出	営 業 費 用	34,254,520	47,000	48,000	48,000
	営 業 外 費 用	34,482,928	0	62	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	35,350,217	38,801	20,619	24,260
	貯 蔵 品	6,265,070	19,400	15,400	12,500
	企 業 債 償 還 金	11,942,392	0	939	0
	一 時 借 入 金 返 還	147,000,000	0	0	0
	預 り 金 返 還	472,800	500	500	500
	前 受 金	1,607,020	500	500	500
	計	271,374,947	106,201	86,020	85,760
収 支 差 引 額		33,881,460	17,880	15,060	18,500

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

監査報告第16号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年度4月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年5月31日

検査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年5月31日
2. 検査の対象 昭和47年度4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した
ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	4,960,937,430	△ 6,992,902 513,298,213	5,467,242,741	5,748,968,768	△ 10,806,920 439,419,006	
才 入 才 出 外 現 金	332,020,512	54,709,450	386,729,962	322,587,114	17,360,091	
特別才入才出外現金	1,557,683,805	139,415,665	1,697,099,470	1,533,995,870	140,884,620	
府 税	264,362,095	28,562,923	292,925,018	245,479,168	32,616,746	
特 別 会 計	国民健康保険	672,146,559	△ 2,433,978 57,201,853	726,914,434	612,233,544	△ 188,576 57,324,997
	土地区画整理事業	1	0	1	11,688,949	0
合 計	7,787,150,402	△ 9,426,880 763,188,104	8,570,911,626	8,474,948,413	△ 10,995,496 687,605,460	
基 金	用品調達					
	同資和更生貸付	24,781,834	806,030	25,587,864	9,972,233	334,301
	財政調整					
	土地開発	150,236,945	49,295,687	199,532,632	149,577,919	6,450,066
合 計	175,018,779	50,101,717	225,120,496	159,550,152	6,784,367	

算 書

昭和48年4月30日現在 (単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
6,177,580,854	△ 710,338,113	801,000,000	△ 61,690,225	28,971,662	
339,947,205	46,782,757			46,782,757	
1,674,880,490	22,218,980			22,218,980	
278,095,914	14,829,104			14,829,104	
669,369,965	57,544,469		△ 3,000,000	54,544,469	
11,683,949	△ 11,683,948		11,690,225	6,277	
9,161,558,377	△ 580,646,751	801,000,000	△ 53,000,000	167,353,249	
10,306,534	15,281,330			15,281,330	
156,027,985	43,504,647			43,504,647	
166,334,519	58,785,977			58,785,977	

現 金 の

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	28,971,662	27,171,662		
特 別 会 計	国 保 事 業	5,454,469	5,454,469	
	土 地 区 画 整 理 事 業	6,277	6,277	
基 金	用 品 調 達			
	同 資 金 和 更 貸 生 付	15,281,330	15,281,330	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	43,504,647	43,504,647	
特別才入才出外現金	7,636,264	22,218,980		
才入才出外現金	4,678,275	4,678,275		
府 税	1,482,910	1,482,910		
住 宅 敷 金	4,694,542	5,724,37		3,243,742
合 計	28,497,742	22,491,663		3,243,742

保 管 方 法

昭和48年4月30日現在(単位 円)

記				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払	
			釣 銭	
			800,000 1,000,000	
52,840,917	1,302,743			大阪公 137 1, 302, 181 大阪 24, 223
		878,363		
52,840,917	1,302,743	878,363	1,800,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,570,152,000	1,442,063,307	△ 5,641,545 105,253,000
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	0
地 方 交 付 税	1,155,517,000	1,155,517,000	0
分担金及負担金	4,283,700	4,083,186	36,775
使用料及手数料	50,257,000	41,702,733	△ 5,451,700 1,775,542
国庫支出金	1,533,461,000	675,885,903	1,965,773,31
府 支 出 金	1,317,912,000	1,696,615,74	31,755,881
財 産 収 入	24,662,700	172,906,318	記 72,425 352,106
寄 附 金	154,961,000	62,960,916	1,245,000
繰 入 金	7,060,000	7,000,000	0
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	0
諸 収 入	521,626,000	373,374,873	記△72,425△806,187 157,200,578
市 債	1,541,257,000	444,447,000	11,520,000
自動車取得税交付金	51,000,000	5,745,900	0
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	0
地 方 譲 与 税	22,000,000	1,099,900	7,582,000
合 計	8,521,194,000	4,960,937,430	△ 6,992,902 513,298,213

調 査

昭和48年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,541,674,762		28,477,238	98.18
11,778,000		0	100.00
1,155,517,000		0	100.00
40,868,635		1,968,365	95.40
42,933,105		7,323,895	85.42
87,246,324		660,997,766	56.89
201,417,455		1,116,494,545	15.28
173,330,849		73,296,151	70.28
64,205,916		90,755,084	41.43
70,000,000		600,000	99.15
222,262,946	140,946		100.06
529,696,839	8,070,839		101.54
455,967,000		1,085,290,000	29.58
57,459,000	6,459,000		112.66
9,087,000		0	100.00
18,581,000		3,419,000	84.45
5,467,242,741		3,053,951,259	64.16

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	83,023,000	79,878,501	1,000,052
総 務 費	958,111,000	883,342,874	△ 191,935 12,499,462
民 生 費	1,523,277,000	1,185,754,843	△ 299,282 90,821,603
衛 生 費	565,552,000	418,546,553	△ 140,573 46,236,395
勞 働 費	442,010,000	40,631,628	△ 117,609 1,852,039
農 林 水 産 業 費	113,949,000	56,995,633	△ 13,550 6,310,391
商 工 費	73,796,000	72,107,555	80,554
土 木 費	2,699,993,000	1,116,382,850	△ 1,000,000 138,205,180
消 防 費	382,836,000	290,165,696	△ 1,724 49,419,945
教 育 費	1,469,741,000	1,151,055,226	△ 42,247 40,076,782
公 債 費	414,069,000	352,291,187	46,344,742
諸 支 出 金	146,984,000	88,852,860	40,000,000
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	40,662,000	12,963,362	2,571,861
合 計	8,521,194,000	5,748,968,768	△ 1,806,920 439,419,006

調

書

昭和48年4月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
80,878,553	21,444,447	97.41
895,650,401	62,460,599	93.48
1,276,277,164	246,999,836	83.78
464,642,375	100,909,625	82.15
42,366,058	1,834,942	95.84
63,292,474	50,656,526	55.54
72,188,109	1,607,891	97.82
1,244,588,030	1,455,404,970	46.09
339,583,917	43,252,083	88.70
1,191,089,761	278,651,239	81.04
398,635,929	15,433,071	96.27
92,852,860	541,311,400	63.17
0	5,000,000	
15,535,223	25,126,777	38.20
6,177,580,854	2,343,613,146	72.49

監査報告第17号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度4月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年5月31日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年5月31日
2. 検査の対象 昭和48年度4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した
ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 入 支 計

区 分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		349,109,122	349,109,122		△ 31,695 335,069,005
才 入 才 出 外 現 金					
特 別 才 入 才 出 外 現 金					
府 税		311,416	311,416		0
特 別 会 計	國 民 健 康 保 險	17,009,013	17,009,013		3,730,303
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0		0
合 計		366,429,551	366,429,551		△ 31,695 338,799,308
基 金	用 品 調 達	926,447	926,447		0
	同 資 金 和 更 生 貨 付				
	財 政 調 整				
	土 地 開 発				
合 計		926,447	926,447		0

算 書

昭和48年4月30日現在(単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相 互 流 用		
355,037,310	14,071,812			14,071,812	
0	311,416			311,416	
3,730,303	13,278,710			13,278,710	
0	0			0	
338,767,613	27,661,938			27,661,938	
0	926,447			926,447	
0	926,447			926,447	

現金の

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		14,071,812	14,021,812		
特別会計	国保事業	13,278,710	12,678,710		
	土地区画整理事業	0	0		
基金	用品調達	926,447	663,439	263,008	
	同資和更生貸付				
	財政調整				
	土地開発				
特別才入才出外現金					
才入才出外現金					
府税		311,416	311,416		
住宅敷金					
合計		28,588,385	27,675,377	263,008	

保 管 方 法

昭和48年4月30日現在(単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
			50,000	
			600,000	
			650,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,925,829,000		3,081,784
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000		0
地 方 交 付 税	1,221,343,000		289,261,000
分 担 金 及 負 担 金	541,190,000		20,800
使用科及手数料	5,254,100		2,034,475
国 庫 支 出 金	1,621,116,000		0
府 支 出 金	775,446,000		0
財 産 収 入	158,194,000		4,229
寄 附 金	75,762,000		500,000
繰 入 金	400,000		0
繰 越 金			50,000,000
諸 収 入	55,468,500		4,206,834
市 債	1,451,167,000		0
自動車取得税交付金	570,000,000		0
交通安全対策特別交付金	9,000,000		0
地 方 譲 与 税	2,200,000		0
合 計	7,990,380,000		349,109,122

調

審

昭和48年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
3,081,784		1,922,747,216	0.16
0		11,778,000	
289,261,000		932,082,000	23.68
20,800		54,098,200	0.03
2,034,475		50,506,525	3.87
0		1,621,116,000	
0		775,446,000	
4,229		158,189,771	
500,000		75,262,000	0.65
0		400,000	
50,000,000	50,000,000		
4,206,834		550,478,166	0.75
0		1,451,167,000	
0		570,000,000	
0		9,000,000	
0		22,000,000	
349,109,122		764,270,878	4.36

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	87,456,000		5,238,237
総 務 費	912,009,000		73,811,037
民 生 費	1,805,676,000		△ 13,080 60,265,053
衛 生 費	499,347,000		59,109,266
勞 働 費	46,491,000		23,612,228
農 林 水 産 業 費	134,578,000		1,659,636
商 工 費	794,666,000		21,130,398
土 木 費	1,723,777,000		8,957,818
消 防 費	236,944,000		△ 15,465 7,251,575
教 育 費	1,806,015,000		△ 3,150 48,511,581
公 債 費	547,241,000		11,118,656
諸 支 出 金	88,900,000		88,852,860
予 備 費	5,000,000		0
災 害 復 旧 費	17,480,000		
合 計	7,990,380,000		△ 31,695 335,069,005

調

書

昭和48年4月30日現在

額	予 算 残 額	予算に対する 支 出 割 合
計		
5,238,237	82,217,763	5.98
7,381,037	838,197,963	8.09
60,251,973	1,745,424,027	3.33
5,910,926	493,436,074	1.18
2,361,228	441,297,722	5.07
1,659,636	132,918,364	1.23
21,130,398	58,335,602	26.59
8,957,818	1,714,819,182	0.51
7,236,110	229,707,890	3.05
48,508,431	1,757,506,569	2.68
11,118,656	536,122,344	2.03
88,528,600	47,140	99.94
0	5,000,000	
0	17,480,000	
33,503,731.0	7,655,342,690	4.19

監査報告第18号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の期定により、下記のとおり報告する。

昭和48年5月31日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年5月31日
2. 検査の対象 昭和48年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

・ 尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

4月分月次合計残高試算表

昭和48年4月30日現在

残	借			貸			高
	高	計	本月計	勘定科目	本月計	合計	
				資産			
65,464,783		65,464,783		土地			
95,291,469		95,291,469		建物			
1,561,582,943		1,561,582,943		構築物			
181,021,574		181,021,574		機械及装置			
4,458,5535		4,458,5535	129,150	量水			
62,637,53		62,637,53	405,000	車輛及運搬器具			
1,415,3347		1,415,3347		工具器具及備品			
2,596,922,68		2,596,922,68	16,837,625	建設仮勘定			
560,000		560,000		水利			
41,200		41,200		電話加入			
210,000		210,000	190,000	現金			
677,77910		11,957,2018	85,710,558	普通預金	51,794,108	51,794,108	
72,229,667		51,794,108	51,794,108	当座預金	51,794,108	51,794,108	
81,261,975		130,545,051	40,688,9984	未収	58,315,384	58,315,384	
		3,989,4810	781,4910	貯蔵品	8,632,835	8,632,835	
				仮払			
21,9000		41,9000		投資有価証券	200,000	200,000	
				前払			
80,0000		30,0000		借地			
1,300,0000		1,300,0000		保管有価証券			
				負債			
		1,535,1579	1,535,1579	未払	781,4910	4,035,2049	25,000,470
				未払費用			
				一時借入			
		2,482,4180	2,482,4180	前受	1,738,800	5,516,8710	30,344,530
		2,848,153	2,848,153	預り	2,756,6353	1,615,3403	1,331,0250
				預り担保有価証券	1,300,0000	1,300,0000	1,300,0000

				減価償却引当金				207744914	207744914
				退職給与引当金				2628960	2628960
				資本の部					
				自己資本				118703235	118703235
				借入資本				1346358611	1346358611
				資本剰余金			31090000	624049383	624049383
				利益剰余金				56317	56317
				費用の部					
				原水及浄水費		11348571			
				配水及給水費		2708176			
				受託工事費					
				業務費		2493387			
				総務費		2378100			
				減価償却費					
				資産減耗費					
				支払利息及企業債取扱諸費					
				雑支出					
				その他の営業費用		7764955			
				過年度の損益修正					
				収益の部					
				給水収益			40578614		40578614
				補償金					
				受託工事収益			9866100		9866100
				その他の営業収益			6608340		6608340
				受取利息			322314		322314
				雑収益			1771570		1771570
				固定資産売却益					
				過年度の損益修正					
				合計		273278436		2642398955	2428643608

甲 報告書 執行算分月 4

(収入)

現在 30日 4年 8和

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	59,146,938	59,146,938	673,647,062
1 営業収益	627,794,000	57,053,054	57,053,054	670,740,946
1 給水収益	537,294,000	40,578,614	40,578,614	496,715,386
2 受託工事収益	27,000,000	9,866,100	9,866,100	17,133,900
3 その他の営業収益	63,500,000	6,608,340	6,608,340	56,891,660
2 営業外収益	5,000,000	2,093,884	2,093,884	2,906,116
1 受取利息	2,000,000	322,314	322,314	1,677,686
2 雑収益	3,000,000	1,771,570	1,771,570	1,228,430

① 資本的収入	600,500,000	31,090,000	31,090,000	569,410,000
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
2. 負担金	450,000	0	0	450,000
1. 他会計負担金	450,000	0	0	450,000
3. 工事負担金	140,000,000	31,090,000	31,090,000	1,089,100,000
1. 工事負担金	140,000,000	31,090,000	31,090,000	1,089,100,000
収入合計	1,233,294,000	90,236,938	90,236,938	1,143,057,062

4月分予算執行報告書 乙

昭和48年4月30日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業費用	631,686,000	266,881,89	266,881,89	604,997,811
1 營業費用	512,537,000	266,881,89	266,881,89	485,848,811
1. 原水及浄水費	209,598,000	113,485,71	113,485,71	198,249,429
2. 配水及給水費	68,859,000	2,703,176	2,703,176	66,155,824
3. 受託工事費	27,000,000	0	0	27,000,000
4. 業務費	52,764,000	2,493,387	2,493,387	50,270,613
5. 総係費	40,114,000	2,378,100	2,378,100	3,773,590
6. 減価償却費	54,142,000	0	0	54,142,000
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の營業費用	60,000,000	7,764,955	7,764,955	52,235,045
2. 營業外費用	119,049,000	0	0	119,049,000
1. 支取私利私欲及企業債取扱諸費	119,039,000	0	0	119,039,000
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本的支出				
1. 建設改良費	589,025,000	1,737,775	1,737,775	571,653,225
1. 建設改良費	550,300,000	1,737,775	1,737,775	532,928,225
1. 事務費	9,400,000	464,219	464,219	8,935,781
2. 擴張工事費	421,200,000	8,359,000	8,359,000	412,841,000
3. 改良工事費	60,000,000	1,735,406	1,735,406	58,264,594
4. 配水管整備事業費	49,300,000	6,279,000	6,279,000	43,021,000
5. 營業設備費	10,400,000	584,150	584,150	9,815,850
2. 企業償債還金	38,725,000	0	0	38,725,000
1. 企業償債還金	38,725,000	0	0	38,725,000
支出合計	1,220,711,000	4,405,9964	4,405,9964	1,176,651,036

和泉市水道事業損益計算書（4月分）

（昭和48年4月1日から昭和48年4月30日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	40,578,614円	
(2) 受託工事収益	9,866,100円	
(3) その他の営業収益	<u>6,608,340円</u>	57,053,054円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	11,348,571円	
(2) 配水及給水費	2,703,176円	
(3) 業務費	2,493,387円	
(4) 総係費	2,378,100円	
(5) その他の営業費用	<u>7,764,955円</u>	<u>26,688,189円</u>

営業利益 30,364,865円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	322,314円	
(2) 雑収益	<u>1,771,570円</u>	<u>2,093,884円</u>

当月分総利益 32,458,749円

当月分純利益 32,458,749円

資 金 予 算 表

昭和48年5月10日

科 目		4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
前 月 繰 越 金		円	千円 67,988	千円 18,770	千円 14,780
入	営 業 収 益	8,294,990	36,000	44,000	51,000
	営 業 外 収 益	1,819,884	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	5,693,428.4	16,461	10,974	5,486
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	16,090,000	20,000	35,000	25,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	637,600	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	3,388,746.0	0	0	0
	前 受 金	1,733,800	500	500	500
	投 資 有 価 証 券	200,000	0	0	0
	計	11,959,201.8	73,661	91,174	82,686
出	営 業 費 用	1,818,450.4	48,000	66,000	49,000
	営 業 外 費 用	0	62	0	0
	前年度未払費用及未払金	8,321,599	8,340	5,560	2,779
	建 設 改 良 費	1,724,262.5	43,026	14,500	16,100
	貯 蔵 品	7,029,980	21,512	8,104	12,007
	企 業 債 償 還 金	0	939	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	0
	預 り 金 返 還	825,400	500	500	500
	前 受 金	0	500	500	500
計	51,604,108	122,879	95,164	80,886	
収 支 差 引 額		67,987,910	18,770	14,780	16,580

監査報告第19号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年5月31日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年5月31日
2. 検査の対象 昭和48年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、3月末日における収支の状況は別表のとおりである。

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和48年3月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
病院事業収益	39,658,800.00	35,658,906	40,117,954.8	△ 4,591,548
1. 医療収益	35,776,200.00	32,099,525	36,223,965.2	△ 4,477,652
イ. 入院収益	18,111,300.00	16,567,711	19,869,619.6	△ 1,258,195
ロ. 外来収益	16,445,000.00	14,040,116	15,551,701.0	8,932,990
ハ. その他医療収益	1,219,900.00	1,491,698	13,026,447	△ 827,447
2. 医療外収益	38,826,000.00	3,559,381	38,939,896	△ 113,896
イ. 受取利息配当金	854,000	35,716	784,217	69,783
ロ. 他会計補助金	34,746,000	2,853,000	34,746,000	0
ハ. 患者外給食収益	2,767,000	485,510	2,746,755	20,245
ニ. その他医療外収益	459,000	185,155	662,924	△ 203,924
病院事業費用	50,698,700.00	66,934,793	50,355,861.3	3,428,387
1. 医療費用	47,225,700.00	60,465,542	46,998,143.9	2,275,561
イ. 給与費	25,470,800.00	24,671,777	25,464,941.8	58,582
ロ. 材料費	15,707,000.00	13,758,796	15,011,538.0	1,591,620

八、經 費	50,221,000	7,648,963	49,793,405	4,275,955
二、減 價 值 却 費	13,405,000	13,404,156	13,404,156	844
ホ、資 産 減 耗 費	516,000	483,120	483,120	32,880
ハ、研 究 研 修 費	1,700,000	498,730	1,535,960	164,040
2. 医 業 外 費 用	34,430,000	6,469,251	33,577,174	852,826
1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	29,897,000	5,904,492	29,091,163	805,837
ロ、患 者 外 給 食 材 料 費	4,323,000	354,759	4,276,011	46,989
ハ、雑 損 失	210,000	210,000	210,000	0
3. 予 備 費	300,000			300,000
資 本 的 収 入				
他 会 計 出 資 金	19,454,000	1,347,000	19,454,000	0
資 本 的 支 出	32,175,000	5,456,278	29,869,243	2,305,757
1. 建 設 改 良 費	25,883,000	3,840,300	23,618,370	2,264,630
1. 建 設 費	15,933,000		15,932,950	50
ロ、機 械 備 品 購 入 費	9,950,000	3,840,300	7,685,420	2,264,580
2. 企 業 債 償 還 金	3,711,000		3,710,793	207
3. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,234,000	308,034	1,232,136	1,864
4. 投 資	1,347,000	1,307,944	1,307,944	39,056

3 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

昭和 48 年 3 月 31 日

科 目	当 月		累 計
	自	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	1,656,771.1		1,936,961.95
外 来 收 益	1,404,011.6		1,555,170.10
そ の 他 医 業 收 益	1,491,698		1,302,644.7
計		3,209,952.5	3,622,339.652
2. 医 業 費 用			
給 与 費	2,467,177.7		2,546,494.18
材 料 費	1,375,879.6		1,501,153.80
経 費	764,896.3		497,934.05
減 価 償 却 費	1,340,415.6		1,340,415.6
資 産 減 耗 費	483,120		483,120
研 究 研 修 費	498,730		1,535,960
計		60,465,542	469,981,439
医 業 利 益		△28,366,017	△107,741,787

3. 医業外収益				
受取利息配当金	35,716		784,217	
他会計補助金	2,853,000		34,746,000	
患者外給食収益	485,510		2,746,755	
その他医業外収益	185,155		662,924	
計		3,569,381		38,939,896
4. 医業外費用				
支払利息及び 企業債取扱諸費	5,904,492		29,091,163	
患者外給食材料費	354,759		4,276,011	
雑損失	210,000		210,000	
計		6,469,251		33,577,174
当月分純利益		△31,275,887		
当月迄の純利益				△10,237,906

上記当月分収益中 健保未収金……………25,175,197円

上記当月分費用中 未払金……………17,059,411円

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

昭和48年3月末

区分	科 目	3月の執行済額	4月予定	5月予定
収	事業収益	35,603,241円	4,457,000円	6,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度末収金	181,836	25,169,000	23,000,000
	一時借入金	24,000,000	270,000,000	
	預り金	3,625,497	3,386,000	3,000,000
	他会計繰入金	1,347,000		
	前払金戻入	900,000		
	期間外収益			
	予納金	245,000	175,000	200,000
入	仮受金	17,895,843		
	合 計	299,798,417	303,187,000	32,200,000

支	事業費用	3,350,706.8	28,112,000	18,000,000
	建設改良費	1,421,100		
	企業債償還金			
	貯蔵品購入費	13,711,995		
	過年度未払金		17,942,000	12,082,000
	一時借入金返還	225,000,000	255,000,000	
	預り金還付	2,808,322	2,642,000	3,000,000
	前払金	1,072,940		
	期間外費用			
	予納金還付	245,000	155,000	200,000
	仮受金還付			
出	合計	277,766,425	303,851,000	33,282,000
	収支差引	2,031,992	△664,000	△1,082,000
	前年度又は前月より繰越	1,225,490.8	34,286,900	33,622,900
	翌年度又は翌月へ繰越	34,286,900	33,622,900	32,540,900

監査報告第20号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年4月分和泉市立病院企業出納員抜
の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年5月31日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年5月31日
2. 検査の対象 昭和48年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業方法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、4月末日における収支の状況は別表のとおりである。

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 4 月 2 8 日 現 在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

残 高	借		勘 定 科 目	貸			方 高
	累 計	当 月		合 計	当 月	累 計	
			資 産 の 部				
			土 地				
			建 物				
			構 築 物				
			車 輛				
			機 械 及 備 品				
			有 価 証 券				
			投 資 金				
			減 価 償 却 引 当 金				
			普 通 預 金	304,186,658	13,345,836	304,850,889	13,345,836
			未 収 金	26,709,286	24,295	24,295	
			貯 蔵 品	1,305,494	130,669,499	130,669,499	
			前 払 金	968,813			
			定 期 預 金	410,000	1,000,000	1,000,000	
			47 年 度 未 収 金	75,729,710	25,169,336	25,169,336	
			負 債 の 部				
			一 時 借 入 金	255,000,000			
			未 払 金				
			仮 受 り 金				
			預 り 納 金	264,2106	5,462,112	5,462,112	2,820,006
			予 定 負 債	155,000	175,000	105,1,000	896,000
			47 年 度 未 払 金	1,794,1611			22,794,515
			預 り 共 済 基 金				34,388,804
						310,000,000	310,000,000
						13,054,940	13,054,940
						3,386,162	2,820,006
						175,000	896,000
						22,794,515	22,794,515
						52,280,415	34,388,804
						310,000,000	310,000,000

				資本の部				
				自己資本			114,143,711	114,143,711
				借入資本			20,260,240	20,260,240
				繰越欠損				
238,926,714	238,926,714							
				収益の部				
				入院収益		16,784,946	16,784,946	16,784,946
				外来収益		13,570,922	13,570,922	13,570,922
				その他医療収益		719,165	719,165	719,165
				受取利息配当金				
				他会計補助金				
				患者外給食収益		1,800	1,800	1,800
				その他医療外収益		54,318	54,318	54,318
				費用の部				
				給与		22,831,396	22,831,396	22,831,396
				材料		12,707,177	12,707,177	12,707,177
				経費		2,693,372	2,693,372	2,693,372
				減価償却費				
				資産減耗費				
				研究修費		74,380	74,380	74,380
				支払利息及企業債取扱諸費		341,024	341,024	341,024
				患者外給食材料費		359,772	359,772	359,772
748,228,023	1,368,078,209	661,858,722	661,858,722	合計		1,368,078,209	1,368,078,209	748,228,023

4 月分予算執行報告書

和泉市立病院事業会計

昭和48年4月28日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
病院事業収益	394,005,000	31,131,151		362,873,849
1 医療業収益	357,425,000	31,075,033		326,349,967
1. 入院収益	179,888,000	16,784,946		163,103,054
2. 外来収益	165,350,000	13,570,922		151,779,078
3. その他医療収益	12,187,000	719,165		11,467,835
2 医療外収益	36,580,000	56,118		36,523,882
1. 受取利息配当金	900,000			900,000
2. 他会計補助金	32,011,000			32,011,000
3. 患者外給食収益	3,206,000	1,800		3,204,200
4. その他医療外収益	463,000	54,318		408,682
病院事業費用	558,126,000	390,071,221		519,118,779
1 医療業費用	512,592,000	383,063,225		474,285,675
1. 給与	292,168,000	228,313,996		269,336,604
2. 材料	147,958,000	12,707,177		135,250,823

八、經	費	5,380,300	2,693,372	5,110,962.8
二、減	價 償 却 費	16,412,000		16,412,000
ホ、資	産 減 耗 費	1,000		1,000
ハ、研	究 研 修 費	2,250,000	74,380	2,175,620
2. 醫	業 外 費 用	45,234,000	700,796	44,533,204
1. 支	私 利 息 及 ひ 企 業 債 取 扱 諸 費	40,243,000	341,024	39,901,976
ロ、患	者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	359,772	4,631,228
3. 予	備 費	300,000		300,000
資	本 的 收 入			
他	會 計 出 資 金	22,189,000		22,189,000
資	本 的 支 出	22,189,000		22,189,000
1. 建	設 改 良 費	12,000,000		12,000,000
1. 建	設 費	4,000,000		4,000,000
ロ、機	械 備 品 購 入 費	8,000,000		8,000,000
2. 企	業 債 償 還 金	3,956,000		3,956,000
3. 看	護 婦 宿 舍 對 賦 金	1,233,000		1,233,000
4. 病	院 建 設 調 查 費	5,000,000		5,000,000

4. 月度月次損益計算書

和泉市立病院事業会計

昭和48年4月28日

科	目	当	月	累	計
1. 医業収益					
	入院収益	1,678,494.6			
	外来収益	1,357,092.2			
	その他医業収益	719,165			
	計		3,075,033		
2. 医業費用					
	給与	2,283,139.6			
	材料	1,270,717.7			
	経費	2,693,372			
	減価却費				
	資産減耗費				
	研究修費	74,380			
	計		3,830,632.5		
	医業利益		△ 723,189.2		

3. 医 業 外 収 益				
受取利息配当金				
他会計補助金				
患者外給食収益	1,800			
その他医業外収益	5,4318			
計		56,118		
4. 医 業 外 費 用				
支払利息及び				
企業債取扱諸費	341,024			
患者外給食材料費	359,772			
雑損失				
計		700,796		
当月分純利益		△ 7,875,970		
当月迄の純利益				
上記当月分収益中 健保未収金.....26,709,286円				
上記当月分費用中 未払金.....13,054,940円				

昭和48年4月末

和泉市立病院事業会計

資 金 予 算 表

区分	科 目	4月の執行済額	5 月 予 定	6 月 予 定
収	事業収益	4,456,160円	6,500,000円	30,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	25,169,336	23,000,000	
	一時借入金	270,000,000		
	預り金	3,386,162	2,600,000	3,000,000
	他会計繰入金			54,200,000
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	175,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	303,186,658	32,300,000	87,400,000

支	專業費用	2,601,217.2	2,200,000.0	50,000,000.0
	建設改良費			
	企業償債還金			308,000.0
	貯蔵品購入費			1,300,000.0
	過年度未払金	17,941,611.1	10,260,000.0	1,200,000.0
	一時借入金返還	255,000,000.0		40,000,000.0
	預り金還付	2,642,106.6	2,600,000.0	2,600,000.0
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	155,000.0	200,000.0	200,000.0
	仮受金還付			
	定期預金	3,100,000.0		
	合計	304,850,889.9	35,060,000.0	106,408,000.0
差	収支差引	△1,664,231.1	△2,760,000.0	△19,008,000.0
	前年度又は前月より繰越	34,286,900.0	32,622,669.9	29,862,669.9
引	翌年度又は翌月へ繰越	3,262,266.9	29,862,669.9	1,085,456.9

○ 議長（松尾千代一君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

○ （「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、監査報告第11号より第20号までの報告を終わります。

○

○ 議長（松尾千代一君） 日程第11「専決処分の承認を求めることについて（昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算〈第9号〉）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第2号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第9号）

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ26,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ7,343,126千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和48年3月31日専決

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.自動車取得税 交付金		51,000	1,789	52,789
	1.自動車取得 税交付金	51,000	1,789	52,789
8.使用料及手数料		50,257	△ 9,666	40,591
	1.使用料	41,572	△ 9,666	31,906
9.国庫支出金		1,226,153	△ 33,188	1,192,965
	2.国庫補助金	808,950	△ 33,188	775,762
10.府支出金		870,027	△ 46,611	823,416
	2.府補助金	818,832	△ 46,611	772,221
11.財産収入		246,627	△ 4,058	242,569
	2.財産売却収入	206,612	△ 4,058	202,554
13.繰入金		70,600	△ 70,000	600
	1.基金繰入金	70,600	△ 70,000	600
15.市債		1,264,140	187,934	1,452,074
	1.市債	1,264,140	187,934	1,452,074
歳入合計		7,316,926	26,200	7,343,126

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		958,111	12,000	970,111
	1 総務管理費	617,586	12,000	629,586
3 民 生 費		1,367,113	4,000	1,371,113
	1 社会福祉費	360,624	4,000	364,624
4 衛 生 費		483,665	△11,000	472,665
	2 清 掃 費	273,235	△11,000	262,235
9 消 防 費		271,215	1,000	272,215
	1 消 防 費	271,215	1,000	272,215
10 教 育 費		1,469,741	20,200	1,489,941
	2 小 学 校 費	818,398	12,800	831,198
	3 中 学 校 費	371,670	7,400	379,070
歳 出 合 計		7,316,926	26,200	7,343,126

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	北池田小学校屋内運動場 建設事業	3,302

起債の目的	補正前						補正後						
	限度額	起の方法	利率	償還の方法			限度額	起の方法	利率	償還の方法			
				償還期間	据置期間	償還方法				償還期間	据置期間	償還方法	
庁舎整備事業	千円 96,000	普通貸借 又 証券発行	年以内 8.0	年以内 2.5	年以内 2	半年賦、年賦元 利率等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	千円 60,000	普通貸借 又 証券発行	年以内 7.5	年以内 2.0	年以内 2	半年賦、年賦元 利率等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	償還期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還または低利に 借換えることが できる
庁舎敷地 拡張事業	96,000	同上	8.0	1.4	2	同上	93,000	同上	6.9	2.0	2	同上	同上
陸保 カレソ 用地取得事業	54,000	同上	6.5	2.0	2	同上	27,434	同上	6.5	1.2	5	同上	同上
公害対策事業							3,000	同上	6.5	1.0	0	同上	同上
(仮称) 旭保育園 建設事業	114,983	普通貸借 又 証券発行	6.5	2.5	2	半年賦、年賦元 利率等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	116,653	同上	7.5	2.0	5	同上	同上
保育所 整備事業							65,000	同上	6.5	1.5	0	同上	同上
空池児童遊園 整備事業	17,000	普通貸借 又 証券発行	6.5	2.5	2	半年賦、年賦元 利率等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	0						償還期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還または低利に 借換えることが できる
現城改善施設 整備事業	25,000	同上	6.5	2.5	2	同上	500	普通貸借 又 証券発行	6.5	1.2	2	半年賦、年賦元 利率等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	償還期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還または低利に 借換えることが できる
市田原園線 道路整備事業	53,000	同上	6.5	1.5	2	同上	58,000	同上	6.2	1.5	2	同上	同上



起債の目的	補 正 前						補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	債 選 の 方 法			限度額	起債の方法	利率	債 選 の 方 法			
				資金区分	償還期間	据置期間				償還期間	据置期間	資金区分	償還期間
阪和東側1号線整備事業	千円 43,400	普通貸借又は証券発行	年以内 6.5	府 1.5	年以内 2	半年賦、年賦元 利均等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	千円 46,900	普通貸借又は証券発行	年以内 6.8	府 1.2	年以内 2	半年賦、年賦元 利均等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	償還期間及び償還期限を短縮し もしくはは低利に 変更または低利に 借換えることが できる
街路和泉中央線整備事業	20,500	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	6.5	同上	2	同上	同上
黒島山公園整備事業	700	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	6.5	同上	2	同上	同上
街路和泉府中北通線整備事業	8,800	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	6.2	同上	2	同上	同上
浸水対策小田水路整備事業	2,400	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	7.5	同上	2	同上	同上
排水路整備事業	1,800	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	7.5	同上	2	同上	同上
松尾寺公園整備事業	3,000	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	7.5	同上	2	同上	同上
肥子池公園整備事業	15,000	同上	6.5	同上	2	同上	同上	同上	7.5	同上	2	同上	同上
開発事業									6.5	同上	2	同上	同上
東松尾川河川整備事業	13,000	普通貸借又は証券発行	6.5	府 2.5	2	半年賦、年賦元 利均等または当 初発行額の5% 以上半年賦償還	12,000	同上	6.5	同上	2	同上	同上
河川及水路整備事業							9,800	同上	6.5	同上	2	同上	同上



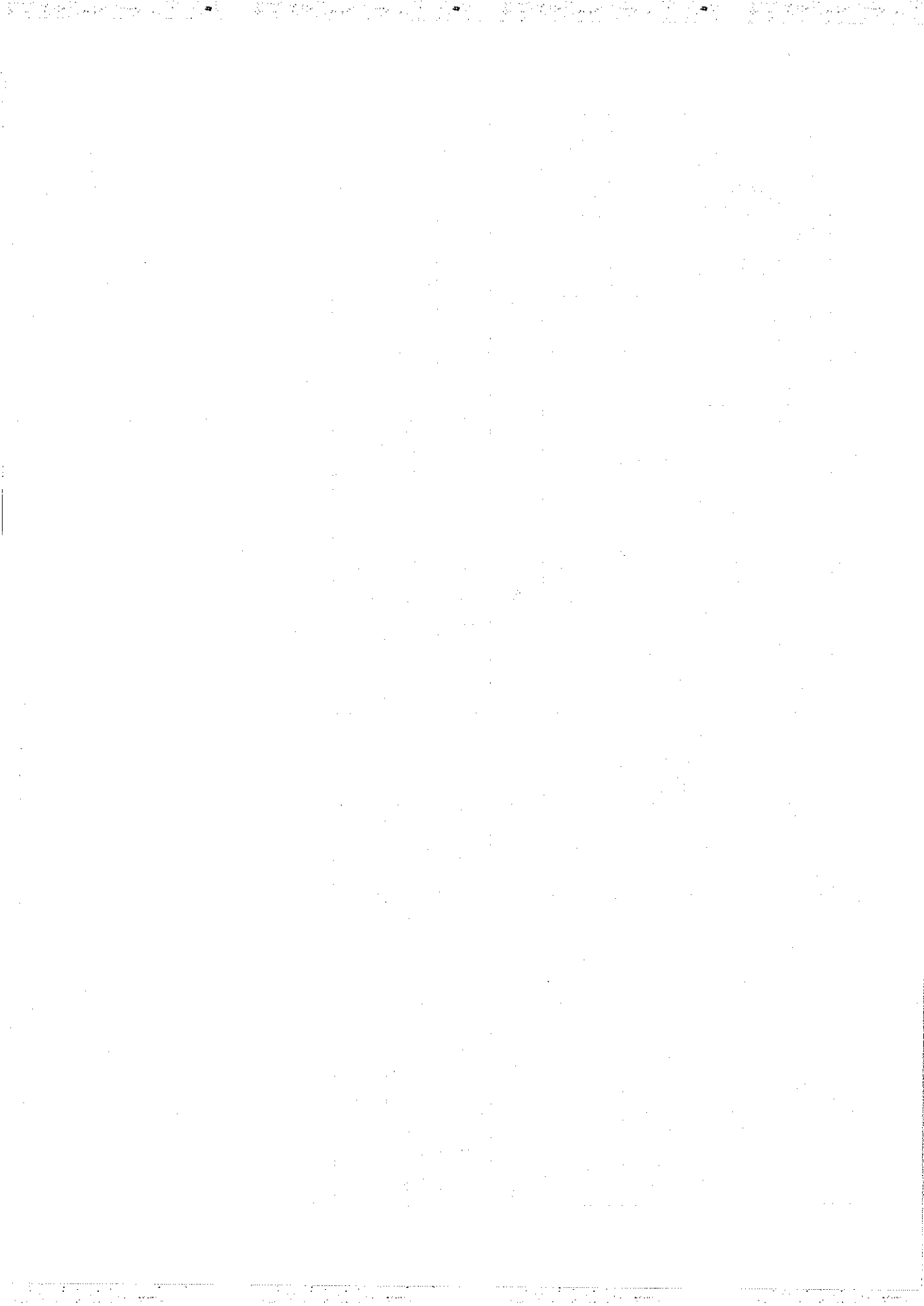
起債の目的	補 正 前					補 正 後							
	限度額 千円	起の方法	利率	債 選 の 方 法			限度額 千円	起の方法	利率	債 選 の 方 法			
				資金区分	償還期間	償還方法				その他	資金区分	償還期間	償還方法
既設住宅整備事業	5,900	普通貸借又は証券発行	年利6.5	年以内	2	半年賦または当利付零額の5%以上半年賦償還	237,000	普通貸借又は証券発行	年利6.5	年以内	3	半年賦、年賦元金均等または当利付零額の3%以上半年賦償還	償還期間及び償還利率は繰上償還または低利に措かえることができる
改良住宅建設事業	302,200	同上	6.5	2	2	同上	345,300	同上	7.5	2.5	3	同上	同上
消防施設整備事業	68,500	同上	7.5	2	2	同上	85,030	同上	7.5	2.0	2	同上	同上
伯太小学校増設事業	22,800	同上	6.5	2	2	同上	30,300	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
(原野) 和歌台小学校建設事業	41,900	同上	6.5	2	2	同上	40,200	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
西郷小学校増築事業	6,600	同上	6.5	2	2	同上	9,000	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
南池田小学校増築事業	6,500	同上	6.5	2	2	同上	8,200	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
北松尾小学校改築事業	36,900	同上	6.5	2	2	同上	42,500	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
黒島小学校体育館建設事業	11,300	同上	6.5	2	2	同上	12,900	同上	6.5	2.5	2	同上	同上
(原野) 第二国府小学校建設事業	10,400	同上	6.5	2	2	同上	36,900	同上	7.5	2.5	2	同上	同上
鶴山台北小学校建設事業	4,600	同上	6.5	2	2	同上	7,100	同上	6.5	2.5	2	同上	同上



起債の目的	補正前					補正後										
	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他
横山小学校増設事業	千円 8,100	普通貸借又は証券発行	年利5.5%	政府その他	年2.5	年2	半年賦、年賦元金均等または初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利に借換えることができる	千円 6,100	普通貸借又は証券発行	年利5.5%	政府その他	年2.5	年2	半年賦、年賦元金均等または初発行額の3%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利に借換えることができる
横山小学校体育館建設事業	2,100	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上	7,500	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上
北池田小学校体育館建設事業	1,200	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上	1,700	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上
北池田小学校プールの建設事業	7,800	同上	6.5	同上	2.0	2	同上	同上	9,000	同上	6.2	同上	2.0	2	同上	同上
黒島小学校敷地拡張事業	15,000	同上	8.0	同上	1.4	2	同上	同上	22,400	同上	7.5	同上	2.5	3	同上	同上
国府小学校用地取得事業	41,800	同上	6.5	同上	2.0	2	同上	同上	41,900	同上	7.5	同上	2.5	3	同上	同上
信太中学校増設事業	10,100	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上	11,500	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上
信太中学校体育館建設事業	7,200	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上	8,000	同上	6.5	同上	2.5	2	同上	同上
(仮称)和泉中学校建設事業	45,300	同上	7.5	同上	2.5	2	同上	同上	36,900	同上	7.5	同上	2.5	2	同上	同上
山手中学校プールの用地取得事業	91,500	同上	6.5	同上	1.4	2	同上	同上	91,100	同上	7.5	同上	2.0	2	同上	同上
山手中学校プールの建設事業	27,500	同上	6.5	同上	2.0	2	同上	同上	26,400	同上	6.5	同上	1.2	2	同上	同上



起債の目的	補 正 前					補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		限度額	起債の方法	利率	償還の方法		その他				
				償還期間	償還方法				償還期間	償還方法					
通学道路整備事業	千円		年以内			千円	普通貸借又は証券発行	年以内	6.5	年以内	1.5	年以内	0	半年賦、年賦元利均等または当年初発行額の3%以上半年賦償還	償還期間及び償還期限を短縮しもししくは繰上償還または低利に借換えることができる
山手中学校整備事業	2,000	普通貸借又は証券発行	6.5	政 府 其 の 他	2.5	0									
帝幼稚園整備事業	1,500	同上	6.5	同上	2.5	1,200	普通貸借又は証券発行	1.2	6.5	2				半年賦、年賦元利均等または当年初発行額の3%以上半年賦償還	償還期間及び償還期限を短縮しもししくは繰上償還または低利に借換えることができる
清瀬事業	2,790	同上	6.5	同上	2.5	16,000	同上	1.2	6.5	2				同上	同上
災害復旧事業	3,000	同上	6.5	同上	1.5	8,700	同上	1.0	6.2	2				同上	同上
不賦性部外処理地取得事業	6,450	証券発行	8.0	交付公債	1.4	10,500	証券発行	2.0	8.0	2				同上	同上
合 計	1,328,640					1,557,074									



一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
③ 自動車取得 税交付金	51,000	1,789	52,789			
(1) 自動車取得税 交付金	51,000	1,789	52,789			
1 自動車取得 税交付金	51,000	1,789	52,789	自動車取得 1. 税交付金	1,789	自動車取得税交付金追加
⑧ 使用料及手 数料	50,257△	9,666	40,591			
(1) 使 用 料	41,572△	9,666	31,906			
3 衛生使用料	15,400△	9,666	5,734	1. 保 健衛生使 用 料	△ 9,666	葬儀使用料更正減
⑨ 国庫支出金	1,226,153△	33,188	1,192,965			
(2) 国庫補助金	808,950△	33,188	775,762			
5 土木費国庫 補助金	581,416△	30,420	550,996	2 改 良住宅建 設費補助金	△ 30,420	改良住宅建設費補助金更正減
9 災害復旧費 国庫補助金	7,519△	2,768	4,751	1 土 木施設災 害復旧費 補助金	△ 2,768	土木施設災害復旧費補助金更 正減

						阪和東側1号線21号線整備 事業債追加 3,500,000 和泉中央線整備事業債追加 46,000,000 和泉府中北通線整備事業債減 △ 1,300,000 黒烏山公園整備事業債追加 1,300,000 浸水対策小田水路整備事業債 追加 200,000 浸水対策室堂水路整備事業債 追加 600,000 開発事業債追加 10,700,000	57,500				
		2 都市計画事 業債									
						3 河川及水路 整備事業債	9,700				
						4 住 宅 債	60,900				
						1 消防施設整 備事業債	16,530	85,030	68,500		
5 消 防 債									16,530	459,300	
6 教 育 債						1 小 学 校 債	63,800	459,300	403,100	56,200	
											伯太小学校増改築事業債追加 7,500,000 (仮称) 和泉台小学校建設事業債減 △ 1,700,000

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	円	円	円			芦部小学校増築事業債追加 2,400,000
						南池田小学校増築事業債追加 1,700,000
						北松尾小学校増改築事業債追 加 5,600,000
						黒島小学校体育館建設事業債 追加 1,600,000 (仮称)
						第二国府小学校建設事業債追 加 26,500,000
						鶴山台北小学校建設事業債追 加 2,500,000
						横山小学校増改築事業債減 △ 2,000,000
						横山小学校体育館建設事業債 追加 5,400,000
						北池田小学校体育館建設事業 債追加 500,000
						国府小学校用地取得事業債追 加 100,000

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他	円			
②総務費	958,111	12,000	970,111	△22,035	△13,966	円	48,001	円	円	
(1)総務管理費	617,586	12,000	629,586		△36,000		48,000			
1一般管理費	294,524	940	295,464				940	18 備品購入費	940 庁用器具購入費追加	
2文書費	5,123	△ 940	4,183				△ 940	13 委託料	△ 940 更正減	
庁舎整備等 12業費	246,160	12,000	258,160		△39,000		51,000	17 公有財産購入費	12,000 庁舎敷地取得費 150,000,000 既計上分更正減 △ 3,000,000	
③民生費	1,367,113	4,000	1,371,113	2,080	3470		△ 1,550			
(1)社会福祉費	360,624	4,000	364,624	2,080	△ 2,000		3920			
1社会福祉総務費	726,15	4,000	76,615				4,000	28 繰入金	4,000 国民健康保険事業特別会計へ繰出し	
④衛生費	483,665	△ 11,000	472,665		△11,900		10,566			
(2)清掃費	273,235	△ 11,000	262,235		△11,900		900			
2塵芥処理費	114,134	△ 11,000	103,134		△11,900		900	15 工事請負費	△11,000 更正減	

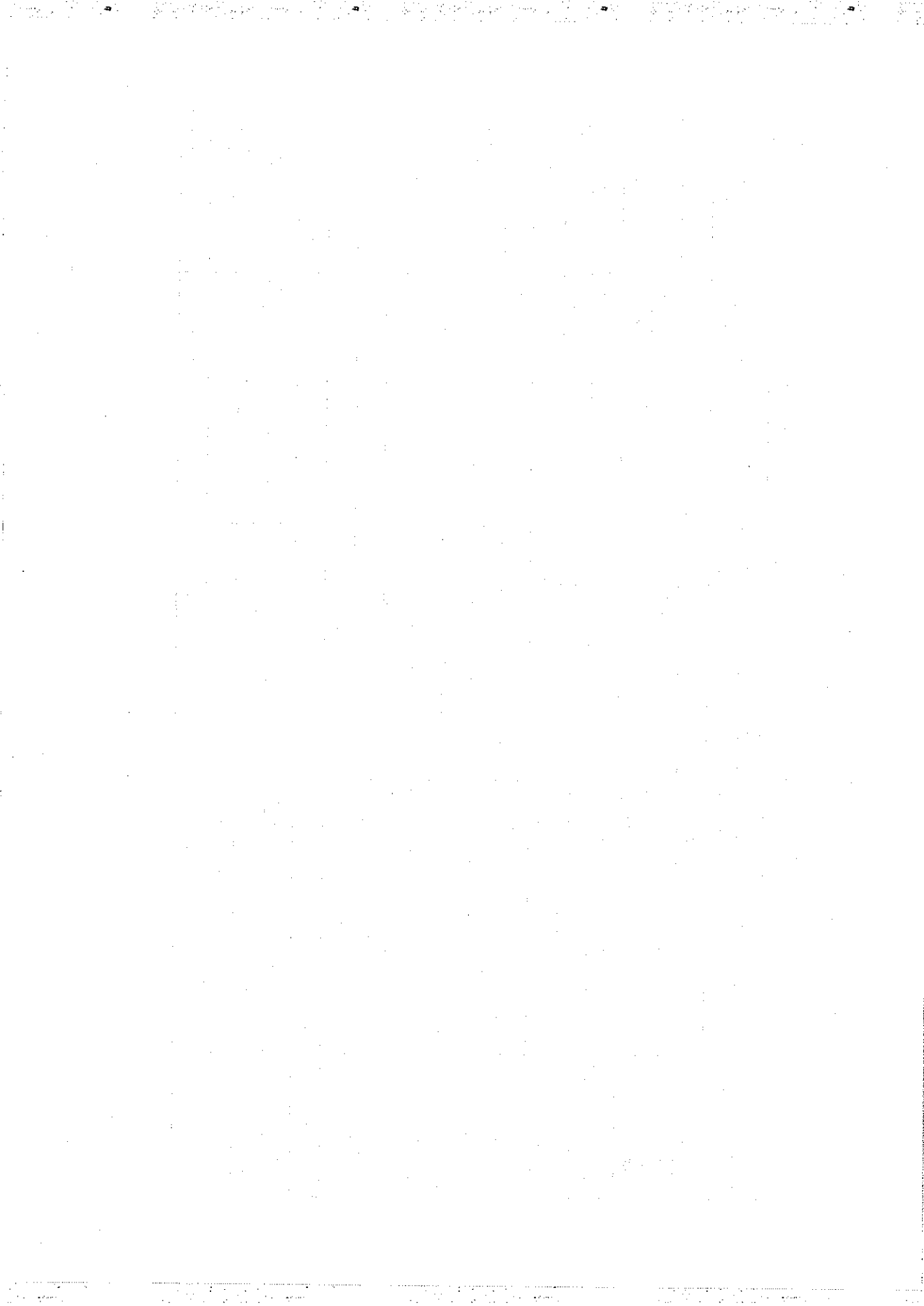
科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
⑨ 消 防 費	271,215	1,000	272,215	△ 7,256	16,530	△ 8,274				
(1) 消 防 費	271,215	1,000	272,215	△ 7,256	16,530	△ 8,274				
3 消防施設費	119,061	1,000	120,061	△ 7,256	16,530	△ 8,274	15 工事 請負費	1,000	消防庁舎建設工事費追加	
⑩ 教 育 費	146,974	20,200	148,994		56,200	△ 36,000				
(2) 小 学 校 費	818,398	12,800	831,198		63,800	△ 51,000				
伯太小学校 4. 増改築事業費	57,426	1,100	58,526		7,500		15 工事 請負費	1,100	校舎増築工事費追加	
横山小学校 5. 増改築事業費	20,102	3,400	23,502		3,400		15 工事 請負費	3,400	校舎及び体育館増改築 工事費追加	
(仮称) 13 第2国府小学校 校新設事業費	52,891	5,300	58,191		26,500	△ 21,200	15 工事 請負費	5,300	校舎新設工事費追加	
(仮称) 16 鶴山台北小学校 校新設事業費	16,749	2,500	19,249		2,500		15 工事 請負費	2,500	校舎新設工事費追加	
北池田小学校 17 屋内運動場建 設事業費	2802	500	3,302		500		15 工事 請負費	500	体育館建設工事費追加	

3 中学校費	371,670	7,400	379,070		△ 7,300		14,700		
4 信太中学校 増築事業費	51,026	800	51,826		2,200		△ 1,400	17公有財 産購入費	800 体育館買収費追加
5 (仮称) 第二和泉中 学校新設事業費	71,394	6,600	77,994		△ 8,400		15,000	15工事 請負費	6,600 校舎建設工事費追加
歳出合計	7,316,926	26,200	7,343,126	△79,799	187,934	△ 9,666	△72,269		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当 該 年 度 中		当 該 年 度 中 元 金 債 還 額 千円	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円
			当 該 年 度 中 起 債 実 借 入 額 千円	増 減 見 込		
1 普通債	1,652,890	2,755,764	1,464,511	148,544	4,071,731	
(1) 総務	31,500	35,536	38,691	1,160	73,067	
(2) 土木	415,221	433,106	171,300	84,441	519,965	
(3) 教育	764,209	1,254,605	425,000	38,864	1,640,741	
(4) 公営住宅	114,832	258,556	478,500	2,840	734,216	
(5) 民生	146,999	282,091	51,990	10,628	323,453	
(6) 衛生	79,000	167,000	16,000	3,400	179,600	
(7) 庁舎	86,109	86,701	153,000	3,711	235,990	
(8) 消防	15,020	238,169	115,030	3,500	349,699	
(9) 商工			15,000		15,000	
① 農林水産						
2 災害復旧	83,461	111,606	8,700	5,545	114,761	
(1) 土木	9,557	13,609	8,700	2,067	20,242	
(2) 農林水産	104					
(3) 公営住宅	1,416					
(4) 教育	7,2384	99,997		3,478	94,519	
3 その他	109,100	138,050		30,100	107,950	
(1) 退職手当	109,100	138,050		30,100	107,950	
合 計	1,845,451	3,005,420	1,473,211	184,189	4,294,442	



- 議長（松尾千代一君） 報告の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました報告第2号についてご説明申し上げたいと存じます。

昭和47年度一般会計補正予算第9号は、去る3月31日に専決処分させていただきました。これは昭和47年度最終時点において起債が増額決定されましたので、これに伴う関係財源の調整をおもにいたしておりますが、一部歳出につきましても、財政事情を勘案いたしまして、昭和47年度内に補正を必要とする事項のみについて、この際補正させていただいたものでございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。

初めに議案書2ページ、予算書の第1条にございますように、歳入歳出予算をそれぞれ2,620万円を追加計上し、補正後の予算額を73億4,312万6千円と定めたものでございまして、補正の款項の区分及び金額は第1表の通りであります。

第2条は、繰越明許費の追加でございまして、北池田小学校の体育館建設事業につきましては、年度内に着工する予定でございましたが、一部工法の変更のやむなきに至り、年度内着工ができませんので、第2表の通り、繰越明許費を決定させていただいたものでございます。

第3条は、地方債の変更でございまして、各種企業起債の限度額の補正並びに金融情勢によりまして、償還方法等を変更させていただいたもので、第3表の通りでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書の内容について、まず歳出からご説明申し上げたいと存じます。

初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、庁用備品購入費94万円及び本庁舎敷地のうち1,084㎡は、先に土地開発基金で購入いたしておりましたが、これを一般会計で取得いたすべく措置いたしました。その他、公有財産購入費等の減額394万円で、差し引き総務費として1,200万円を追加いたしました。

民生費につきましては、国民健康保険事業会計へ400万円繰り出すこととしたものでございます。

衛生費につきましては、清掃費の工事請負費を1,100万円減額したものでございます。

消防費につきましては、消防庁舎の建設工事費の追加として100万円計上したものでございます。

次に教育費でございますが、補正いたしました費目は、すべて小中学校施設の整備費の追加でございまして、昨年12月、市議会におきまして、各事業費のうち、補助対象額の40%分を補正計上させていただいたものでございます。大阪府におきまして、実施事業費と補助対象

額の差額について、府貸付金として財源措置をされることとなりましたので、事業費2,020万円を追加したものでございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、追加4,114万円、更正減額1,494万円、差し引き2,620万円の追加と相なるしだいでございます。

引き続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。

初めに自動車取得税交付金につきましては、増収分として178万9千円を計上いたしました。使用料及手数料につきましては、葬儀使用料減収分966万6千円を更正減額いたしてございます。

次に国庫支出金の国庫補助金につきましては、改良住宅建設費補助金、土木施設災害復旧費補助金を合わせ3,318万8千円を更正減額したものでございます。

府支出金の府補助金についても、隣保館費、改良住宅建設費補助金等、合計4,661万1千円を更正減額したものでございます。

財産収入の証券売り払につきましては、経済状況を勘案いたしまして、売り払いを取り止めることといたしました。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財政事情を加味し取りくずしを取りやめることとし、継続して積み立てておくことといたしました。

最後に市債でございますが、ほとんど全事業にわたり調整いたしてございます。差し引き1億8,793万4千円を追加計上いたしてございます。各事業ごとの増減の明細は、予算書第3表に記載した通りでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、追加2億6,860万3千円、更正減額2億3,740万8千円、差し引き2,620万円の追加と相なるしだいでございます。

以上が専決処分させていただきました一般会計予算の内容でございます。よろしく承認賜りたくお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 12ページの国保への400万円の繰り出しというのがあるのですが、これで47年度で一般会計から特別会計へ何ほお金を渡したことになるか、このへんの事情。それとこの繰出金は何に使うのか、お答え願いたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

47年度におきましては、今回、補正させていただいた400万円のみでございます。

- 18番(直村静二君) 48年度は1千万円繰り出す、少なくとも、値上げをやめるために一般会計から出すというのが、焼け石に水ということで問題になった。これは47年度補正は一般会計からはしない、財源がないからようせん。しかし47年度の補正で400万円出してるのはいかなる理由か。どうしても出さんことにはできんのか。つまり、47年度は出さないとことやったが、400万円出すことになった事情があればお答え願いたい。
- 総務部長(坂口礼之助君) 一口に申しますと、国民健康保険の財政状況を勘案して47年度で400万円を繰り入れしたというのが実態でございます。国民健康保険会計は、従来、健全な財政運営をしていただいておりますが、47年度の会計状態を勘案して一般会計から400万円だけ繰り入れする、健全な財政運営を維持していくためにそういう措置をとらせていただいたわけでございます。
- 合わせて、前回ちょっと問題になりました国民健康保険料の減免の関係で一般会計から補てんすべきじゃないかという議員さん方からのご指摘もございましたが、その面も含めて400万円を47年度で繰り入れさせてもらったということでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、400万円は、もう少し突き詰めると、同和地区については国民健康保険料金は半額だという、それまでは金がないから出さなかった。ちょうど400万円は何に相当するのか。そのへんが知りたい。というのは、たしか予算委員会で国保の同和の減免は200万円くらいと聞いておった。2年分にすると400万円、ほぼそのぐらいの数字に匹敵するんかいなということです。あときの答弁では大体200万円、それが400万円となってくるから、特別の事情でふえたんかどうかが聞きたかった。
- 総務部長(坂口礼之助君) 先ほどからお答え申し上げておりますように、国民健康保険会計の健全化を主眼に置いておりましたと申し上げましたが、卒直に申し上げまして、これに相応する金額が、このまま放置しておくと国民健康保険会計で赤字になるという実態なんです。その健全化を図るために一般会計から繰り入れさせていただくということでございます。
- 18番(直村静二君) まずそれはわかるが、減免もあるから、それに匹敵するものを繰り出したんじゃないかということです。別なところでまたやりますから、それだけです。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 3番(金沢 勝君) 専決ばかりされてるわけですが、追加更正は請負契約の継ぎ足しだと思うんです。いわゆる資材、人件費の値上がりに伴う追加100万円というのは一件だけ。やがて出てくるであろう専決処分の中で、請負契約の変更ということと関連性があると思うんです。関連で上程しなければ、予算書の中では通るし、専決処分の中では問題になることも考えられますので、あとで議長としての考えを出していただきたい。

私は常に申し上げていますが、専決処分が7件、理事者の残務整理的な議会だと私は申し上げたい。予算審議の時点の問題として、私も代表者会議の席上でいろいろ問題が出、夏季手当ですか、そのときに申し上げましたが、自治法では101条で急を要する場合あるいは災害があった場合、議会を招集しても議会が成立しなかった場合、これ以外は専決してはならないという解釈ができるように書いてある。これはどこに当てはまるか。会計年度末であったから急を要したのか、理事者の怠慢のために専決せざるをえなかった、選挙があつたからか、私は自治法にはふさわしくない専決処分としてやられている。代表者会議の席上でも申し上げましたが、一週間のずれのために2回にわたって夏季手当を出すということは、事務能力上の運営面でやむをえないが、これを悪用せんという条件付きで一括支給の専決をさせたが、こういうことがまた出てきている。基本としてはしてはならないのに、7件も出てきている。そこへこの消防庁舎の問題が出てきているが、2月に竣工式が行なわれているので、何も問題はない。鳥もカラスも飛んだあとで追加100万円業者にカサ上げしている。現在やつておる問題の中の関連によって、すでにでき上がった2月のものになぜ100万円を追加しなければならないか。

- 議長（松尾千代一君） それはまたのちほど……。
- 3番（金沢 勝君） この予算書に出ている。
- 議長（松尾千代一君） 直接のものが出ておりますので。
- 3番（金沢 勝君） それやったら一括上程してもらわんと、予算は追加したわ、専決ですが、あとは云々できない。関連性があるからどうするんだと先に質問申し上げてる通りです。議長の采配をひとつお願いいたします。
- 議長（松尾千代一君） ただ今金沢勝議員のおっしゃることは至極ごつともだと思いますが、理事者のほうとしてどうお考えになってこのようなことをなされたのか、それをひとつご説明いただいたうえで判断させていただきたいと思います。
- 総務部長（坂口礼之助君） 専決事項が多いというご指摘につきましては、たしか前回にもお受けしておりまして、予算につきましては、ご承知の通り、47年度の最終的な補正予算でございます。3月の定例会を開催中にそれらの見通しが完全についた場合は、その議会に提案して最終予算をご議決いただくのが当然でございますが、たまたま起債等の最終的な決定の時期がかなり府との折衝等もございまして、その期間中にどうしても間に合わなかったわけなんです。それが本当の最大の理由でございまして、まことに申しわけないんですが、一般会計の最終的な補正予算は、そうした事情等から毎年、最終3月31日に専決させていただかざるをえないわけなんでございまして、その点ひとつご覧察賜りたいと存ずるしだいでございます。
- 議長（松尾千代一君） ただ今理事者よりご説明があつたのですが、専決処分については、

かねがね問題になっていたことはご承知の通りだと思います。

そこで金沢議員のご指摘なさっている予算が通って、そしてあとで云々となると非常にややこしい問題がございますので、これを切り離すか、それとも一括上程するか、いずれかにしない限り問題は解決しないんじゃないかならうかと判断するのです。これを区切ってやることになると、非常に面倒な問題が起こってこようと思います。ここで皆さんにおはかりいたしたいと思いますが、ただ今ご意見がございましたように、日程第11及び日程第13を一括議題とすることにご異議ありませんか。

○ 7番(田中包治君) 提案の仕方が非常におかしいと思うんです。よしんば一括審議するとしても、一括上程して、もし専決の補正予算案が議会で一つの問題があつて通らなかつた場合に一体どうするんだ、こういう問題があると思うんです。したがって、金沢議員が言われておる問題のある議案を先に提案して、これを可決しなかつたら、あとの補正予算が通らない事態になつた場合、理事者としてもどうするかということなんです。したがって、一括提案するならば、すなわち一括承認となる。これがいわゆる議事運営のルールやと思うんです。消防署の100万円の問題のために全部が否決される可能性がある。議案の提出の問題と、議事運営の問題について非常に問題点があるので、議案の提案の方法を一括提案じゃなく、何らかの方法でこの問題を別個に切り離して提案していただくのと非常にあとに禍根を残すであろうし、取り返しのつかない問題に発展する気がいたします。したがって、理事者がどう判断するのか。必ず通るんだという自信のもとに、われわれの出したものは絶対に議会が承認するんだという考え方に立ってるような気がする。個々の問題について疑義のある場合は、それをまず提案して通すことが先決じゃないかと思う。ここの提案の手順に誤りがないとするならばいいが、もしあるとするならば提案の方法を変えないと、一括提案となると危険性があるので、今後の議会運営上大きな問題が残るので何とか考えていただきたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) そのへんにつきまして、一応理事者とも打ち合わせてみたいと思いますので、暫時休憩させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、暫時休憩させていただきます。

(午前11時20分休憩)

(午後1時5分再開)

○ 議長(松尾千代一君) それでは午前中に引き続き会議を開きます。

午前中、議事日程についていろいろご意見がございましたが、本件につきましては、単独議題として各個にご審議いただきたいと存じますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

それでは日程第11、報告第2号について質疑を続行いたします。

- 3番(金沢 勝君) 専決の問題でございますけれども、専決というのは、事後承認でございます。自治法では議決やなく、承認なんです。だから、議会の立場から申し上げますならば、原則として専決はしてはならない。その中でやむをえないということで専決されておるわけでございますが、先ほど部長からの説明の中で、最終予算というものは、常に専決させていただいておりますという答弁でしたが、私も過去13年間、議員を勤めておりますが、追加予算として出されたことはあります。普通の単なる追加更正であるならばいざ知らず、こういう異常な請負契約の追加の問題については、やはり専決してはならないと判断するわけです。せめて、総務委員会ぐらいの了解はあったのか、なかったのか。その点についての回答をお願いしたい。

先ほど議長は私が質問申し上げたとき、一括上程すべきでないかというとき、理事者に回答を求められたわけでございますが、当然執行権と議決権は別でございます。われわれは執行権は犯してはならない、同時に議決権は理事者に左右されるべきでない。予算じゃなく専決処分でございますので、不承認になろうとも、使った金やからやむをえないんだという考え方に立てばいざ知らず、専決で承認でございますので、単独でやろうとも、一括上程されようとも、議長の裁断でやられたらええと思います。ああいう理事者に質問されるようなことは、今後の議会運営の中で止めていただきたいと強く要望いたします。

専決というものはあくまで市長の権限でやる。いかにここで不承認になっても、使った金やから取り戻しがつかん性格のもんです。それで議会を重視して云々とあいさつされ、慎重審議をしていただきたいとありましたが、このあいさつに反した専決であると申し上げたい。専決というものは執行権の単独の行為でございますので、こういう専決が7、8件も出てくるという議会であってはならないということを強く要望して、先ほどの総務委員会ぐらいははかつておくべきやというのも要望に終わっておきます。遺憾だということを申し上げて終わります。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 1番(田中幸一君) 先ほど来、いろいろ問題が出されておるわけでございますけれども、私、一言だけ、先の当初予算議会に辻助役が、「私は市長不在中は市長職を代行いたします」とおっしゃってしままでご苦勞してくれましたのですが、その間においてずばり一言だけ、簡単明瞭にあんたのご意見を承りたい。というのは、すでに当初予算議会が終わってから80日間、そのうち臨時議会はもちろん、議員総会を足元に火がついてこの間一回やっただけというのは、助役は一体、議会というものを何と考えるんだと強く申し上げたい。

参考までに阪南8市の4月1日から本日までの各市の理事者が議会に対してとった態度というか、関連性を申し上げますと、堺市は定例会が1回、会期が84日間、議員総会2回、常任

委員会 5 回、特別委員会 1 回。岸和田市は定例会 1 回、議員総会 2 回、常任委員会 5 回、特別委員会 7 回。泉大津市が今月に定例会を開き、その間に議員総会 6 回、常任委員会 2 回、特別委員会 1 回。貝塚市が定例会 1 回、議員総会 2 回、特別委員会 1 回。泉佐野市が定例議会 1 回、19 日間、臨時議会 1 回、議員総会 1 回、常任委員会 3 回、特別委員会 3 回。高石市が定例議会 1 回、7 日間、常任委員会 1 回、特別委員会 1 回。泉南市が今月定例議会、議員総会 2 回、常任委員会 9 回、特別委員会 4 回。これだけの回数を持っております。私はあなたが議会に対してどういう考え方を持っておられるか、この点だけひとつ答弁願いたいと思います。

○ 助役（辻 忠夫君） 田中議員さんが言われるように、市長不在中のことについては、私が責任をとらせていただくということは申し上げております。その後、議員総会、議会を開催しなかったことについて、ただ今、いかんじゃないかということでございますが、まことに申しわけなく存じております。これだけたくさんの方決をやったこともいかんじゃないかというご指摘もございましたが、今後、かかるようなことをしないよう、できるだけ議会段階でなくとも、少なくとも、議員総会におはかりし、全員のご承認をいただいております。まして、今後、対処していきたいと思っておりますので、よろしくご了承願いたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第 2 号を承認することに決めます。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第 12「専決処分の承認を求めることについて」（昭和 47 年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会補正予算（第 2 号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

報告第 3 号

専決処分の承認を認めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和 48 年 6 月 19 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第3号

昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会
計補正予算(第2号)

昭和47年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算補正)

第1条 歳入歳出予算のうち歳入予算を補正する。

2 歳入予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

昭和48年8月31日専決

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入予算補正

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		271,337	△ 4,000	267,337
	1.国民健康保険料	271,337	△ 4,000	267,337
8. 繰入金			4,000	4,000
	1.一般会計 繰入金		4,000	4,000
歳入合計		753,691		753,691

国民健康保険事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
①国民健康保険料	271,337千円	△ 4,000千円	267,337千円			円
(1)国民健康保険料	271,337	△ 4,000	267,337			
1.国民健康保険料	271,337	△ 4,000	267,337	1.滞納繰越分 1.保険料	△ 4,000	更正 減
⑧繰 入 金		4,000	4,000			
(1)一般会計繰入金		4,000	4,000			
1.一般会計繰入金		4,000	4,000	1.繰 入 金	4,000	一般会計繰入金
歳 入 合 計	753,691		753,091			

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程をいただきました報告第3号、昭和47年度国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入予算のみでございまして、先ほどご承認を得ました一般会計の補正予算から繰り入れする議案に関連いたしまして、国民健康保険事業特別会計をも補正いたしたい、このように存ずるしだいでございます。

内容につきましては、国民健康保険事業特別会計の財政事情を勘案いたしまして、一般会計から400万円を繰り入れをいたすべく計上いたしたものでございまして、国民健康保険料の滞納繰越分を更正減額いたしております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） さっきの繰入金、滞納分の減額になってますが、同和の関係の分で何ほになってるか、それだけお聞きしたいと思います。
- 市民部長（小林一三君） 昭和47年度につきましては、金額が200万8千円ほどでございます。いわゆる同和減免につきましては、府のほうで2分の1持つていただきますので、残り2分の1が市で負担することになります。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第3号を承認することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 次に日程第13「専決処分の承認を求めることについて」（工事請負契約の変更）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に

よりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

専決第4号

工事請負契約変更について

昭和47年8月22日議決を経た消防庁舎新築工事請負契約締結の件の一部を次のように改める。

昭和48年3月31日専決

和泉市長 藤木 秀夫

「契約金額111,500,000円」とあるのを「契約金額112,500,000円」に改める。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。
- 建設部長（中塚 白君） 報告第4号、専決第4号、工事請負契約の変更の内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年後期から本年当初にかけての建設資材の異常な急騰対策として、先に大阪府と業者代表との間で交渉が持たれ、特に5品目、鋼材、木材、型枠ベニヤ、一般ベニヤ、木製建具についてそれぞれ基準を設けて単価アップをすることになり、その時期も昭和47年10月15日以降昭和48年2月末までの工事を対象とすることとなりました。その後去る3月、府下各市町村とも交渉が持たれ、結論としては府に準ずることと決したしだいでございます。

以上のような状況から基準に基づいて計算の結果、消防庁舎新築工事についても契約変更の必要を生じ、当初の契約金額1億1,150万円を1億1,250万円に改めるものでございます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 8番（金沢 勝君） これは消防庁舎の問題ですが、これではなくて、3月の定例会において、すでに請負契約がなされた分もある。そのとき私は確認したと思うんですが、今後、請負契約を結ばれる分は、値上げを含んだ弾力性を持った中で契約を結ばれるもんかと質問申し上げますと、いまはそういうことはないとのことでした。私が心配するのは異常値上がりやからですが、異常な値下がり、いまのところないと思いますが、異常な値下がりの場合は、これも対象にしなければいけないであろう。3月の安定した時期に契約を結んだ分にまでこういう関連性がありやなきや、この点をひとつ明らかにしてもらったうえで質問したいと思います。
- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 建設部次長（林 徳治君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、2月26日の席上でご説明申し上げました、いわゆる改良住宅の前期が一部2月末にかかる分でございます。

それからご指摘の当時、入札にかけます時点の単価は、設計金額ぎりぎり一杯は押さえてございます。それ以後、2月末までの経過期間中に単価アップの分がございましたら、その分は計算の対象になります。

- 8番（金沢 勝君） 私の質問しているのはそうやない。田中内閣の不当な施策や買い占めによって値上がりした。それがわからない時点で契約を結んだものはやむをえない。これを異常な値上がりという。しかし、そういうことがわかった段階で契約が結ばれている。それからセメントなどは、ぱっと上がって、ある程度の価格で安定しつつある時点で契約が結ばれておった。だから、それから上がってないことははっきりしているが、わからない時点で契約を結んだのはやむをえないという考え方を持っている。すでにそういう時点の中で契約を結ばれたものはどういふふうにかえてるんかということです、わかりましたか。だから、前回申し上げたように、もう安定しつつあるんじゃないか。それでも契約金額のアップを考えざるをえないんか、それは何やかんやと言うた。その点部長の説明は忘れたが、そういう時点の中で結ばれたものはすべきでないと思うが、その見解をひとつ質しておきたい。
- 建設部次長（林 徳次君） 再度お答え申し上げます。

あくまでも、先ほど部長から申し上げておりますように、工事の始期、終期、中間を問わず、2月末日までにその一部の工事にかかる、5品目の一部が含まれるものは、すべて計算の対象にせざるをえないという内容でございまして、その結果、金額が出ますなれば対象になるということでございます。仰せのように、基本的に10月以前に異常な物価高騰が予期されない時

点で契約された分は、もちろん仰せの通りでございます。ただ、11月あるいは1月、2月ごろ、いわゆる対象期間の間中であろうとも、一部は見込めはずだということは事実でございますが、設計金額は、あくまでもその時点、建築の寸前でございます。それ以前の1月なら1月分の単価でございます。したがって、それ以後の分は、対象金額は計算上出ない場合がありますが、出て参れば対象にせざるをえないということです。

○ 3番(金沢 勝君) その対象になる分は何件あるのか。セメントなどはばつと暴騰し、そして安定した。だから、暴騰して安定価格が出ている。2、300円下がっている。しかし、一番高い時期に結んだ契約があると思う。それを追加の対象にしますというのでは、素人考えでもちよつと不審だ。12月、1月前後ですか、最高やったのは、800円出そうが、1,000円出そうが、品簿でなかった時期もあつたが、その中で結ばれた分にまで追加を出そうとしている。セメントに準じて他のものも同じことだと聞いているが、私は理事者の考え方がおかしいと判断する。

○ 建設部長(中塚 白君) ただ今次長が説明いたしましたように、セメントの事例を挙げられましたけれども、セメントは対象とはいはしてございません。たしかに昨年末から今年初めにかけてセメントの品不足、高騰は事実でございますけれども、設計単価の設定は普通、その高騰以前の価格設定でやっております。ただ、そこで起こってきた現象は、軒並みに品不足と高騰による工事の遅延を招来していることは事実でございます。ただいま、この中で対象になる5品目は、少なくとも、急騰以前に契約したものはやむをえないとしても、急騰の最中にやったものはその配慮をやつてははずだ、それが対象になるのはおかしいというご質問でございますけれども、一応、大阪府を含め、府下各市町村の基準単価を設定した中においては、10月15日から2月末日までの分、またかかっている分については対象とする。ただし、その中でも分けておまして、上昇の度合いが全部違いますので、10月15日から12月15日まで、それから12月15日以降の分と分けてございまして、たまたま、ここに上程しておりますのは消防庁舎ですが、他にもございます。価格、金額に比例しては上がってございません。単純に申し上げますと、1億余の工事でございますけれども、100万円でございます。しかし、1億以下の工事で、逆に300万円ぐらいになっているのもございます。これの積算等については、私のほうで用意はしてございます。

なお他の分についての内容の説明をせよということならば後日、させていただきますけれども、非常に複雑でございまして、工事の内容によって、5品目の使用数量、それから時期の問題等で千差万別でございます。そのへんひとつご了解賜りたい、かように存じます。

○ 3番(金沢 勝君) あのね、筋論を申し上げてるわけであつて、1億で100万円が多い

とか、少ないとかを申し上げてない。先ほどの林次長からの説明では、その時点で単価を割り出してやったという説明をしている。だから、そのあと上がったやつは当然、対象にせないかんと思いますが、それよりあとでは、セメントなどは下がって安定化している。だから、そういうものも追加するんかと質問申し上げてる。その点慎重にやってもらわんと、工期は遅れるわ、追加は取られるわ、あくまでも、市民が対象の議会であり、市民が主体でなければならぬ。業者の優先じゃない。工事が遅れることによって、学校施設、その他の施設が遅れることで市民がはなはだしく迷惑を被っている。いまだかつて賠償金も追徴金も取ったことがないということであってはいけない。追加を出さなければいけないという大阪府下一円で話し合いがあったとしても、和泉は和泉なりの独自の考え方でいったらええと思う。議会でこういう意見が出るということは、対業者との間でもそういう不足が出たんやから、われわれは慎重のうえにも慎重にやらないかん。やってないとは言わんが、より慎重にやってもらわんと、この100万円がより影響するんじゃないか。今後の運営の中で心してやってもらいたい。頼みますよ。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 7番（田中包治君） いま、金沢議員の言われていることを聞いてつたらおかしいと思う。カンで物を考えてる感じを受けるわけです。そこで請負契約、いわゆる工事を執行する場合、設計金額と工事契約の2つある。その設計金額を決める場合、部品はどういう部品で、どういう品物を使ってどうしなければならぬか、そして設計金額は何ぼ、こういうことですかね。その中で市の理事者において、あるいは市長やと思うが、最低と最高が決められる。その工事の部品の金額というのは決まってるはずだと思う。その設計金額をまともにやっておらないから、こういう問題なり、答弁が出てくると思う。おそらく今後も専決処分ということで工事の負担が出てくる。そうすると、また同じような問題が論議される。

私たちが聞きたいのは、設計金額をどういうふうに出し、誰がどういう方法で出しているのか、ここらをもっとはっきりしてもらわんと、市民に納得してもらうわけにはいかない。設計する場合には、一つの電球はどういう電球を使います、窓はどうつくります、時価相場、標準価格はこうこうです。そして、その中で積み上げたやつが設計金額やと思う。これらの設計金額をまともに決めなくして、そして物価が暴騰したからせうか、セメントが上がった中でこんだけ上げますんだ、これでは言わばどんぶり勘定です。どうしても不審な問題が起きる。したがって、私が言いたいのは、設計金額を出す場合、各部品の日本標準価格、はつきり残ってますから、この標準価格によって設計金額が決められたのか。それとも少数の人によって設計金額が決められておるのか。設計事務所からきてやるのか。誰が設計事務をやつとるのか。ここ

らのはっきりしてないから問題がこじれてきているのですから、はっきりした回答をもらえば幸いです。

- 建築課参事(中上好美君) 現在、建築課で採用している、いわゆる設計単価の問題で答えたいします。

現在、採用しております単価は、一つは、大阪府なり国において基準が決めておりますが、さらに私どもでは、建設物価調査会から建設物価という時価調査をした本をとっておりますが、その調査に基づいて、その都度単価を研究し、双方を詰め、大阪府なり国の基準、現在の時価を十分検討したうえで、独自に単価を決めておるわけです。もちろん、その価格で設計事務所に対し、たとえばコンクリート1㎡の単価はこうしなさい、鉄筋はこうしなさいと指示してやっております。

以上です。

- 7番(田中包治君) あんたがいま、言われたように日本標準価格に基づいて設計の部品単価を決めなければならぬのに、それをやってない。あんた方が決める設計金額は、俗に言うどんぶり勘定だ。一つの建物をつくるにしても、この部品はこうですといっても、メーカーによって値段が違う。セメント1つにしても、電気製品にしても、東芝とナショナル、日立は違うはずなんです。そこで物価が上がったから補償して下さいときた場合、どこの品物がどうなったかわからない。設計金額より値段が高かったか、安かったかわからない。そうなつてくると専門家の話で、現実は知りませんが、私たちもあらゆる機関で設計させ、工事を契約する場合には、設計事務所なりの段階で、ここはこういう品物を使います、ここはどうします、コンクリートは何メートルのサイズで、あるいは何回塗ります、品物はこれとこれとこうだ、価格はいわゆる標準価格によって算出され、その合計額が設計金額です。その設計金額からある程度下げて請負契約を行なう、これが筋なんです。

ところがあなたに言わせれば大阪府か、何かの月報を参考にするとか、月報なんか当てになりっこない。2ヵ月か、3ヵ月前の価格しか出てこないと思う。はっきり知りませんが…。そうなつてくると、あんた方が決める最初の設計金額、特に市長権限である最低の請負契約金額に疑義が起こつてくる。そこらを十分踏んまえて工事請負契約を行なわないと、市民の中からも、どういう算出をしたんだ、設計見積書があるでしょう、設計者が出した見積書を見せてくれと言われても、おそらく見せられないでしょう。そういう出たらめな設計金額やなく、もう少し誰でもわかるように、せやから、学校をつくつたらドアが逆についたり、カギが逆さまに付いたものができる。はっきり言って、市民の納得する金額あるいは工事はできないと思う。その点を十分留意され今後、設計金額なり、工事契約については、十分なる配慮をお願いいた

したいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第4号を承認することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 日程第14、「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第5号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和48年4月21日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第19号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました報告第5号、専決第5号の和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、3月の定例議会終了直後の全員協議会の席上でご説明申し上げ、ご了承を得ておりました、いわゆる国が国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が今回、成立したわけでございますが、本年4月29日の祝日から、祝日と日曜日がかさなった場合、翌日を休日と定めようとするものでございまして、この法律の改正に基づき、本市の場合も同様の取り扱いをさせていただきたいと存するしだいでございます。

内容につきましては、和泉市職員の勤務時間等に関する条例第4条第2項中の「規定する日」を「規定する休日」と改め、祝日と日曜がかさなった場合、翌日の月曜日を休日とするよう措置させていただいたしだいでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 日程第15「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第6号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和48年5月1日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第20号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「15万円」を「30万円」に、「40万円」を「50万円」に、「70万円」を「80万円」に、「100万円」を「110万円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 市民税の簡易税額表

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	未 満	0	0	35,000	36,000	700	2.0
1,000	2,000	20	2.0	36,000	37,000	720	2.0
2,000	3,000	40	2.0	37,000	38,000	740	2.0
3,000	4,000	60	2.0	38,000	39,000	760	2.0
4,000	5,000	80	2.0	39,000	40,000	780	2.0
5,000	5,000	100	2.0	40,000	41,000	800	2.0
6,000	7,000	120	2.0	41,000	42,000	820	2.0
7,000	8,000	140	2.0	42,000	43,000	840	2.0
8,000	9,000	160	2.0	43,000	44,000	860	2.0
9,000	10,000	180	2.0	44,000	45,000	880	2.0
10,000	11,000	200	2.0	45,000	46,000	900	2.0
11,000	12,000	220	2.0	46,000	47,000	920	2.0
12,000	13,000	240	2.0	47,000	48,000	940	2.0
13,000	14,000	260	2.0	48,000	49,000	960	2.0
14,000	15,000	280	2.0	49,000	50,000	980	2.0
15,000	16,000	300	2.0	50,000	51,000	1,000	2.0
16,000	17,000	320	2.0	51,000	52,000	1,020	2.0
17,000	18,000	340	2.0	52,000	53,000	1,040	2.0
18,000	19,000	360	2.0	53,000	54,000	1,060	2.0
19,000	20,000	380	2.0	54,000	55,000	1,080	2.0
20,000	21,000	400	2.0	55,000	56,000	1,100	2.0
21,000	22,000	420	2.0	56,000	57,000	1,120	2.0
22,000	23,000	440	2.0	57,000	58,000	1,140	2.0
23,000	24,000	460	2.0	58,000	59,000	1,160	2.0
24,000	25,000	480	2.0	59,000	60,000	1,180	2.0
25,000	26,000	500	2.0	60,000	61,000	1,200	2.0
26,000	27,000	520	2.0	61,000	62,000	1,220	2.0
27,000	28,000	540	2.0	62,000	63,000	1,240	2.0
28,000	29,000	560	2.0	63,000	65,000	1,260	2.0
29,000	30,000	580	2.0	65,000	67,000	1,300	2.0
30,000	31,000	600	2.0	67,000	69,000	1,340	2.0
31,000	32,000	620	2.0	69,000	71,000	1,380	2.0
32,000	33,000	640	2.0	71,000	73,000	1,420	2.0
33,000	34,000	660	2.0	73,000	75,000	1,460	2.0
34,000	35,000	680	2.0	75,000	77,000	1,500	2.0

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
77,000	79,000	1,540	2.0	147,000	149,000	2,940	2.0
79,000	81,000	1,580	2.0	149,000	151,000	2,980	2.0
81,000	83,000	1,620	2.0	151,000	153,000	3,020	2.0
83,000	85,000	1,660	2.0	153,000	155,000	3,060	2.0
85,000	87,000	1,700	2.0	155,000	157,000	3,100	2.0
87,000	89,000	1,740	2.0	157,000	159,000	3,140	2.0
89,000	91,000	1,780	2.0	159,000	161,000	3,180	2.0
91,000	93,000	1,820	2.0	161,000	163,000	3,220	2.0
93,000	95,000	1,860	2.0	163,000	165,000	3,260	2.0
95,000	97,000	1,900	2.0	165,000	167,000	3,300	2.0
97,000	99,000	1,940	2.0	167,000	169,000	3,340	2.0
99,000	101,000	1,980	2.0	169,000	171,000	3,380	2.0
101,000	103,000	2,020	2.0	171,000	173,000	3,420	2.0
103,000	105,000	2,060	2.0	173,000	175,000	3,460	2.0
105,000	107,000	2,100	2.0	175,000	177,000	3,500	2.0
107,000	109,000	2,140	2.0	177,000	179,000	3,540	2.0
109,000	111,000	2,180	2.0	179,000	181,000	3,580	2.0
111,000	113,000	2,220	2.0	181,000	183,000	3,620	2.0
113,000	115,000	2,260	2.0	183,000	185,000	3,660	2.0
115,000	117,000	2,300	2.0	185,000	187,000	3,700	2.0
117,000	119,000	2,340	2.0	187,000	189,000	3,740	2.0
119,000	121,000	2,380	2.0	189,000	191,000	3,780	2.0
121,000	123,000	2,420	2.0	191,000	193,000	3,820	2.0
123,000	125,000	2,460	2.0	193,000	195,000	3,860	2.0
125,000	127,000	2,500	2.0	195,000	198,000	3,900	2.0
127,000	129,000	2,540	2.0	198,000	201,000	3,960	2.0
129,000	131,000	2,580	2.0	201,000	204,000	4,020	2.0
131,000	133,000	2,620	2.0	204,000	207,000	4,080	2.0
133,000	135,000	2,660	2.0	207,000	210,000	4,140	2.0
135,000	137,000	2,700	2.0	210,000	213,000	4,200	2.0
137,000	139,000	2,740	2.0	213,000	216,000	4,260	2.0
139,000	141,000	2,780	2.0	216,000	219,000	4,320	2.0
141,000	143,000	2,820	2.0	219,000	222,000	4,380	2.0
143,000	145,000	2,860	2.0	222,000	225,000	4,440	2.0
145,000	147,000	2,900	2.0	225,000	228,000	4,500	2.0

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
228,000	231,000	4,560	2.0	333,000	336,000	6,990	2.0
231,000	234,000	4,620	2.0	336,000	339,000	7,080	2.1
234,000	237,000	4,680	2.0	339,000	342,000	7,170	2.1
237,000	240,000	4,740	2.0	342,000	345,000	7,260	2.1
240,000	243,000	4,800	2.0	345,000	348,000	7,350	2.1
243,000	246,000	4,860	2.0	348,000	351,000	7,440	2.1
246,000	249,000	4,920	2.0	351,000	354,000	7,530	2.1
249,000	252,000	4,980	2.0	354,000	357,000	7,620	2.1
252,000	255,000	5,040	2.0	357,000	360,000	7,710	2.1
255,000	258,000	5,100	2.0	360,000	363,000	7,800	2.1
258,000	261,000	5,160	2.0	363,000	366,000	7,890	2.1
261,000	264,000	5,220	2.0	366,000	369,000	7,980	2.1
264,000	267,000	5,280	2.0	369,000	372,000	8,070	2.1
267,000	270,000	5,340	2.0	372,000	375,000	8,160	2.1
270,000	273,000	5,400	2.0	375,000	378,000	8,250	2.2
273,000	276,000	5,460	2.0	378,000	381,000	8,340	2.2
276,000	279,000	5,520	2.0	381,000	384,000	8,430	2.2
279,000	282,000	5,580	2.0	384,000	387,000	8,520	2.2
282,000	285,000	5,640	2.0	387,000	390,000	8,610	2.2
285,000	288,000	5,700	2.0	390,000	394,000	8,700	2.2
288,000	291,000	5,760	2.0	394,000	398,000	8,820	2.2
291,000	294,000	5,820	2.0	398,000	402,000	8,940	2.2
294,000	297,000	5,880	2.0	402,000	406,000	9,060	2.2
297,000	300,000	5,940	2.0	406,000	410,000	9,180	2.2
300,000	303,000	6,000	2.0	410,000	414,000	9,300	2.2
303,000	306,000	6,090	2.0	414,000	418,000	9,420	2.2
306,000	309,000	6,180	2.0	418,000	422,000	9,540	2.2
309,000	312,000	6,270	2.0	422,000	426,000	9,660	2.2
312,000	315,000	6,360	2.0	426,000	430,000	9,780	2.2
315,000	318,000	6,450	2.0	430,000	434,000	9,900	2.3
318,000	321,000	6,540	2.0	434,000	438,000	10,020	2.3
321,000	324,000	6,630	2.0	438,000	442,000	10,140	2.3
324,000	327,000	6,720	2.0	442,000	446,000	10,260	2.3
327,000	330,000	6,810	2.0	446,000	450,000	10,380	2.3
330,000	333,000	6,900	2.0	450,000	454,000	10,500	2.3

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 (イ)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 (イ)
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
454,000	458,000	10,620	2.3	594,000	598,000	15,760	2.6
458,000	462,000	10,740	2.3	598,000	602,000	15,920	2.6
462,000	466,000	10,860	2.3	602,000	606,000	16,080	2.6
466,000	470,000	10,980	2.3	606,000	610,000	16,240	2.6
470,000	474,000	11,100	2.3	610,000	614,000	16,400	2.6
474,000	478,000	11,220	2.3	614,000	618,000	16,560	2.6
478,000	482,000	11,340	2.3	618,000	622,000	16,720	2.7
482,000	486,000	11,460	2.3	622,000	626,000	16,880	2.7
486,000	490,000	11,580	2.3	626,000	630,000	17,040	2.7
490,000	494,000	11,700	2.3	630,000	634,000	17,200	2.7
494,000	498,000	11,820	2.3	634,000	638,000	17,360	2.7
498,000	502,000	11,940	2.3	638,000	642,000	17,520	2.7
502,000	506,000	12,080	2.4	642,000	646,000	17,680	2.7
506,000	510,000	12,240	2.4	646,000	650,000	17,840	2.7
510,000	514,000	12,400	2.4	650,000	655,000	18,000	2.7
514,000	518,000	12,560	2.4	655,000	660,000	18,200	2.7
518,000	522,000	12,720	2.4	660,000	665,000	18,400	2.7
522,000	526,000	12,880	2.4	665,000	670,000	18,600	2.7
526,000	530,000	13,040	2.4	670,000	675,000	18,800	2.8
530,000	534,000	13,200	2.4	675,000	680,000	19,000	2.8
534,000	538,000	13,360	2.5	680,000	685,000	19,200	2.8
538,000	542,000	13,520	2.5	685,000	690,000	19,400	2.8
542,000	546,000	13,680	2.5	690,000	695,000	19,600	2.8
546,000	550,000	13,840	2.5	695,000	700,000	19,800	2.8
550,000	554,000	14,000	2.5	700,000	705,000	20,000	2.8
554,000	558,000	14,160	2.5	705,000	710,000	20,200	2.8
558,000	562,000	14,320	2.5	710,000	715,000	20,400	2.8
562,000	566,000	14,480	2.5	715,000	720,000	20,600	2.8
566,000	570,000	14,640	2.5	720,000	725,000	20,800	2.8
570,000	574,000	14,800	2.5	725,000	730,000	21,000	2.8
574,000	578,000	14,960	2.6	730,000	735,000	21,200	2.9
578,000	582,000	15,120	2.6	735,000	740,000	21,400	2.9
582,000	586,000	15,280	2.6	740,000	745,000	21,600	2.9
586,000	590,000	15,440	2.6	745,000	750,000	21,800	2.9
590,000	594,000	15,600	2.6	750,000	755,000	22,000	2.9

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
755,000	760,000	22,200	2.9	930,000	935,000	30,500	3.2
760,000	765,000	22,400	2.9	935,000	940,000	30,750	3.2
765,000	770,000	22,600	2.9	940,000	945,000	31,000	3.2
770,000	775,000	22,800	2.9	945,000	950,000	31,250	3.3
775,000	780,000	23,000	2.9	950,000	955,000	31,500	3.3
780,000	785,000	23,200	2.9	955,000	960,000	31,750	3.3
785,000	790,000	23,400	2.9	960,000	965,000	32,000	3.3
790,000	795,000	23,600	2.9	965,000	970,000	32,250	3.3
795,000	800,000	23,800	2.9	970,000	975,000	32,500	3.3
800,000	805,000	24,000	3.0	975,000	980,000	32,750	3.3
805,000	810,000	24,250	3.0	980,000	985,000	33,000	3.3
810,000	815,000	24,500	3.0	985,000	990,000	33,250	3.3
815,000	820,000	24,750	3.0	990,000	995,000	33,500	3.3
820,000	825,000	25,000	3.0	995,000	1,000,000	33,750	3.3
825,000	830,000	25,250	3.0	1,000,000	1,005,000	34,000	3.4
830,000	835,000	25,500	3.0	1,005,000	1,010,000	34,250	3.4
835,000	840,000	25,750	3.0	1,010,000	1,015,000	34,500	3.4
840,000	845,000	26,000	3.0	1,015,000	1,020,000	34,750	3.4
845,000	850,000	26,250	3.1	1,020,000	1,025,000	35,000	3.4
850,000	855,000	26,500	3.1	1,025,000	1,030,000	35,250	3.4
855,000	860,000	26,750	3.1	1,030,000	1,035,000	35,500	3.4
860,000	865,000	27,000	3.1	1,035,000	1,040,000	35,750	3.4
865,000	870,000	27,250	3.1	1,040,000	1,045,000	36,000	3.4
870,000	875,000	27,500	3.1	1,045,000	1,050,000	36,250	3.4
875,000	880,000	27,750	3.1	1,050,000	1,055,000	36,500	3.4
880,000	885,000	28,000	3.1	1,055,000	1,060,000	36,750	3.4
885,000	890,000	28,250	3.1	1,060,000	1,065,000	37,000	3.4
890,000	895,000	28,500	3.2	1,065,000	1,070,000	37,250	3.4
895,000	900,000	28,750	3.2	1,070,000	1,075,000	37,500	3.5
900,000	905,000	29,000	3.2	1,075,000	1,080,000	37,750	3.5
905,000	910,000	29,250	3.2	1,080,000	1,085,000	38,000	3.5
910,000	915,000	29,500	3.2	1,085,000	1,090,000	38,250	3.5
915,000	920,000	29,750	3.2	1,090,000	1,095,000	38,500	3.5
920,000	925,000	30,000	3.2	1,095,000	1,100,000	38,750	3.5
925,000	930,000	30,250	3.2	1,100,000	1,105,000	39,000	3.5

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
1,105,000	1,110,000	39,300	3.5	1,280,000	1,285,000	49,800	3.8
1,110,000	1,115,000	39,600	3.5	1,285,000	1,290,000	50,100	3.8
1,115,000	1,120,000	39,900	3.5	1,290,000	1,295,000	50,400	3.9
1,120,000	1,125,000	40,200	3.5	1,295,000	1,300,000	50,700	3.9
1,125,000	1,130,000	40,500	3.6	1,300,000	1,305,000	51,000	3.9
1,130,000	1,135,000	40,800	3.6	1,305,000	1,310,000	51,300	3.9
1,135,000	1,140,000	41,100	3.6	1,310,000	1,315,000	51,600	3.9
1,140,000	1,145,000	41,400	3.6	1,315,000	1,320,000	51,900	3.9
1,145,000	1,150,000	41,700	3.6	1,320,000	1,325,000	52,200	3.9
1,150,000	1,155,000	42,000	3.6	1,325,000	1,330,000	52,500	3.9
1,155,000	1,160,000	42,300	3.6	1,330,000	1,335,000	52,800	3.9
1,160,000	1,165,000	42,600	3.6	1,335,000	1,340,000	53,100	3.9
1,165,000	1,170,000	42,900	3.6	1,340,000	1,345,000	53,400	3.9
1,170,000	1,175,000	43,200	3.6	1,345,000	1,350,000	53,700	3.9
1,175,000	1,180,000	43,500	3.7	1,350,000	1,355,000	54,000	4.0
1,180,000	1,185,000	43,800	3.7	1,355,000	1,360,000	54,300	4.0
1,185,000	1,190,000	44,100	3.7	1,360,000	1,365,000	54,600	4.0
1,190,000	1,195,000	44,400	3.7	1,365,000	1,370,000	54,900	4.0
1,195,000	1,200,000	44,700	3.7	1,370,000	1,375,000	55,200	4.0
1,200,000	1,205,000	45,000	3.7	1,375,000	1,380,000	55,500	4.0
1,205,000	1,210,000	45,300	3.7	1,380,000	1,385,000	55,800	4.0
1,210,000	1,215,000	45,600	3.7	1,385,000	1,390,000	56,100	4.0
1,215,000	1,220,000	45,900	3.7	1,390,000	1,395,000	56,400	4.0
1,220,000	1,225,000	46,200	3.7	1,395,000	1,400,000	56,700	4.0
1,225,000	1,230,000	46,500	3.7	1,400,000	1,405,000	57,000	4.0
1,230,000	1,235,000	46,800	3.8	1,405,000	1,410,000	57,300	4.0
1,235,000	1,240,000	47,100	3.8	1,410,000	1,415,000	57,600	4.0
1,240,000	1,245,000	47,400	3.8	1,415,000	1,420,000	57,900	4.0
1,245,000	1,250,000	47,700	3.8	1,420,000	1,425,000	58,200	4.0
1,250,000	1,255,000	48,000	3.8	1,425,000	1,430,000	58,500	4.1
1,255,000	1,260,000	48,300	3.8	1,430,000	1,435,000	58,800	4.1
1,260,000	1,265,000	48,600	3.8	1,435,000	1,440,000	59,100	4.1
1,265,000	1,270,000	48,900	3.8	1,440,000	1,445,000	59,400	4.1
1,270,000	1,275,000	49,200	3.8	1,445,000	1,450,000	59,700	4.1
1,275,000	1,280,000	49,500	3.8	1,450,000	1,455,000	60,000	4.1

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
1,455,000	1,460,000	60,300	4.1	1,630,000	1,635,000	72,100	4.4
1,460,000	1,465,000	60,600	4.1	1,635,000	1,640,000	72,450	4.4
1,465,000	1,470,000	60,900	4.1	1,640,000	1,645,000	72,800	4.4
1,470,000	1,475,000	61,200	4.1	1,645,000	1,650,000	73,150	4.4
1,475,000	1,480,000	61,500	4.1	1,650,000	1,655,000	73,500	4.4
1,480,000	1,485,000	61,800	4.1	1,655,000	1,660,000	73,850	4.4
1,485,000	1,490,000	62,100	4.1	1,660,000	1,665,000	74,200	4.4
1,490,000	1,495,000	62,400	4.1	1,665,000	1,670,000	74,550	4.4
1,495,000	1,500,000	62,700	4.1	1,670,000	1,675,000	74,900	4.4
1,500,000	1,505,000	63,000	4.2	1,675,000	1,680,000	75,250	4.4
1,505,000	1,510,000	63,350	4.2	1,680,000	1,685,000	75,600	4.5
1,510,000	1,515,000	63,700	4.2	1,685,000	1,690,000	75,950	4.5
1,515,000	1,520,000	64,050	4.2	1,690,000	1,695,000	76,300	4.5
1,520,000	1,525,000	64,400	4.2	1,695,000	1,700,000	76,650	4.5
1,525,000	1,530,000	64,750	4.2	1,700,000	1,705,000	77,000	4.5
1,530,000	1,535,000	65,100	4.2	1,705,000	1,710,000	77,350	4.5
1,535,000	1,540,000	65,450	4.2	1,710,000	1,715,000	77,700	4.5
1,540,000	1,545,000	65,800	4.2	1,715,000	1,720,000	78,050	4.5
1,545,000	1,550,000	66,150	4.2	1,720,000	1,725,000	78,400	4.5
1,550,000	1,555,000	66,500	4.2	1,725,000	1,730,000	78,750	4.5
1,555,000	1,560,000	66,850	4.2	1,730,000	1,735,000	79,100	4.5
1,560,000	1,565,000	67,200	4.3	1,735,000	1,740,000	79,450	4.5
1,565,000	1,570,000	67,550	4.3	1,740,000	1,745,000	79,800	4.5
1,570,000	1,575,000	67,900	4.3	1,745,000	1,750,000	80,150	4.5
1,575,000	1,580,000	68,250	4.3	1,750,000	1,755,000	80,500	4.6
1,580,000	1,585,000	68,600	4.3	1,755,000	1,760,000	80,850	4.6
1,585,000	1,590,000	68,950	4.3	1,760,000	1,765,000	81,200	4.6
1,590,000	1,595,000	69,300	4.3	1,765,000	1,770,000	81,550	4.6
1,595,000	1,600,000	69,650	4.3	1,770,000	1,775,000	81,900	4.6
1,600,000	1,605,000	70,000	4.3	1,775,000	1,780,000	82,250	4.6
1,605,000	1,610,000	70,350	4.3	1,780,000	1,785,000	82,600	4.6
1,610,000	1,615,000	70,700	4.3	1,785,000	1,790,000	82,950	4.6
1,615,000	1,620,000	71,050	4.3	1,790,000	1,795,000	83,300	4.6
1,620,000	1,625,000	71,400	4.4	1,795,000	1,800,000	83,650	4.6
1,625,000	1,630,000	71,750	4.4	1,800,000	1,805,000	84,000	4.6

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (ア)		税 額 (イ)	(イ)の(ア) に対する割合 %
以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%
1,805,000	1,810,000	84,350	4.6	1,980,000	1,985,000	96,600	4.8
1,810,000	1,815,000	84,700	4.6	1,985,000	1,990,000	96,950	4.8
1,815,000	1,820,000	85,050	4.6	1,990,000	1,995,000	97,300	4.8
1,820,000	1,825,000	85,400	4.6	1,995,000	2,000,000	97,650	4.8
1,825,000	1,830,000	85,750	4.6	2,000,000		98,000	4.9
1,830,000	1,835,000	86,100	4.7				
1,835,000	1,840,000	86,450	4.7				
1,840,000	1,845,000	86,800	4.7				
1,845,000	1,850,000	87,150	4.7				
1,850,000	1,855,000	87,500	4.7				
1,855,000	1,860,000	87,850	4.7				
1,860,000	1,865,000	88,200	4.7				
1,865,000	1,870,000	88,550	4.7				
1,870,000	1,875,000	88,900	4.7				
1,875,000	1,880,000	89,250	4.7				
1,880,000	1,885,000	89,600	4.7				
1,885,000	1,890,000	89,950	4.7				
1,890,000	1,895,000	90,300	4.7				
1,895,000	1,900,000	90,650	4.7				
1,900,000	1,905,000	91,000	4.7				
1,905,000	1,910,000	91,350	4.7				
1,910,000	1,915,000	91,700	4.8				
1,915,000	1,920,000	92,050	4.8				
1,920,000	1,925,000	92,400	4.8				
1,925,000	1,930,000	92,750	4.8				
1,930,000	1,935,000	93,100	4.8				
1,935,000	1,940,000	93,450	4.8				
1,940,000	1,945,000	93,800	4.8				
1,945,000	1,950,000	94,150	4.8				
1,950,000	1,955,000	94,500	4.8				
1,955,000	1,960,000	94,850	4.8				
1,960,000	1,965,000	95,200	4.8				
1,965,000	1,970,000	95,550	4.8				
1,970,000	1,975,000	95,900	4.8				
1,975,000	1,980,000	96,250	4.8				

別表第2 山林所得に係る市民税の簡易税額表

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	円 未 満	円 0	円 35,000	円 36,000	円 700
1,000	2,000	20	36,000	37,000	720
2,000	3,000	40	37,000	38,000	740
3,000	4,000	60	38,000	39,000	760
4,000	5,000	80	39,000	40,000	780
5,000	6,000	100	40,000	41,000	800
6,000	7,000	120	41,000	42,000	820
7,000	8,000	140	42,000	43,000	840
8,000	9,000	160	43,000	44,000	860
9,000	10,000	180	44,000	45,000	880
10,000	11,000	200	45,000	46,000	900
11,000	12,000	220	46,000	47,000	920
12,000	13,000	240	47,000	48,000	940
13,000	14,000	260	48,000	49,000	960
14,000	15,000	280	49,000	50,000	980
15,000	16,000	300	50,000	51,000	1,000
16,000	17,000	320	51,000	52,000	1,020
17,000	18,000	340	52,000	53,000	1,040
18,000	19,000	360	53,000	54,000	1,060
19,000	20,000	380	54,000	55,000	1,080
20,000	21,000	400	55,000	56,000	1,100
21,000	22,000	420	56,000	57,000	1,120
22,000	23,000	440	57,000	58,000	1,140
23,000	24,000	460	58,000	59,000	1,160
24,000	25,000	480	59,000	60,000	1,180
25,000	26,000	500	60,000	61,000	1,200
26,000	27,000	520	61,000	62,000	1,220
27,000	28,000	540	62,000	63,000	1,240
28,000	29,000	560	63,000	65,000	1,260
29,000	30,000	580	65,000	67,000	1,300
30,000	31,000	600	67,000	69,000	1,340
31,000	32,000	620	69,000	71,000	1,380
32,000	33,000	640	71,000	73,000	1,420
33,000	34,000	660	73,000	75,000	1,460
34,000	35,000	680	75,000	77,000	1,500

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
77,000	79,000	1,540	147,000	149,000	2,940
79,000	81,000	1,580	149,000	151,000	2,980
81,000	83,000	1,620	151,000	153,000	3,020
83,000	85,000	1,660	153,000	155,000	3,060
85,000	87,000	1,700	155,000	157,000	3,100
87,000	89,000	1,740	157,000	159,000	3,140
89,000	91,000	1,780	159,000	161,000	3,180
91,000	93,000	1,820	161,000	163,000	3,220
93,000	95,000	1,860	163,000	165,000	3,260
95,000	97,000	1,900	165,000	167,000	3,300
97,000	99,000	1,940	167,000	169,000	3,340
99,000	101,000	1,980	169,000	171,000	3,380
101,000	103,000	2,020	171,000	173,000	3,420
103,000	105,000	2,060	173,000	175,000	3,460
105,000	107,000	2,100	175,000	177,000	3,500
107,000	109,000	2,140	177,000	179,000	3,540
109,000	111,000	2,180	179,000	181,000	3,580
111,000	113,000	2,220	181,000	183,000	3,620
113,000	115,000	2,260	183,000	185,000	3,660
115,000	117,000	2,300	185,000	187,000	3,700
117,000	119,000	2,340	187,000	189,000	3,740
119,000	121,000	2,380	189,000	191,000	3,780
121,000	123,000	2,420	191,000	193,000	3,820
123,000	125,000	2,460	193,000	195,000	3,860
125,000	127,000	2,500	195,000	198,000	3,900
127,000	129,000	2,540	198,000	201,000	3,960
129,000	131,000	2,580	201,000	204,000	4,020
131,000	133,000	2,620	204,000	207,000	4,080
133,000	135,000	2,660	207,000	210,000	4,140
135,000	137,000	2,700	210,000	213,000	4,200
137,000	139,000	2,740	213,000	216,000	4,260
139,000	141,000	2,780	216,000	219,000	4,320
141,000	143,000	2,820	219,000	222,000	4,380
143,000	145,000	2,860	222,000	225,000	4,440
145,000	147,000	2,900	225,000	228,000	4,500

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 滿		以 上	未 滿	
円	円	円	円	円	円
228,000	231,000	4,560	333,000	336,000	6,660
231,000	234,000	4,620	336,000	339,000	6,720
234,000	237,000	4,680	339,000	342,000	6,780
237,000	240,000	4,740	342,000	345,000	6,840
240,000	243,000	4,800	345,000	348,000	6,900
243,000	246,000	4,860	348,000	351,000	6,960
246,000	249,000	4,920	351,000	354,000	7,020
249,000	252,000	4,980	354,000	357,000	7,080
252,000	255,000	5,040	357,000	360,000	7,140
255,000	258,000	5,100	360,000	363,000	7,200
258,000	261,000	5,160	363,000	366,000	7,260
261,000	264,000	5,220	366,000	369,000	7,320
264,000	267,000	5,280	369,000	372,000	7,380
267,000	270,000	5,340	372,000	375,000	7,440
270,000	273,000	5,400	375,000	378,000	7,500
273,000	276,000	5,460	378,000	381,000	7,560
276,000	279,000	5,520	381,000	384,000	7,620
279,000	282,000	5,580	384,000	387,000	7,680
282,000	285,000	5,640	387,000	390,000	7,740
285,000	288,000	5,700	390,000	394,000	7,800
288,000	291,000	5,760	394,000	398,000	7,880
291,000	294,000	5,820	398,000	402,000	7,960
294,000	297,000	5,880	402,000	406,000	8,040
297,000	300,000	5,940	406,000	410,000	8,120
300,000	303,000	6,000	410,000	414,000	8,200
303,000	306,000	6,060	414,000	418,000	8,280
306,000	309,000	6,120	418,000	422,000	8,360
309,000	312,000	6,180	422,000	426,000	8,440
312,000	315,000	6,240	426,000	430,000	8,520
315,000	318,000	6,300	430,000	434,000	8,600
318,000	321,000	6,360	434,000	438,000	8,680
321,000	324,000	6,420	438,000	442,000	8,760
324,000	327,000	6,480	442,000	446,000	8,840
327,000	330,000	6,540	446,000	450,000	8,920
330,000	333,000	6,600	450,000	454,000	9,000

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
454,000	458,000	9,080	594,000	598,000	11,880
458,000	462,000	9,160	598,000	602,000	11,960
462,000	466,000	9,240	602,000	606,000	12,040
466,000	470,000	9,320	606,000	610,000	12,120
470,000	474,000	9,400	610,000	614,000	12,200
474,000	478,000	9,480	614,000	618,000	12,280
478,000	482,000	9,560	618,000	622,000	12,360
482,000	486,000	9,640	622,000	626,000	12,440
486,000	490,000	9,720	626,000	630,000	12,520
490,000	494,000	9,800	630,000	634,000	12,600
494,000	498,000	9,880	634,000	638,000	12,680
498,000	502,000	9,960	638,000	642,000	12,760
502,000	506,000	10,040	642,000	646,000	12,840
506,000	510,000	10,120	646,000	650,000	12,920
510,000	514,000	10,200	650,000	655,000	13,000
514,000	518,000	10,280	655,000	660,000	13,100
518,000	522,000	10,360	660,000	665,000	13,200
522,000	526,000	10,440	665,000	670,000	13,300
526,000	530,000	10,520	670,000	675,000	13,400
530,000	534,000	10,600	675,000	680,000	13,500
534,000	538,000	10,680	680,000	685,000	13,600
538,000	542,000	10,760	685,000	690,000	13,700
542,000	546,000	10,840	690,000	695,000	13,800
546,000	550,000	10,920	695,000	700,000	13,900
550,000	554,000	11,000	700,000	705,000	14,000
554,000	558,000	11,080	705,000	710,000	14,100
558,000	562,000	11,160	710,000	715,000	14,200
562,000	566,000	11,240	715,000	720,000	14,300
566,000	570,000	11,320	720,000	725,000	14,400
570,000	574,000	11,400	725,000	730,000	14,500
574,000	578,000	11,480	730,000	735,000	14,600
578,000	582,000	11,560	735,000	740,000	14,700
582,000	586,000	11,640	740,000	745,000	14,800
586,000	590,000	11,720	745,000	750,000	14,900
590,000	594,000	11,800	750,000	755,000	15,000

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
755,000	760,000	15,100	930,000	935,000	18,600
760,000	765,000	15,200	935,000	940,000	18,700
765,000	770,000	15,300	940,000	945,000	18,800
770,000	775,000	15,400	945,000	950,000	18,900
775,000	780,000	15,500	950,000	955,000	19,000
780,000	785,000	15,600	955,000	960,000	19,100
785,000	790,000	15,700	960,000	965,000	19,200
790,000	795,000	15,800	965,000	970,000	19,300
795,000	800,000	15,900	970,000	975,000	19,400
800,000	805,000	16,000	975,000	980,000	19,500
805,000	810,000	16,100	980,000	985,000	19,600
810,000	815,000	16,200	985,000	990,000	19,700
815,000	820,000	16,300	990,000	995,000	19,800
820,000	825,000	16,400	995,000	1,000,000	19,900
825,000	830,000	16,500	1,000,000	1,005,000	20,000
830,000	835,000	16,600	1,005,000	1,010,000	20,100
835,000	840,000	16,700	1,010,000	1,015,000	20,200
840,000	845,000	16,800	1,015,000	1,020,000	20,300
845,000	850,000	16,900	1,020,000	1,025,000	20,400
850,000	855,000	17,000	1,025,000	1,030,000	20,500
855,000	860,000	17,100	1,030,000	1,035,000	20,600
860,000	865,000	17,200	1,035,000	1,040,000	20,700
865,000	870,000	17,300	1,040,000	1,045,000	20,800
870,000	875,000	17,400	1,045,000	1,050,000	20,900
875,000	880,000	17,500	1,050,000	1,055,000	21,000
880,000	885,000	17,600	1,055,000	1,060,000	21,100
885,000	890,000	17,700	1,060,000	1,065,000	21,200
890,000	895,000	17,800	1,065,000	1,070,000	21,300
895,000	900,000	17,900	1,070,000	1,075,000	21,400
900,000	905,000	18,000	1,075,000	1,080,000	21,500
905,000	910,000	18,100	1,080,000	1,085,000	21,600
910,000	915,000	18,200	1,085,000	1,090,000	21,700
915,000	920,000	18,300	1,090,000	1,095,000	21,800
920,000	925,000	18,400	1,095,000	1,100,000	21,900
925,000	930,000	18,500	1,100,000	1,105,000	22,000

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1,105,000	1,110,000	22,100	1,280,000	1,285,000	25,600
1,110,000	1,115,000	22,200	1,285,000	1,290,000	25,700
1,115,000	1,120,000	22,300	1,290,000	1,295,000	25,800
1,120,000	1,125,000	22,400	1,295,000	1,300,000	25,900
1,125,000	1,130,000	22,500	1,300,000	1,305,000	26,000
1,130,000	1,135,000	22,600	1,305,000	1,310,000	26,100
1,135,000	1,140,000	22,700	1,310,000	1,315,000	26,200
1,140,000	1,145,000	22,800	1,315,000	1,320,000	26,300
1,145,000	1,150,000	22,900	1,320,000	1,325,000	26,400
1,150,000	1,155,000	23,000	1,325,000	1,330,000	26,500
1,155,000	1,160,000	23,100	1,330,000	1,335,000	26,600
1,160,000	1,165,000	23,200	1,335,000	1,340,000	26,700
1,165,000	1,170,000	23,300	1,340,000	1,345,000	26,800
1,170,000	1,175,000	23,400	1,345,000	1,350,000	26,900
1,175,000	1,180,000	23,500	1,350,000	1,355,000	27,000
1,180,000	1,185,000	23,600	1,355,000	1,360,000	27,100
1,185,000	1,190,000	23,700	1,360,000	1,365,000	27,200
1,190,000	1,195,000	23,800	1,365,000	1,370,000	27,300
1,195,000	1,200,000	23,900	1,370,000	1,375,000	27,400
1,200,000	1,205,000	24,000	1,375,000	1,380,000	27,500
1,205,000	1,210,000	24,100	1,380,000	1,385,000	27,600
1,210,000	1,215,000	24,200	1,385,000	1,390,000	27,700
1,215,000	1,220,000	24,300	1,390,000	1,395,000	27,800
1,220,000	1,225,000	24,400	1,395,000	1,400,000	27,900
1,225,000	1,230,000	24,500	1,400,000	1,405,000	28,000
1,230,000	1,235,000	24,600	1,405,000	1,410,000	28,100
1,235,000	1,240,000	24,700	1,410,000	1,415,000	28,200
1,240,000	1,245,000	24,800	1,415,000	1,420,000	28,300
1,245,000	1,250,000	24,900	1,420,000	1,425,000	28,400
1,250,000	1,255,000	25,000	1,425,000	1,430,000	28,500
1,255,000	1,260,000	25,100	1,430,000	1,435,000	28,600
1,260,000	1,265,000	25,200	1,435,000	1,440,000	28,700
1,265,000	1,270,000	25,300	1,440,000	1,445,000	28,800
1,270,000	1,275,000	25,400	1,445,000	1,450,000	28,900
1,275,000	1,280,000	25,500	1,450,000	1,455,000	29,000

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
1,455,000	1,460,000	29,100	1,630,000	1,635,000	33,900
1,460,000	1,465,000	29,200	1,635,000	1,640,000	34,050
1,465,000	1,470,000	29,300	1,640,000	1,645,000	34,200
1,470,000	1,475,000	29,400	1,645,000	1,650,000	34,350
1,475,000	1,480,000	29,500	1,650,000	1,655,000	34,500
1,480,000	1,485,000	29,600	1,655,000	1,660,000	34,650
1,485,000	1,490,000	29,700	1,660,000	1,665,000	34,800
1,490,000	1,495,000	29,800	1,665,000	1,670,000	34,950
1,495,000	1,500,000	29,900	1,670,000	1,675,000	35,100
1,500,000	1,505,000	30,000	1,675,000	1,680,000	35,250
1,505,000	1,510,000	30,150	1,680,000	1,685,000	35,400
1,510,000	1,515,000	30,300	1,685,000	1,690,000	35,550
1,515,000	1,520,000	30,450	1,690,000	1,695,000	35,700
1,520,000	1,525,000	30,600	1,695,000	1,700,000	35,850
1,525,000	1,530,000	30,750	1,700,000	1,705,000	36,000
1,530,000	1,535,000	30,900	1,705,000	1,710,000	36,150
1,535,000	1,540,000	31,050	1,710,000	1,715,000	36,300
1,540,000	1,545,000	31,200	1,715,000	1,720,000	36,450
1,545,000	1,550,000	31,350	1,720,000	1,725,000	36,600
1,550,000	1,555,000	31,500	1,725,000	1,730,000	36,750
1,555,000	1,560,000	31,650	1,730,000	1,735,000	36,900
1,560,000	1,565,000	31,800	1,735,000	1,740,000	37,050
1,565,000	1,570,000	31,950	1,740,000	1,745,000	37,200
1,570,000	1,575,000	32,100	1,745,000	1,750,000	37,350
1,575,000	1,580,000	32,250	1,750,000	1,755,000	37,500
1,580,000	1,585,000	32,400	1,755,000	1,760,000	37,650
1,585,000	1,590,000	32,550	1,760,000	1,765,000	37,800
1,590,000	1,595,000	32,700	1,765,000	1,770,000	37,950
1,595,000	1,600,000	32,850	1,770,000	1,775,000	38,100
1,600,000	1,605,000	33,000	1,775,000	1,780,000	38,250
1,605,000	1,610,000	33,150	1,780,000	1,785,000	38,400
1,610,000	1,615,000	33,300	1,785,000	1,790,000	38,550
1,615,000	1,620,000	33,450	1,790,000	1,795,000	38,700
1,620,000	1,625,000	33,600	1,795,000	1,800,000	38,850
1,625,000	1,630,000	33,750	1,800,000	1,805,000	39,000

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1,805,000	1,810,000	39,150	1,980,000	1,985,000	44,400
1,810,000	1,815,000	39,300	1,985,000	1,990,000	44,550
1,815,000	1,820,000	39,450	1,990,000	1,995,000	44,700
1,820,000	1,825,000	39,600	1,995,000	2,000,000	44,850
1,825,000	1,830,000	39,750	2,000,000		45,000
1,830,000	1,835,000	39,900			
1,835,000	1,840,000	40,050			
1,840,000	1,845,000	40,200			
1,845,000	1,850,000	40,350			
1,850,000	1,855,000	40,500			
1,855,000	1,860,000	40,650			
1,860,000	1,865,000	40,800			
1,865,000	1,870,000	40,950			
1,870,000	1,875,000	41,100			
1,875,000	1,880,000	41,250			
1,880,000	1,885,000	41,400			
1,885,000	1,890,000	41,550			
1,890,000	1,895,000	41,700			
1,895,000	1,900,000	41,850			
1,900,000	1,905,000	42,000			
1,905,000	1,910,000	42,150			
1,910,000	1,915,000	42,300			
1,915,000	1,920,000	42,450			
1,920,000	1,925,000	42,600			
1,925,000	1,930,000	42,750			
1,930,000	1,935,000	42,900			
1,935,000	1,940,000	43,050			
1,940,000	1,945,000	43,200			
1,945,000	1,950,000	43,350			
1,950,000	1,955,000	43,500			
1,955,000	1,960,000	43,650			
1,960,000	1,965,000	43,800			
1,965,000	1,970,000	43,950			
1,970,000	1,975,000	44,100			
1,975,000	1,980,000	44,250			

別表第3 退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
			70,000	72,000	630
6,000	円未満	0	72,000	74,000	640
			74,000	76,000	660
6,000	8,000	50	76,000	78,000	680
8,000	10,000	70	78,000	80,000	700
10,000	12,000	90	80,000	82,000	720
12,000	14,000	100	82,000	84,000	730
14,000	16,000	120	84,000	86,000	750
16,000	18,000	140	86,000	88,000	770
18,000	20,000	160	88,000	90,000	790
20,000	22,000	180	90,000	92,000	810
22,000	24,000	190	92,000	94,000	820
24,000	26,000	210	94,000	96,000	840
26,000	28,000	230	96,000	98,000	860
28,000	30,000	250	98,000	100,000	880
30,000	32,000	270	100,000	102,000	900
32,000	34,000	280	102,000	104,000	910
34,000	36,000	300	104,000	106,000	930
36,000	38,000	320	106,000	108,000	950
38,000	40,000	340	108,000	110,000	970
40,000	42,000	360	110,000	112,000	990
42,000	44,000	370	112,000	114,000	1,000
44,000	46,000	390	114,000	116,000	1,020
46,000	48,000	410	116,000	118,000	1,040
48,000	50,000	430	118,000	120,000	1,060
50,000	52,000	450	120,000	122,000	1,080
52,000	54,000	460	122,000	124,000	1,090
54,000	56,000	480	124,000	126,000	1,110
56,000	58,000	500	126,000	130,000	1,130
58,000	60,000	520	130,000	134,000	1,170
60,000	62,000	540	134,000	138,000	1,200
62,000	64,000	550	138,000	142,000	1,240
64,000	66,000	570	142,000	146,000	1,270
66,000	68,000	590	146,000	150,000	1,310
68,000	70,000	610	150,000	154,000	1,350

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 154,000	円 158,000	円 1,380	円 294,000	円 298,000	円 2,640
158,000	162,000	1,420	298,000	302,000	2,680
162,000	166,000	1,450	302,000	306,000	2,710
166,000	170,000	1,490	306,000	310,000	2,750
170,000	174,000	1,530	310,000	314,000	2,790
174,000	178,000	1,560	314,000	318,000	2,820
178,000	182,000	1,600	318,000	322,000	2,860
182,000	186,000	1,630	322,000	326,000	2,890
186,000	190,000	1,670	326,000	330,000	2,930
190,000	194,000	1,710	330,000	334,000	2,970
194,000	198,000	1,740	334,000	338,000	3,000
198,000	202,000	1,780	338,000	342,000	3,040
202,000	206,000	1,810	342,000	346,000	3,070
206,000	210,000	1,850	346,000	350,000	3,110
210,000	214,000	1,890	350,000	354,000	3,150
214,000	218,000	1,920	354,000	358,000	3,180
218,000	222,000	1,960	358,000	362,000	3,220
222,000	226,000	1,990	362,000	366,000	3,250
226,000	230,000	2,030	366,000	370,000	3,290
230,000	234,000	2,070	370,000	374,000	3,330
234,000	238,000	2,100	374,000	378,000	3,360
238,000	242,000	2,140	378,000	382,000	3,400
242,000	246,000	2,170	382,000	386,000	3,430
246,000	250,000	2,210	386,000	390,000	3,470
250,000	254,000	2,250	390,000	396,000	3,510
254,000	258,000	2,280	396,000	402,000	3,560
258,000	262,000	2,320	402,000	408,000	3,610
262,000	266,000	2,350	408,000	414,000	3,670
266,000	270,000	2,390	414,000	420,000	3,720
270,000	274,000	2,430	420,000	426,000	3,780
274,000	278,000	2,460	426,000	432,000	3,830
278,000	282,000	2,500	432,000	438,000	3,880
282,000	286,000	2,530	438,000	444,000	3,940
286,000	290,000	2,570	444,000	450,000	3,990
290,000	294,000	2,610	450,000	456,000	4,050

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
456,000	462,000	4,100	666,000	672,000	6,290
462,000	468,000	4,150	672,000	678,000	6,370
468,000	474,000	4,210	678,000	684,000	6,450
474,000	480,000	4,260	684,000	690,000	6,530
480,000	486,000	4,320	690,000	696,000	6,610
486,000	492,000	4,370	696,000	702,000	6,690
492,000	498,000	4,420	702,000	708,000	6,770
498,000	504,000	4,480	708,000	714,000	6,850
504,000	510,000	4,530	714,000	720,000	6,930
510,000	516,000	4,590	720,000	726,000	7,020
516,000	522,000	4,640	726,000	732,000	7,100
522,000	528,000	4,690	732,000	738,000	7,180
528,000	534,000	4,750	738,000	744,000	7,260
534,000	540,000	4,800	744,000	750,000	7,340
540,000	546,000	4,860	750,000	756,000	7,420
546,000	552,000	4,910	756,000	762,000	7,500
552,000	558,000	4,960	762,000	768,000	7,580
558,000	564,000	5,020	768,000	774,000	7,660
564,000	570,000	5,070	774,000	780,000	7,740
570,000	576,000	5,130	780,000	788,000	7,830
576,000	582,000	5,180	788,000	796,000	7,930
582,000	588,000	5,230	796,000	804,000	8,040
588,000	594,000	5,290	804,000	812,000	8,150
594,000	600,000	5,340	812,000	820,000	8,260
600,000	606,000	5,400	820,000	828,000	8,370
606,000	612,000	5,480	828,000	836,000	8,470
612,000	618,000	5,560	836,000	844,000	8,580
618,000	624,000	5,640	844,000	852,000	8,690
624,000	630,000	5,720	852,000	860,000	8,800
630,000	636,000	5,800	860,000	868,000	8,910
636,000	642,000	5,880	868,000	876,000	9,010
642,000	648,000	5,960	876,000	884,000	9,120
648,000	654,000	6,040	884,000	892,000	9,230
654,000	660,000	6,120	892,000	900,000	9,340
660,000	666,000	6,210	900,000	908,000	9,450

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
908,000	916,000	9,550	1,188,000	1,196,000	14,180
916,000	924,000	9,660	1,196,000	1,204,000	14,320
924,000	932,000	9,770	1,204,000	1,212,000	14,470
932,000	940,000	9,880	1,212,000	1,220,000	14,610
940,000	948,000	9,990	1,220,000	1,228,000	14,760
948,000	956,000	10,090	1,228,000	1,236,000	14,900
956,000	964,000	10,200	1,236,000	1,244,000	15,040
964,000	972,000	10,310	1,244,000	1,252,000	15,190
972,000	980,000	10,420	1,252,000	1,260,000	15,330
980,000	988,000	10,530	1,260,000	1,268,000	15,480
988,000	996,000	10,630	1,268,000	1,276,000	15,620
996,000	1,004,000	10,740	1,276,000	1,284,000	15,760
1,004,000	1,012,000	10,870	1,284,000	1,292,000	15,910
1,012,000	1,020,000	11,010	1,292,000	1,300,000	16,050
1,020,000	1,028,000	11,160	1,300,000	1,310,000	16,200
1,028,000	1,036,000	11,300	1,310,000	1,320,000	16,380
1,036,000	1,044,000	11,440	1,320,000	1,330,000	16,560
1,044,000	1,052,000	11,590	1,330,000	1,340,000	16,740
1,052,000	1,060,000	11,730	1,340,000	1,350,000	16,920
1,060,000	1,068,000	11,880	1,350,000	1,360,000	17,100
1,068,000	1,076,000	12,020	1,360,000	1,370,000	17,280
1,076,000	1,084,000	12,160	1,370,000	1,380,000	17,460
1,084,000	1,092,000	12,310	1,380,000	1,390,000	17,640
1,092,000	1,100,000	12,450	1,390,000	1,400,000	17,820
1,100,000	1,108,000	12,600	1,400,000	1,410,000	18,000
1,108,000	1,116,000	12,740	1,410,000	1,420,000	18,180
1,116,000	1,124,000	12,880	1,420,000	1,430,000	18,360
1,124,000	1,132,000	13,030	1,430,000	1,440,000	18,540
1,132,000	1,140,000	13,170	1,440,000	1,450,000	18,720
1,140,000	1,148,000	13,320	1,450,000	1,460,000	18,900
1,148,000	1,156,000	13,460	1,460,000	1,470,000	19,080
1,156,000	1,164,000	13,600	1,470,000	1,480,000	19,260
1,164,000	1,172,000	13,750	1,480,000	1,490,000	19,440
1,172,000	1,180,000	13,890	1,490,000	1,500,000	19,620
1,180,000	1,188,000	14,040	1,500,000	1,510,000	19,800

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
1510,000	1520,000	19,980	1860,000	1870,000	27,450
1520,000	1530,000	20,160	1870,000	1880,000	27,670
1530,000	1540,000	20,340	1880,000	1890,000	27,900
1540,000	1550,000	20,520	1890,000	1900,000	28,120
1550,000	1560,000	20,700	1900,000	1910,000	28,350
1560,000	1570,000	20,880	1910,000	1920,000	28,570
1570,000	1580,000	21,060	1920,000	1930,000	28,800
1580,000	1590,000	21,240	1930,000	1940,000	29,020
1590,000	1600,000	21,420	1940,000	1950,000	29,250
1600,000	1610,000	21,600	1950,000	1960,000	29,470
1610,000	1620,000	21,820	1960,000	1970,000	29,700
1620,000	1630,000	22,050	1970,000	1980,000	29,920
1630,000	1640,000	22,270	1980,000	1990,000	30,150
1640,000	1650,000	22,500	1990,000	2000,000	30,370
1650,000	1660,000	22,720	2000,000	2010,000	30,600
1660,000	1670,000	22,950	2010,000	2020,000	30,820
1670,000	1680,000	23,170	2020,000	2030,000	31,050
1680,000	1690,000	23,400	2030,000	2040,000	31,270
1690,000	1700,000	23,620	2040,000	2050,000	31,500
1700,000	1710,000	23,850	2050,000	2060,000	31,720
1710,000	1720,000	24,070	2060,000	2070,000	31,950
1720,000	1730,000	24,300	2070,000	2080,000	32,170
1730,000	1740,000	24,520	2080,000	2090,000	32,400
1740,000	1750,000	24,750	2090,000	2100,000	32,620
1750,000	1760,000	24,970	2100,000	2110,000	32,850
1760,000	1770,000	25,200	2110,000	2120,000	33,070
1770,000	1780,000	25,420	2120,000	2130,000	33,300
1780,000	1790,000	25,650	2130,000	2140,000	33,520
1790,000	1800,000	25,870	2140,000	2150,000	33,750
1800,000	1810,000	26,100	2150,000	2160,000	33,970
1810,000	1820,000	26,320	2160,000	2170,000	34,200
1820,000	1830,000	26,550	2170,000	2180,000	34,420
1830,000	1840,000	26,770	2180,000	2190,000	34,650
1840,000	1850,000	27,000	2190,000	2200,000	34,870
1850,000	1860,000	27,220	2200,000	2210,000	35,100

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,210,000	円 2,220,000	円 35,370	円 2,560,000	円 2,570,000	円 44,820
2,220,000	2,230,000	35,640	2,570,000	2,580,000	45,090
2,230,000	2,240,000	35,910	2,580,000	2,590,000	45,360
2,240,000	2,250,000	36,180	2,590,000	2,600,000	45,630
2,250,000	2,260,000	36,450	2,600,000	2,610,000	45,900
2,260,000	2,270,000	36,720	2,610,000	2,620,000	46,170
2,270,000	2,280,000	36,990	2,620,000	2,630,000	46,440
2,280,000	2,290,000	37,260	2,630,000	2,640,000	46,710
2,290,000	2,300,000	37,530	2,640,000	2,650,000	46,980
2,300,000	2,310,000	37,800	2,650,000	2,660,000	47,250
2,310,000	2,320,000	38,070	2,660,000	2,670,000	47,520
2,320,000	2,330,000	38,340	2,670,000	2,680,000	47,790
2,330,000	2,340,000	38,610	2,680,000	2,690,000	48,060
2,340,000	2,350,000	38,880	2,690,000	2,700,000	48,330
2,350,000	2,360,000	39,150	2,700,000	2,710,000	48,600
2,360,000	2,370,000	39,420	2,710,000	2,720,000	48,870
2,370,000	2,380,000	39,690	2,720,000	2,730,000	49,140
2,380,000	2,390,000	39,960	2,730,000	2,740,000	49,410
2,390,000	2,400,000	40,230	2,740,000	2,750,000	49,680
2,400,000	2,410,000	40,500	2,750,000	2,760,000	49,950
2,410,000	2,420,000	40,770	2,760,000	2,770,000	50,220
2,420,000	2,430,000	41,040	2,770,000	2,780,000	50,490
2,430,000	2,440,000	41,310	2,780,000	2,790,000	50,760
2,440,000	2,450,000	41,580	2,790,000	2,800,000	51,030
2,450,000	2,460,000	41,850	2,800,000	2,810,000	51,300
2,460,000	2,470,000	42,120	2,810,000	2,820,000	51,570
2,470,000	2,480,000	42,390	2,820,000	2,830,000	51,840
2,480,000	2,490,000	42,660	2,830,000	2,840,000	52,110
2,490,000	2,500,000	42,930	2,840,000	2,850,000	52,380
2,500,000	2,510,000	43,200	2,850,000	2,860,000	52,650
2510,000	2520,000	43,470	2860,000	2870,000	52,920
2520,000	2530,000	43,740	2870,000	2880,000	53,190
2530,000	2540,000	44,010	2880,000	2890,000	53,460
2540,000	2550,000	44,280	2890,000	2900,000	53,730
2550,000	2560,000	44,550	2900,000	2910,000	54,000

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
2,910,000	2,920,000	54,270	3,260,000	3,270,000	64,890
2,920,000	2,930,000	54,540	3,270,000	3,280,000	65,200
2,930,000	2,940,000	54,810	3,280,000	3,290,000	65,520
2,940,000	2,950,000	55,080	3,290,000	3,300,000	65,830
2,950,000	2,960,000	55,350	3,300,000	3,310,000	66,150
2,960,000	2,970,000	55,620	3,310,000	3,320,000	66,460
2,970,000	2,980,000	55,890	3,320,000	3,330,000	66,780
2,980,000	2,990,000	56,160	3,330,000	3,340,000	67,090
2,990,000	3,000,000	56,430	3,340,000	3,350,000	67,410
3,000,000	3,010,000	56,700	3,350,000	3,360,000	67,720
3,010,000	3,020,000	57,010	3,360,000	3,370,000	68,040
3,020,000	3,030,000	57,330	3,370,000	3,380,000	68,350
3,030,000	3,040,000	57,640	3,380,000	3,390,000	68,670
3,040,000	3,050,000	57,960	3,390,000	3,400,000	68,980
3,050,000	3,060,000	58,270	3,400,000	3,410,000	69,300
3,060,000	3,070,000	58,590	3,410,000	3,420,000	69,610
3,070,000	3,080,000	58,900	3,420,000	3,430,000	69,930
3,080,000	3,090,000	59,220	3,430,000	3,440,000	70,240
3,090,000	3,100,000	59,530	3,440,000	3,450,000	70,560
3,100,000	3,110,000	59,850	3,450,000	3,460,000	70,870
3,110,000	3,120,000	60,160	3,460,000	3,470,000	71,190
3,120,000	3,130,000	60,480	3,470,000	3,480,000	71,500
3,130,000	3,140,000	60,790	3,480,000	3,490,000	71,820
3,140,000	3,150,000	61,110	3,490,000	3,500,000	72,130
3,150,000	3,160,000	61,420	3,500,000	3,510,000	72,450
3,160,000	3,170,000	61,740	3,510,000	3,520,000	72,760
3,170,000	3,180,000	62,050	3,520,000	3,530,000	73,080
3,180,000	3,190,000	62,370	3,530,000	3,540,000	73,390
3,190,000	3,200,000	62,680	3,540,000	3,550,000	73,710
3,200,000	3,210,000	63,000	3,550,000	3,560,000	74,020
3,210,000	3,220,000	63,310	3,560,000	3,570,000	74,340
3,220,000	3,230,000	63,630	3,570,000	3,580,000	74,650
3,230,000	3,240,000	63,940	3,580,000	3,590,000	74,970
3,240,000	3,250,000	64,260	3,590,000	3,600,000	75,280
3,250,000	3,260,000	64,570	3,600,000	3,610,000	75,600

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
3,610,000	3,620,000	75,910	3,960,000	3,970,000	86,940
3,620,000	3,630,000	76,230	3,970,000	3,980,000	87,250
3,630,000	3,640,000	76,540	3,980,000	3,990,000	87,570
3,640,000	3,650,000	76,860	3,990,000	4,000,000	87,880
3,650,000	3,660,000	77,170			
3,660,000	3,670,000	77,490	4,000,000	5,000,000	退職所得控除 額控除後の退 職手当等の金 額に3.15%を 乗じて算出し た金額から 37,800円を 控除した金額
3,670,000	3,680,000	77,800			
3,680,000	3,690,000	78,120			
3,690,000	3,700,000	78,430			
3,700,000	3,710,000	78,750			
3,710,000	3,720,000	79,060			
3,720,000	3,730,000	79,380			
3,730,000	3,740,000	79,690	5,000,000	8,000,000	退職所得控除 額控除後の退 職手当等の金 額に3.6%を 乗じて算出し た金額から 60,300円を 控除した金額
3,740,000	3,750,000	80,010			
3,750,000	3,760,000	80,320			
3,760,000	3,770,000	80,640			
3,770,000	3,780,000	80,950			
3,780,000	3,790,000	81,270			
3,790,000	3,800,000	81,580			
3,800,000	3,810,000	81,900			
3,810,000	3,820,000	82,210	8,000,000	12,000,000	退職所得控除 額控除後の退 職手当等の金 額に4.05%を 乗じて算出し た金額から 96,300円を 控除した金額
3,820,000	3,830,000	82,530			
3,830,000	3,840,000	82,840			
3,840,000	3,850,000	83,160			
3,850,000	3,860,000	83,470			
3,860,000	3,870,000	83,790			
3,870,000	3,880,000	84,100			
3,880,000	3,890,000	84,420	12,000,000	20,000,000	退職所得控除 額控除後の退 職手当等の金 額に4.5%を 乗じて算出し た金額から 150,300円を 控除した金額
3,890,000	3,900,000	84,730			
3,900,000	3,910,000	85,050			
3,910,000	3,920,000	85,360			
3,920,000	3,930,000	85,680			
3,930,000	3,940,000	85,990			
3,940,000	3,950,000	86,310			
3,950,000	3,960,000	86,620			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から240,300円を控除した金額	円 60,000,000	円 100,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.85%を乗じて算出した金額から690,300円を控除した金額
40,000,000	60,000,000		100,000,000円以上		

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第23条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）に関する部分を除く。）は、昭和48年度分の個人の市民税から適用し、昭和47年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分は、昭和48年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第23条の2に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新条例第23条の7の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、昭和48年中に支払うべき退職手当等で地方税法の一部を改正する法律（昭和48年法律第23号）の施行の日（以下「法の施行日」という。）以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
- 5 昭和48年中に支払うべき退職手当等で法の施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和48年法律第8号）による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定された退職所得の金額に新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下「改正後の市民税の退職所得割額」という。）をこえる場合には、改正前の和泉市税条例第23条の7に規定する納入申告書に、改正後の市民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

6 前項前段に規定する場合には、昭和48年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第23条の9の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法の一部を改正する法律（昭和48年法律第23号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、和泉市税条例の一部を改正する条例（昭和48年和泉市条例第20号）附則第5項に規定する改正後の市民税の退職所得割額）」とする。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程をいただきました報告第2号、和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

この改正は、地方税法の一部が改正されましたのに伴いまして、本市の市税条例のうち、関係部分を改正する必要が生じ、かつ昭和48年度市民税の納期等の関係上、急を要しましたので、専決処分をさせていただいたさせていただきます。

この件についても、3月定例会終了時に法律が制定されておらなかったため、会期終了日の議員総会の席上で、改正法が制定施行された場合、専決をお許し願いたくご了承を得たくお願い申し上げた案件でございます。

改正のおもな内容は、市税条例第14条、所得割の税率の適用区分の幅を拡大する、言い換えますと、所得割額を軽減するものでございます。すなわち、100分の2の税率は、従来は15万円以下の課税総所得金額に適用して参りましたが、30万円以下の金額に100分の2の税率を適用することといたしたいと存ずるしだいでございます。したがって、15万円超30万円までの課税総所得金額は、従来100分の3の税率が適用されていたのでございますが、100分の2に軽減されることとなります。

以下、同じように10万円ずつ繰り上げ、40万円を50万円に、70万円を80万円に、100万円を110万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に課税総所得金額等がそれぞれ200万円以下、退職所得の分離課税分については、400万円以下の納税義務者に対して課税する所得割額は、第14条の計算方法によりませず、第12条の2の規定により、簡易税額表によることとなっておりますが、この別表第1から第3までの表をも合わせて改正するものでございます。

なおこの条例は公布の日から施行いたしまして、昭和48年度の個人市民税から適用することといたしております。ただし、退職所得の分離課税の所得割に関する分は、昭和48年1月1日に支払うべき退職手当から適用することといたしてございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第6号を承認することに決定いたしました。



- 議長（松尾千代一君） 日程第16「専決処分の承認を求めることについて」（昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会務局長朗読）

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和48年6月19日提日

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第7号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ8,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ7,999,080千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和48年5月23日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		775,446	8,700	784,146
	3. 府委託金	21,166	8,700	29,866
歳入合計		7,990,380	8,700	7,999,080

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		912,009	8,700	920,709
	4. 選挙費	14,831	8,700	23,531
歳出合計		7,990,380	8,700	7,999,080

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 細 説 明
				区 分	金 額	
⑩府支出金	775,446	8,700	784,146			円
(8)府委託金	21,166	8,700	29,866			
1.総務費府委託金	20,952	8,700	29,652	4.選挙費委託金	8,700	参議院大阪府選出議員補次選挙 委託金 8,580,000 参議院大阪府選出議員補次選挙 啓発推進委託金 120,000
歳入合計	7,990,380	8,700	7,999,080			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内容				節 区	節 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	財 源				
						国 府 支 出 金	地 方 債			
② 総 務 費	912,009	8,700	920,709	8,700						
(4) 選 挙 費	14,881	8,700	23,581	8,700						
1. 選 挙 管 理 委 員 会 費	14,881	8,700	23,581	8,700						
[4] 参 議 院 議 員 補 欠 選 挙 費		8,700	8,700	8,700			1 報 酬	634	投票管理者報酬 168,000 開票管理者報酬 3,500 投票立会人報酬 482,000 開票立会人報酬 80,000	
							3 職員手当	3182	投票事務従事者手当 1971,200 開票事務従事者手当 180,000	

			時間外勤務手当 1,080,000
8. 報償費	1,219		入場整理券作成報償金 337,500 投票管理者報償金 201,600 開票事務従事者報償金 70,000 委員特別報償金 50,000 管理職投票事務従事者 報償金 539,000 投票所労務者報償金 20,000
9. 旅費	20		府内旅費
11. 常用費	2,048		○消耗品費 1,530,000 ポスター掲示場設置費 1,120,000 ポスター掲示場謝礼品代 160,000 文具等消耗器材費 150,000

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特 定 財 源	一 般 財 源	国 府 支 出 金	地 方 債	
	円	円	円	円	円	円	円	円
								啓蒙用消耗器材費 10,000.00
								○燃料費 84,000 投票所湯沸燃料費
								14,000 ガソリン代 200,000
								○食糧費 274,000 選挙及会議給
								○印刷製本費 200,000
								入場券及封筒等印刷費
								○修繕料 10,000 自動車修理費
								臨時電話設置料 10,000
								電話使用料 18,320
								12. 役務費 832

			郵便料(入場券等郵送料) 800,000 クリーニング代 3,000
13. 委託料	249		電話管理委託料 38,500 公報配布委託料 210,000
14. 使用料	481		投票所借上料 38,000 投票所電話借上料 7,600 ふとん借上料 5,000 選挙人名簿作成ゼロックス借上料 300,000 道路通行料 2,000 自動車借上料 128,000
16. 原材料費	30		ベニヤ板等、材料費
18. 備品購入費	5		器具購入費
歳出合計	7,990,380	8,700	7,999,080
			8,700

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程をいただきました報告第7号、専決第7号、昭和48年度大阪市和泉市一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

去る5月2日、参議院議員大阪地方区選出の赤間文三議員が逝去されまして、公職選挙法第113条第1項第3号の規定に基づき補欠選挙が執行されることとなりまして、5月2日告示6月17日投票、昨18日に開票が行なわれまして、無事に選挙が終了いたしました。今回の補正は、この選挙執行経費といたしまして、870万円の補正を専決処分させていただいております。

内容につきましては、予算書第1条にございますように、歳入歳出それぞれ870万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億9千908万円といたしました。款項の区分及び当該区分ごとの全額は第1表の通りでございます。

歳入の内容は、39ページ以下事項別明細書にございますように、選挙費の中に新たに参議院議員補欠選挙費欄を設けまして、投開票事務に必要な諸経費を種目別に計上させていただいております。

なおこの財源につきましては、全額府委託金を充当いたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご承認下さいようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君） これはやむをえない措置として専決されたと思うのですが、参考に聞いておきたいのですが、これは国の選挙でございまして、国の委託事務で市が府の委託金によって、委託事務として代行しているわけですが、大方、選挙も終わり、決算はまだできてないと思うのですが、870万円という支出の範囲内でやれるんかどうか。国、府の委託を受けながら、国民健康保険も同じことですが、その中で赤字を出してある。赤字が出て累積したら赤字再建団体というような中央集権的な決め付け方です。選挙がなかったら、こんなもんはいらん。当然、赤字が出ないよう選管事務局長として努力されるとともに、この決算において赤字が出るや否や、その点について、決算はまだできてないと思いますが、見込みとして聞かして下さい。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 選管事務局長（青木孝之君） ご説明申し上げます。

今度の参議院の補欠選挙につきましては、国の交付額が3分の2、市町村よりの持ち出しが

3分の1と、法律で決められております。現在、執行した経費につきましては、まだ清算ができておりませんので、はっきり申し上げかねるんですが、できるだけ赤字にならないよう押えていきたい。かよう考えております。

○ 3番（金沢勝君） それはよくわかりました。市が3分の1持たないかん。赤字にならないといってもね。市長ね。どんな選挙でも府、国が当然やらないかん。赤字が出るのはうちだけやない。だから、国民健康保険でもしかり、一般会計からカサ上げするのは国の補助が少ないからです。その土端場に赤字が出たら、市長が悪いんや、自治体が悪いんや、国からいじめられる。こういうことをなくするよう、国の選挙やから市はタッチしなくてもいい、国に任せておけばいい、仕事をして赤字が出ることはないよう、うちだけやない、こんなバカみたいなこと積みかさねがみな赤字になる。その点市長、意見として申し上げておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第7号を原案通り承認することに決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第17「専決処分の承認を求めることについて」（昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第8号

昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

昭和48年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,154,1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ2,073,04千円とする。

2. 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和48年5月31日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		85,563	1,154.1	97,104
	1. 国庫負担金	85,563	1,154.1	97,104
歳入合計		195,763	1,154.1	207,304

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金			1,154.1	1,154.1
	1. 前年度繰上充用金		1,154.1	1,154.1
歳出合計		195,763	1,154.1	207,304

土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 国庫支出金	85,568	11,541	97,104			
(1) 国庫負担金	85,568	11,541	97,104			
土地区画整理負担金	85,568	11,541	97,104	第2版和国 1. 道公共施設 管理負担金	11,541	第2版和国道管理者負担金追加
歳入合計	195,768	11,541	207,304			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 府 支 出 金	地 方 債				そ の 他	
② 繰上充用金	円	11,541	円 11,541	円 11,541	円	円	円	円		
(1) 前年度繰上充用金		11,541	11,541	11,541						
1. 前年度繰上充用金		11,541	11,541	11,541			補償補填 22. 及賠償金	11,541	前年度繰上充 用金	
歳出合計	195,768	11,541	207,304	11,541						

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました報告第8号、専決第8号、昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。

昭和47年度の土地区画整理事業特別会計は、千154万1千円の歳入不足が生じたので、この不足額を補てんいたすべく、地方自治法施行令第166条2の規定により、繰上充用措置を行なったしいでございませう。

これに必要な財源は、全額国庫支出金を充当するよう措置いたしてございませう。

以上、簡単ですが、内容の報告をさせていただきます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） いまの総務部長の説明では、赤字が出たから補填する、1千154万ですか、中見は事務費、人件費ですか。

○ 総務部理事（庄司清君） お答えいたします。

47年度の収支につきましては零でございますので、それ以前からの累積の赤字ということになっております。事務費でございます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第8号を承認することに決定いたしました。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第18「昭和47年度大阪府和泉市一般会計継読費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 9 号

昭和 47 年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について

大阪府和泉市一般会計継続費の昭和 47 年度年割額に係る歳出予算の経費のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり通次繰越しをしたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告する。

昭和 48 年 6 月 19 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度 大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	昭和47年度継続費予算現額			支出済額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国 支出金	庫 貯金	市 債
8.	土木費		円				円	円					円
5.	住宅費	(仮称) 和泉第一 団地 改良住宅 建設事業	799,327 000	385,567 000	385,567 000	385,567 000	175,787 000	209,780 000	732 000	175,048 000	84,000 000		円

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程をいただきました報告第9号、昭和47年度大阪府和泉市一般会計繰越費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告申し上げるしだいでございます。内容についてご説明申し上げます。

これは去る3月の定例市議会においてご議決を賜りました昭和47年度一般会計補正予算第8号のうち、第2条で改良住宅120戸建設事業費を、昭和47年度から8カ年間の繰越費として、国庫補助金の年割り額を助案し、定めさせていただいた繰越費でございます。

8カ年の総額は7億9千932万7千円で、昭和47年度の年割り額が8億8千556万7千円でございます。このうち1億7千578万7千円は、47年度で消化いたしましたが、支出を終わらなかつたため、2億978万円を翌年度へ逐次繰越いたすべく措置いたしましたしだいでございます。

これに伴います特定財源につきましては、昭和48年度において十分検討いたすべく、関係機関の承認を得ているものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第9号を承認することに決定いたしました。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第19「昭和47年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第10号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について

昭和47年度大阪府和泉市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度 大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	市債	
3. 民生費	2. 児童福祉費	(仮称) 旭保育園建設事業	192,614 000	192,614 000	135,720 000	14,440 000	81,764 000	82,568 000	275 000
10. 教育費	2. 小学校費	(仮称) 和泉台小学校建設事業	154,011 000	154,011 000		47,886 000		33,100 000	73,025 000
		北池田小学校屋内 運動場建設事業	33,020 000	33,020 000	500 000	640 000		1,200 000	962 000
	合	計	349,927 000	349,927 000	14,072 000	62,966 000	81,764 000	116,868 000	74,262 000

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは報告第10号、昭和47年度一般会計繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。内容についてご説明申し上げたいと存じます。

去る3月の定例市議会においてご議決を賜りました昭和47年度一般会計補正予算第8号のうち、第3条で仮称、旭保育園建設事業費1億9千261万4千円及び仮称、和泉台小学校建設事業費1億5千401万1千円を、工事見通し等を勘案し、翌年度で執行できるように定めさせていただいたものと、今回、報告第2号で提出しております昭和47年度一般会計補正予算第9号のうち、第2条で定めさせていただいた北池田小学校屋内運動場建設事業費330万2千円、以上、3件の繰越明許費の繰越計算書でございます。

各事業の繰越額は限度額と同額でございます。合計3億4千992万7千円となり、財源といたしましては既収入特定財源のほか、未収入特定財源については、関係機関の承認を得ているものでございます。

なお一般財源の7千426万2千円につきましては、47年度より繰り越すことといたしまして、昭和48年度の財政運営に影響を及ぼさないよう措置いたしましたものでございます。よろしくご了承いただきお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君）説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご意議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第10号を承認することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 日程第20「昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第11号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般 財源			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8.	土木費	都市計 画費	140,979, 335	134,005, 385	6,974, 000	6,974, 000	5,000, 000	1,900, 000	74, 000			本事業は、橋梁工 事の下部構造を施工 しているもので12月4 日に着工したもので あるが建設資材の品 不足の影響により基 礎杭(鋼管杭)等の納 品が遅延したため、 年度内に完成できな かったものである。
5.	住宅費	改良住宅 建設事業	1417,930, 853	420,801, 853	997,129, 000	997,129, 000	355,778, 000	344,120, 000	40,400, 000	2,731, 000		年度当初基本設計 (II階建)が完了した ので地元これを提 示した。ところが地 元住民間で高層住宅 に対する不安感が高 まったので再検討を 行った。その結果、10 階建として建築する ことで協議が整った 次第であり、急遽設計 変更にとりかかったの であるが、これが遅延 したためである。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君）それでは報告第11号、昭和47年度一般会計予算事故繰越計算書について、地方自治法施行会第150条第3項の規定によりご報告申し上げます。内容についてご説明を申し上げます。

街路和泉中央線整備事業の橋梁工事につきましては、右欄の説明に記載してございますように、基礎杭の調達が遅延いたしましたために、697万4千円の執行が年度内にできませんでした。また改良住宅建設事業については、設計変更等に日時を要し施工が遅延いたしました。これらの事情のため、地方自治法第220条第3項の但し書き規定により、事故繰越の措置をとらせていただいたまいでございませぬ。

未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございませぬ。よろしくご了承賜りたくお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 意見を言いますが、全部報告ばかりで各議員が質問する要領だつてわからないし、私も大体は質成しておりますが、実際は審議しにくい。この改良住宅につきましては、11階建を10階建に変更したら、金額も皆変わってこないかんですな。もっと明快にご説明願いたい。

- 地区改良事務所長（逢野一郎君） お答えいたします。

たしかに11階建が10階ということですが、47年8月29日に幸会館におきまして、町会代表者と第1回の話し合いを持ったわけですが、そこで11階建を提示したところ、かなり議論が生まれて、再検討するということで終わりました。

第2回目は47年12月7日の晩に町会代表者とお会いし、いろいろ検討した結果、国の戸数セット等も勘案し、階数は10階より下げることができないといろいろ意見交換をいたしまして、最低10階で建設するということで了解を得、一応設計を完了したわけですが。

- 18番（直村静二君） 金額の変更はあるのか、ないのか。
- 建設部次長（林徳治君） 階層が変わると金額も変わるんじゃないかということですが、戸数セット数は変わってございませぬ。150戸という建設戸数は変わってございませぬ。それだけ床面積をふやすことで戸数は計画通りで、金額に大きな変更はございませぬ。
- 18番（直村静二君） 11階建が10階になって戸数は変わらないとすると、内容はよくなるんですか。ついでにもうちょっとよくするために9階、8階建にしたらどうですか。
- 建設部次長（林徳治君） ただ今申し上げておりますのは、内容がよくなったということで

はございませんが、192戸のセット数は変わらないということでございます。内容等も当初の計画通り、もちろん、十分立派なものでございます。

- 18番(直村静二君) もちろん専門家じゃないから、11階建を10階にすれば、その分だけ金額は浮くと判断するのですが、戸数は変わらないという。建設委員会は通ってるんか知りませんが、漠然とこんなくあいに出されると聞いてみたくなるんです。

突っ込んで聞きますが、この相談相手は解放同盟ではないのですか、町会と話し合いしたとありますが、これはスムーズに行ってるんですか。

- 地区改良事務所長(逢野一郎君) やはり入ってもらうのは住民でございますので、町会代表と話をやっております。

- 18番(直村静二君) 両方一緒にやってるんですか、時間を変えて別々に。先に解放同盟あとから町会ですか。

- 地区改良事務所長(逢野一郎君) どっちが先ということではなく、日程のつきしだいやっております。

- 18番(直村静二君) どうせあとで一般質問をやってお聞きしますが、どこから意見があったんかをお聞きする中で、いまの答弁では非常に不明朗だと思います。一応、これで止めます。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第11号を承認することに決定いたします。

議長(松尾千代一君) 日程第21「昭和47年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第12号

昭和47年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和47年度割額の繰越額の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度 和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	昭和47年度継続費予算現額			支払義務発生額(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	損益勘定留保資金	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	和泉上水道第8回拡張事業費	1,573,000.000									
			223,000.000	793,651	223,798.651	119,722.847	104,070.804	104,070.804	86,000.000	18,070.804	0	

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明をお願いします。
- 水道部次長（田中稔君） 報告第12号について、提案理由、内容についてご説明申し上げます。

本件は、和泉上水道第3回拡張事業中、和田浄水場拡張、管理室等の設計変更並びに建設資材の不足により工事施工が遅れたため、地本公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和47年度年割額の繰越額の使用に関する計画につきまして、同項後段の規定により報告するものでございます。

継続費の総額は15億7千300万円、47年度の継続費の予算計上額が2億2千300万円、前年度よりの通次繰越額79万3千651円、合計2億2千379万3千651円、それに支払い義務発生額が1億1千972万2千847円、残額1億407万804円は、全額翌年度へ通次繰越するものでございます。

これらにかかる財源の内訳といたしましては、企業債が8千600万円、残額の千807万804円は、損益勘定の留保資金をもって充てたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第12号を承認することに決しました。

-
- 議長（松尾千代一君） 日程第22「昭和47年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。

報告書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

昭和47年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第1項の規定による昭和47年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度 和泉市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1.	資本的支出	配水管整	32,400,000	0	32,400,000	30,000,000	2,400,000	0	0	都市計画道路の建設が遅れたため

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を求めます。

○ 水道部次長（田中稔君） 報告 13号についてご説明申し上げます。

本件は、配水管整備事業中の配水管敷設工事が、都市計画道路の工事遅延により完了できなかったため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度へ繰越を行なうよう報告するものでございます。

内容につきましては、予算計上額が3千240万円でございます。全額翌年度へ繰越すものでございます。

財源の内訳につきましては、企業債3千万円、損益勘定留保資金240万円を充てたいと考えるものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第13号を承認することに決定いたしました。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第23「財団法人和泉市開発協会昭和47年度決算書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第14号

財団法人和泉市開発協会昭和47年度決算書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市開発協会の昭和47年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度財団法人和泉市開発協会事業報告書

財団法人和泉市開発協会の昭和47年度事業実績は次のとおりであります。

1. 公共用地の先行取得

(1) 一般公共事業用地

土地	26筆	17,839.78 m^2	735,755,702 円
建物	1件	585.71	18,757,300
計			754,513,002

(2) 環境改善整備事業用地

土地	111筆	45,070.86 m^2	1,883,532,196 円
建物	27件	11,813.18	357,590,999
補償	78件		91,137,100
計			2,332,260,295

土地	137筆	62,910.64 m^2	2,619,287,898 円
建物	28件	12,398.89	376,348,299
補償	78件		91,137,100
合計			3,086,773,297

2. 和泉市に売渡した先行取得用地

(1) 一般公共事業用地

土地	9筆	4,754.15 m^2	129,754,140 円
建物	18件	1,103.52	364,351,84
補償	13件		1,996,921
計			168,186,245

(2) 環境改善整備事業用地

土地	31筆	11,037.05 m^2	525,274,662 円
建物	13件	3,273.93	112,027,417
補償	59件		51,569,916

計			688,871,995	円
土地	40筆	15,791.20	655,028,802	円
建物	31件	4,377.45	148,462,601	
合計	補償	72件	53,566,837	
計			857,058,240	

3.和泉市から委託を受けて取得した公共用地

(1) 一般公共事業用地

土地	29筆	7,460.95	161,896,363	円
補償	5件		7,071,400	
計			168,967,763	

(2) 環境改善整備事業用地

土地	14筆	3,636.99	128,624,185	円
補償	4件		46,823,998	
計			175,448,183	

土地	42筆	11,097.94	290,520,548	円
合計	補償	9件	53,895,398	
計			844,415,946	

昭和 47 年 度

一般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

財 団 法 人 和 泉 市 開 発 協 会

歳 入

款	項	目	予 算			現 額		調 定 額	収 入 済 額	備 考
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計 額	節 節	金 額			
財 産 收 入	財 産 運 用 収 入		387,551	372,216	759,767			857,126,584	857,126,584	円
			57	0	57			68,294	68,294	
		利 子 収 入	57	0	57			68,294	68,294	
財 産 売 払 収 入	財 産 売 払 収 入		887,494	372,216	759,710			857,058,240	857,058,240	
		土 地 売 払 収 入	887,494	372,216	759,710			857,058,240	857,058,240	
		土 地 売 払 収 入					759,710	857,058,240	857,058,240	土 地 建 物 等 売 払 収 入
繰 越 金	繰 越 金		1,000	0	1,000			356,303	356,303	
			1,000	0	1,000			356,303	356,303	

	線越金	1,000	0	1,000	前年度 繰越金		356,303	356,303	356,303	前年度繰越金
事業資金 借入		2,704,680	2,234,800	4,939,480		1,000	356,303	356,303	356,303	
	借入金	2,704,680	2,234,800	4,939,480			3,696,248,286	3,696,248,286	3,696,248,286	
	借入金	2,704,680	2,234,800	4,939,480			3,696,248,286	3,696,248,286	3,696,248,286	
	借入金				借入金	4,939,480	3,696,248,286	3,696,248,286	3,696,248,286	土地建物取得資金借入金
借入		7,643	44,884	52,527			93,805,009	93,805,009	93,805,009	
	預金利子	600	0	600			9,280,077	9,280,077	9,280,077	
	預金利子	600	0	600			9,280,077	9,280,077	9,280,077	
	貸付金 元利収入	0	43,324	43,324	預金利子	600	9,280,077	9,280,077	9,280,077	預金利子
	貸付金 元利収入	0	43,324	43,324			63,255,691	63,255,691	63,255,691	
	貸付金 元利収入	0	43,324	43,324	貸付金 元利収入	42,890	58,880,882	58,880,882	58,880,882	貸付金元金収入
	受託事業 収入	7,043	0	7,043	貸付金 元利収入	484	4,374,859	4,374,859	4,374,859	貸付金元金収入
	受託事業 収入	7,043	0	7,043			12,686,841	12,686,841	12,686,841	
	受託事業 収入	7,043	0	7,043			12,686,841	12,686,841	12,686,841	

款	項	目	予算					現額		調定額	収入済額	備考
			当予算額	正補予算額	計	節	金額	収入	雑			
			円	円	円	円	受託事業 収入	円	円	円	円	公共用地等取得 業務委託料
	雑	入	0	1,560	1,560				8,582,400	8,582,400		
		雑	0	1,560	1,560				8,582,400	8,582,400		
							雑	1,560	8,582,400	8,582,400		4 6年度光明池 和田線事務費及 び三井不動産か らの事務費補助
			3,100,874	2,651,900	5,752,774				4,647,536,132	4,647,536,132		
歳入合計												

歲 出

款	項	目	予 算 現 額				支 出 濟 額	不 用 額	備 考
			當 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節 餘 金 額			
事 務 費	事 務 費		31,604	14,965	46,569		45,201,047	1,867,958	
			31,604	14,965	46,569		45,201,047	1,867,958	
			31,604	14,965	46,569		45,201,047	1,867,958	
						報 酬	963,000	0	轉 託 員 報 酬
						給 料	21,395	947,107	職 員 給 料
						職 員 手 當	16,312	388	職 員 各 種 手 當
						共 濟 費	3,672	59,074	共 濟、健 保、互 助 會 等 負 担 金
						貨 金	1,163	176,344	隨 時 職 員 貨 金
						旅 費	425	20,200	府 內 旅 費 262,150 府 外 旅 費 142,650
						交 際 費	300	113,866	協 會 交 際 費
				需 用 費	1,292	2,087	消 耗 品 費 462,760		
						1,289,913			

款	項	目	予算額				現額	支出済額	不用額	備考
			当初 予算額	正 補 予算額	計	節 金額				
			円	円	円	円	円	円	燃料費 187,602 食糧費 199,685 印刷製本費 324,628 修繕費 115,290	
						役務費	207,328	672	電話料 74,577 自動車保険料 95,751 新聞公告料 37,000	
						使用料及 賃借料	28,840	1,160	有料道路使用料	
						備品購入費	658,440	34,560	庁用備品購入費	
						負担金補助 及交付金	83,500	11,500	研修会費負担金	
						公課費	20,000	1,000	自動車重量税	
			2,502,989	1,442,685	3,945,574		3,945,574	849,687,725		
事業費			2,502,989	144,086	3,943,799		3,943,799	848,679,280		

			2,502,989	144,086	3,948,799				3,948,799	3,095,119,770	848,679,280	
	用地等先行取得費											委託料
									8,500	8,304,908	195,087	土地建物等調査委託料
									3,817,815	2,995,636,197	821,678,808	土地建物等取得費
									116,884	91,187,100	25,246,900	物件等移転補償費
									1,600	41,570	1,568,480	印紙等購入費
			0	1,775	1,775				1,775	816,505	958,495	
	財産管理費								1,775	816,505	958,495	
			0	1,775	1,775				1,600	674,420	925,580	土地、建物管理補修工事費
									30	8,000	27,000	人夫賃金
									75	72,455	2,545	消耗品費
									70	66,680	3,870	境界杭等資材購入費
			568,881	1,151,409	1,714,740				1,714,740	1,468,282,742	251,457,258	
									1,714,740	1,468,282,742	251,457,258	
			378,261	1,091,409	1,469,670				1,469,670	1,228,491,156	241,178,844	
		元							1,469,670	1,228,491,156	241,178,844	
			185,070	60,000	245,070				245,070	234,791,586	10,278,414	借入金返済金
		利子										

款	項	目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節 額				
貸 付 金			0	42,891	42,891	利 子	245,070	284,791,586	10,278,414	借入金利子
							42,891	42,890,426	574	
	貸 付 金		0	42,891	42,891		42,891	42,890,426	574	
		貸 付 金	0	42,891	42,891		42,891	42,890,426	574	
						貸 付 金	42,891	42,890,426	574	和泉市貸付金
予 備 費			3,000	0	3,000		3,000	0	3,000,000	
	予 備 費		3,000	0	3,000		3,000	0	3,000,000	
		予 備 費	3,000	0	3,000		3,000	0	3,000,000	
						予 備 費	3,000	0	3,000,000	
歳 出 合 計			3,100,874	2,651,900	5,752,774		5,752,774	4,647,310,490	1,105,463,510	

歳入歳出差引残額 225,642 円

翌年度へ繰越金 225,642 円

昭和48年6月8日提出

和泉市土地開発公社

理事 長 藤 木 秀 夫

財団法人和泉市開発協会貸借対照表

(昭和48年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部

I 固 定 資 産

1. 有 形 固 定 資 産

(1) 土 地	4,029,204,992
(2) 建 物	333,161,335
(3) 備 償	43,010,810
(4) 備 品	2,568,112

有 形 固 定 資 産 合 計

4,407,945,249

2. 無形固定資産			
(1) 電話加入権	100,600		
無形固定資産合計			100,600
3. 投資			
(1) 貸付金	32,000,000		
投資合計			32,000,000
固定資産合計			4,440,045,849
Ⅱ 流動資産			
1. 現金預金	1,225,642		
流動資産合計			1,225,642
資産合計			4,441,271,491
Ⅲ 負債			
負債の部			
1. 借入金	4,418,857,860		
固定負債合計			4,418,857,860
負債合計			4,418,857,860

資 本 の 部

IV 基 本 金 1,000,000

V 剰 余 金 2,641,863

資 本 合 計 27,418,631

負 債 資 本 合 計 4,441,271,491

財 産 目 録

1. 財 産 の 部 (単位円)

種 別	1. 財 産 の 部			合 計
	一 般 公 共 事 業 用 地	環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	一 般 公 共 事 業 代 替 用 地	
土 地	面 積	64,371.31㎡	15,050.00㎡	102,187.60㎡
	金 額	902,049,195	2,706,318,660	4,029,204,992
建 物	面 積	585.71㎡	9,756.19㎡	10,341.90㎡
	金 額	188,933,570	314,267,978	383,161,335
補 償	件 数	0	22件	22件
	金 額	0	43,010,810	43,010,810
合 計		920,942,552	4,208,371,137	4,405,377,137

2. 備品の部

種別	数量	金額	額
備品	109	790,837	
車輛	5	1,777,275	
合計	114	2,568,112	

3. 基金

金額	備考
1,000,000	泉州銀行和泉府中支店に定期預金

4. 現金預金

金額	備考
225,642	住友銀行和泉支店及び泉州銀行和泉府中支店に普通預金

5. 借入金

借入先	金額
住友銀行	1,945,500,000
泉州銀行	1,940,000,000
大阪府都市整備協会	306,000,000
大阪府信用農業協同組合連合会	138,505,000
和泉市	88,852,860
合計	4,413,857,860

6. 貸付金

金額	備考
32,000,000	和泉市貸付金

7. 電話加入権

金額	備考
100,600	電話加入権

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長（西川武雄君） お許しを得まして、内容の説明をさせていただきます。

ただ今ご上程いただきました報告第14号、昭和47年度財団法人和泉市開発協会の事業報告並びに歳入歳出決算について、内容のご説明を申し上げます。

財団法人和泉市開発協会は、昭和38年2月設立以来、寄付行為に基づき、和泉府中駅前を整備をはじめ、道路用地、学校用地、その他市発展に必要な公共用地の取得に努めて参りました。特に昭和46年度より近代都市に発展するため必要な公共用地並びに環境改善整備事業用地の先行取得と積極的に取り組み、用地確保の努力を続けて参ったのであります。

昭和47年度事業内容は、当初予算額8億87万4千円に2億5千190万円を補正計上いたしまして、決算時には5億752万7千740円であります。

借入金も住友銀行、泉州銀行をはじめ、大阪府土地整備協会、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金の貸付、金融機関より借り入れいたしました金額は3億9千624万8千286円であります。

この資金により47年度で先行取得しました用地は、1ページにございますように、一般公共事業用地として、土地で26筆、面積1万7千839.78平方メートル、建物1件、585.71平方メートル、金額にして7億5千451万3千200円。環境改善整備事業用地として、土地で111筆、面積4万5千708.6平方メートル、建物27件、1万1千818.18平方メートル、補償78件、金額にして2億3千226万295円。一般公共事業、環境改善事業用地を合わせ、金額で3億8千677万3千297円で先行取得したものでございます。

また前年度買収といたしまして、和泉市から委託を受けて取得した用地は、一般公共事業用地として、土地で29筆、7千460.95平方メートル、補償5件、金額にして1億6千896万7千763円。環境改善整備事業用地として土地14筆、面積3千636.99平方メートル、補償4件、金額1億7千544万8千183円。市から委託を受けて買収した金額は、3億4千441万5千946円であります。

なお先行取得しておりました土地を本年度、和泉市へ売り渡したものは、一般公共事業用地は土地9筆、面積4千754.15平方メートル、建物18件、補償18件、金額にして1億6千818万6千245円。環境改善整備事業用地では、土地31筆、面積1万1千370.5平方メートル、建物13件、補償59件、金額にして6億8千887万1千995円。一般公共事業、環境改善整備事業用地を合わせ、金額にして8億5千705万8千240円でございます。

なお公有地の確保を図るため、昭和48年4月より公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、財団法人和泉市開発協会を和泉市土地開発公社に組織変更され、今後、市の発展とともに公共事業は一そう増大するものと予想され、これに伴う公共用地の先行取得も重要であることを認識いたしまして、目的達成のため一そう努力する所存でございます。

以上は昭和47年度の事業報告の内容でございます。

それでは昭和47年度の歳入歳出決算につきまして、まず一ページの歳入から申し上げます。

まず財産収入の8億5千712万6千534円は、基本財産の利子収入と、先行取得した用地の市役所駐車場ほか9筆を和泉市に売り渡した土地売払収入でございます。

次の繰越金の35万6千308円は、前年度よりの繰越金でございます。

事業資金借入金の36億9千624万8千286円は、用地等の先行取得資金として借り入れました。借入れ先は住友銀行より16億89万426円、泉州銀行より15億6千700万円、大阪府土地整備協会より3億600万円、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金として大阪府信連より1億8千350万5千円、和泉市より8千885万2千860円をそれぞれ借り入れたものでございます。

次に諸収入9千380万5千99円、歳計現金の預金利子として92万8千77円、貸付金の元利収入として6千325万5千691円でございます。和泉市より委託を受けて取得した用地等の付帯事務費として、受託事業収入が1千268万6千841円、雑入として、過年度分の付帯事務費及び三井不動産等から事務費補助として858万2千400円でございます。

以上、歳入の合計額は、予算額57億5千277万4千円に対しまして、収入済額は46億4千753万6千132円でございます。

引き続き歳出でございますが、まず、事務費の支出額は4千520万1千47円、これは職員の給与費をはじめ、協会の事務、事業遂行に当たり必要な経常経費でございます。

次に事業費の30億9千593万6千275円でございますが、土地建物等取得費、物件等移転補償費、物件調査委託料として、用地等先行取得費30億9千511万9千770円、土地建物管理費として81万6千505円でございます。

次に借入金償還金14億6千328万2千742円でございますが、内容は、土地売払代金及び府貸付の借入金をもって、住友銀行並びに泉州銀行、三井不動産に返済したものでございます。元金12億2千849万1千156円、利子2億3千479万1千586円でございます。

次の貸付金4千289万426円は、市立山手中学校用地の取得資金として、和泉市に貸し付けたものでございます。

予備費の支出はございません。

以上、合計予算額は57億5千277万4千円に対しまして、支出済額46億4千781万490円、歳入歳出差し引きいたしまして、22万5千642円の残額でございます。

以上が昭和47年度財団法人和泉市開発協会の事業報告並びに歳入歳出決算の内容でございます。

なお開発協会は本年4月2日、組織変更いたしまして、土地開発公社として発足いたしましたので、昭和48年3月31日現在の貸借対照表を作成いたしましたので、その内容をご説明させていただきます。

資産の部といたしまして、固定資産合計額44億4千4万5千849円。その内訳は、有形固定資産として、土地建物、補償費で44億537万7千137円、備品256万8千112円でございます。無形固定資産として、電話加入権10万6,000円でございます。投資として和泉市に貸付金3千200万円でございます。

次に流動資産でございますが、現金預金として12,2万5千642円で、資産合計として、44億4千127万1千491円でございます。

次に負債の部として、固定負債すなわち金融機関の借入金44億1千385万7千860円でございます。

資本の部として、基本金すなわち和泉市よりの出資金100万円。

剰余金として、2千641万3千631円。資本合計として、2千741万3千631円で負債、資本合計いたしまして、44億4千127万1千491円でございます。

以上、簡単ですが、貸借対照表の説明を終わらせていただきます。

なお財産目録につきましては、別紙に添付しておりますので、よろしく願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本報告について質疑、ご意見ございませんか。
- 18番（直村静二君） お尋ねいたします。第1点は、ここで買っております44億の土地については、以前から言っておりますが、財産審査委員会ですか、その鑑定評価で市が買収するという原則でやられてるのかどうか。たとえば、3年後の値上がりも見込んで買っておるのか、それがこの中にいくらあるのか、お尋ねしたい。

それから開発協会が公社に切り替るわけですが、借金が44億くらいあって、決算書では2億3千400万円の金利が出ている。これはもちろん、一般会計から買い戻す場合に出されるのでしょうか、いわゆる国からこの金利についてどの程度の補助が出るのか、あるいは全然出ないのか。もし出ないとすれば、この金だけで労働会館、図書館なり建ってしまう。

以上、お答え願いたい。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 公社事務局長（西川武雄君） 先行取得いたしました用地につきましては、市の財産評価審査委員会の鑑定価格を基準として買収しております。
- 18番（直村静二君） そうすると、3年後の値上がりを見込んで、2倍とか、1.5倍とかは絶対にありえないということですか。47年度もあつたんじゃないですか。前に言ったときは、そういうお答えではなかった。市長、間違いないですか。やはり3年後のことを考えなしょうおまへんとね。そういうふうの方針がいつから変わりましたか。
- 公社事務局長（西川武雄君） 鑑定価格で買収するについては、47年度からその方法でやっておるわけでございます。
- 18番（直村静二君） 具体的に見ないことにはわかりませんが、借入金の利率は何%ですか。
- 公社事務局長（西川武雄君） 現在、市中銀行から借り入れておるものにつきましては、7.0%、政府機関のものについては、6.5でございます。
- 18番（直村静二君） もう少し明快にしてもらいたいのは、据え置き期間の長いのは。
- 公社事務局長（西川武雄君） 政府機関、土地整備協会、府の融資でございます。
- 18番（直村静二君） もちろん、開発協会で買った土地を、少なくとも、3カ月か半年以内に市が買い戻すれば、金利が比較的安くすむ。44億残ってるが、土地だけで40億、これから何ぼ持つつもりか。この計算書を見ますと、たかだか8億か9億しか買い戻しをしてもらっていない。相当残りますからね。つまり、1年単位または半年単位で処分できるのかどうか。48年度のやつをみたら90何ぼ、具体的に半年あるいは1年で市へ売り渡すのはいくらあるのかどうか。1年間に公共用地の買収の見当はおのずと出てくる。一般会計で買い戻しする見当はどのへんにあるか。半年以内にこの44億のうち、何ぼ市へ買い戻ししてもらえるのか。あと1年間のものは何ぼあるか。その計画を具体的におっしゃっていただかないと、べらぼうに金利がかさみます。
- 公社事務局長（西川武雄君） 現在のところ、市に売り渡す計画につきましては、市のほうで補助対象事業として乗せられておりますのは、金額にして約5億円でございます。今後、本年度3月31日までの間に、府の事業補助確定を受けて果してどれだけ買い上げていただけるかということについては、ちょっといまの時点で数字等の内容については申し上げにくいわけでございます。現時点では約5億です。
- 18番（直村静二君） 40億のうち5億しか、市がよう買い戻しできん、残り35億。こ

れだけ消化するだけでも来年3月までかかると思うんですが、買えるかどうか。早く買うてもらわんと、次に45億きてますよ。80億でね。借金だけかさみ、金利はふえる。市長、どうしますか。35億残っておって、いつまでに買えるんですか。明快に答えていただくと簡単にいけませんよ。先ほどの西川さんの答弁は、これだけしか買うてもらえないというもの、市長から明快に、あと残りはいつまでに買うかをお答え願いたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

現在、公社に組織替えをしておりますが、公社の所有地が40億余でございますが、それを市のほうに買い上げる時期につきましては、事業計画の進行状況によって買い上げていく、このように考えております。そのためにはまず、買い上げるための財源措置というものを確定して、順次買い上げていくように努力していきたいと思っております。

○ 18番（直村静二君） いまのところ、あと35億残ってるが。いつごろまでにいけるのか補助が付いてから言えば、次の48年度で80億になる。おのずとめどがあるでしょう。35億残って消化できんのに、次に45億買う、ずさんな計画ですな。困ります。市長は2足のわらじをはいてますな、両方出ますからね。病気の関係もあったが、どんどん専決処分をやってなまくら市政をやっとる。金利は2億3千万円、全部政府が持ってくれるんかどうか、あるいは半分持ってくれるんかどうか、先ほど言ったが、このお答えがなかった。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 金利を持ってくれるかということでございますが、これはその用地が何に使われるかによって、目的別によって、その用地取得に対する補助基本額なり、補助率等が異なって参りますので、一律にちょっと言いにくい点がございます。

○ 18番（直村静二君） あなたはうまいこと言う。40億のうち大体20億が同和関係で、おそらく大きな補助が出ると思っています。残りは一般分だということですから、改めて同和分と一般分で金利負担はどうなるのか、お尋ねします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） その分についても、補助率は、設置する施設の性質によって変わります。

○ 18番（直村静二君） 金利を含めて90%ぐらいまで持ってくれるもの、50%ぐらいはどんなものか、お答え願いたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 現在、明確に言えることは、改良住宅等については、90%まで国、府で補助していただけます。

○ 18番（直村静二君） 金利も取得価格に入りますからね。90万円で買うて金利が10万円として100万円になる。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 金利も含めて90%でございます。改良住宅につきましては。

- 18番(直村静二君) 保育所用地はどうですか。
- 総務部理事(庄司清君) 保育所の用地の関係につきましては、国府補助はございません。府のほうにつきましては、実質買収費プラス利子でございまして、その2分の1が府の補助金でみてくれることになっております。
- 18番(直村静二君) われわれは事務屋と違って数字にうといので、ひとつ注文を付けてお答え願いたいのですが、ここで2億3千400万円の金利は、買い戻してもらった段階において、半分は補助が出て、実際に一般会計で払うのは1億何ぼと書いて私の手元に下さいませんか。そうしてもらわんと、やりとりしておっても時間かかるし、物によって変わりますから判断しにくい。おそらく、目的別に用地を買ってあるだろうし、それに基づいて借金をして2億3千400万円出ている。しかも同和分と一般分が違う。それぞれ金利を計算してどのぐらいになるか、この議会は23日までありますから、これをひとつ渡してほしい。そうしないとなかなかむずかしい。それは推計でいいから確約できますか。この金利については、和泉市はあまり負担はしなくてもいいという、その押えです。
それと市長、いつまでに買うという限度額、先ほど補助とか言っていました、3.5億残るとは多いんじゃないかと思う。西川局長の答弁では5億か6億、3.5億残る。これはよく検討してもらいたいという意見だけ言うときます。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 3番(金沢勝君) これはすべて目的別に買われていると思います。目的なしで買われるはずはない。この3.5億、いわゆる2.0億近い改良事業の金はあるにしても、あとの1.5億は目的なしで買うたんか。消防署を建てるために買うたやつが、また違った土地へ消防庁舎を建てたり、警察問題でもある。駅前路線にかかるといふことで、駅前の人が基礎をし、2.8日中に家を建てる段階で、それは計画路線だからダメだ、そのあとで路線を変更している。だから、問題の4.0億近い、目的があって買うたはずの物件が5億しか云々という問題が出てくる。金利もかかる。また非常に市民の疑いの目もある。開発協会というのは便利でしょう。府の補助金等でやるときには土地が買えなかった。物色できなかったということで、先行投資はわかりませんが、市民から疑惑の目で見られている。だから、目的からはずれた、将来、値上がりするだろうと、一般行政の中で買うたやつを今度は改良住宅へ持って行く、これは宅建法違反なんです。少なくとも、自治体が開発協会という隠れみいの中で、目的があって買うたやつでも、やがて目的がなくなって、値上がりで利息を払っても損しないという考え方だろうが、宅建法の資格のない自治体がやることは違法だ。少なくとも、4.0億の物件は、すべて目的があると思う。それが5億か6億の買い戻しと答弁されてるが、目的の違った物件、消防庁舎を建てるた

めに買った土地が変わり、現在のところに建った。基礎までつくって計画路線にかかるので、賠償金を出したが、路線が変わりましたという、そんな無責任な自治行政によって開発協会が指示を受けて買うとるが、こういう責任をどうするんか。これは上がってるからいいが、逆に下がった場合はどうするか。100万円出資金出してるが、100万円ぐらいはしれたるが、赤字が出たらどうする。市が持たないかん。こういう経過の中で発足されたが、その運営については疑わしい面が多々ある。こういう収支決算は、会計監査が必要なんです。堀田徳治さんも出てはるが、山田さんも監査役、監査されてるか、されてないか、それを含めてお答え願いたい。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁。

○ 3番（金沢勝君） ちょっと回答はむずかしいと思うので、勘忍したるわ。理事者、もう少し姿勢を正しく持たんと疑惑的なんです。警察にも相当投書ははいってます。目的の変わったもので、目的のない土地なのに無理に買われたという疑惑もある。慎重のうえにも慎重にやらんと問題です。

それと、本当に目的の変わった土地で持っているものがあれば発表してもらいたい、できなならええ。とにかく買うばかりで目的のない土地まで買う。金利かかるんですよ。2億何ぼあったら労働会館のええのが建ちますがな。

○ 公社事務局長（西川武雄君） 公社の監査につきましては、公社の監事に監査を受けております。

なお市の監査委員の監査につきましては、関係書類の提出の指示があるわけでございましてその都度、関係書類のすべてを提出しております。

○ 3番（金沢勝君） 会計監査の意見は付いてない。したら意見付けないかん。やはり照合したら同じ、間違いなかったということは付けとかないかんと違いますか。

それと意見だけ言うときますが、相当暗い感じがする。宅建法に引っかからんように、市の先行投資ということを考えたら、不必要なものを抱えてること自体おかしい。必要限度以外のものについては宅建法に引っかかる。現実に役所が宅建法に引っかかったらかっこうつまへん。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 28番（坂上国治君） 関連です。ただ今、開発協会の47年度の問題でいろいろ論議されてるんですけど、無理に買われた土地があるということ、ちょっと金沢議員が口にしたんですけど、本当にそんなものがあるんならはっきりして下い。かりに、いやでも市の事業に対して協力しようという方も多勢あると思うのです。その中で無理に買われたということがあ

ったとするならば、これから市がいろいろ事業をしていく中で、協力どころか、減ってくると
思うんです。だから、そういう面については、理事者のほうではっきりと答弁してほしいと思
うんです。ただ、いたずらに十分答弁もできずに、そのままの状態でのりくりとへたな答
弁していくんやったら、理事者もそういらん。はっきり答弁せんか。理事者の態度はなってな
いぞ。けしからん。無理に買わされた土地があるんなら、こういう土地は無理に買わされまし
たと言いなさいよ。今後、和泉市はどんどん事業をしていかないかん中で、市民から要望して
る市立病院の建設なり、いろいろな建設が予想されてる。これらに対して協力者がなかったら
どないするんですか。はっきりしなさいよ。はっきりしなさい。明確にしてもらわんと、消防
署の問題等についても、私は3日も4日も頭下げて頼みに行っただけです。自慢やないけど、頼
みに行って協力を求めてやったわけなんです。だから、無理に買わされた土地があるんならあ
るで、ないんならないではっきりしなさい。

- 公社事務局長（西川武雄君） 47年度決算でございますので、開発協会当時ですが、そう
いう押し付けられて買収したという用地は一切ございません。無理に買わされたという用地は
一切ございません。
- 28番（坂上国治君） 無理矢理に買わされた土地がないことが明らかであれば今後、いろ
いろと協力してくれる人もあろうと思いますが、無理に買わされたということであつた方、誰
もろくによう答弁もせんとそのままの状態であつたら、これからいろいろな事業をするのに支
障を来すという心配のあまり私は質問したんですけど、やはり市長も助役も、こういうことには
もっと機敏に答弁しなさい。人形みたいに座っているだけでは能やない。あんたら最高責任
者や。今後はそういうことに対しては、はっきり答えることを要望して、私は終わっておきま
す。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 17番（山田清二君） 質問ではないが、この前3月か、もっと前かもわかりませんが、金
額を書くときにどっかかに統一しろと言った。同じ一枚のやつでも、単位が円単位と千単位に
なっている。そういうふうにいたしますと、ちゃんと答弁してるんやからきちんとしておいて
ほしい。左側と右側が違うという書類は僕ら、初めて見る。この点をもう少しはっきりしてい
ただきたい。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 1番（田中幸一君） 決算書の提出でありますので、暗い影、疑惑とかいう意味やなく、私
は開発協会の決算書、これは法的あるいは事務的にも相当抜かっておる。それと西川局長に一
べん質問したいと思います。貸借対照表、財産目録の提出があつて、なぜ損益計算書を出さ

ないのか、これが一つ。

それから金沢議員が質問した市の監査委員との関連性、必要な書類の提出には応じてるということでいいんですが、開発協会には監事がいるでしょうが、その方の意見書は必ず付けないかんのに、それが全然ないとは、この決算書として書類が整っていない。出すべきものをちゃんと出してない。大事な問題ですよ。

それから剰余金、これも決算書の場合は、必ず剰余金処分案とか、次期に繰り越すとか、逆に欠損が出た場合は、欠損金処分案をちゃんと付けないかん。そういうことをきちんとやってこそ決算書と言える。内容が疑わしい、影があるとかいうのではなく、本当に公的事務的に、いやしくも、議会に対して決算書を出す場合、これだけの書類は完備して出さなければならないが、局長の意見を聞きたい。

- 公社事務局長（西川武雄君） ただ今ご指摘の損益計算書の件でございますが、開発協会におきましては、発足以来、本年3月31日まで、単式簿記でやっておりました関係上、現時点で損益計算書を作成することは、すべてさか上って作成しなければならず、非常に至難なことでございますので、損益計算書の作成はできなかったということでございます。ただ、貸借対照表につきましては、現在ある財産をもって作成するというところでございますので、よろしくご了解願いたいと思います。

なお48年度からの土地開発公社につきましては、複式簿記で行ないますので、すべてこれらは明らかになるわけでございます。

なお監事の意見書の問題でございますが、私の議案にご提案するときの添付として、全くの手抜きでございます。まことにお詫び申し上げます。

- 7番（田中包治君） やはり問題になると思うんですね。はっきり言いまして。というのは単式簿記で買うだもんだけさっと並べている。そうしたら、その一つの品物に原価が何ぼかかっているかがわからない。

それと監査委員と監事は違う。監事の方が上なんです。ここらが疑義を感じる。監査委員であるならば、普通のいわゆる議定書、決議なり、そういうところに誤りがあるかないか、監事となると、今後の公社あるいは協会のあり方について意見書を出すべきなんですね。ここらが問題が変わってくる。したがって、こういうふうにしておきますと、開発協会が非常に問題がありますよと、付け加えて報告するのが監事なんです。そこに監事と監査との権限あるいは問題が変わってくると思うんです。監事が全然タッチしておらないというところに、誰がやっているか知りませんが、問題点があると思います。

もう一つ、無理に買われたとか、そんなことありませんと言っておりましたが、一番問題

になるのは、いわゆる代替地として買うところですよ。ここへ学校を建てます。何を建てますと言って、その目的のために買う場合は簡単なんです。ところが、どこかそこらで余ってる土地を、誰かがほしくなるやろうからと代替で買うてる。そうなると、そんなことはないと思いますが、ある程度の疑惑がわいてくることは事実だと思います。したがって、私のはっきり言いたいのは、監事という職名があるとすれば、なぜこの人の意見書、そして今後、開発協会なり、開発公社がどういうふうに進んでいったらいいかについて、なぜ意見書として出さないかということに私は問題があると思う。これはすんだことですが、単式簿記と聞いてびっくりしましたが、大いに問題があると思います。

ただ一つだけ質問したいのは、私が勉強不足かどうか知りませんが、もし、開発協会なり、開発公社が土地を購入して不用になった場合には、いわゆる一般に払い下げるのか。売買する場合にどういう手続きをもって、どういう方法でやるのか。余った土地はいつまでも置いてくわけにいかんと思う。そこらの問題について、ちょっとお聞きしたい。

- 公社事務局長（西川武雄君） 不用になった財産処分の問題でございますが、現在、そのような問題はないわけでございますが、今後の問題としまして、かりにそういうことが起こったと仮定した場合、市の財産処分に準じて行なっていきたい、かように考えております。
- 7番（田中包治君） この公社と市は別個のものなんです、法的に言っても。そうすると、あなたの方の考えはずるいと思う。市の財産区としての取り扱いをするというんですか。それでいいんですか。
- 公社事務局長（西川武雄君） 私、申し上げましたのは、財産区云々ということではなく、結局、財産処分をする場合、一般競争入札という問題がありますが、公社でそれらの規約を制定し、内容は市のほうと同じ方向でやっていきたいということでございます。当然、公社の内規、規則はつくらないかんです。
- 7番（田中包治君） そうすると、取り扱いについては、市の財産区の取り扱いと別個にやるということですね。市会はノータッチということですね。そうすると、この代替地として買った土地に非常に問題があると、その場所をほしいからこっちへ移転してくれませんかということだと、いらなくなる土地がふえるであろう。その場合、やはり市のほうとは別個だから財産区の処分ではない。そうなると、いわゆる借金なんかがあった場合に法務局がやる競売制度によって処分するということになるが、間違いありませんか。非常に大きな問題やと思う。50何億費した金が果してどうなるかということですよ。一般財政の中でこの問題をもう少し慎重に考えてもらわんと、代替地について、買うことがいいのか、悪いのか、こころについて、監事の意見もないわけで、この問題をどういうふう処理しようとするのか、大きな問題だと

思います。

- 議長（松尾千代一君） 他にございませんか。
- 27番（成田秀益君） 決算書3ページの貸付金4千200何ぼ、それが開発協会の貸借対照表の中では3千200万円となっておりますが、金額が違うのは何か事情があると思うんですがそれを一つ。
- 土地開発公社総務課長（藤原永一君） 3ページの4千289万円、貸借対照表の3千200万円は、別のものがございます。
- 27番（成田秀益君） そうすると、こういう記帳方法は間違いが起りやすい。ちょっと困るのではないかと思います。市のほうに貸してある分の違いが出てくる。これは監査の人らでもちょっと困るのではないか。会計技術の問題だと思いますが……。
- 公社事務局長（西川武雄君） 先ほどの田中議員さんにお答え申し上げましたように、いままで単式簿記で貸借対照表並びに財産目録等を作成した関係上、48年度は複式簿記でやりたいと思いますので、今後、いろいろ問題は起こらないと思いますので、その点よろしくご了解賜りたいと思います。
- 27番（成田秀益君） 先ほどから監査のことについていろいろ話が出てますが、前の議会でちょっと申し上げたように、債務負担行為をしてるんだから、協会とか、開発公社だけの役員さんで監査するのではなくして、市の監査委員が監査をすべきであると思うんです。債務だけを負担させられてはちょっとおかしいと思うので、そのへんはひとつ要望しておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他の質疑、ご意見ないものと認め、報告第14号を終わります。

暫時、休憩させていただきます。

（午後8時27分休憩）

（午後3時50分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に先立ち理事者にお願いがございます。答弁の前には必ず職名及び氏名を言ってから答弁していただくようお願いいたします。

日程第24「和泉市土地開発公社昭和48事業年度事業計画書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第15号

和泉市土地開発公社昭和48事業年度事業計画書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社昭和48事業年度事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市土地開発公社

昭和48事業年度事業計画に関する書類

昭和48事業年度和泉市土地開発公社予算書

予 算

議案第1号

昭和48事業年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和48事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ5,522,510千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は5,000,000千円と定める。

昭和48年4月2日提出

和泉市土地開発公社

理事長 藤 木 秀 夫

第1表

收入支出予算

收入

款	項	金額
1. 事業収入		496,860 千円
	1. 土地売却収入	496,860
2. 借入金		5,000,000
	1. 借入金	5,000,000
3. 繰越金		300
	1. 繰越金	300
4. 事業外収入		21,350
	1. 利息収入	2,000
	2. 雑収入	19,350
5. 基本財産収入		4,000
	1. 基本財産収入	4,000
合	計	5,522,510

支出

款	項	金額
1. 事業費		4,594,530 千円
	1. 土地取得費	4,422,500
	2. 土地造成費	172,030
2. 管理費		40,980
	1. 財産管理費	2,550
	2. 事務管理費	38,430
3. 借入金償還金		880,000
	1. 借入金償還金	880,000
4. 積立金		4,000
	1. 積立金	4,000
5. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
合	計	5,522,510

計算明細書

(収入)

款	項	目	本年度予算額	節		説明
				区分	金額	
1. 事業収入			496,860			円
	1. 売却収入	土地売却収入	496,860			
2. 借入金			5,000,000			
	1. 借入金		5,000,000	土地、建物等売却収入	496,860	土地建物等売却収入 496,860,000
3. 繰越金			300			
	1. 繰越金		300	1. 借入金	5,000,000	借入金 5,000,000,000
		1. 繰越金	300			
		1. 繰越金		1. 繰越金	800	繰越金 300,000

4, 事業外収入			21,350				
	1. 利息収入		2,000				
		1. 利息収入	2,000				
					2,000	預金利子	2,000,000
	2. 雑収入		19,350				
		1. 雑収入	19,350				
					19,350	貸付金返還金	19,350,000
5. 基本財産収入			4,000				
	1. 基本財産収入		4,000				
		1. 基本財産収入	4,000				
					4,000	和泉市出資金	4,000,000
合		計	5,522,510				

(支出)

款	項	目	本年度予算額	節		説明
				区分	金額	
1. 事業費			4,594,530			円
	1. 土地取得費		4,422,500			
		1. 土地取得費		4,422,500		
				1. 委託料	2,500	鑑定料 2,500,000
				公有財産購入	3,829,500	土地建物購入費 3,829,500,000
				補償補填及び賠償金		物件等移転補償費 590,500,000
	2. 土地造成費		172,030			
		1. 土地造成費	172,030			
				1. 委託料	1,000	設計等委託料 1,000,000
				2. 工事請負費	171,000	造成工事請負費 171,000,000
				3. 需要費	30	印刷製本費 30,000
2. 管理費			40,980			
	1. 財産管理費		2,550			

1. 財産管理課	2,550	1. 工事請負費	2,300	工事請負費	2,300,000
		2. 賃金	100	人夫賃	100,000
		3. 需用費	50	消耗品費	50,000
		4. 原材料費	100	杭その他資材	100,000
2. 事務管理費	38,430				
1. 事務管理費	38,430	1. 報酬	1,190	嘱託職員報酬	1,190,000
		2. 給料	16,901	職員給料	16,901,000
		3. 職員手当	13,704	調整手当	1,401,000
				扶養手当	226,000
				通勤手当	834,000
				管理職手当	382,000
				期末勤勉手当	8,035,000
				時間外勤務手当	2,535,000
				住居手当	51,000
				特殊勤務手当	24,000

款	項	目	本年度予算額	節		説明
				区分	金額	
				4. 共済費	3,100 ^円	職員健康保険組合負担金 1,065,000 職員共済組合負担金 1,031,000 職員互助会負担金 947,000 団体生命保険料 15,000 公務災害保障金 16,000 事務費 26,000
				7. 賃金	100	臨時事務員賃金 100,000
				9. 旅費	400	府外旅費 200,000 府内旅費 200,000
				10. 交際費	300	公社交際費 300,000
				11. 需用費	1,520	○消耗品費 300,000 共通消耗品費 36,000 その他消耗品費 264,000 ○食糧費 150,000 会議室 50,000 来客席 100,000

				○燃料費 300,000 自動車燃料 290,000 暖房用燃料 10,000 ○印刷費本費 600,000 登記関係諸用紙代 75,000 理事会議案印刷代 50,000 会計用諸用紙印刷代 225,000 予算書決算書印刷代 100,000 その他諸用紙印刷代 150,000 ○修繕料 170,000 自動車修繕料 150,000 備品修繕料 20,000
			270	自動車保険料 150,000 電話料 60,000 郵便料 10,000 新聞広告料 50,000
		12. 役 務 費		
		14. 使用料及 賃借料	75	有料道路使用料 60,000 自動車借上料 10,000 会場等借上料 5,000

款	項	目	本年度予算額	節		説明
				区分	金額	
			円	18. 備品費	円 730	書類ロッカー 20,000 金庫 100,000 登記関係図書 10,000 公社関係図書 10,000 その他図書 10,000 職員事務服 55,000 鉛筆削り 5,000 自動車 520,000
				19. 負担金補助 及交付金	105	職員厚生会負担金 70,000 職員研修会負担金 35,000
				27. 公課費	35	自動車重量税 35,000
借入金	借入金		880,000			
		1. 償還金	880,000			
		1. 元金	430,000			
		2. 利子	450,000			
				23. 元金	430,000	借入金元金返済 430,000

4. 積立金				28. 利子	450,000	借入金利子 450,000,000
	1. 積立金		4,000			
		1. 積立金	4,000			
				1. 基本財産積立金	4,000	基本財産積立金* 4,000,000
5. 予備費			3,000			
	1. 予備費		3,000			
		1. 予備費	3,000			
				1. 予備費	3,000	予備費 3,000,000
合		計	5,522,510			

事 業 計 画

議案第2号

和泉市土地開発公社の昭和48事業年度事業計画を次のとおり定める。

昭和48年4月2日提出

和泉市土地開発公社

理事長 藤 木 秀 夫

昭和48事業年度和泉市土地開発公社事業計画

1. 和泉市の公共事業の促進を計るため下記公共用地の先行取得を行なうものとする。

区 分	計 画 面 積	事 業 費	摘 用
都市計画街路用地	5,000 <i>m</i> ²	300,000 ^千	
学 校 用 地	7,000	500,000	
地区内道路1号線用地	6,160	324,200	
地区内道路7号線用地	2,252	136,900	
総合文化センター用地	3,000	300,000	
池上遺跡資料館用地	13,300	438,900	
旭 公 円 用 地	11,000	500,000	
芦 洗 公 園 用 地	5,550	555,000	
環境改善整備事業用地	6,000	300,000	
持家対策用地	20,000	328,000	
公有地拡大浜による先買用地	5,000	200,000	
病 院 建 設 用 地	369	37,000	
合 計	84,681	4,420,000	

2. 和泉市の公共事業に充当する目的を以って当公社にて先行取得した土地等を下記により和泉市に売り渡すものとする。

区 分	計 画 面 積	事 業 費	摘 用
会 館 用 地	1,046 [㎡]	66,855 ^{千円}	
肥子池公園用地	500	30,000	
和泉中央線用地	2,414	33,400	
老人福祉センター用地	2,174	138,428	
阪和東側1号線用地	2,852	139,000	
唐国・池田線用地	500	13,000	
保 育 所 用 地	1,262	76,177	
合 計	10,478	496,860	

3. 和泉市の公共事業に充当する目的を以って当公社にて先行取得した土地を下記により造成するものとする。

区 分	計 画 面 積	事 業 費	摘 用
持家対策用地	2,997.0 [㎡]	172,000 ^{千円}	

資 金 計 画

議案第3号

和泉市土地開発公社の昭和48事業年度資金計画を次のとおり定める。

昭和48年4月2日提出

和泉市土地開発公社

理事長 藤 木 秀 夫

昭和48事業年度和泉市土地開発公社資金計画

区 分	金 額	備 考
受 入 資 金	5,522,510 円	
1. 事 業 収 入	4,968,860	
2. 借 入 金	5,000,000	
3. 事 業 外 収 入	21,350	
4. 基 本 財 産 収 入	4,000	
5. 繰 越 金	300	
支 払 資 金	5,522,510	
1. 事 業 費	4,635,510	
2. 借 入 金 償 還	880,000	
3. 積 立 金	4,000	
4. 予 備 費	3,000	
差 引	0	

和泉市土地開発公社開始貸借対照表

(昭和48年4月2日現在)

(単位円)

資 産 の 部

I 固 定 資 産

1. 有 形 固 定 資 産

(1) 土 地	4,029,204,992
(2) 建 物	333,161,335

(3) 補償	43,010,810	
(4) 備品	2,568,112	
有形固定資産合計		4,407,945,249

2. 無形固定資産

(1) 電話加入権	100,600	
無形固定資産合計		100,600

3. 投資

(1) 貸付金	32,000,000	
投資合計		32,000,000
固定資産合計		4,440,045,849

II 流動資産

1. 現金預金	1,225,642	
流動資産合計		1,225,642
資産合計		4,441,271,491

負債の部

III 固定負債

1. 借入金	4,413,857,860	
固定負債合計		4,413,857,860
負債合計		4,413,857,860

資本の部

IV 基本金		1,000,000
V 剰余金		2,641,363.1
資本合計		2,741,363.1
負債資本合計		4,441,271,491

財 産 目 録

1. 財 産 の 部

(単位円)

種 別	一 般 公 共 事 業 用 地	環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	一 般 公 共 事 業 代 替 用 地	合 計	
土 地	面 積	22,766,29㎡	64,371.31㎡	150,500.00㎡	102,187.60㎡
	金 額	902,049,195	2,706,318,660	420,837,137	4,029,204,992
建 物	面 積	585.71㎡	9,756.19㎡	0	10,341.90㎡
	金 額	18,893,357	314,267,978	0	333,161,335
補 償	件 数	0	22件	0	22件
	金 額	0	43,010,810	0	43,010,810
合 計	920,942,552	3,063,597,448	420,837,137	4,405,377,137	

2. 備 品 の 部

種 別	数 量	金 額
備 品	109	790,837
車 輛	5	1,777,275
合 計	114	2,568,112

3. 基 金

金 額	備 考
1,000,000	泉州銀行和泉府中支店に定期預金

4. 現 金 預 金

金 額	備 考
225,642	住友銀行和泉支店及び泉州銀行和泉府中支店に普通預金

5. 借 入 金

借 入 先	金 額
住 友 銀 行	1,945,500,000
泉 州 銀 行	1,940,000,000
大 阪 府 都 市 整 備 協 会	306,000,000
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	133,505,000
和 泉 市	88,852,860
合 計	4,413,857,860

6. 貸 付 金

金 額	備 考
32,000,000	和泉市貸付金

7. 電 話 加 入 権

金 額	備 考
100,600	電 話 加 入 権

昭和48事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和49年3月31日現在)

(単位円)

資 産 の 部

I 固 定 資 産

1. 有 形 固 定 資 産

(1) 土 地	6,963,904,992
(2) 建 物	1,368,701,335

(3) 補償	637,900,810	
(4) 備品	3,298,112	
有形固定資産合計		8,973,805,249

2. 無形固定資産

(1) 電話加入権	100,600	
無形固定資産合計		100,600

3. 投資

(1) 貸付金	16,000,000	
投資合計		16,000,000
固定資産合計		8,989,905,849

II 流動資産

1. 現金預金	4,925,642	
流動資産合計		4,925,642
資産合計		8,994,831,491

負債の部

III 固定負債

1. 借入金	8,983,857,860	
固定負債合計		8,983,857,860
負債合計		8,983,857,860

資本の部

IV 基本金		5,000,000
--------	--	-----------

V 剰余金

1. 繰越利益剰余金		26,413,631
2. 当年度純損失		2,044,000
剰余金合計		5,973,631

資 本 合 計	10,973,631
頁 債 資 本 合 計	8,994,831,491

昭和48事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

自 昭和48年4月 2日

至 昭和49年3月31日

(単位円)

I 事業収益

1. 土地売却収入 496,860,000 496,860,000

II 事業費用

1. 土地売却原価 481,950,000

2. 事務管理費 37,700,000

3. 予 備 費 3,000,000 522,650,000

事業損失 25,790,000

III 事業外収益

1. 受 取 利 子 2,000,000

2. 雑 入 3,350,000 5,350,000 5,350,000

当年度純損失 2,044,000

○ 議長(松尾千代一君) 理事者の説明を願います。

○ 土地開発公社事務局長(西川武雄君) ただ今ご上程をいただきました報告第15号、昭和48事業年度和泉市土地開発公社の予算等の報告の内容をご説明申し上げます。

皆様方にはすでにご承知の通り、昨年6月、公有地の拡大の推進に関する法律が公布され、同12月1日より施行されております。本市においても、この法律の付則第2条の規定に基づき、本年2月26日、第1回臨時市議会におきまして、開発協会が土地開発公社に組織変更のご議決を賜り、本年4月2日より土地開発公社として発足しております。

土地開発公社の経理につきましては、この法律の施行規則第7条の規定により、会計を複式簿記で処理することと規定されておりますので、本年度より複式簿記で処理することといたしますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

それではまず、本年度の事業計画でございますが、18ページをお開き願いたいと思います。公有地の拡大の推進に関する法律でございますように、都市環境の整備に必要な公有地の確保と、和泉市の公共事業の促進を図るために1として、都市計画街路用地等のほか8万4千631平方メートルを44億2千万円で先行取得しようとするものでございます。

2として、公社が先行取得しておりました会館用地等1万478平方メートルを4億9千686万円で市に売り渡すものでございます。

3として、和泉市の環境改善整備事業を促進する目的で、持家対策用地として、本年度に2万9千970平方メートルを宅地造成しようとするものでございます。

以上は、昭和48事業年度の土地開発公社の事業計画でございます。

これらの事業を遂行するに当たりまして、48事業年度の公社の予算でございますが、3ページをお開き願いたいと思います。

第1条は、予算の定めでございます。

第2条は、収入支出予算の総額は、それぞれ55億2千251万円でございまして、昨年度と比較いたしますと、24億2千163万6千円の増となっているのでございます。

第3条は、本年度の借入金限度額を50億円と定めたものでございます。

それでは第1表、収入支出支算のまず、事業収入でございますが土地売却収入といたしまして、先行取得しておりました会館用地ほか6件を4億9千686万円で市に売り渡すものでございます。

次に事業資金の借入金でございますが、支出額55億2千251万円に対しまして、収入見込みは5億5千225万1千円でございますので、不足額の50億円を金融機関等から借り入れするものでございます。

繰越金につきましては、開発協会からの繰越金で30万円を計上しております。

次に事業外収入でございますが、利息収入200万円は、積立金及び歳計現金の預金利息でございます。雑収入は、貸付金のうち本年度に償還される元金とその利子を合わせ935万円を計上いたしました。

基本財産収入の400万円は、和泉市からの出資金でございます。

収入を合計いたしまして、55億2千251万円でございます。

続いて支出でございますが、事業費の土地取得費44億2千250万円は、事業計画1で申

し上げました通り、土地等の先行取得費と、土地及び物件等の調査費でございます。土地造成費の1億7千203万円についても、事業計画の3で申し上げた通りでございます。

次に管理費の財産管理費255万円は、公社所有財産の維持管理費でございます。事務管理費は、主として職員の給与費3千539万5千円、事務経費303万5千円、合計4千98万円でございます。

次に借入金償還金として8億8千万円、うち元金償還金4億3千万円、事業計画の2でご説明申し上げました、市に売り渡す土地等の売却代のうち、取得原価を返済するもので、利子の4億5千万円につきましては、昭和47年度末の借入金未償還額と、本年度借入予定額の50億の見込み利子を計上したものでございます。

積立金400万円は、基本財産の積立金でございます。

予備費として300万円計上いたしました。

以上、昭和48事業年度公社予算の内容でございます。

なお6ページ以下14ページまでに予算明細書を添布しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に資金計画でございますが、事業収入、借入金、事業外収入、基本財産収入、繰越金を合計して、受入資金として55億2千251万円でございます。

次に支払資金として、事業費、借入金償還、積立金、予備費を合計して55億2千251万円でございます。

次に和泉市土地開発公社開始貸借対照表でございますが、これは財団法人和泉市開発協会より昭和48年4月2日に引き継ぎしたもので、資産として、固定資産4億4千4万5千849円、流動資産122万5千642円、合計が4億4千385万7千860円でございます。

負債として、借入金が4億4千385万7千860円でございます。

資本といたしまして、基本金100万円、剰余金2千641万3千631円で、負債、資本合計が4億4千127万491円でございます。

次に財産目録でございますが、財産として公社が所有しております土地建物、また補償費等昭和48年3月31日現在で和泉市に売り渡すとしての価格は、4億537万7千137円でございます。

次に備品として、自動車をはじめ、供用備品等、金額にして256万8千112円でございます。

基金として、定期預金100万円。

現金預金として22万5千642円。

借入金 4 4 億 千 8 8 5 万 7 千 8 6 0 円。

貸付金 3 千 2 0 0 万円。

電話加入権 1 0 万 6 0 0 円。

以上が財産目録の内容でございます。

次に昭和 4 9 年 3 月 3 1 日現在の会社の予定貸借対照表でございますが、資産の部で固定資産が 8 9 億 8 千 9 9 0 万 5 千 8 4 9 円。流動資産 4 9 2 万 5 千 6 4 2 円で、資産合計 8 9 億 9 千 4 8 3 万 千 4 9 1 円。

負債として、借入金 8 9 億 8 千 3 8 5 万 7 千 8 6 0 円。

資本として、基本金 5 0 0 万円。剰余金 5 9 7 万 3 千 6 3 1 円。資本合計して千 9 7 万 3 千 6 3 1 円で、負債資本合計いたしまして、8 9 億 9 千 4 8 3 万 千 4 9 1 円でございます。

以上が昭和 4 8 事業年度の予定貸借対照表の内容でございます。

次に昭和 4 8 年 4 月 2 日より昭和 4 9 年 3 月 3 1 日までの 1 年間の土地開発公社の予定損益計算書でございますが、事業収益として、土地収入 4 億 9 千 6 8 6 万円。

事業費用として、土地売却原価 4 億 8 千 1 9 5 万円。事務管理費 3 千 7 7 0 万円。予備費 3 0 0 万円。事業費用合計で 5 億 2 千 2 6 5 万円となり、事業損失が 2 千 5 7 9 万円と相なるわけでございます。

事業外収益として、受取利子 2 0 0 万円。雑入 3 3 5 万円。事業外収益合計いたして 5 3 5 万円で、本年度においては 2 千 4 4 万円の損失となるのでございますが、公社所有財産を 4 9 年 3 月 3 1 日現在処分すると仮定いたしますと、付帯事務費等の増収がございまして、この損失はなくなるのでございます。

以上、簡単ですが、報告第 1 5 号の和泉市土地開発公社昭和 4 8 年度事業年度事業計画並びに予算等の報告の内容説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 1 8 番（直村静二君）ここで 3 点ほどお尋ねしたい。

物件補償費がこの計画に含まれておるが、これは国の補助金が入ってくるのかどうか。さらに代替地の補助、これはたしか前の質問のときには、これはないということでしたが、もう一度説明して下さい。

それから新聞広告費とありますが、何を広告するんですか。

それから人件費、非常勤嘱託合わせて千 8 0 0 万円、これも補助対象になるのか、または公社の売却金額に織り込んでいるのかどうか。

○ 公社事務局長（西川武雄君） 物件補償費については、補助対象になるわけでございます。

それから代替用地の補助につきましては、補助等はございません。ただし、代替として提供する時点におきましては、金利等は取得原価に加算いたしまして、代替として渡していきたいと考えております。

購託員報酬は、公社の取得した財産等の統計事務の費用でございます。一般経常経費として市の委託を受けて取得したものについては、付帯事務費として、取得原価に加算したものを市に売り渡しております。その使用目的によって補助対象になっております。

○ 18番(直村静二君) 代替用地についてはないんだから、金もうけませんことにはいかん。土地値上がりを待つということですね。それから先ほどの連続ですけど、来年3月末には財産89億ですか、全額借金ですけど、金利だけでも4億何ぼみえますね。そうすると、一般債間でやりたいのですが、こういう大きな予算では、人手が足らんのと違いますか。これだけのものを買って運営していくんですから、何人おるんですか。

○ 公社事務局長(西川武雄君) 公社の職員といたしまして現在、公社事務局で27名の職員がおるわけでございますけれども、市の事業と合わせ、できるだけ年度内に事業部のほうから順次、出していただいて買収をしていきたい。だから、一時的にそれだけの事務量を持つのでなく、順次、そういう形で買収をしていきたいと思っております。

○ 18番(直村静二君) そうすと、人件費は千600万円と思うが、公社職員27名ですかとてもじゃないが、人件費は足らんのではないか。

○ 公社事務局長(西川武雄君) 公社の職員としては現在、20名でございます。そして市の予算の用地対策費の中で、土木の人件費として、7名みていただいております。市の予算執行となっております。それらの一般経費につきましては、用地対策費の中でみていただいております。公社の職員としては、20名でございます。

○ 18番(直村静二君) それ千600万円の人件費でいけるということですか。

○ 公社事務局長(西川武雄君) そうです。

○ 18番(直村静二君) 約90億の借金になる。和泉の一般会計予算が79億、特別会計を入れて10.8億、これに匹敵する。公社の事業という点で人数が少なすぎるんじゃないか。

もう一つ。新聞広告代というのが入ってますが、これは何の広告ですか。

○ 公社事務局長(西川武雄君) 地方新聞の暑中見舞い等の費用でございます。

○ 18番(直村静二君) 朝日、毎日じゃない、兩部大阪新聞とかの新聞に5万円もいるんですか。月4千円、放つとしてもそういうところは宣伝してくれるんじゃないか。おかしいやないか。協会からの用地を全部市に売り渡す、それをわざわざ新聞の広告で出して、誰に買ってもらうんですか。広告というのは、営利事業と結託してやることで、市から委託を受けて買うた

用地を市に売り渡すのになぜ必要なんですか。これは削除しないよ。この点どうですか。何を考えてるのんか。

○ 公社事務局長（西川武雄君） 執行していくうえにおいて十分配慮していきたいと思います

○ 18番（直村静二君） 来年8月31日までは不用額としてあがってくることを確認してよろしいか。出す必要はないという立場なんです。市長が発発公社理事長をやってるので勝手に宣伝してくれますよ。市長部局の用地対策費もある。造成費等も業者に委託していくことになれば、その業者の宣伝もせいかんということになりかねない。あくまでも、公共事業のための取得事業なんですからね。

それから先ほどの追加ですけど、48年度の計画で事業収入はたった4億9千600万円、しかも金利4億何ぼ、結局、先ほどの決算に残っておった40億余の金利も含めてですね。そうすると、1年以上持つんだという考え方ですね。はっきり言って、こういう予算はずさんである。まだ市に渡すのが35億残ってるのに、予算の途中でどういう変更がありうるんですか。

たとえば、この8月ごろにいま買ってる35億のうち10億市に渡すことができればとね。これはあくまで当初予算ですから、いまの35億のうち、何とか30億は市に買うてもらおうとか、国の補助があればというが、いまの見通しは人任せですよ。

○ 公社事務局長（西川武雄） ただ今ご指摘の本年度の50億の借入金云々、また昨年度の44億円云々の借入金のめどにつきましては、すべて本年度の市の予算において債務負担行為として計上されたもので、利用目的がはっきりしたものを計上したのでございます。

○ 18番（直村静二君） 変更がありうるのか。現在、4億9千600万円。

○ 公社事務局長（西川武雄君） 先ほど、47年度決算のときにもご説明申し上げましたように、現在の4億9千600万円の市に売り渡す分につきましては、現時点で確定している分です。今後、事業課におきまして、府等との協議の結果、どれだけ年度末においてこれがふえていくかは現在わからないので、確定しておる分だけを予算計上したじだいでございます。

○ 18番（直村静二君） しかし、35億残ってるんやから、そのうち48年度中にいくらかでも市に買い戻してもらってこそ、あとの50億の見通しが立つんやないかという考え方です。確定したものだけやったら予算やない。これによって5億そこらしか買い戻しができん。35億残ってるのに、その上に積むという考え方、予算というよりも、何か作文やないですか、そんな感じがする。これが執行できなかつたらどういう責任をとるんか、逆にお聞きしたくなる。48年度に買ったやつは49年度に買うてもらうんか知りませんがね。

向ほう言うてもしょうがないから意見になりますが、市長、48年度ははっきり言うて大き過ぎる。積み残しが多いのに、次の先行取得を決めて借金する。4億5千万円の金利も含めてあ

る、ひどいやないですか。あなたの組まれた一般会計の当初予算が79億、それでまた借金して買う。一体、どないするんですか。西川局長じゃなく、市長の考え方でしょう。こんな金利だけでも、労働会館やら道路やら相当な事業ができる。だから、この金利は全部、政府が持つんかと聞いたら、そうではないという。銀行のもうけやないか。報告としても、絶対に私のほうとしては承服できませんね。新聞広告の5万円削るんですか。まず、これだけでも削りなさい。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 28番（坂上國治君） ちょっとお尋ねしたいんですが、18ページの芦洗公園用地ということで、あらましを計算してみたところ、大体、坪単価約33万円ということですが、開発公社のほうが、これに近い値段で買収を行なうだけの力があるのか。えらい、そんな言い方したら語弊があるが、私はおそらくこんな値段では買えんと思う。地主の言うてる半値にもいってない。48年度で予算を組んでいるが、現実には買収する時点で、とてもこんな値で買収できんとなると、また追加していかないかんとということでしょう。これはおかしいと思いますよ。あんたら、この先行取得に日夜、明け暮れてるんでしょう。その時点で、やはりその地域、地域の土地の価格というのは、相手のあることですが、大体の予測はつくと思う。とてもやないが30万や40万円では買えん、70万円でもよう売らんと言うてる。あんたとは、これで買いたいのはやまやまやが、相手がある。この付近で市が買うたる土地もあるんでしょう。それを現在、鑑定した場合、どのぐらいになるんか。そのぐらいの先見の明を持ってやってもらわんと、また後日、問題になる。大体、ここに出してあって、買えなんだからどないする。3万や5万の差なら何とか言い抜けつくやろが、このまま平行線をたどったら問題になると思いますよ。これらについて、私のお尋ねが間違いだったら、あんたのほうで十分説明して下さい。
- 公社事務局長（西川武雄君） ご指摘ももっともでございますが、市の予算作成時期におきまして、昨年11月ごろになるわけですが、その時点で大体、その周辺の価格等から考えて、市の債務負担行為として、48年度当初予算で計上されたわけでございます。

その後、特に地価が急騰して参り、ご指摘の点が多々あることは現時点でわれわれ、痛感しておるわけでございまして、何を申しまして、市の債務負担行為等の関係もあり、再度、これらの金額等で、市の債務負担行為の増額とか、買収の確定した時点でいろいろとお願ひしていきたいと思ひます。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 7番（田中包治君） 問題は公社の報告事項であり、理事会なりで承認され、私たちがとやかく言う筋合いでもないんですが。ただ問題なのは持家制度ですか、この制度の資金として8

億2千800万円、2万平方メートルの土地を考えてる。これは市の政策として、48年度当初の一般市政方針にも出ておらなかったし、ここらの問題がどういうふうに変転して出てきたのか、問題があると思う。前にやかましく言った土地を代替地として買った。それが売れないから、いわゆる持家政策によってこの問題をごまかそうとしているのではないか、こういう疑惑を持たくなる。この点について、持家制度は勤労者に安くする、こういうことで期待して喜ばしいことですが、単にぼっと予算書に出てくるだけで、当初の市長の方針にも出ておらなかった。これはちょっと問題があるのではないか。しかも、2万平方メートルの土地を買おうとしておるが、ここらがどういう関係でやるのか。まず、本気でやる気があるのか、ないのか。そしてやるとするならば、市の方針としてやるのか、あるいは公社であれば、市と別個のものですから、執行、その他は理事会が全責任を持つだろうし、予算提出にしても一応、ここへ報告するだけであって、この予算通りにならないことは事実なんです。やはり1つの金融機関、やはり商売上の問題だからこうなってくる。私が言いたいのは、持家政策を実施するとなると市の方向として、どういうふうを考えておるのが、ここらがポイントだと思う。市がどういう家を、どういう人々の階層に提供していくのかという基本構想がもう少し明らかにされないとやはり市の事業としてやってもらわんと問題があると思います。

- 公社事務局長（西川武雄君） これは環境整備事業に伴います用地で、現在、持家でお住まいの方々に対しまして、これらの代替用地だという考え方を持っているわけでございます。
なお代替用としてお渡しする対象者というものにつきましては、ある一定の基準を設けてやっていきたい、かように考えておるわけでございます。
- 7番（田中包治君） そうなるとちょっと疑問があるわけです。代替ということならば、持家やない。持家制度というのは、市の行政あるいは公社の行政の中で、一般市民を対象とした持家政策、現在の物価上昇なり、地価の上昇のテンポが早いので、市でどう行なっていくかに持家制度の意義があると思う。ところが、いまの局長の言われる話だと、代替地だと、すると、別に持家じゃない。環境整備なら、環境整備の事業としてやるでしょう。
- 公社事務局長（西川武雄君） ただ今ご指摘のように、環境整備事業に伴います持家の代替用地として計画を立てておるものでございます。あくまでも、環境整備事業にこの代替用地として持っていきたいということでございます。
- 議長（松尾千代一君） 金沢君。
- 3番（金沢勝君） 先ほどの決算の中で塩漬けの土地が35億ある。目的があって買うたにもかかわらず、なぜ塩漬けになったかということから関連してお尋ね申し上げたい。
いわゆる48年度から公社になって、こういうことで土地を買いたいという目的がはっきり

している中で、表向きの看板は変わったにしても、内容は大体同じことで経統されている。なぜ40億に近い土地が、和泉市が単年度において4億9千万か5億しか引き取らない。この問題が1点。

それと、この中にも特定の土地を指定しなければならない土地もあるが、総合文化センター、池上遺跡資料館用地、これは特定でなくても、車さえ入るところならどこでもええ。なぜ35億の土地があるんなら、それに匹敵する先行投資をしなくても、そういうところに当てはめていけないのか。

それと開発協会の最初から意見が出ておりましたが、赤字が出たら和泉市が責任持たないかん。われわれは議決権がない。議決権がない代りに十分な審議をしてもらい、十分なご報告を申し上げるといのが駅前開発当時から現在に至った。そして開発公社の発足なんです。

そういう経過を経た中で、私はいかに報告で議決がなかつても、私は同じ考え方を持ってやはり和泉市が全部買い取らないかん。収支決算のこんなもの、見せてもろうてますけど、数字的に当てはめただけ、誰かてできる。ただ言いたいのは、市長から疑いの目で見られないようなやり方をしてもらいたい。いまの土地をどないする、塩漬けにしておいて、また土地を買うんか。利息と借入金と人件費の3つで構成されてるような予算。人件費だけで3千800万円、利息は4億何ほ、借入は50億、このうえ、まだ買うていこうという。朝からの回答とえらい違う。もう少し実務本位にやってもらわんと、無理に買わされた土地はないんだという回答はわかります。しかし、目的がなく買う場合、そう言われてもしょうがない。それをはっきりしてもらわんと困りますよ。まだこれ以上50億借金してどないしまんね。

- 公社事務局長（西川武雄君） ご指摘の47年度から承継する財産から市に5億売り渡す、残り35億ですが、1つの例を挙げますと、肥子池公園として現在、公社が所有しておるのは約3億5千万円、そして48年度事業対象となるのが3千万円、あと3億2千万円については、49年度以降補助対象となっていき、その時点で市に買い戻し願う、こういう形になっていくわけです。結局、3年ないし5年は公社で所有していく。ただ、和泉市そのもので買収した場合、金利等は補助対象にならない。公社が所有していると、和泉市が公社から買い上げる関係上、取得原価に金利を加算して売り渡すことができ、金利が合わせて補助対象になる。35億全部ではありませんが、そういう形になってきます。

第2点の遺跡の関係でございしますが、これについても、事業課としてはどう……。

- 3番（金沢勝君） 池上の資料館は、土地を買わなくても、いままでに買った土地でできへんかということです。
- 公社事務局長（西川武雄君） 池上資料館の問題につきましては、遺跡公園として国が指定

する中で、市と国と府が協議してその場所を指定しますので、その範囲内でないと用地費が補助対象になってこない。現在、公社で所有する土地のところへ資料館を建てたらというわけにはいかないのです。

- 3番(金沢勝君) そういうもろもろのことは別として、4.0億の中でわずか5億しか引き取らない。それがわかっておりながら、また50億の借金をして土地を買う。細かいことは別として、ちょっと理論に合わない点があるから質問してる。はっきり言って、目的があって買うたもんやったら、単年度か2.3年中にすむと思う。だから、休憩前のような問題は出ない。土地を買って、値上がりを待って売ってなんてことは宅建法に違反する。市がそんなことをやるべきでない。そういう疑問を抱くような土地の先行取得であってはいけないということです。北信太駅前線に基礎までしてあったところを、路線に入ってるからと無理に買った。それが路線がはずれたというが、こんな土地はどないするのか。そんな土地があっちこちにありながら、また50億の借金をする。個人やったら借金をするなんて考えもんなのに、簡単にいきませんよ。どこで借るんか知らんが、本当に口で50億と言うが、大きな金です。もっと真剣に考えてもらわんと困りますよ。毎年4億の利子がかかったら、1割以上の値上がりになかったら赤字が出る。いつまでもこんな調子で上がりまへんよ。

はっきり言って、塩漬けの分を早く消化して下さい。市民から相当疑いの目がかかっている。お前まで、かんでるんと違うか。めっそもないと怒られる。公社の本来の目的は、市の運営に支障のないように先行投資するのが目的なんです。それが目的なしで買ったと思われる土地があるということは、市民の批判的になる。あなた方は先行投資、先行投資と言うてるが、いまの土地を早く消化するようにしなさい。補助金や何やという問題やない。特に土地提供者が泥棒扱いにされている。土地の協力者もあるということを頭に入れて、35億の土地の消化をなるべく早く和泉市に引き渡す努力をした中で、48年度予算の執行を考えて下さい。

予算組んでも全部使わないかんことはない。これで終わっておきます。

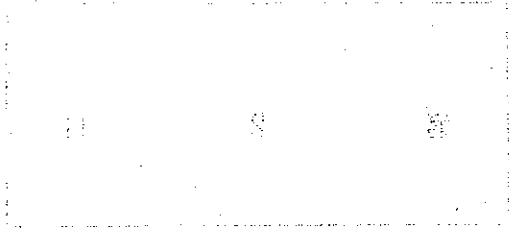
- 議長(松尾千代一君)他に質疑、ご意見ないものと認め、報告第15号を終わります。

- 議長(松尾千代一君)以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

おはかりいたします。議会運営委員会では時間があればということでしたが、早や5時近く時間も切迫しておりますので、一般質問は明20日の10時からさせていただきたいと思えます。本日はこれにて散会いたします。

(午後4時50分散会)

第 2 日



昭和43年6月20日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第2日 出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

5番	竹下義章君	22番	関戸正一君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	建設部長	中塚白																																
助	役	辻忠夫	病院長	岩崎峭																																
助	役	藤田利	病院事務局長	竹内潔																																
収	入	役	橋本炳	消防長	和田増義																															
総	務	部	長	坂口礼之助	総務部理事 (財務担当)	庄司清																														
同	和	対	策	部	長	佐原行雄	総務部次長	西川喜久																												
兼	隣	保	館	長	事務取扱	市民部次長兼保険 年金課長事務取扱	山本武雄																													
市	民	部	長	兼	福	祉	小	林	一	三																										
事	務	所	長	事	務	取	扱	産	業	衛	生	部	長	宇	沢	清	産	業	衛	生	部	次	長	兼	農	林	課	長	事	務	取	扱	山	本	俊	兼

建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 德 治	交通公害課長	吉 田 利 秀
水道部次長	田 中 稔	計 画 課 長	大 浦 行 雄
病院事務局次長 兼庶務課長	平 野 誠 蔵	土 木 課 長	中 尾 宏
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	建 築 課 参 事	中 上 好 美
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	区画整理事務所長	中 西 淳 富
人 事 課 長	門 林 六 男	開 発 課 長	白 川 保
財 政 課 長	北 野 敦 雄	地区改良事務所長	遠 野 一 郎
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	会 計 課 長	片 桐 武 雄
市 民 税 課 長	森 保	營 業 課 長	高 橋 新 平
納 税 課 長	吉 田 種 義	工 務 課 長	福 本 喬 久
庶 務 課 参 事 (広報担当)	竹 田 明 郎	浄 水 課 長	岸 本 考 二
推 進 調 整 課 長	萩 本 啓 介	経 理 課 長	守 田 勇
"	生 田 稔	業 務 課 長	藤 原 光 夫
"	浅 井 隆 介	消 防 署 長 兼 次 長	南 口 主 雄
"	富 田 宏 之	監 査 委 員	堀 田 德 治
市 民 課 長	田 中 二 三 夫	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
社 会 児 童 課 長	内 田 繁	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
福 祉 課 長	山 村 昇	選 管 事 務 局 長	青 木 考 之
商 工 課 長	岩 井 益 一	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
農 林 課 参 事	青 木 太 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
保 健 衛 生 課 長	大 宅 清 臣	教 育 次 長	阪 東 重 信

教 育 次 長	乾 武 俊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 村 吉 堯
総 務 課 長	紀之定 藤与茂	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長 兼 用 地 担 当 理 事	西 川 武 雄
学 校 教 育 課 長	坂 口 雄 一	土 地 開 発 公 社 総 務 課 長 兼 用 地 担 当 参 事	藤 原 永 一
指 導 課 長	吉 見 豊	土 地 開 発 公 社 用 地 第 1 課 長 兼 用 地 担 当 参 事	吉 岡 昭 男
社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎	土 地 開 発 公 社 用 地 第 2 課 長	宮 本 福 秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は、次の通りである。

事務局長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

第二回定例会議 第二日

(6月20日)

< 午前 の 部 >

(午前10時20分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方にはお疲れのところご出席賜わりましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは22名でございます。関戸議員さんから欠席届け、坂上議員さんは遅刻の届けが出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在22名でございます。

開議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

そこで毎回のことながら一般質問に入りますが、理事者におかれましては、要点を十分に掌握せられ、的確に答えていただきますよう特にお願いいたしまして、ただ今より第1番の藤原要馬議員に質問を願います。

- 25番(藤原要馬君) それではただいまより一般質問をさせていただきたいと思っております。一般質問に入るまでに、特に市長さん、助役さんをお願いしておきたいことがございます。どうか私の質問に対しては、的確なご答弁を願いたいと思っております。

昨日の公社審議状況を見ますと、どうも市長さん、助役さんあたりはただ座っておるだけで答弁しない。自分がどうせ答弁しなければならない問題でも、さわらぬ神にたたりなしという形でおられることは、もってのほかだと思います。公社の局長のみに答弁させておると、特に私は先じて申し上げておきます。私が早くすまそうと思っても、すまされんような形が出てきますので、肝に銘じていただきたいと思います。昨日でも助役等が答弁すれば、公社の問題でも早くすんだものを、局長が管轄外のことを答弁しなければならないというだけであれだけの時間を要したんだと思います。それで特に注意と要望をしておきます。

それでは病院行政についてお尋ねいたしたいと思っております。現在の病院の行政内容については市民の苦情をいろいろ聞きますと、国府が老人の医療無料化をし、非常に病院が満員になっておる。それがために急患でも入院できず、うちで待機しているという人が相当あると思うのであります。これらについて、市長、助役あたりはどうゆうふうにご対策を講じようとしてお

るのか、特にお尋ねしなければならないと思うのであります。それと今後の対策というものをすでに講じておられるかどうか、この点について詳しくご説明願いたいと思います。

次に人事権についてでございますが、現在の人事管理はなっていないと思うのでございますが、それらについてお尋ね申し上げたいと思います。過日米、何のためか知りませんが、2回、3回と座り込みをしておるわけですが、この問題については、私は以前にも一度質問したことがあると思うんです。市新の皆さんが傍聴にたくさんきてるときだと思えます。私らとしては給料とか、あらゆる補償に対しては苦情を申し上げておりません、いつでも賛成をするほうですが、これは市民の庁舎なのであります。われわれすら通るのにもきょうきょうとして通うらなければならない。座り込みとはどうゆうものなのか、私はちょっと解しかねておるわけでございます。両側に座つて足を投げ出し、廊下通ろうとするならば足を踏んで通うらなければいかんような形でございます。だから、やはり出すべきものは出さなければいけない。また交渉で解決しなければならないのだから、座り込みをするまでになぜ解決しないのか。私らも教育委員会において下からお客さんがきたので上がってもらおうとしても、あの中を滑ってこられない、ようこないという現状でありましたので、私は特に下まで降りて行ったわけでございます。もうすこし秩序を保ってもらわなければいけないと思います。

そして新規採用せられました一、二年の採用者については、指導、秩序等の教育はどのようにしてきたのか。市役所は市民のサービス機関でございます。だから、市民には十分サービスしなければならない立場にあるわけでございますので、やはり親しき仲にも礼儀あり、敬礼、敬語を忘るるなということがある。やはり市民に接するときには親切に接して教えていく方法でやらなければいけないと思うのですが、そういうことに見受けられないと思います。それについて担当の助役から詳しくご説明願いたいと思います。

次は財政問題でございますが、現在の財政状況を見ますと、すでに再度、赤字再建団体に転落しなければならない状況があるとみなさなければならないと思います。というのは、市長、助役等は、われわれの知るところでは、財源の獲得については何らなされておらないということ、全然やっておらないということです。ただ単に市役所にきて座っておったらそれで事足るということではないと思う。現在、各衛生都市はこの苦しい財政の中、皆が躍起となって中央に行き、そして財源の獲得に邁進していると思えますが、うちの市政はそういう形勢はないと思うんです。すでにもう四十七年度、四十八年度にかけては、赤字再建団体に転落するんじゃないかと昼夜、是念しておるわけでございますが、それについて市長、助役はどういう方法をもっているか、どうやっているから赤字再建団体にならないんだということを詳しくご説明を要すると思うのでございます。

それから次に当初予算でございますが、市長不在の中で予算委員会をやったのでございますが、その中で委員の皆さんの質問に対しては、助役さん等におかれましても的確な答弁がなかった。しかしこれについては、やはり市長も不在であり、暫定予算となれば、事業もできないことでございますので、税金はもらうんだから、税金の還元はすべきは当然だ、当初予算に計上して通過しなければならぬ、決定しなければならぬということで、各委員さんが理解をもつてスムーズにやっていたらと思うのです。これは市民中心の政治を行わなければならぬということでやってくれたと思います。財政の民主主義はそういうことであろうということで、われわれも協力してやってきたのでありますが、助役さんは市長不在の中、そういう形態で予算委員会をやってきたのでありますが、それについて市長にどういふ報告をしたのか助役は、市長に万全を期して、報告はしておらないのは歴然としておると思うのであります。市長が出てくるときにおきましても、予算の通過の翌日は退院、そして登庁、それも議会に何の相談、予告もなく、予算通ったんだから出て行ったらええんだという態度で出てきたように見受けられます。26人の各議員さんが全部、そういう感覚を持っていると思いますが、

(「その通り」と呼ぶ者あり)

それに対して市長、助役は特に詳しくご説明を願いたいと思うのであります。

次に同和对策事業についてでございますが、現状から見ますと、この時限立法のうち幸、信太地区の改良はできるのかどうか、再開費はできるのかどうか、私はできないと思います。またそれに要する財源獲得の市長、助役の努力はしていないんじゃないですか。

和泉市の単費でできるんですか、できないでしょう。やはり国、府の援助を仰がなければならぬのに、ただ単にやるがままにやっておっては決して物事は解決しません。これぐらいの予算を要するものに対してあんた方はどれだけの努力をしているのかを、私はここで特に指図をしなければならぬ。やっております。昨日の専決処分の質問の答弁の中でも、保育所問題について用地の2分の1というようなことを申しおりましたが、その2分の1を和泉市の単費、市費でやれるのかどうか。これほど大きな問題については、もう少し市長、助役は財源の獲得をやらなければいけないと思いますが、これは何回もいっておりますので、内容的には申し上げません。

ただ時限立法の期限内にできるのかどうか。私の見解では、現在の状況では絶対にできません。やる意思なしとみなさなければならぬと思います。等にこれは肝を据えてご答弁願います。

公害については、簡単に一つだけお尋ねしますが、いろいろとPCBとか水銀とかで琵琶湖も濁って汚染が激しいということでございますが、やはりわれわれは淀川の水を飲まねばなら

ないので、そういうものについて注意を払っているのかということでございます。

それと市内各所にやはり公害の問題があるのでございますが、その都度、市役所へ言ってもなかなか直してもらえない、注意してもらえないということがあられるわけですが、やはり、いま、公害問題はやかましくいわれている時代でございますので、公害については、細心の注意を払ってやってもらいたい、そういう試験的な器材があるのかどうか、ないならば購入してもらわなければならないと思いますが、その点についてご答弁願います。

私の一般質問はこれで終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 助役（辻 忠夫君） ただいまのご質問に対して、私から病院の問題をお答えしたいと思います。

ご指摘のように、老人医療の無料化で、本人が病院へ行くだけでいいという制度になりましたから、いま言われますように、入院患者が増増しております。そのために当市のみならず、一般公立病院は老人の患者のために非常に病床を取られて困っているということでございますが、当市は病院の規模が小さいだけに、何と申しますか、そうした被害と言え申しわけないんですが、病院の運営に困る度合が高いということで、私、このために知事にも実情を訴えに行っております。あるいはまた、衛生部長に実情を申し上げ、何とか府のほうで老人だけを扱う病院を建ててくれ、単に和泉市だけでなく、阪南全部の市にまたがるような病院を建ててもらえば各市とも喜ぶので、何とかやってくれということで、これはこれなりに陳情を続けておるのでございますが、府に依存するだけでは、病院の問題は解決しないことはよく承知をいたしております。

そのために一応、現在の病院がどうあるべきかを専門家の診断を受けまして、その診断結果が過般、回答が参っております。要は、いまのベッドでは少なく、少なくとも、3百を基準に増床をする必要があるんじゃないかということでございます。

そのために市長と院長の間で、少なくとも、3百床にしなければならぬという話し合を続けて参っております。そういう診断によりまして、和泉市も同じような規模の、最近病院を建てる計画をしておる市の実情あるいは既に完成しておる市を選び、3つの病院を事務長と市長に過般、視察をしていただいております。

その視察の結果、診断の結果を総合いたしまして一応、現在、小児科の診察室がございまして、あれの続きに3百床になるような病棟を1棟増築したい、かように考えておりますので、細かく検討できしだい一応、関係の委員会を持っていただき、その報告をし、ご審議をわずらわそうという考えを持っておりますので、その点ご了承願いたいと思います。

○ 25 番 (藤原 馬君) いま病院に関して助役から説明があったのでございますが、私はそんな答弁では納得はいかない。これは急を要することだと思ふ。だからこれをあんたが細かく診断し、どう判断してあるのかどうかをお聞きしたい。いま急患でも入院できない。これは市長さんやから院長室に入院できた。他の市民であつたらできない、やってもらえんでしょうやってもらえますか、できないでしょう。できないということなれば、一般の市民はどうするんだ。急患に対して、あんたはどうか考へを持っているのかということです。

助役や市長やったら、悪くなくても向こうへ入れてもらえる。しかし、ほかの者は院長室に入れてくれません。そうすると、戦々きょうきょうとした己の病体を案じながら家で寝ていなければならないという形があると思ふんです。そんなこと、どうか考へるんですか。

それとも一つは、お医者さんにしても、いまのような狭い病院で、あれは病院と言えませんよ、私立の病院です。公立病院というような、完全なものは何もできてない。だから、根本的に解決しようとする計画を持っておられないということです。

市民の生命をどうか考へているか、何も考へてないでしょう。これはね、国にも大きな責任があるんですよ。だから、これは力関係によってどうでもできると思ふんです。

革新の野党の方々も、国会では福祉国家建設のために老人の医療を無料化した。しかし、無料化もしたけれども、ただそれだけ、仏つくって魂入れず、という形があるのではないか。末端までの計画をやらずして、ただお題目だけ、そのしわ寄せが全部各都市の市民にきてるわけです。

国にも十分な責任があるんだから、狭いなる病院なれば、十分な病院建設の資金調達はできるはずですよ。力さえあれば、筋を通すことができるんですからね。そういうことをあんた、考へてやられましたか、やっておらないでしょう。

それとお医者さんにしても、大きな公立に行けばあらゆる研究機関がそろつておつて研究ができる。兎とか犬とか、そういう動物的な問題でも研究する施設がある。それにあこがれてお医者さんもきてくれるのですが、うちの病院では何もない。部屋もなければ場所もないという現状でございますから何もできない。先ほど言うかのように、根本的な改革の構想をお尋ねしたいが、それに触れた答弁はなかった。再度、ご答弁願います。

○ 助役 (辻 忠夫君) ただいまの質問でございますが、設備投資につきましても過般、阪大の先生に同和地区の診療所の先生をお願いに行ったときに聞かされたのですが、少なくとも、立派な設備のある病院でなければ就職をしないというのが現在のお医者さんの気持であるというところから、診療所は非常にむずかしいという説明を受けました。またこの病院の医療器械は私は素人でよくわかりませんが、院長に聞きますと、十分な調査、診察に必要な研究さえもで

きないと聞いておりますので、何としてもこれは購入して設備しなければならないとの考えは持っておりますが、現在、それがございません。今度、増築するときには、そういうことも含めて設備を完備するようになっていたしたい、かように考えております。

○ 25番(辻 忠夫君) あのね、助役さん、今度、今度と言うて、いつですね、病人は待ってくれませんよ。いま元気にしゃべっていても、いつひっくり返るかもしれない。人間は生身の体ですよ。根本的に改革するんだという意思はあるんですか。そんな小さなもの建てても何にもならん。やはり、和泉市はこれからどんどん人口が増加して行くことが目の前に見えてる。それらを考えるなれば、わずか一棟やそこら増築したって何にもならない。根本的に建て替え市民に応えるためには早くやらなかったら、市民は待っておられませんかよ。お医者さんの確保もだんだんできなくなり、お医者さんにきていただくのにも非常に困難になるという形がでてくると思いますが、どっかに移転でもしてやるという意思はありますか。

○ 助役(辻 忠夫君) いま言われておることは、非常にいいことだと思いますが、何を申し上げても、先ほどから財政問題もいっておられましたように、現在、病院を建てますととなりますと、医療器具を含め、1ベット5百万円、3百というこわになりますと、新しい器具を除いても15億必要でございます。それに新しく土地を求めるとなりますと、その上に土地代が乗ってきます。将来に向かっては、藤原さんの言われるのはごもっともですが、現在の急場を何とか乗り切るためには、一日も早く工事に着手しなければならないという観点から、あそこへ病院を増床すべきではないか。

いつやるかということですが、この問題についても委員会を開きまして大体の了解を得、市長が決定されましたら厚生省のほうに出向き、許可を取って、その後、金繰りの運動をいたしまして、できるだけ早い時期に着工できるように十分な努力をしたい、かように考えております。

○ 25番(藤原要馬君) もうちょっと意欲を持ってやってもらいたいですね。他の議員さんからも要案があるわけですが、過日も救急患者に対して、和泉市のどこへ行っても医者がいなかったんで大津へ行っただけ。なぜそういうことになるのか、設備も悪くお医者さんにきてもらうのにもきょうきょうとしておる形だから、そういう結果がでてくる。救急病院にしても、やはり設備を完全にし、和泉市の病院なら行ってやろうという病院を建てたなれば、お医者さんも難儀しなくてもきていただける。あんたらのいま、やっている行政は、すべてがそうなんです。あとを追いかける形ばかり、先じてやることは一つもない。病院は特に先じてやってもらわんと、初期に直せば早く直るものが、十分な看病ができなかったために重患になってしまぐことが多々あるんです。それも入院できないとなれば、われわれは承服できない。

15億が何ですか、15億借金したってほかに使うんじゃなく、市民のためにやるんですからいいじゃないですか。よう借らんというのであれば、議員全部行ってもらって、厚生省でも、どこへでも座り込んで取ってきたらええ。あんたら、議会にでもやってもらいような計画してますが、してないでしょう。議員全部が意欲を燃やしてやってくれますよ。各党の代議士さんを全部招集してでも陳情に行きますよ。あんたら、それやってないでしょう。何事についても意欲はないんじゃないですか。

それについて事務局長から、現在の病院の急を要するものとかについて、病院が万全を期せられないということについて助役は詳しく説明できないので、その科目だけ説明して下さい。

それについて私もちょっと質問したい。

○ 病院事務局長（竹内 潔君） お答えいたします。

現在の病床の利用状況ですが、ご指摘のように大体120床ございまして、平均毎日130人入っているような勘定になっております。というのは、1日の退院する人、すぐ入院する人が2人に数えられますので、そのような状態でございまして。したがって、長い時には2カ月ぐらい待っていただかなければ入れないような状況の場合もございまして。

それから市立病院になってからは外来の患者も増加いたしまして、多いときは、4百人を越す場合もございまして。診断の結果、入院の指示を受けましても、満床で待っていただくか、他の病院へ行っていただかないといけなくなるわけでございまして。現状、そんなものでございまして。

それからご指摘のように、市立病院に対しましては、一般市民の期待が非常に大きいと思っております。お話にございましたように、私立病院ではございませぬので、救急患者にしても現在やれない状態でございまして。市民の期待が大きいだけに、十分な治療ができず、責任が持てないという医師側の意見でございまして。したがって、今度の計画の中で、それらは満たせるような施設の整った、あるいは検査施設にしても、レントゲン施設も十分整った、いわゆる公立病院らしい病院をつくっていただきたいと思います。先進都市を視察させていただきました。市長、助役に報告したわけでございまして。それを基礎にして、さっそく基本的な設計、計画に取り組むと準備をしてあるわけでございまして。現在、その段階でございまして。

○ 25番（藤原要馬君） いまの事務局長の話を知ると、ゆゆしい問題だと思えます。

外来患者が4百人、入院も2カ月待たなければいけないという、入院する患者は重患だと思えます。それが2カ月も待機しなければいけないとは何事だ。市長、助役はこんな行政をして、根本的な解決をしてないとは何事だ、何と意思しているのか。市民をどう考えているんですか。金がないからできないんだですまされますか。

あんた方、自分の家族が病気になるが、金がないから入院させられないんだとやれます

か。あんたがた、10万市民のすべてを任せられている行政、病院については重大な責任があるんじゃないですか。いまだに青写真一つできていないとは何事だ。今に始まったことではないですが、総合病院ということは前の池田議員の質問の当時から言われている。そのとき、やりますと市長は答弁したのに何もできていない。お医者さんすら、この病院ではだめだと逃げなければならぬ現状だということです。いま、専務長の話を聞いてもそうでしょう。責任を持っていないということになっている。助役は1床に5百万円いると言われたが、何んぼいっていいじゃないですか。市民を守らなければならぬんだから、借金してやればいい。やる意思はないんですか。あそこで建てとくだけでいいですか。そんなもん、われわれは反対ですよ。そんなとこへ死金を使うようなことはやめてもらいたい。すぐ満床になってしまい、また足りない状態が必ず出てくる。モルモットとかを飼うにしても、あんなとこで場所がないじゃないですか。両方に道路がある。病院はもっと静かな、空気のいいところでなければならぬのに、両方からぼんぼん立てて、病院にぼんぼりが全部いく。現在、肝臓の患者が多いということは毎日ぼんぼりを吸うから肝臓をやられるという形になる。その養生に行く病院がまた毎日ぼんぼりを吸い放しということでは、直る患者も直らない。そういうこともお考えになったことがあるのですか。

やはり救急病院という形もつくってもらわんと、市民も安心して生活できない。いつけがをするかわからないから、それらを治療する完備した病棟を建ててもらいたい。建てなければいけないということです。その点について、ひとつはつきりやる計画を持っているのか、ひとつ聞いたら結構です。

○ 助役(辻 忠夫君) ただ今のお話は、まことに望ましいことだと思います。

私の考えておりました増築は、1日も早く患者の方々の期待に沿えるようにしたいということとでございます。一応十分検討いたしまして、市長の意見も聞きまして、そのうえ議員さんのご意見も聞きまして、そのことについて最終決定をしたい、かように存じます。

○ 25番(藤原要馬君) やめようと思ったがやめられん。あんたは単怯やということは、委員会にかけて、委員会にかけて云々と言われるが、委員会に起案されるんですか。青写真もないものを委員会にかけてと、責任を委員会に課せるなどということもってのほかだと思っております。

こういうぐあいに計画して、こういうぐあいにやりたいと言わない。勝手なことばかり、専決処分の7つも8つも出してる。そんななまぬるいことで何ができるんですか、

○ 助役(辻 忠夫君) 私が申し上げるのは、白紙で相談するものではありません。もちろん、委員会へ提案する場合には、これであればこんなものかできますということを審議していただ

けるような材料をそろえて提案したい、かように存じます。

- 25番(藤原要馬君) できるんですか。
- 助役(辻 忠夫君) これからつくるところです。
- 25番(藤原要馬君) これからつくると、あんた、いつも言うてる。あんた、やる意思がないんでしょう。
- 助役(辻 忠夫君) 診断がきて引き続いて。

- 25番(藤原要馬君) 診断みたいなもの、もらわんでも、和泉市民が全部がいまの病院の病床では足りないがよくわかっている。何のための診断ですか。診断みたいなもの、もらわんでもわかっている。逃げ口上というんです。病院なんか、ぐずぐずしてたら間に合わん。

市長さん、いま、助役さんは市長さんをご相談してと言われてますが、横に市長さんがおられますので、一べん市長さんの意見も聞いとかと納得いかんので、それについてのご答弁を願いたいと思います。

- 市長(藤本秀夫君) 私、入院してある当時から、ただいま藤原議員さんご指摘の病院建設については、心配もしておりまして、事務長にもいろいろ聞き、49年度に何とかこれを拡張したいという意思をもって進んでおるわけでございますので、その点藤原議員さんもご了承願いたいと思います。

- 25番(藤原要馬君) 市長、あまりあんたに言うのと体に差し支えるといけませんので申し上げませんが、助役ね、病院の委員会におかけになる場合は、もう少し大々的な計画をもってやっていただきたい。小さいもので再度、継ぎ足し、継ぎ足しのような形では困ると思う。やはり最初に大きな計画でやったら、学校でもええものができておる。建て継ぎはぶさいくな、不便なものができる。だから、計画的に、勉強もできるものをやれば、それが一生です。

それと病院は環境です。きれいな病院へきたら設備もええは、それだけの気持で病気が直る。ひとつ根本的に考えてやっていただきたい。

それと15億いるんだと、助役はびびってやれない。もうすこし臆胸のあるところを出しなさい。自治省へでも行って、15億でも20億でも取ってくるような助役さんと代ってもらいたいと思う。そっいう意欲のない人ではダメです。

また今度委員会にかけるときは、大々的な計画をかけてもらうことを要望して、これはやめます。

- 議長(松尾千代一君) 人事問題について、助役。
- 助役(辻 忠夫君) 人事管理の問題ですが、先ほど、座り込みのことをご指摘されておりますが、私も座り込みということとは、双方が十分話し合をしても煮え詰らないということであ

れば、ある程度、好ましくありませんが、考える点もございませうが、現在のやり方は、話し合を始めて間もなく座り込むということは、非常に悪いと注意しております。ご承知のように、阪南あるいは衛都連で決め、各市一斉にやれということで非常に多うございませう。もちろん、結果的に座り込みに負けたいということではありませうが、そういう非難されることもありうると思ひます。最初言い出したよりも2百円上がっておりますから、座り込みによって、向こうの言葉で言へば、勝ち取ったと称してありますが、理事者の方からすれば市民の血税によるものでございませうから、当然、出さなければならぬ線までは、組合から言われなくても、出すべきであります。それ以上となると、十分検討し、他市の状況を勘案しなければならず、そのためにはある程度の日時を要するわけですが、組合はそういうことにはと人着なく行動に移してあることは、まことに遺憾でございませう。申しわけないことと考へております。今後、そうしたことのないように、組合とも十分話し合をいたしたい、かように考へております。

新規採用職員につきましては、現在、消防職員は6カ月間、消防学校で教育してありますが、そのように府の方で最低3カ月間府のほうで各衛星都市の新規採用職員の教育をやってくれと要望してあるのでございませうが、府のほうでどんな都合があるかわかりませうので、市といたしましては、24、5日間は日割をし、市職員として、市民サービスを心掛けていかなければいけないかを毎日、部課長を講師として、私も出てありますが、よく話をしてあります。ですから一応、新規職員も心得てあると考へてあります。

なお不満足な点は多々ございませうが、今後はいままでの行き方を変えまして、何らかの新しい方法でもって教育をしなければならぬと考へてあります。

- 25番(藤原要馬君) いま助役さんの答弁では、組合が交渉に入った段階で直ちに座り込みに入ったという答弁があった。これは組合としてももつてのほかだ。最後のところまで交渉しそのうえで座り込みはいけないが、座り込みはやむをえないと思ひますが、交渉に入るか、入らん間に座り込むこれは一つの戦法、武器なんです。だから、座り込みをしなくても、市民にご迷惑をかけないような形で進んでいくよう、指導、管理の立場にあるものがそういうふうにしていくことがあなた方の重大な責任だと思ひます。自戒を促し、市民に迷惑をかけないようにさせるのがあなた方の仕事だと考へるのですが、それがないうです。

ただ、座り込んだから仕方がないんだとすまされるんですか。私はそんなことをしなくても話し合でやるべきだ。ということは、私は議長当時、それまではずっと旗立てて年末には今年のボーナスはどうするんだ、助役さん、市長、都長もあつたが、その中で私は申し上げました、「今年から旗を立てるようなことはするな。やはり出さなければならぬものは、さかさまにして鼻血も出ないほど出してしまえ」とね。そのときは旗を立てずに妥結した。

どっちも気持ちがええ、これは市民の血税なんですよ。財政問題の中でも融れていくと思いますから省きますが、もう少し職員と中和するような形はできませんか。

○ 助役(辻 忠夫君) ただ今のご指摘ももっともでございます。いままで、そうしたことをやらせたということは、私、担当しておるものとして、まことに申しわけなく感じております。今後はできるだけ話し合によりまして、ああいうことのないように努めて参りたい、かように考えております。

○ 25番(藤原要馬君) 新職員の問題ですが、どう見ても職員としての礼儀を失っている、部課長、係長に対しても、どっちが係長か職員かわからないようなところを再々見受ける。管理職たるものは何をしているかということです。先ほど申し上げたように、親しき仲にも礼儀あり、敬礼、敬語を忘るるなということは、どこへ行っても大切です。秩序を保つ、秩序なくして人間社会は成り立ちません。各議員もそういう感覚で見てると思う。担当の助役はもっとしっかりしてもらいたい。

それから私はいつも言うように、給料は十分出さない。そして十分仕事をしてもらいなさいと言うんです。それともう一つ、市長は管理職手当なんかは十分出したらええと思う。やはり居残りしたら、管理職にあるものは、うどんの一杯でも食べてくれと出さなければならぬと思うんですが、そんなとき、自分の金を出しにくい、やっておられるだろうと思いますが、市長、助役はそういう点についても、もっと気をつけてやらなければいけない。人というのは、使い放しでは何もしてくれない。皆、そのために報酬というのがある。その点、もう少しどうしたらええかについて、いままで研究したことがあるのかどうか、士気統一のためにね。一体どういうふうに考えているか、一ぺんお聞かせ願いたい。

○ 助役(辻 忠夫君) ただ今のご指摘は非常にむずかしいと思います。部下を指導する場合には、まず自分を正してのちというのが当然だろうと思います。それで初めて若い職員も付いてくる。かように考えております。

○ 25番(藤原要馬君) ええことを言いましたな。自分を正してのち下の職員を指導していく。助役、部課長は襟を正して見本を示しておらないということですな。上へ行くほどやっていない。部課長、どうですか、いま、助役はああいつてるんですが、あんたら、日々の状況から見ても、手本になる基本を示し、指導の立場にあつて日常業務についてやっておらないということですな。違いますかな。指導していくうえにおいては、部課長さんももっと襟を正してもらわないかん。まず、人事担当の助役さんがそう言うんですから事実でしょうな。日々、指導、監督している助役さんですから、私らはたまにしか見てない。いつも接しておりませんので、部課長さんの生活、業務については、すべてはわからない。いま、助役さんに教えてもらいました

が、もう少し注意して、襟を正して、若い者の指導していく形をつくってもらわんと、あんた方、助役さんの言うことを聞いておらんようですな。そういうことのないように部課長さん、ひとつお願いしておきたいと思います。

これは助役さん、すみませんが、もう少し徹底して教育をしてくれるようお願いしておきます。日常、襟を正してもらうことを要望しておきます。

- 議長（松尾千代一君） 財政問題について助役、答弁。
- 助役（辻 忠夫君） 赤字再建団体に入らないようにする覚悟があるか。現在、これに対してどう動いているかというご質問だろうと思います。ご指摘のように和泉市の財政基盤は非常に弱いのでございます。病院の視察のときにも見ましたが、税収は、少ないところで、和泉市の2倍でございます。おそらく、全国で悪い方から見て先頭に立つのではないかという状態だけに心配しております。市長の方針も健全財政を確立するというスローガンでございまして、われわれ幹部職員は市長の方針に従い、赤字再建団体に転落しないように最善の努力は尽しておりますが、現状では、ここ2、3年以内に絶対に赤字にならないという何の保証もございません。したがって、関係の部署におきまして赤字にならないような方策を請じ、陳情、要望すべきものは強く運動し、今後はいろんなことで常任委員会のご協力もお願いしなければならんことが多々出てくるだろうと思いますので、よろしくお願ひ申上げたいと思います。

当初予算の報告につきましては最初の議運当時からの模様、予算委員会の模様等についても、つぶさに報告いたしております。最初、年間予算じゃないんじゃないか、あるいは市長代行でいかなのじゃないかというお話もございましたが、そういうことから年間予算を計上したこと、あるいは審議過程の模様等々について、市長に詳しく報告いたしております。そしてご議決をいただいたときも、可決をいただきましたというご報告にも行っております。私としてはこと予算については、つぶさに報告をいたしたつもりであります。

- 25番（藤原要馬君） 助役さん、赤字再建団体は2、3年のうちにと言いますが、私は現状、あんた方のやり方では、2、3年も持たんと思う。あんたにご説明を羅わなくても、和泉市の税収の少ないのも、財源の乏しいのもわかっている。それをいってるんじゃない。それにどう対処するかです。あなた方は何もやっておらないのでお尋ねしている。全部の議員さんが是念してます。税収は和泉市の2、3倍もあるところもある。しかし、人件費は同じなんです。だから、市民の税金の100%が人件費に要するとなれば、市民に対する還元はどこから出てるかということです。これは補助、起債によってまかなっておるというが、起債は返さなければならぬ。いつか行き詰りがくる。一般の家庭でも同じです。行き詰りのきたときどうするか、それを申し上げている。

これは部長以下は、あんた方3人の命令によって計画をやっているわけですな、だから、や

はり3人の方々が中央、府に十分な陳情を申し上げて助成等をもらわなければいけないんじゃないですか。あんた方ただ「頼んまっさ、和泉市はこんなんですから」と言って帰ってくるだけ。助役さん、あんた方は腰据えて、針巻きして、もらえなかったら、われわれは帰れませんという覚悟を持って、度胸を持ってやったことがあるのかどうか、まずないでしょう。そんなことではむずかしいと思う。これは皆さんご承知やから、あんまりくどくど言ってもしょうがないと思うので、今後、どうしてやるんだということだけ、一点だけ聞かせて下さい。

○ 助役(辻 忠夫君) いまご指摘の通り、今後は上部団体へ出かけ、十分配慮していただけるよう足を運び努力いたします。

○ 25番(藤原要馬君) 努力してもらえるんですね、足を運んでね、結構です。それだけ聞いていたら、2度と赤字再建団体に転落しないような形にやってもらいたい。議会の皆さん方もただお聞きしたからと言って放置しないと思うんです。やはり市民を救うのはわれわれの役目、われわれは市民の利益代表として出ているんですから、市民の皆さんに利益になることは大いにやらなければならない。あんた方、中央へ行って本当に窮した、このうちはやれないというところまできたら、議長に申し上げて、議会が相談して国、府に陳情に行き、財源獲得のため赤字にならならよければならない。ただ税金が少ないんだから赤字再建団体になったんだといっても、先に陳情しておかないと何にもならない、あとから文句は言えませんよ。それだけ要望しておきます。

それと市長さんにお尋ねしたいんですが、いま予算の問題について、助役から十分説明したと言うことですが、これは十分な説明がなかったらと思うんです。予算委員会は2日で終わったわけですが、これは予算委員の皆さんが十分質疑をさせていただいた中、ご理解を持って終わった。十分意見も出してもらい、十分討議したが、むだがなかったために早くすんだ。それについて、助役さんは十分な説明をしていなかった形に見受けられたので、お尋ねしたわけです。ということは、これで終わったわけですが、「今後執行するうえに不安を助長する多くの問題をはらんでいる。最高の執行責任者の代りの助役が満足な答弁ができないと言う点においても承認し難い旨の反対意見もあり、採決の結果賛成多数をもって可決決定いたしました」とある。市長さんにそういうことを報告したかどうか。多くの議員さんが、そういう答弁を満足だと思って通過してないんです。ちゃんと載ってる。だから、市長さんとしても、出てこられるときにも議会に何の予告もなく、おれは当選した人間だ、市民から選ばれた市長だ、お前らに速慮することあるかと出てきてると思います。そういうふうに市長さん、お聞きしますか。

○ 市長(藤本秀夫君) 皆さんのおかげによりまして、48年度予算を承認いただき、私はそ

の都度、大体助役の方から通知は受けておりますが、助役自身が病床にある私のために長い話はしてくれなかった点もあるかもわかりません。しかしながら、予算書にはっきり示していただいてをりますので、それに向って今後、不要額を出さないように努力したい。かように考えておりますので、その点ご理解賜りたいと思います。

- 25番(藤原要馬君) 助役さんに特に要望しておきます。

市長は病気だという気持が各議員にあると思う。やはりわれわれとしても、病気がかりの市長さんに多くの質問も出きない。強要もできない形なので、やはり第一助役、第二助役はもっとしっかりやってもらわんとわれわれは不安でおられません。それを特に要望しておきます。各議員さんもそつだと思ひます。

- 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

- 助役(藤田 利君) 第4点の同和対策について、担当助役から回答申し上げます。

期限内に再開発はできるかという点と、財源確保はできておるのかという2点であろうかと思ひます。

第1点よりご回答申し上げます。

ご承知のように、本市行政にとっては、同和対策事業は、空前の大事業でございます。完成までにはいろいろと困難も立ちはだかることもあろうかと思ひますが、議員さんや地元住民のご協力を得まして、予算化されている事業はもちろんのことで申すまでもございませぬが、少なくとも、現在計画中の市の重点施策である地区内道路あるいは保育所、下排水道は、期限内に完成したいと固く心に誓っております。

次に財源確保の問題ですが、現在計画している事業については、財源の見通しはほぼついております。しかし、これら財源は全部が補助でなく、地方債の占める比率も非常に大きいものでございます。

財源獲得運動のことでございませぬが、補助額の増大、補助単価の上昇あるいは地方債の適要に関しまして、大阪府市長会、近畿市長会の同和部会、これには当市は阪南の幹事市としてたびたび開催し、そこで検討して、団体に府並びに中央に対して交渉を続けて参っております。

以上のような状況でございます。

- 25番(藤原要馬君) 同和対策事業について、期限内にあんた方のやり方ではできないと思ひんです。いまの答弁の中でも地区内の道路とか、公共的なものはやるというのですね。あそこは空地やない、皆家が建って密集している。再開発しなければならない。和泉市全体からながめて、緊要度の高い、老朽化した狭い道路は、すべて密集地帯です。その中で時限立法でやっていこうというわけです、あんたは道路さえ付ければ、道路を空地に付けるんじゃない

い、どうしてやるか、その対策はどうしてるんかの問題です。そこには持ち家の方の行き先はどこにあるのか。やはり整地した土地があって、ここにきて下さいというところもないのに誰が行くのか。それがいままでのような情勢ならできますわな。地価の上昇もなく。ここを1.0万円で売ったら9万円で買えるという時代ならよいが、いまはそうではない。1.0万円で売ったら15万円、も2.0万円も出さなくては買えないという現状なんです。それをどうして移転してもらうか。

未解放地区は今まで差別してきたので、解放しなければならぬという事業なんです。その人らに利益を与えてこそ解放になるが、その人らに損させたら解放にならない。いままでのしいたげてきた報いに対して十分なことをするんだという目的でやるんです。それについて、持ち家の人はどこへ行くのか。道路一本付けるにしても百戸も2百戸も移転してもらわないかと思うが、どこへ移転する計画を立てているんですか。

○ 助役(藤田 利君) ただ今回回答申し上げました地区内道路を完成するという点につきましては、もちろん、住居問題も含まれていることはおっしゃる通りですが、持ち家を希望される方もあり、改良住宅に入っていただける方もございます。持ち家については、現在開発公社において、若干ではございますが、近く造成に入っていただくという計画もできているように連絡も受けております。なおこれは開発会社でもって住民の要求をとらえつつ、さらに持ち家の土地を確保していきたい、かように存じております。

またいわゆる改良住宅に住んでいただくことについても、住宅要求組合を設けて、円滑に除去に伴う人々におさまっていただくという手はずも整え、その他、商工についても、いろいろ商店対策も考えておまして、地区内道路構築に付帯する一切のことを完成したい、かように存じております。

○ 25番(藤原要馬君) 助役さんあなたの通り一辺の答弁は聞かなくてもわかっている。その計画はどこにあるのか。われわれに計画を示されたことがありますか。やりかけて何年になるのか。あなたがきてから何年になるか。マスタープランをつくってやろうとしたけれども、前の地域指定の中でも、第一という一つしか認可されてない。それでは何もできない。地区内道路をやるんだといっても、全部の地区、幸、王子等4町の中で地域指定を打たなければ完全にはできないでしょう。あなた、どない考えているんですか。現在の状態はどうなっているか知りませんが、あなたのいまの答弁の中で改良住宅を建てる、どこへ建てるんですか、入居は地区内のそういう移転先として入居者を募るわけですが、地区外に建てる。どういう計画を立てたんか知りませんが、私がやかましく言うのは、早くスムーズにいけるような方法でなければいかんというのはそこなんです。これはあなたの答弁は変じません。答弁してもらおうかえ

ってむずかしくなる。早く解決しとかなと、大きな問題が出てくるんじゃないかと懸念する。同対部長、これについては答弁もいらんけれども、早く手を打ってあとで諸問題が起きないよう対策を講じておきなさい。せやないと、問題化してからやろうとしても遅いですよ。市長、早く全部地域指定を打ちなさい。ぐずぐずしてたら道路も何もできませんよ。それを私は懸念する。改良住宅にしても46年度をやつを47年度と、そんなもん、いま、やっているようでは時限立法でできますか。できんということは、財源を獲得していないからです。前にも申し上げたように、あんた方が中央に行って、あんた方の力でどうにもいけないところまでいっているかどうか、そこまでやっていないでしょう。議会も、地区の人らにも行ってもらって、全部座り込みをしてでも財源を取るんだと、精力的に意欲燃やしてやっていますか、やってないでしょう。財源は折衝した結果、こういうふうになっているんだということを教えて下さい。

- 助役(藤田 利君) 府下並びに近畿におきましては、同和地区の各市長がが共同歩調でよく検討し、そして団体で中央交渉を行なっております。
- 25番(藤原要馬君) いま、辻助役が言うたでしょう。和泉市は税金が少ないんでしょう。それが税金の多いところと同じ歩調でやっていくんですか。そんなことをしてたらできますか。地元の方々に「やります、やります」と言うだけです。堺市やら、財源のたくさんあるようなところと同じような歩調で一緒にやっていって、向こうがあかなんだらこっちもあきまへん、それでよろしいか、まず、自分の所にある未解放地区は自分でやらなければならぬ。よそは助けてくれませんよ。だから、自分とこの意思でやりなさい。いかなんだら、われわれも行きましようといってる。地元の人も協力しようと言っている。あんたは単に各市と歩調を合わせていくというが、財源のあるところと、うちのような貧乏市とでは、同じ補助をもらっても半分、3分の1もできません。そんなことで地元で納得してもらえますか。これは議長、何回言うても同じやからこのうちは言わへん。

議会をとりしきる議長は、ひとつ前進的な形を現わすべきだ。国、府に交渉に行ってもどうしてもダメだということまで市長、助役はいってない。全然やっておらない。今後はやはりもっと積極的にやってもらい、議長の方に、こうしてやったんだが、どうしてもここで行き詰っているんだという回答をもらうようにやっておいて下さい。

- 議長(松尾千代一君) わかりました。次に公害
- 公道公害課長(吉田利秀君) 第5番目について交通公害課長よりお答え申し上げます。
現在、公害には大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等がございまして、それぞれ大気汚染防止条例、水質汚濁防止条例、騒音規制法、大阪府公害防止条例がございまして、これらに基づいて、規制をやっておりまして、私らの交通公害課においても、これに基づいて

公害対策をやっております。

なおその中で特に先ほど、議員さんのご質問のごさいました淀川水系の関係市町村並びに大阪府水道局、水質係のほうで厳重にチェックしております。本市においても、水道部の浄水課のほうで毎月水質試験検査をやり厳重にチェックし、現在の飲料水を確保している状況です。私のほうにも現在、水道部の浄水課から水質検査成績表が参っておりますが、一応、現在は飲用水に異常はないということになっております。

なおその他に和泉市においては大津川水系がございまして、この大津川水系水質保全対策協議会を和泉市、岸和田、泉大津、忠岡でつくっております、大津川の水質についても、毎月必ずチェックし、その結果適切な時期に水質検査をやっており、その報告書が私どもの交通公害課に参っております。水道については、安全であるという判断をせざるをえないわけでございます。

しかしながら水質については十分な監視体制と、今後ますますそれらに対する知識を深めてチェックをしないと、非常に市民全体の生命の危険を伴う心配がございまして。現にPCBとかPCITとか、いろんな食品公害で、水以外の食べ物についても住民が被害を受けておりますので、今後、私達公害課の体質、組織を強化し、十分な住民の安全確保を図りたいと思っております。しだいでございます。

なお機械設備につきましては、先ほどいいましたように、水については試験所等で行っていただきまして、交通公害対策費ではございせん。しかし大気汚染は、国府小学校に大気汚染観測所がございまして。それから幸小学校にオキシダント測定器がございまして、窒素酸化物の測定をやっております。石尾中学校に微風計、風速計、SO₂、ダスト等の観測器、信太中学校には微風計、風速計SO₂、ダスト等の測定器があり、絶えず監視しております。そういうことで一応、まだ十分とはいえませんが、48年度予算では移動観測車も購入、人員の要求等、万全を期していきたいと思っております。

私たちが少数で微力ではございますが、一生懸命やっていく覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 水は大丈夫だから心配せんでもええ、結構です。大気汚染の測定器を配置しているということではございますが、現在の交通公害課の人員で万全を期せられるか、現在何人おるのか。

○ 交通公害課長（吉田利秀君） そのことにつきましては、私たちの方から上司にお願いし、何とか体制を整えたいということで現在、部長、人事課のほうで考えていただいているように聞いております。

- 25番(藤原要馬君) いま課長から説明がありましたが、現在の人員では万全を期すことはできないと思います。大気汚染等あらゆる公害が出ると中。助役はどう考えていますか。
- 助役(辻 忠夫君) あそこは特異な仕事でございますので、できれば大学出の化学系統の研究を続けたものをぜひ一名入れたいということで現在、探しております。高校出も化学出を入れておりますが、複雑な場合は処理できませんので、専門家を一人入れたいと考えております。
- 25番(藤原要馬君) いま各学区内にそういう試験測定設備があるらしいが、その監視をしているものが何人おるかということです。どういふ方法でやっているのか。すべて人員が不足だと思しますので、財源のないのに人件費がかさむと思いますが、市民の命を守ることは、ぜひ金にかかわりませんので、やはり人員を充実して安心して住めるようにひとつやってもらいたいと要望して終わります。
長いことご迷惑をかけました。
- 議長(松尾千代一君) 藤原議員の質問が終わりましたので、一時まで休憩させていただきます。

(午前11時56分休憩)

< 午 後 の 部 >

(午後1時15分再開)

-
- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。午前中に引き続きまして一般質問を行ないます。

29番、竹内君、お願いいたします。

- 29番(竹内修一君) 1、公害問題。

本件は5月25日付毎日新聞に「汚染心配の住民に業者、ヘドロでため池埋め立て」というみだして報道されたものがあり、問題はそのため池が約3メートルの提防をへだてて泉北水道の水源池、大野池に接し、池の性格上、地下遊水で隣接され、幾ら表面を留土でおおっても、運ばれたヘドロ、ダンプカー50台分、その他、有害産業廃棄物を除去しない限り、問題が残る公算があると判断されるところにあります。あの恐い水俣病被害は、何十年も前に大海に捨てられたヘドロの被害であることを思うとき、産衛部長はこの処置について市長さんに明確なる意見を具申し、処置されようとしているのか、おうかがいします。

なおヘドロ等の化学的分析について、大阪府衛生関係者のとった処置で禍根を残さないだろ

うかというのは、1カ月もたっても住民の要求する検査結果が出てこない。汲み取って行ったものはヘドロそのものではなく、表面の水である。あえて具体的発生経緯については、今回は避けておきますが、事が事だけに、本格的な調査をしたほうがいいんじゃないか。

近くの火葬場の公害調査を64万余円の費用を費して実施する金がある和泉市において、先ほど公害課長は、水に対する予算はないと言われておりましたが、事の重大性に鑑みて、すみやかに水平分布、垂直分布を本格的に調査し、保存サンプルを市独自で用意する必要はないでしょうか。

次はクレー銃射撃の鉛弾が同水源池、大野池に打ち込まれている事実からして、鉛の毒のため、背骨の曲ったもろこがとれるようになってから騒いでも遅いのではないかと思います。住民の必配の声が高まりつつあるが、行政指導をいかにするつもりか、おろががほしい。

次に公害問題の(2)の日本住宅公団特定分譲地における11メートル50センチ、の建築について。問題は、公団が分譲契約の際、よりよい生活環境をつくるため、1、2階の低層住宅以外はまかりならんと住民に要求しながら、その隣接地に特定分譲地のあることを住民に全く知らさないで突如、公団自身が、指導する立場にあるところの公団自身が、高さ11メートル50センチの4階建住宅を建てようとするところにあるわけです。開発課長さんは、その不合理をよくごぞんじであるわけです。公団に対して、いかに住民サイドに立った強い要望がされるのか、おろががほしい。

次は火葬場公害調査の結果公表について、和泉市は上代町会といづみ霊園火葬場環境保全協定を締結しているが、距離的に最も近い鶴山台自治会と協定を締結し、公害調査の結果等を知らしめ、現在、雨の日には臭気がただよといった苦情等を前向きに解決してはどうか。

2 着目、開発問題

日本住宅公団昭和44年発行案書に、南海バスによる通勤循環バスの運行が予定されていると信じて入居した鶴山台住民は、入居約2年近くにして、市長さんはじめ多くの方々のご努力ご支援により、バス運行が実現せんとしたとき、親交のある隣接聖ヶ丘町会長の言を借るならば、鶴山台造成に最も重要な都市計画幹線道路、北信田駅前線を途中で打ち切り、すでに3カ年も放置されたままになっている。王子川幹線管敷設工事等、市当局の不手際のため曝露に乗り上げた感じがするのであるが、

1. 北信太駅前線をいつまでに完成するつもりか。
2. 貝吹山遺跡の取り扱いをどうするのか、計画道路とのかね合において、その範囲について、国、府とどこまで再交渉する気構えがあるのか。バスが開通するか否かは、共稼ぎの勤労者の多い団地住民にとっては生活権の大問題であります。これはくどくど言わなくて

もおわかりと思います。団地はつくってくれたが、医者もなし、保育所の保育さんも通勤の足がないためか、悪条件のためか、4月開所以来2名も退職している現状をどう思いますか、鶴山台団地造成のような調子で人口急増都市施策を今後推進しないように、計画段階で慎重審議をするよう強く要望しておきます。

(5)については、昨日、金沢議員、田中議員さんが述べられたので、善処されたいということで省略いたします。

3、教育問題。

市自動車文庫の巡回については、大阪府が本年度2分の1補助をすることもあり、昭和45年12月以来の要望でもあり、今回、補正予算の措置がとられておらなかったことは残念であります。早急に実現してもらいたい。教育長さんに特にお願いしておきます。図書館もと思いましたが、一つづつお願いするのが至当かと思ひ、図書館の方は今回、割愛します。

(2)義務教育の小、中学校の教室で担任の先生が泉北教組の新聞を生徒児童に配布し、生徒児童の多くは、憤慨し、その父兄のこれまた多くは、教育基本法第8条第2項等に抵触するものではないかと不満を訴えているが、教育長さんはこの事実を確認されたか、またあなたの見解はどうか。

(3)は関連事案でございますが、教育長さんが自ら現場にも行き、管理者である校長先生等から要望を聞いて実現に努めておられ、そういうことは生徒に効果をもたらすものであることを要望し、具体的に各学校の見聞をしたことは担当課に伝えるので、参考としてもらえば結構だと思ひますので、ここでは省略いたします。

4、保育所、幼稚園問題。

待機待ち数、赤ちゃんが生まれた数等を勘案のうえ、信太保育所を増築されるのが、鶴山台の保育所増築するのか、早期に決定して、本年度当初のような4月に入ってからゴタゴタすることのないよう、これは父兄としては命がけの問題です。塀を乗り越えて入ってくる、捕らえてみたら教育者であつた。また7時に赤ん坊を門のところに置いて「助役、子供を頼むよ」、こういうことを来年度、言わさないよう、事前によく計画を練って前向きに進めてもらいたいと要望しておきます。

次に鶴山台幼稚園は本年度274名、昨年度120名でしたが、2倍以上の入園者があり、施設上問題があり、話し合の結果、一応治まっておりますが、住民は強く北地区予定地に和泉市立幼稚園の設立を熟望しておりますので、善処されたく要望しておきます。

5 番目は人命問題。

これに関しましても、藤原議員さんがるる質問されましたので、事例だけにとどめておきます。

す。

急患のため医者をおよそ2軒、3軒回っておるうちに死んでしまった、また堺の浅香まで行って一晩泊って4万円取られた、横山病院に入れられて6万円取られたという実例があります。こういう共稼ぎで稼いでおる団地住民の困った実情を踏まえて善処してもらいたいと思います。市と医師会、市立病院の拡充と相持ってやってもらいたいと思います。

最後に、災害から市民の生命財産を守る任にある市当局は、防災会議を開き、その結果、防災施設の改良等をしているか。

以上で質問を終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁

○ 企画課長（橋本昭夫君） 竹内議員さんのご質問の第1点であります産衛部長さんのご指名でございましたが、経過の中で企画課長のほうからお答えさせていただきます。

通称、清水谷池に多量の廃棄物がたまり積たしまして、それが隣接いたします大野池の泉北水道の水源地に非常に汚染の心配があるというのでいろいろ新聞紙上にも報道されまして、住民の方々並びに議員さん各位に多大のご心配とご迷惑を掛けましたことにつきまして、心からおわび申し上げます。

その経過の処置でございますけれども、大阪府の環境整備課並びに泉北水道、泉北環境、もちろん和泉市の担当部課が協議いたしまして、現状の段階で泉北水道の水源地として使用ができるような対策を第一段階として協議し、お願いしているわけであります。

ただご指摘の通り、地下からの遊水によって大野池に流れ込んでいくのではないかとという心配も当然あるわけでございますが、それにつきましても、ご指摘の水質検査等に完全な納得のいけるような体制を含めまして、恒久的な対策を万々、期して参りたいというふうに考えます。いずれにしても、緊急な問題でございますので、現在とっております対策以上の力をもって努力し、ご心配をなくしていくように対策を講じて参ります。いろいろご心配なり、ご迷惑をお掛けしましたことにつきまして、反省し、お詫び申し上げます。

○ 29番（竹内修一君） 企画課長が答えにくいと思っ、わざわざ産衛部長に、いきさつはともかく、事後処理については、部長が面倒見るのが至当かと思っ、そうしたんですが、あえて企画課長が答えられたことに敬意を表して打ち切ります。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 交通公害課長（吉田利秀君） 第2点のクレー射撃場鉛弾の蓄積についてお答え申し上げます。

ご質問のクレー射撃場は昭和48年、池の水利権を持つ光明池土地改良区の同意を得て大阪

府公安委員会に許可申請され、許可があり、現在経営者がやっております。このクレー射撃によっていろいろ騒音あるいは鉛弾が一部池へ落ちるといふことで、住民が非常に心配しておられることにつきまして、交通公害課といたしましては当初、何とかこれをやめていただきたいという考え方から、府の特殊公害課、府警本部、行政監察官、和泉署の保安係、それとうちの公害課が一緒になって実情を実施に調査しましたが、何分、クレー射撃場の許可は昭和43年に下りておりまして、これをやめさせる法的根拠が現在のところ、何も無いわけでございます。

それで次善の策として、いろいろ住民の被害を少なくする等について、細心の注意を払ってほしいということで、たとえば営業時間を短かくするとかの行政指導をやっているのをごさいます。

なお鉛弾の蓄積につきましては、これは人命の問題でもあり、交通公害課としても、特にあそこは大野池が泉北水道の用水池で取水口がございますので、先ほど企画課長が申し上げましたように、より一そう水質管理の体制を固め、随時、水質検査を厳重に審査し、住民の不安をなくする方向でやっていきたいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

○ 29番(竹内修一君) 鉛弾の被害については先ほど例を挙げたように、何十年後に出てくるかわからない。住民の感情として許せないんだということをよく考えていただいて処置してもらいたい。新聞で何回書いても梨のつぶてだ。その結果を教えてください。大阪府でそういう会談を持ったら、その結果を直ちに教えてください。そういうことをすみやかにしてもらおうということで終わります。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 建設部次長(林 徳治君) 次に特定分譲地における建築問題について、建設部次長、お答え申し上げます。

ご承知の通り、あの建物は付近住民にとりまして、全く寝耳に水の状態を始められました。問題はまず、そこから起っております。具体的な付近住民の権利が侵害されるという点につきましては、特殊基礎の騒音問題、高さからくる環境の侵害問題がございます。技術的に前段の問題は一応、回避のめどはあります。ただし、後段の問題は、法令上の規制は、いままではございまして、全然、周知徹底されず、しかも自分たちの建物は低層という制約の中で、なお合わせて申し上げますならば、近く7、8月に新用途地域としては、この区域は、一種住専の予定でございます。一種住専の有効な対象地域となると、高度制限にかかります。少なくとも、その範囲内でなければならぬであろうと判断します。ただ、現行法令上、5月、6月の時点では、残念ながら、法令の規制はできないという立場はご了承願いたいと思っております。あと残る問題は、環境を阻害されることについて、周辺住民の方々が納得されるかどうか、この一語に尽きるかと思っております。そういう観点で公団側で再三、申し入れを行ない、少なくとも、付近住民と合意したらぜひ行なう

まず、それまでは工事を止めなさいということが一つの条件である。このへんにつきましては、公団もきわめて柔軟な態度をとっておりまして、議員さんもようご承知と思いますので省略いたします。

ただ、しからは今後の時点で、公団が何メートル、何階の高さにするかという具体的な提示までには至っておりません。近く公団側の姿勢が出され、それをめぐって住民側のご意見が出され、その間にこの問題が解決するまで、終始行政指導という立場でわれわれはたずさわっていきたいと考えておりますので、よろしくご承願したいと思います。

- 29番(竹内修一君) そこで次回の住民との説明会に、建設部としては、どなたが出席してくれる予定になっておりますか。
- 建設部次長(林 徳治君) 前回までは開発課長と計画課長が、2回にわたり現地の話し合に入らせていただいております。今後もこの形を続けますが、内容によりましては、部長、次長が出ることもやぶさかではございません。
- 29番(竹内修一君) 住民要求として、部長に要求があったと思いますが、それを承知のうえて課長と言われたのですか。
- 建設部次長(林 徳治君) それは前回のことですか、今後の問題ですか。
- 29番(竹内修一君) 前回4人の課長さんが、本当に感謝するぐらい、かんで含めて誠意を持って説明してくれました。しかし、少なくとも、市長さんの決意事項、その他に触れて、市長さんは別として、助役さんを含めた確答のできる人に出てもらいたい。そこで話をまとめようということになっておりますので、各部長さんもよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長(松尾千代一君) 次の答弁。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 火葬場の公害調査結果の公表についてお答え申し上げます。実はご指摘の通り、環境保全協定につきましては、上代町との火葬場開設と同時に結んでおります。鶴山台につきましては、計画時点におきまして、都市計画ではまだ住居を有しておらなかった関係上協定はしておりません。これは事実でございます。ただ火葬場の悪臭あるいは防塵につきましては、公害をなくするためにあらゆる見地から最大の協力をしておるわけでございます。防塵につきましては、結果も出ております。悪臭は一応、8月ごろ業者が参りまして悪臭の検査をやるということで契約を結んでおります。今後、協定のいかによらずして、和泉市としては、やはり模範になるように、これはわれわれ行政が建てた施設でございますので絶対に公害を出さないという気持で努力したい、かように思っておりますのでございます。
- 29番(竹内修一君) そこで雨の日などは臭気がただよというのは誰か知っていますか。いずみ霊園に勤務するあなたの部下6名ですよ。そういう甘ぢろい考えでしたら、そのよう

に回答しますが、よろしいわ。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 再度お答えいたします。

臭気の問題についても、煙突の頭上にエアーウィックという噴霧器を付けまして、低気圧のときにはその噴霧器で臭気を消す、消すというよりも、臭いを変えるわけでございます。ただご指摘のように、どういう設備をしても、焼いてる最中には炉の前はある程度臭いはします。ただ、それを外部に出さないようにする努力は、われわれは十分努めたいと思っております。

- 29番（竹内修一君） だから前向きに話し合ったり、説明したりする姿がないかと言ったにもかかわらず、木で鼻をくくったような返答をするから、目には目を、歯には歯を、ということになるわけです。

- 議長（松尾千代一君） 建設部長。

- 建設部長（中塚 白君） それでは北信太駅前線の関係について、私からお答え申し上げます。

ご承知のように、この信太駅前線の泉南線からの延伸につきましては、私、昨年の本会議の席上でもお答えしたのでありますが、問題は、貝吹山古墳でございます。現在の計画線からいきますと、貝吹山古墳に当然、かかって参りますが、そこに問題があるのでございます。実は私の方も、現在のルートの中で延伸したいということを経済課とも折衝いたしましたのでありますが、これは工法上ブリッジにするか、何らかの方法でできないかという折衝したのでありますが、ご承知のように、古墳は埋蔵文化財でなく、いわゆる形状化されておるものでございまして、この形状の変更は絶対に認められがたいということで、再三の折衝の結果、そういう答えがでたわけでございます。

そうやって参りますと、ルートの変更をしなければならない。ご承知のように、これは在りし頃の旧都市計画法で計画決定した分については、非民主的といわれればそれまでですが、あまり住民の意向を参酌せずにやれたわけでございますが、現在の新法では、計画決定の変更をやる場合には、住民の意向を無視して計画路線の変更は簡単にできない時点になりましたので、少なくとも、これの延伸については、都市計画法上の変更をしなければならないというのが、まず前段に出て参ります。この措置をやって、しかるのちに事業実施となるわけでございます。先ほど、ちょっと触れておられましたバス問題については、よく存じております。

しかし、ここではっきり申し上げておきたいのは、あそこへ鶴山台団地ができた時点で、この道路は、北信太駅前線という路線名になってます。しかし、本当を言えば、駅前から工事を着手すべきなんです。しかし、あの時点でも古墳関係は別として、出きなかったというのが実

情でございます。それでは新住宅市街地のの中に進入する道路がないということで、とりをえず、泉南線の上から公園の間をやるということでやったのが現在の姿でございます。

それから延伸をやることとした。ところが古墳問題がでてきた。これを両立させるためにはルート変更をせざるを得ない。ということで、実はわれわれの話を進めていた段階では、ご承知のように泉南線沿いにバスの用地を設けて、その中で処理していくんだという考えがあったわけですが。当然そうやって参りますと、泉南線の駅までの通行については、現在の道路では危険性がございまして。信太、高石線も、現在、泉南線が複線しております。また聖ヶ丘の住宅と泉南線を結ぶ現況道路4メートルでございますが、これは接続させなければならぬであろうという考え方に立って進めてきた方針は、現在まで変わってございません。だから、北信太駅前線の延伸を遅まきの時点でやることについては、現況、ちょっと時期の明示はできないわけでございます。

なおこれと関連して、先ほど出ておりました王子川並びに幹線下水道の敷設でございますけれどもこれは鶴山台開設のときからの幹線下水道でございます。これにつきましてはご承知のように、これの処理区域が泉北環境になってございまして、これをやってるのは泉北環境の一部事務組合でございますけれども、これについては一応、本年度完了ということでございまして、いわゆるあの管は現行の道路に敷せるということで、沿道住民のいろんな反対があったわけでございます。管を敷設するについての公害とか通行の不便、それからあの沿道周辺には商店がかなりあり、その補償問題とか、いろいろ錯そうし、本月まで延引したのが実情でございます。しかし、これは本年度にあくまで実施するというので、これは私のほうは泉北環境とはっきり確認してございます。

なお王子川につきましては、本年度から、一部買収してございまして、少なくとも、和泉市域内の200メートルは改修するという事も合わせて確認しております。

以上、お答え申し上げます。

- 29番(竹内修一君) 明快に答えていただき、ありがとうございます。住民の中にもそのような意見があったんですか。いやしくも、都市計画で決定したならば、同時に両方からなぜ始めなかったのですか。いま聞きますと、文化財保護の問題が出ないころにも反対しておったということですが、何でも反対するところだと了解してよろしゅうございましてか。
- 建設部長(中塚 白君) はっきり申し上げまして、いろんな公共施設をやる場合、賛否いろいろございまして。当然、この処理をしていくのは行政の責任がございまして、あえて地元の方の反対があって困難だということではございませんがご承知のように、駅前には駅前広場を含めて道路だけの問題ではございません。あれを延伸した場合には、駅前広場の整備もやらなければ

なりません、現実、駅前には商店が張りついてございます。これの処理もあり、短兵急にはい
かないということです。さりとて、あまりこれに手間取ってはいは道路の築造が遅くなるとい
うことで、公団ともその点は十分話を詰めたのでございますが、とにかく、泉南線の上からか
かろうとやったのでございます。いまの北信太駅前線についても、これは容易にできたもので
はなく、やはり、あれをやるまでに3年ほどかかってございます。議員さんの中にはその当時
の開発関係の方もおられ、いろいろ苦勞もお願いしてようやくでき、入居日に間に合ったわ
けでございます。

かかる実情でございますようにこれは何回も申し上げますように、反対があったからすぐや
めたんだという形ではございませんけれども、いろいろ話般の事情も考慮して事業をやりまし
た。ただし、その後古墳問題が出てきたのです。ルートの変更をしなければならぬのです
が、私の方も北信太駅前線の延伸について断念はしてございません。しかし現下の情勢からい
って、ルートを変更するならば、全然新たなルートにならなければなりません。このへんの住民
の説得は当然必要になって参りますので、時期的な明言はできないとお答え申し上げたわけ
でございます。

○ 29番(竹内修一君) しかば、都市計画で決定したとき、駅前整備計画において、具体
的に商店が何軒、民家何戸がその地域に該当して居るのですか。

○ 計画課長(大浦行雄君) 既設の商店8戸、一般住宅が約11戸あります。

○ 29番(竹内修一君) そこで部長さんにお尋ねいたしますが、文化財については、前向き
で市が市街化調整区域の民有地を買い上げて保存するということで、道路に関して話し合を進
めるといったやり方のほうがより早く推進されると思う。反対を食ったからよそへ振って行く
こういうやり方だと、振られたほうのものはそれこそ迷惑で、あそこはうまいこと反対した、
今度けこちらだって反対しようということにより至難になるのではないか、その点いかがです
か。

○ 建設部長(中塚 白君) 文化財については、端的に申し上げていろいろの議論が出るわけ
でございます。これは道路なり、いろんな公共施設をやる場合、文化財の存在そのものについ
て、私は軽視する何物もございません。いまの貝吹山古墳でも、当然それを考えて最終的には
変更しなければならぬということでございますが、逆にその変更をやらされることによって
新たな問題が加わってくる。だから、この延伸についての時期的な明言ができないと申し上げた
のは、今後、変更されるであろう住民は逆にまた反対が出て参ります。これは予測するまでも
なく、当然出てきます。なぜ変更したんだという一番の理由が文化財となってきますと、そん
なら文化財のためにわれわれが現実に影響を受けなければならぬのかという素朴な反対意見

が出ることは予測されます。そのへんの扱い方をどうするか、少なくとも、現在残されておる貝吹山古墳の存続については、ちょっと私の所管外でありまして、一応、教育委員会とも協議してどう進めていくか、どう保存するかで保存状況が変わりますが、貝吹山はほとんど民有地で、現在の都市計道路の計画決定の打ってあるところは、現況ではたんぼでございます、という事で、その問題については、ちょっとここで単純明快なお答えは至難だと存ずるわけでございます。

○ 29番(竹内孝一君) よくわかりました、ありがとうございました。

○ 教育次長(阪東重信君) 教育問題についてお答え申し上げたいと思います。

第一点の巡回自動車文庫についてはご承知の通り、現在、府立図書館の天王寺分館の巡回文庫に依存しておる現状でございますが、本市では7カ所利用しておる実態でございます。その後、鶴山台地区、その他からも要望が強く出されておりました、ご指摘のように、府の方へも、府の巡回バス文庫を利用すべく申請しておりますが、なかなかうまくいかない現状の中で、こうした巡回文庫を利用するという市民のよい傾向の中で、市の巡回文庫を設けたく府と折衝して参りたいと思いますので、府の確約を得たりえで実施に踏み切って参りたいと思います。

第二点の学校内における児童生徒に対するビラ配布問題でございますが、各学校ごとに調査しておりませんが、たしかにご指摘の趣旨の通り、教育基本法第8条の規定に沿って、教育の中立性は守るべきである、校長会を通じて十分に指導して参りたいと存じます。この規定の趣旨を十分に生かして参りたいと思いますので、よろしくご了承いただきたく思います。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 企画課長(橋本昭夫君) ご質問の第5点目の人命問題の第2項地域防災会議のご質問に対してご答弁申し上げます。

現在、和泉市の地域防災計画は、38年度に策定されたものが、現行の防災計画の基盤となっております。ご指摘の通り、それ以降、都市化が進み、いろいろ農林関係あるいは都市施設の集積、不足等が目立ってきています。そういうことを踏まえまして、ただ今、48年度の現状において、まず、都市防災としてどういう問題意識があるかにつきまして、関係部下の協力を得て、危険箇所のため池等、あるいはまた公共施設の防災体制等、消防署あるいは大阪府の保健所等のご協力を得て資料を収集中でございます。一応、非常に私のほうの不幸で遅れておりますけれども、7月頃をめどに新しい地域防災計画の案を策定、担当常任委員会におはかりいたしましてのち、防除会議を会長の市長のほうからご招集していただきまして、万全を期して参りたいということでございます。なお資料等につきましては、まともしだい各議員さんにご配布申し上げたいという考えでございます。

- 29番(竹内修一君) 特に災害は忘れたころにくるといふ言わざにもあるように今後、防災行政の強力な推進を要望して終わります。

- 議長(松尾千代一君) 続きまして26番、勝部津喜枝さんをお願いいたします。

- 26番(勝部津喜枝君) まず教育行政について。すべての児童生徒のよりよい教育をと願っている父兄の要望に反して現在、政府の中教路線による差別、選別の教育が、非常に子供をはじめ父兄をも苦しめております。こうした中で、当市の教育行政についての細部の点をご質問する前に、まことにおそれ入りますが、本市教育行政をあずかる教育長に、あなたが現在、本市の教育行政を推進するうえで、憲法と教育基本法に保障された児童の教育を受ける権利を日々、具体化していくように努力されているのかどうか、この点をまずはっきりとお聞きしたいと思ひます。そのうえに立ちまして、2、3の細部についてのご質問をさせていただきたいと思ひます。

第2点、北信太駅前線のことにつきましては、先ほど、質疑が行なわれましたわけでございますけれども、この質疑の中でも明らかなように、非常に住民無視の開発、また無責任な行政の姿が、現在、住民と住民の対立を非常に激化させておる原因があるかと思ひます。鶴山台住民の通勤、また生活を保障するバス問題、こうしたこともすみやかに解決するうえで、現在の地元住民の対立問題をも含めてどのように解決するつもりなのか、はっきりお答え願ひたいと思ひます。

第3点、市立病院に産科、婦人科の設置問題ですが、これまでの議会の委員会、また今日の質疑の中でも、市民の市立病院に対する要望の強さというものははっきり現われております。わけでも、その中で人口の半数が婦人でありその中で10万市民の当市において、いまだに産科、婦人科がないということではどのように不便を感じ、また当然保障されている入院助産制度も利用できない実態をどのように考えておられるのか、すみやかにご答弁願ひたいと思ひます。

最後に保育所行政につきまして、本年4月より48年度の保育が始まりました。すでに2カ月余を経過したわけですが、婦人労働者の増加の中で、抜本的な改革の方斜のないまま、非常に詰め込み保育がなされております。こうした中で、まず最初に、この保育行政を担当する助役に、現在の保育所の問題点をあなたほどのように把握されているか、このことをお聞きしたいと思ひます。そのうえに立ちまして、保育所問題の数々の点をご質問させていただきたいと思ひます。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） それでは30分休憩させていただきます。その間に理事者は十分回答要旨を整えて、はっきりした回答のできるようお願いしておきます。

（午後2時20分休憩）

（午後2時57分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引きつぎ一般質問を行ないます。勝部議員の質問に対し理事者のご答弁を願います。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

憲法と教育基本方に規定する権利を具体化することに努力しているかという指摘であったと思います。公務員としてその職にあるものは、いやしくも、法の趣旨に則り、その具体的な実施を目ざして努力することが当然のことと自覚いたしております。したがって、微力ながら鋭意努めるところでございます。

- 26番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。

そこで2、3の点についてご質問させていただきたいと思っております。

今年の和泉市政だより5月号に、「就学困難な家庭に援助、5月までに申請を」というのが報道されております。この点については、4月ごろに、父母の代表と教育基本法等並びにそれに対応した奨励法、給食法にもとずいて広くアップールしてほしいということに広報に掲載されたと思います。この中の教育委員会が報道された点について、先ほどのお答えは非常に不十分と考えます。この点でまず、この就学困難な家庭に援助する問題ですが、はっきりさせるために、生活保護法で規定されている教育扶助との違いというものをはっきりお聞かせしたいと思います。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

ご指摘の就学援助費につきましては、学校教育法25条および40条の規定に基づきまして、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して支給するものでございます。一方は、生活保護規定に基づいて、生活困難な学庭に対する措置でございます。これはそれとは別個に助成するものでございます。

- 26番（勝部津喜枝君） そういうこととございましたら、5月号の広報に、そういう教育基本法と奨励法に基づいて行なわれる就学援助であるということも載せてもらえないのか。これではまるで、生活保護法に基づいて就学援助を支給されるとなりますが、この点はいかがですか。従来からたびたび、2年ぐらい前から、私や父母代表と、一生懸命に民主的な教育を実際にやっていくうえで、この就学援助というものは、決して生活保護法に基づいたものでなく、

学校教育法等に基づいての就学援助であることを強く要望しているはずなのですが、その点はいかがでしょうか。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

ご指摘の通り、学校教育法の規定に基づいて、経済的な理由で就学困難な家庭に対して援助するものでございますので、保護法の適用とは全く異なるものであることを周知することがあると考えます。今後、ご指摘の点につきましては、十分留意して運用に当たっていきたい、かよ考えらるんであります。

- 26番（勝部津喜枝君） そのお答えをいただければ本当に嬉しいと思います。

それに関連して生活保護法とは全く別のものであるというお答えをいただきましたが、それなら最後にもう一つ確認しておきたいのは、それならば、教育委員会自身がそれが適当であるかどうかを決定するのであって、民生委員がその調査の協力や介入することは、民生委員法のうえからいっても間違っていると思いますが、このことはどうなるのでしょうか。民生委員法には、そういう教育法に基づいた援助に対して調査、協力することは載っていないわけなんですけど。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

この運用に当たりましては、文部省次官局長通達をもって、実際に就学困難であるかどうかの生活実態の認定に当たっては、機械的かつ画一的に流れないで、福祉事務所長あるいは民生委員等の協力を得て、現状の校長等の意見も十分聴して円滑な実施に努力せよという努力規定がございまして、したがって、ご指摘の委員会単独で認定することも可能とは考えますが、そちらの方々の意見等を聴して、現行、円滑な実施を目ざして、通達の趣旨に沿って実施していく事情にございます。

- 26番（勝部津喜枝君） 通達というのは、私なんか申し上げるまでもなく、実際の法的拘束力はなく、非常に便宜的に設けられたものだと思うのです、ですから、先ほどのお答えにあるように、憲法と教育基本法の教育の権利を守るよう日々、努力されているならば、すみやかに民生委員の協力、介入がなくて、就学援助を実施するよう努力していただきたいと思います。今年については、まだこの申請は提出してあるけれども、認定、その他についてはまだ方置されておりますので、今日の議会の答弁で生活保護法とは全く別個であることを確認したうえで、今年の申請の民主的な実施をいただくように要望しておきます。

- 教育長（葛城宗一君） 私の方の考えも述べさせていただきたいのでありますが、ご趣旨はよくわかります。まあ、経済能力を越えてご申請なさるかたはないと思いますが、現行制度上、国が予算措置に当たりましては、全児童生徒の7割を基礎として積算され、各府県に委託し、

市町村に配布されております。したがって、義務教育無償の実現に向かって努めるべきは当然ではございますけれども、本市の教育行政の財政需要のうえから申し上げて、全面的に、あるいは一定の生活保護基準等の所得の何倍かを上乘せしめたよりに基礎付けて画一的に支給することは、市の財政上非常にむずかしいであろうという考え方でございます。しかしお説のご趣旨を帯して、これらの事業の円滑な実施に今後、さらに努めて参りたい、かよう考えるんでございます。

- 26番(勝部津喜枝君) 実際のま出されているもの、学校から出されているものが、昨年、一昨年の実績を見ても、文部省の言う7%をはるかに下回ってしか実施されていない。そこらへんも大きな問題があると思います。今年の現況はまだどうかよくわかりませんが、文部省の7%すら、この和泉市においては実施されていない、こういうへんをぜひご一考いただきたいと思います。これは結構です。

引き続きまして、いつも委員会や、先立っての議会でも申し上げましたが、今年3月末から4月初めにかけて、各小中学校でPTAの総会が開かれております。和泉市の教育行政を本当に、単にお金の面でよくしていただくだけでなく、教育そのものを本当に民主的ないいものにしていくうえで、現在のPTAのあり方を改善していかなければいけないと痛感しております。これはあくまでも父母と教師の民主的な組織であって、教育が介入するものではないと思っております。けれども、いままでのPTAの決算書、予算書等を全部取り寄せて調べますと、6.5%ぐらいの公費負担率が現われております。これを府の教育委員等へ問い合わせても、それは府下の中でも非常にひどい状態だと言っております。いくら悪い所でも、PTA予算の中の公費負担率は40%ぐらいに止めているのが現状だと思います。

すでに昭和42年には、東京都の美濃部都政になりましてから教育長連達で一切のそういうPTA予算の校費負担ばあってはならないということもされておるんですが、教育長自身が、現在の和泉市の各小学校のPTA予算の中の校費負担率等を綿密に調べていただいているのか、その点まず最初にお聞きしたいと思っております。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

義務教育費における市費負担の解消は、私どもの当然の責務でございまして、PTA本来の目的は学校後援団体的な考え方に基づく寄付行為あるいはPTA会費負担の問題は、かねがね校長会あるいはPTA連絡協議会の席上におきまして、当然、公費をもって負担すべきものは市によって措置を行なう、あるいはすでに行なっておるということで、具体的な内容に至ってその削減を要望し続けている実情でございます。

現在、各校のPTA徴収の内容につきましては、ご指摘のように、非常に一見して当然、公

費をもって負担すべき図書費あるいは、はなはだしきは施設費と銘打って会費を徴収している傾向がございます。これらの実質的な使途の内容につきましては、本年度も現在、監査委員会の監査の進展と相持って詳細、その徴収目的に反してどのように使用されているか、あるいは事実上、その徴収目的に沿って使用されているか、その実態把握を積算中でございます。

- 26番(勝部津喜枝君) その教育委員会で実態把握された結果をぜひ発表していただきたいと思うんです。

実は私の方では、歩いて各小学校のPTA予算書、決算書を取り寄せたんですが、私らがそんなことをせんでも、社会教育課へ行けば毎年、そういうものがちゃんと備え付けられていることかと思いましたが、そんなことはやってないと言うお答えで大変意外に思ったんですが、どういう形で実態をつかまれようとしておるんですか。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

PTA会費の経理内容についても当然、父兄負担にかかるものでございます。なおPTA協議会においても、一部助成費を予算措置しております。それらの観点から、PTA予算の運用の結果を明白にいたすべく、分析作業にかかっているものでございます。

- 26番(勝部津喜枝君) 大体いつごろ、そういう実績の結果が出るものでしょうか。

- 教育長(葛城宗一君) なるべく早期にということを目途として実施しておりますけれども小中合わせて20校に及びますので、一応、8月末になると考えるんでございます。

- 26番(勝部津喜枝君) なるべく8月末、またそれより早く教育委員会の方で報告を出していただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

- 教育長(葛城宗一君) 当然、これらは秘密にする意味合いのものではございません、市一本にした総累計の内容内訳は今後、当然予算措置のうえにも、あるいはまた父兄負担解消のうえにも意義付けて参りたいと考えますので、いずれまた詳細ご説明申し上げます。

- 26番(勝部津喜枝君) 従来の和泉市の人口形態とちがひ、団地等もふえてきていますし、教育委員会あるいは教育長さんのほうでも、これまでのようなPTAに対する考え方は、大きく改めていただかないといけないと思います。ぜひこの結果報告をすみやかに出していただくことを強く要望しておきます。

それと関連して各小学校に養護学級があるわけですが、非常に父兄、子供さんたちの要望も多いんですが、一番切実なトイレの問題なんですけど、特に信太小学校の場合、いまのままでは用便がたしにくいと困っておりますので、すぐにでもやっていただかないと困るんです。

- 教育長(葛城宗一君) ご指摘の養護学級は、施設の不十分から心身障害児の方も入学しておりますので、その指導に応じた勉強場、机、卓椅子等の措置を講じておる実情でございます。

実態を調べ、適切な措置を講じて参りたい、かよう考えます。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) 勝部議員さんの第2の北信太駅前線については、先ほど建設部長さんの方で、これまでの経過事情等について詳しく述べられました。

なお議員さんの質問の中にバス問題、特にそれらの問題にからんで、地域住民の対立ということを強調されました中で、特に交通公害課といたしまして、この北信太駅前線の鶴山台バス運行について、ご解答申し上げます。

この鶴山台バス運行につきましては、これまでの経過を上司あるいは私の方から報告させていただいております。この解決につきましては、やはり地本住民の意向も十分参酌し、南海バス、公団あるいは市等、和泉市のバス運営協議会で一応、かけられたわけでございますが、再度、来週早々にもバス運営協議会を開いていただきまして、十分討議して、住民の納得するような方向で解決したいと思っておりますので、この点ご了承賜りたいと思っております。

○ 26番(勝部津喜枝君) 私は非常に住民無視の無計画な開発である、こういうことを申し上げたいんですが、あれだけの大きな団地がくれば駅前のあたりはどうなるか。またその人たちが高い家賃で入れば当然、共稼ぎを考えたりえて、後手々々にならないようにやっていかなければいけないのに、すべて置きざりにされているのが現状だと思えます。

また貝吹山についても、突然、あそこに現われたものではなく、昔からあそこに和泉市が誇る歴史的な古墳として存在していたのです。いまになって避けて通らなければいけないという非常に無計画なことだと申し上げているわけです。また無責任な市の行政姿勢、こういうことについては、先ほどバス問題が出ましたが、駅前のあの混乱した状態のところへ、しかも地元に対しては事前にもいろいろ相談することなく、決まったから協力してくれという形でバス問題を持っていくことでは、とても納得できない。地元の意見が当然だと思うんです。バス問題については、いま鶴山台の住民の中でも、せめてあの坂を通ることだけでも何とかバスでやっていただきたい、13号線まででも通るようにしていただくのが一番いいんじゃないか。そのあとは地元との話し合い、また市のほうとのいろいろなことがあって進めていただければいいという意見も出ております。

特に駅前には自転車置場が空地を利用して勝手にやっておりますが、非常に散乱した状態になっております。よそからきて北信太駅に降りられた方は、あの自転車置き場の無暴な状態を見て「何という汚な町だ。こういう状態を放置しておる市は何という無責任なことだろう」と当然思われるでしょう。私たち、毎日市役所へ通うのに、あの状態を見るたびに何とかならないもんかと感ずるのですが、このことについては交通公害課、また担当のところでごんをふう

にしたらいいか、考えておりますか。

- 交通公害課長（吉田利秀君） このことにつきましては、勝部議員さんと指摘の通りでございます。昨日も私はこのことについて、市道上に自転車を放置されている現状でございますので、和泉署の交通課に申し上げ、早期に置かないような対策を立てていただきたいと申しておるわけなんです。今朝も現状を見てきまして、まだそれができておりませんので、再度、今日も電話し、早朝から警察の方においで願って、ひとつ置かない対策を願いたいと働きかけておる現状でございますので、一応、ご報告させていただきます。
- 26番（勝部津喜枝君） 市役所が住民に対していろいろサービスをする場合、取締を中心にするのではなく、あまいう状態にしないでいいようなやり方が考えられないかと思うんです。また自転車を置いておるところは、開発公社が買った市の土地なんです。あそこをもう少しきちんと並べて置くように整備することは考えられないのですか。あそこを押し込めるようにしているから無暴な状態になると思うんですが、その点はどうですか。
- 交通公害課長（吉田利秀君） 交通公害課としても、勝部議員さんの、ご趣旨はよくわかりますが、何分駅前広場は開発公社がお持ちですので、私が主管を越えてどうこうというわけにも参らんような状態でございます。ほかにも適地がないかということでいろいろ検討しておるわけですが、なかなか適地がございません。非常に苦慮しておる現況でございます。
- 26番（勝部津喜枝君） あなたが主管の関係で申し上げられないんでしたら、誰が責任を持つことができるのか私はわかりませんが、そういう警察の取り締りで解決できないというのが今日、明らかなわけなんです。それなお金をかけなくても、もう少しきちんとした状態で自転車を置いてもらうように考えられるんじゃないですか。堺市の阪和線堺市駅前へ行っても、非常に整備されて自転車を置いてます。どうでしょうかその点は。
- 交通公害課長（吉田利秀君） ご指摘の通りでございますので、今後、庁議にかけまして、できるだけ住民に迷惑のかからん方向で、進めたいと思っておりますので、よろしくご承賜わりたいと思います。
- 26番（勝部津喜枝君） 鶴山台バス問題につきましては、先ほど申し上げましたように、当面13号線までの坂道を上ったり降りたりしないですむように解決策をお願いし、その中で根本的に考えてほしいという住民の要望が出ておりますので、ここで申し上げておきます。
- 議長（松尾千代一君） 病院について答弁。
- 病院事務局長（竹内 潔） 第3点につきましては、病院事務局長からお答え申し上げます。産科、婦人科の設置につきましては、その必要性を十分に理解しております。合わせて、今度の病院建設計画の中に組み入れておりますので、ご了解賜わりたいと思います。

- 26番(勝部津喜枝君) ぜひ和泉市10万市民の中で半数以上が婦人の中で、産科、婦人科は当然なくてはならないことですので、実施計画では最優先でやっていただきたいと、この場で発言しておきたいと思いますが、それに対してのお答えをいただきたいと思います。
- 病院事務局長(竹内 潔君) 当初予算審議のおりにもご質問をいただいたのでございますが、産科、婦人科は、やはり今度の計画の中でも優先して取り入れることにいたしております。
- 議長(松尾千代一君) 助役。
- 助役(藤田 利君) 当市の保育行政の問題点はどういうことであるかについて、私にご指名がありましたので、ご回答申し上げます。

当市の保育行政における問題点は、2つあるかと思えます。そ1つは、措置児の入所希望者に対して、全員入所させるための保育所の適正配置と保育所の収容力であり、保母の確保が第2の大きな問題点であろうかと私は考えております。

さて、全般的な保育行政のあり方において、第1点については、幼稚園との関連が問題でなかろうかと思えます。当市の現況は定員が1,577人、それから現在収容しているのは1,935名、350名近い定員超過で入所させております。さらに7、80人の持機組もあるといった現状でございますけれども、幼稚園が1学区1幼稚園という夢が実現されたときには、現在、措置児でないものを要請によって保育所に入所させておるものが400名近くございますので、幼稚園の適正配置が完成すれば、措置児だけを預かっていくだけであと一園だけ創設すれば、これで十分たりをんであります。かように現在、思っております。

来年3月を控えてすみやかに解決しなければならない問題であり、教育委員会等と内部協議を行ない、調整したい、かように思っております。

第2点の保母の確保、これは現在員を確保するだけで汗だくでございます。年に3回募集しても、まだ足りないという現状であることはご承知のことと存じます。しかも、保母の勤務というものは、私の目から見れば、相当の重労働ではないか。労務管理の面においてむずかしい問題はなかろうかと思えます。最近、時間延長等、いろんな要求もあり、ますます労務管理の必要性を痛感し、しかも、最近、やめていく人もきておるということで、これは大きな問題でなかろうかと思っております。

まだいろいろ内部の問題点もありますが、まず、大きな問題点を2点をご回答申し上げます。

- 26番(勝部津喜枝君) 今年は大体、350名ぐらいの定員増で、現在の保育所に収容しているということですけど、当然、狭い思いをして保育されているんじゃないか。そういう保育状態の中で、児童福祉法で定められている最低基準に合っていないところはどこどこか、それはつかんでおられますか。

- 助役（藤田 利君） 大体、各所とも十分でない。新しくできた保育所は大体、完全にいてありますけれども、各所とも十分でない、かように思っております。
- なお過剰人員を收容するために事務所を改造したりして收容しておりますので、今後は適正にやっていきたいと思っております。
- 26番（勝部津喜枝君） 十分でないということは、福祉の最低基準に合っていないことを認めているわけですね。どうですか、そのへん。
- 市民部長（小林一三君） 先ほど来、助役が答弁されておりますが、なるほど、定員にはかなりのオーバーがございますけれども、その最低基準に見合うべく、先般、47年度の予算でプレハブの増築あるいは改造等の予算措置を構じて、本年度4月から保育しておりますので、厚生省基準の最低の線は確保して保育しております。
- 26番（勝部津喜枝君） 間違いないですか、最低基準に合っているというのは、プレハブの増築をしたからそれでいいとかじゃなく、運動場の広さも全部含めて、現在、和泉市の16園の保育所のうち、14園はすべての点において児童福祉法の最低基準にさえマッチしていない。
- 市民部長（小林一三君） 全体の施設の面積云々から見ると議員さんのご指摘通りでございます。したがって先般来、助役さんが答弁しておりますのは、建物の面だけでして、そういった敷地面積等を含めますとかなり無理をしております。抜本的に解消すべく、来年3月に向けて早急に現在の各施設の実態を把握して、できるだけ早急に一園建設ということで現在、協議中でございます。
- 26番（勝部津喜枝君） かなり無理をしている、そういうすべての面を含めれば最低基準に合っていないというお答えだと思います。
- そこで、藤田助役にお尋ねしたいんですけど、先ほど各校区に公立幼稚園一園、この夢が実現できれば、現在、あと一園だけ増設できれば問題はないというお答えだったと思いますが、たしかに各校区一園は、現在の和泉市においては、まだ夢であると思います。それが夢であるなら、保育所にはどういふふうに対処されるのですか。
- 助役（藤田 利君） 現在、各保育所とも定員過剰になっておりますけれども、逐次増設される幼稚園のでき上がりを待って、どうにか事足りていくのではないかと思います。完全に基準に合うところまでは、当市の財政状況からみて急にはむずかしからるかように存じております。
- 26番（勝部津喜枝君） 藤田助役にぜひ申し上げておきたいのですが、この最低基準は、地方自治体が必ず守らなければいけない基準であると思うんです。守るよう努力せよというものではないはずで、ですからいま、あと一園建てればどうにか事足りるのではないかとい

い現状において、2交対でやれというような鶴山台の要求には、私どもは断呼、受けることができないということをはっきり申し上げたいのであります。

○ 26番(勝部津喜枝君) 保母の確保ができない現状の中で、一園だけそういうことはできないということなんですが、ほかに要望がでてないところまでそういうことをする必要はないのであって、それをやろうと働き続けることができない地域の特殊性を全く認めようとしなさい。そこに問題があるのです。また保母の確保についても、どうして保母が和泉市に特に確保しにくいのか、そのへんを深く掘り下げて考えられたことがあるのかどうか。

○ 助役(藤田 利君) 保母さんの確保については、人事も非常に苦勞しておいて、他府県まで出張して人員を確保するのに努力していることは、各議員さんもよくご承知のことと存じます。時間の延長どうこうということは、私どもの考えと、議員さんの考えておられることは大分、開きがあるんじゃないか、かように思います。

○ 26番(勝部津喜枝君) 堺市等、泉州地域の保母さんが集りにくい。地方まで出かけているとのことですが、あえてそういうところまで行かなくても、保母さんを確保しようと思えばあると思うんです。ただ、和泉市の保育所に勤めるのがいやだというのが、保母さんの資格を持っている人の声なんです。実際にそうなっていると思います。現実、4月に開園されてからでも、数名の保母さんが、あまりの労働条件のひどさに辞めていっております。保母さんに責任を負わず、また父母の要求が激しいからだという、責任転嫁の形で保母問題を考えるところに問題があると思います。賃金とか労働条件等、本当に保母さんが指導の任に当り、保育にふさわしい待遇を保障していく努力をされない中では、和泉市の保母の問題はなかなか解決しないと思います。その点を強く申し上げておきます。

最後に保育近の問題で保母会が訴えたと思います。先立って、ある保育園の園長さんの園長会で、保母会なんか相手にしないという話しになったと、いろいろな話し合の中で出るわけです、私は園長さんは、市の行政の中でどういう立場にあるのかよくわかりませんがここでちょっと助役さんから教えてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○ 助役(藤田 利君) 私もそのことについては、何ら詳しい報告も受けておりませんし、状況はどうか、つぶさにはつかんでおりませんので、このことについては、よく事情を聞いてからお答えすることにいたします。

○ 26(勝部津喜枝君) それは事情を聞いていただいたらいいんですが、保母会と園との関係は、私は子供が不当にすこやかに保育所で保育されるように協力関係があっていいと思います。その点について、園長会などで、保育行政の責任者である助役さんがどういう態度をとっておられるのか、そのことをお聞きしたいと思うんです。

- 助役（藤田 利君） 鶴山台保育園のことだと存しますけれども、私はもう少し事情を詳しく聞いてからご説明申し上げます。
- 26番（勝部津喜枝君） その点については、調査していただきたいと思います、ここでどうこう言っていたかなくていいんです。ただ、今後とも、各保育園の中で、よりよい保育を目ざして保母会活動などがいろいろやられていくと思うのですが、それに対して、園長会などであなかがどのように指導しているのかということをお聞きしたいんです。
- 助役（藤田 利君） 私は園長会に出ておりませんので、直接、私からそういう指導をしたことはございません。
- 26番（勝部津喜枝君） 誰が出て、どういうふうにしてるんですか。
- 社会児童課長（内田 繁君） お答えいたします。
園長会には私が出て、その園の保育内容あるいは園の運営等について、いろいろ意見を交しておるわけでございます。
- 園そのものの指導ということについても、私の方から十分に指導をやっておるようなことでございますので、ひとつご了承願いたいと思います。
- 26番（勝部津喜枝君） 園長さんというのは、直接、保育所の運営に関して権限があるわけですが、その他については、直接には社会児童課で取り扱う、こういうことになるわけですか。
- 社会児童課長（内田 繁君） そうです、保育内容、保育時間等、各園とも歩調を合わせてやっていくように園長会をやっておるわけです。
- 26番（勝部津喜枝君） それならお聞きしますが、保母会との協力関係は正しく持っていますか。
- 社会児童課長（内田 繁君） そのことにつきましては、保育所のあり方そのものからも非常に考えていかなければいけないという考えのもとに、いまず保母会との連絡を持つか等については今後、検討して参りたい、かように考えております。
- 26番（勝部津喜枝君） 保育所のあり方との関連で考えていくということですが、現在、保育所は運営されているわけですし、その中で各園の保母会が言う保育を目ざしてやっているかどうかということでやっておりますから、正しい協力関係を持ってというお答えでいいわけですか。
- 社会児童課長（内田 繁君） 十分、そういう声を聞いたうえで、検討していきたいということで、ご了解賜りたいと思います。
- 26番（勝部津喜枝君） これで私の一般質問を終わりますが、まだ責任を持った行政をや

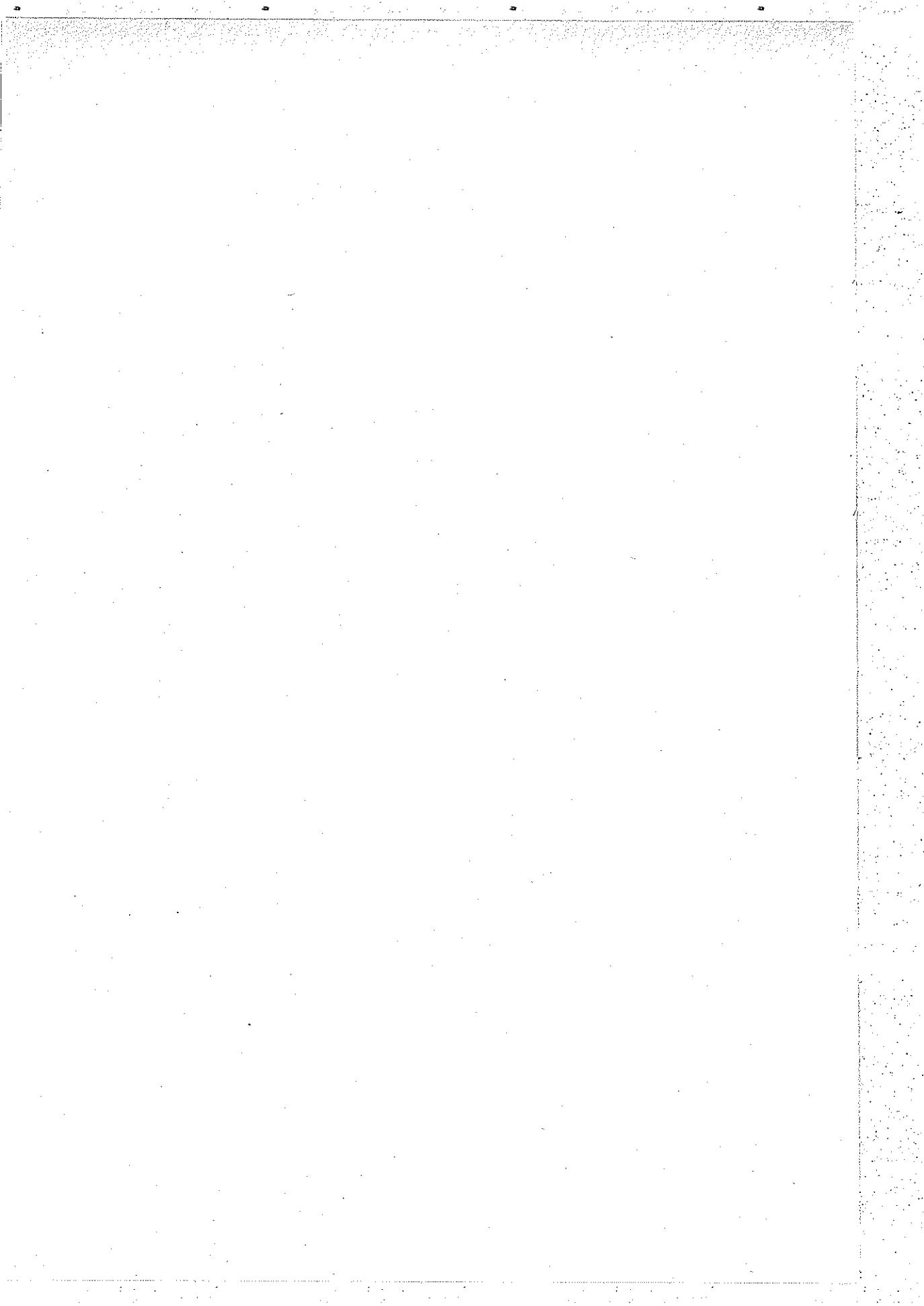
っていくことにはなっていないと思います。今後、住民の声を反映させていくように努めてい
ただきたいと思います。



- 議長（松尾千代一君） 勝部議員の質問が終わりましたので、本日はこれにて散会させてい
たきます。明日は10時からお疲れのところ申しわけありませんがご出席賜りたいと思
います。よろしくお願いいたします。

（午後4時散会）

第 3 日



昭和48年6月21日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	病	院	長	岩崎 峭															
助	役	辻 忠夫	病	院	事務局長	竹内 潔															
助	役	藤田 利	消	防	長	和田増義															
收	入	役	橋本 炳	総	務	部	理	事	庄	司	清										
				(財	務	担	当)														
総	務	部	長	坂	口	礼	之	助	総	務	部	次	長	西	川	喜	久				
同	和	対	策	部	長	佐	原	行	雄	市	民	部	次	長	兼	保	險				
兼	隣	保	館	長	事務取扱	年	金	課	長	事務取扱	山	本	武	夫							
市	民	部	長	兼	福	祉	小	林	一	三	産	業	衛	生	部	次	長				
事	務	所	長	事務取扱							兼	農	林	課	長	事務取扱	山	本	俊	兼	
産	業	衛	生	部	長	宇	沢	清			建	設	部	次	長	林	德	治			
											兼	建	築	課	長	事務取扱					
建	設	部	長	中	塚	白					水	道	部	次	長	田	中	稔			

病院事務局長 兼庶務課長	平野誠藏	土木課長	中尾宏
庶務課長	杉本弘文	建築課參事	中上好美
企画課長	橋本昭夫	区画整理事務所長	中西淳富
人事課長	門林六男	開発課長	白川保
財政課長	北野敦雄	地区改良事務所長	逢野一郎
資産税課長	吉田日出男	会計課長	片桐武雄
市民税課長	森保	營業課長	高橋新平
納税課長	吉田種義	工務課長	福本喬久
庶務課參事 (広報担当)	竹田明郎	浄水課長	岸本考二
推進調整課長	萩本啓介	經理課長	守田勇
"	生田稔	業務課長	藤原光夫
"	浅井隆介	消防署長兼次長	南口主雄
"	富田宏之	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務所長	西岡正志
社会児童課長	内田繁	選管委員長	味谷日吉
福祉課長	山村昇	選管事務所長	青木考之
商工課長	岩井益一	教育委員長	堀内由延
農林課參事	青木太郎	教育長	葛城宗一
保健衛生課長	大宅清臣	教育次長	阪東重信
交通公害課長	吉田利秀	"	乾武俊
計画課長	大浦行雄	総務課長	紀之定藤与茂

農業委員会事務局長	松村吉堯	学校教育課長	坂口雄一
土地開発公社事務局長兼用地当理事	西川武雄	指導課長	吉見豊
土地開発公社総務課長兼用地担当参事	藤原永一	社会教育課長	広岡史郎
土地開発公社用地第1課長兼用地担当参事	吉岡昭男	土地開発公社用地第2課長	宮本福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

第2回定例会第3日目

(6月21日)

<午前部>

(午前10時30分開議)

- 議長(松尾千代一君) 皆さんおはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には連日お疲れのところご出席賜わり、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは17名でございます。欠席、遅刻の届出の議員さんはございませんので、ほどなくお見えになると思います。現在、17名でございます。

開議

- 議長(松尾千代一君) ただいまの報告の通り、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。9番、出原武司君。

- 9番(出原武司君) 通告のうちで4番の市立病院の展望については先般、藤原要馬議員さんから、なおまた勝部洋喜枝議員さんから、いろいろご質問されましたので、省かせていただきます。

その第1点といたしまして交通公害について、① ダンプカー対策、② 担当セクションの体制。

まず、①として、私は定例会があるごとに欠かさずと言っているほど、ダンプカー問題を取り上げて参ったわけですが、いっこうに改善されない。それどころか、ますます公害がふえる一方でございます。一回、市長さんなり、助役さんなり、市のトップクラスがこの沿道に立って、その実態を知っていただきたい。そうすれば、いかにのきな人らでも、肌で感じただけのだろうと思うわけでございます。まず、今後の対策について、市側として、どういふふうにして具体的に取り組んでいただけるのか、お尋ねしたい。

②のことでありますが、担当課の構えと申しませんが、その体制であります、実に人員が少ない。わずか2人や3人でこの大きな和泉市の隅から隅まで見通しがきくのかどうか。ちなみに、お隣りの泉大津市などは、交通だけで6人もいるとか聞いてますけれども、わが市は交通公害課全員で7人ぐらい、また交通だけでは2、3人。私は以前から叫んでおるダンプカ

一対策も満足に処理できないが、その原因はこういうところにあるんじゃないだろうか、何とか早急にこの課を強化することによって、あるいはその一端が解消とはいかなくても、そういう問題に強力に取り組んでいただけるものだろうと感ずるわけでありませう。

第2点、撰挙法のことでありますが、まず①として投票率の問題。

最近、特に大きな選挙ほど投票率の低下を見ているわけでありませう。せめて当市だけでも投票率の向上を促す方法について、何とか配慮がないものかどうか。投票所の入場券の発行も中止させようという今日、このことに一そう拍車をかけるのではないかと存ずるしだいでありませうけれども、たとえば投票すみの証というか、昔はやったことがありますけれども、投票に行った際に、そういうものを渡して投票意欲を盛りたてるといった方法はないものかどうか、その点おうかがいしたい。

②として選挙運動の問題。

最近公務員の選挙運動が特に目立っておりますが、元来、公務員の選挙運動は禁止されているにもかかわらず、はなはだしきは市職または教職員がその立場を利用して選挙運動にまぎらわしい行為、しかも勤務中平然と行なわれていると聞いてますが、市長、教育長は、これらに対してどのような態度であるのか、おうかがいしたいと思ひます。

第3点といたしましては、保育園、幼稚園問題。①として、今後保育所と幼稚園の設置はいくらぐらいを予定しているのか、おうかがいしたい。

②といたしましては、保育所の保育費の問題でありますけれども、毎年のこととはいえども、税金の申告は3月になされ、それが市民税が決定して保育費の本決りが大体、6月ごろなされるわけでありませうけれども、その決め方に、固定資産税による方法もありませうけれども、措置児の保護者は、保育費の決め方に絶えず納得がいきかねる状態ですので、この点、その原則を十分知っていただく方法はないかどうか。原則は決っているはずでございますけれども、措置児の保護者には十分それが徹底していない。この点、今後、どうとり組んでいくのか、おうかがいしたい。

以上、3点にわたってご質問申し上げましたけれども、ご答弁の内容によっては、再質問を留保して一般質問を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（宇沢 清君）お答え申し上げます。

第1点のダンパー対策の問題ですが、5月26日に横山校区連合町会長の主催のもとに、公害対策委員会が校区連合町会の組織の中にてきまして、その席上、私も出席させていただき、いろいろと町民の苦情をお聞き取りしたわけでありませうが、ご指摘の通り、なお業者の姿勢が

正されていないということできついで指摘を受けたわけでありましたが、交通対策関係にもある程度の責任があるんじゃないかと感じてきたわけでありまして。これにつきましては、過日も業者を寄せまして一応、前からの協定書について、十分討議するようにただいま調整中ですが、連合町会長の手元に協定書を持っていらっしゃるんですがいまだ調整がつかん状態でございますが、近く、校区連合町会長主催の公害対策委員会で業者と私と再度、寄る予定をしておりますので、この協定書ができましたら、ある程度の解消ができるんじゃないかという見通しのもとに私ども、指導してある現状でございます。

第2点の交通公害課の交通担当の職員が、現状では少ないんじゃないかというご指摘でございますが、交通安全行政を推進するためには、心理的対策と言いましょか、交通安全教育との徹底、物理的施策の交通安全施設の整備、実施の両面の作戦が展開されなければ、交通安全の強化ができないんじゃないかということから、過日、現状の和泉市の交通安全対策をいかにするか具体策を上司と協議してあるところでございますが、近くその結果が出て、人員の配置も整うだろうと思っておりますのでございます。この具体策ができましたら、また交通安全対策委員会なり、産衛委員会のご検討を願えば結構かと思えます。よろしく願いいたします。

○ 9番(出原武司君) ただいまの部長のお話によりますと、過日横山校区の連合町会でその問題を取り上げたという、もちろん私も聞いておりますけれども、業者に指導するという中で、いつごろ業者の提出する、あるいは彼らが納得して協定書を取り交せるめどがあるのか、まずお聞きしたい。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) ご承知の通り、工事のハッパの許可が5月末で終わっているといたします。業者側としても早急に解決したいということで、個々にわれわれのところの日参しているわけですが、協定内容で町会との間に誤差が生じているということで、私ども、できましたら今月中にその協定書の内容について、3者寄って検討した結果、来月早々にも協定書の取り交しをやりたい、かように思っている次第であります。

○ 9番(出原武司君) もちろん、いかに大きな公害を与えたとしてもその事業を中止させるということは至難であると思えます。チツが水俣であれだけ大きな公害を出しながら堂々と操業してるのですが、私の感ずるのは、協定書の内容を強化することによって、たとえばダンブカー1台が走る場合、南海バスが走るような状態であるならば、おそらく沿道の地域住民も、そこを遠行される方々からも苦情は出ないと思えます。

したがって、協定書の内容をいかに強化していくか、また、かりに結ばれようとしている協定の内容がそれに及ばなかったとしても、今後、その協定の内容に基づいて運用していく中でなおかつ被害が出るようならば、再度、その協定の内容を一段と強化し、改めていくという姿

勢が担当部長の心底にあるのか、そういうことも含めてお聞きしたい。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） もちろん、災害とは、予期しないものが多いと思います。その点私ども、十分きまに銘じまして、協定内容も十分検討したうえで指導していきたい。もちろん、協定の事項も追加すべき問題が多々あると思いますので、十分検討して協定を結びたい、かように思っているしだいでありませう。
- 9番（宇沢 清君） 協定が結ばれてもさらに公害が出るようだったら、その協定内容を強化して改めていくという方法が望ましいのでありますけれども、先ほど申しましたように、市長、助役、どうですか、あなた方1回、時間を割いて、この和泉市最大のダンプ公害を肌で感じていただくお気持ちがあるかどうか、一応、この席でかうかがいしておきたい。
- 助役（辻 忠夫君） この公害につきましては、私も近くですから承知いたしております。現実肌で感ずる気持ちがあるかどうかというご質問でございますが、1日立つわけにはいきませんが、適当な時間を割いて体験いたしたい、かように考えております。
- 9番（出原武司君） 時間を割いてと申されておりますけれども、時間によります。5分間立って実感を得られるか、もちろん、常識からいって、3時間なり半日なりと私は解釈したいのであります。なぜ私はそういうことを申し上げるかと言いますと、同じ町内に住んでおいても、いわゆる裏道に当てる生活道路というか、たとえば市道の細い道だとか、一口で言うならば、ダンプカーの通らない道に住んでおられる方はわからない。だから、沿道に住居を構えている人また、絶えずそこを通行しなければならぬ人が一番強く感じておられまして、切実なる願いとして、一体どこを訴えていったらいいんだの、日々、あいさつ代りに話している状態なのです、こういうときに市の最高責任者が肌で感ずることもできない、ただ、言うてくることだけを処理しておったんでは納得がいかない。したがって部長が協定書の取り交しを何日ぐらいと予定してらるんですか。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） ただいま町会のほうに協定の文書を業者から持っていらっしゃると思ひます。それについて再度、町会あるいは業者から私の方へ、それに対する調整がくると思ひます。ですから、今月末に調整が整うと思ひます。
- 9番（出原武司君） 部長の話では、今月末ぐらいやと言うてるので、それまでに私の申し上げてる身を持って体験し、肌で感じていただく方法を何とか、市長が無理なら助役に結構ですから、若徑の通ってる台数なんか問題やない、1日千何百合という車が、今日は夏至で一番日が長いのですが、協定書の内容の中にも午前6時から午後9時までと書いてあったと思ひます。これは業者からきてる協定書で、こちらから業案として出している協定書じゃございませうが、業者がそういうことを言っている。だから、この日の長い今日、何千台何百合と猛ス

ビードで、しかも積荷の転落四散でその清掃も行なわれまいということでは、これは公害だと言わざるをえない。決して公害を受けた漁師が会社の前に魚をぶつけに行くということはないんだから、ひとつ市の最高責任者が身をもって体験していただくことを要望にとどめておきますが、④の人員強化という点では、部長、具体的にはどういう方法で、いつごろ強化されるのか、おろかがいしておきたいと思います。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 出原議員さんご指摘の交通担当のみの人員要求ですが、交通公害課としては、総合的な人員の強化を上司と協議しておりますので、その協議内容が整いました時点におきまして、各係の人員についていろいろ技術的な問題がございますので、ただちに事務職員を採用するということで簡単にいきませんので、技術職員の要求ですが、それらの職員は非常に少なく、いま助役と協議中でございます。

○ 9番（出原武司君） 技術者については、昨日の質問の中にも出たように思いますが、もちろん、交通のみを担当する職員を強化していただかないと、これはいま私が取り上げているダンブカー問題だけでなく、実は観尾寺の団地から芦部校区の通学路の問題で請願書もきているが、今期には間に合わない。一応、議会でそれを取り上げて質問してくれという陳情もありました。こういった問題も、人員を強化することによって、隅から隅まで把握できる、実情を知ることができる、現在の人員ではとても無理なんです。われわれもいろんな問題で交通公害課に行くが、2人や3人で、課長代理や係長がいつもやっていかなければならないとなると、あんまり気の毒で無理なことはいえないという状態なんです。私の町でも幕に字を書いていたくつもりで一昨年から持っていつてある。課長代理が書いてくれるんだけど、毎日の繁忙に追われて書いてもらう時間がない。この点、十分内容の強化ということで今後、取り組んでいつてもらいたい。いまの部長の答弁だと、具体的にどうだということではわれわれも納得いきかねないわけですが、そういう抽象的な答弁しかできないならば、人事課長どうですか、見直しとしていつごろ予定されるのか。あなた一人ではいかないだろが、見直しだけでもわかるでしょう。

○ 人事課長（門林六男君） お答えいたします。

産業部長が申し上げましたように、公害関係の技術職員につきましては、もし、公害の専門職員がおりましたら先行採用していきたい。一般行政職員につきましては、来年卒業見込を予定しているという現状でございます。

○ 9番（出原武司君） そうすると、最終的には、来年の採用まで持たなければならぬのかどうか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） ただいま人事課長が説明した通り、技術職員を物色でござい

ます。一名について、近く話し合せて履歴書を提出させているんですが、技術職員がいれば、現況の交通公害課としての人員配置も可能になりますので、その点の関係で人事課長の言うてるのは、新規採用を見込んでいるわけでございますので、ご了解願いたいと思います。

- 9番(出原武司君) それから土木課長に要望しておきたい。

第1点の質問はこれで終わるわけですが、答弁はなさらなくても結構です。採石場から市の管理河川に流出される土砂はおびたたいものなんです。これのしゅんせつ作業を業者にやらせるのか、そこらのへん、業者との間でよく交渉してやっていただかんと、ある有力者は業者をこらびどくしかりつけてしゅんせつをやらせたり、枯れた立木なんかも買い取らず交渉もしていつてらしいけど、そういうことのできない弱い地主とか、河川の両岸に土地を有する農家からとかは、絶えず苦情が出てきてるわけなんです。ひとつ業者の指導というか、交渉というかされて、市としてきびしい態度で臨んでいただきたい、こういうふうに思います。

これで第1点は終わります。

- 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

- 選管事務局長(青木考之君) 2番目の①についてご説明申し上げます。

棄権防止の広報活動は十分とは参りませんが、広報、宣伝カーによって常に行なって参りましたが、何分、38%という低い投票率で申しわけなく思っております。現行の公選法の中では、特別な投票率の向上の企画というようなことはあまりできませんので、今後一その投票率の向上について努力していきたいと存じております。

なを入場券の廃止につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご了承賜りたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) 公立学校の教職員が公務員の選挙運動行為の制限、ことに学校教職員につきましては、公職選挙法、地方公務員法に定められる制限規定のほか、さらに教育公務員持例法の規定によって、国立学校の教育公務員と同じ制限規定が適用されることになっております。

これらの関係法令の研究あるいは教職員に対する指導の徹底につきましては、選挙あるごとに、かつまた年次計画的に、常に公聴会あるいは教頭会、中型職員、新規職員研修会を通じ、関係法令の周知徹底と、教職員が違法的な行為を行なうことのないように指導を努めているところでございます。今後さらにご指摘の点を踏まえ、より一その、法の研さんに努め、少なくとも、教育の現場として、その厳正を重じ、指導に対処して参りたい、かように考えるものであります。

- 助役(辻 忠夫君) 市の職員につきましては、地方公務員法、公職選挙法に照らしまして、

公務員は政治活動をしてはならない、あるいは地位を利用しての選挙運動をしてはならないとなっておりまして、どこまでも中立的な態度でもって、市民から疑わしい見方をされるようなことはあってはいけません。選挙1カ月前に、助役名で部長に各課の職員に周知徹底させてほしいということで文書で送達しております。いま、教育長が言われましたように、どこまでも公務員法、公職選挙法にもとった行為がないように十分注意をして参りましたが、結果を顧みて十分でないようなふしもございますので、今後一っそう、この点について注意をしていきたい、かように存じております。

- 9 番 (出原武司君) まず選管事務局長におうかがいしますが、投票率の向上ということに関しては、私の質問の内容にも、うたっておりましたように、投票率向上にアイデアというか、そういうことを今後、考えていかれる意思があるのか、ないのか。これは和泉市独自の考え方でいいと思うのですが、かりにこの間行なわれた参院補欠選挙のように38%というよりも、ずっとずっと下回って10%、20%となっても選挙は無効にならないんですから、国民の選挙に対する関心は低下してくる。

こういうことから、選挙管理委員会を担当している事務局長として、次の選挙までに何か一つアイデアを考えていただける意思があるかどうか、おうかがいしたい。

- 選管事務局長 (青木考之君) お答え申し上げます。

現在、考えておりますのは、入場券に一連番号を付して抽選を行なつて、何か景品のものを差し上げ、そのことによって投票率を上げていくことを考えておるのですが、前田、愛媛かどこかで、カラーテレビをそういう方法でやって、それはまかりならんという自治省の送達がございました。これもいろいろ検討してみないとわかりませんが、そういう方法を考えることは考えております。

- 9 番 (出原武司君) それでは今後とも、なを一っそう投票率向上に努められんことを選管の委員長とよく相談されてやっていかれることを望んでおきます。

次の④の点であります。ただいまの助役の話によりますと、各部課長あてに送達を出したと言っておられますけれども、果して一般職員にまでその送達が及んでおったかどうか。なを一っそう全職員に出してはどうか、かように考えますが、今後、最高責任者として、これを取り扱っていく意思がどのようになされていくか、おうかがいしたい。

- 助役 (辻 忠夫君) 先ほど申し上げたように、末端まで周知徹底していないふしもございますので、次のときにはそういうことを考慮し、末端まで徹底できる方法を講じたい、かように考えております。

- 9 番 (出原武司君) なお部長にも特にお願いしておきますが、特定の新聞などを無意識

にせよ、自分の机の上などに置いてあるのを市民側から見れば、部長さまあるいはふうにしてあるんだという気持ちがないともいえないと忌むので、そういう点は襟を正して、特に選挙期間中は注意されたいと思います。

次に教職員については、ただいま教育長が答弁された中で、周知徹底を期していくと言われておりますけれども、父兄に子供を託して特定の候補者もしくは政党を支持するように依頼したとも聞いております。そういうことは、教育委員会でつかんでおられるのかどうか、もし、つかんでおられたら、どのように措置せられるか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

学校教育法の規定によっても、学校長あるいは教職員が児童等を選び、教育上の地位を利用して選挙運動をすることは絶対に禁止されているところでございます。そういう事実については、まことに申しわけないのでございますが、聞き及んでいないような実態でございます。今回の選挙をめくりましても、これらの関係法令の研さんに、教頭、校長の合同会議をもちまして、半日かけて周知徹底を期するように研究会を開催した実情でございます。もし、そのような実態がありとするならば、今後、かかる行為の再びないように、さらに学校管理の現場においての完全を期すように努めて参りたい、かよう考えるしだいでございます。

○ 9番（出原武司君） これも助役と同じようなことですが、校長、教頭を通じてとおっしゃいますが、末端教職員に至るまで周知徹底できるような方法を今後、講じていかれるつもりがあるのか、おうかがいしたい。

○ 教育長（葛城宗一君） 関係法令を抜すいたしました。すなわち、公職選挙法、地方公務員法、教職公務員特例法の規定による制限、これらを各教職員にも配布し、周知徹底を図るよう努めたのでございますけれども、さらに法の具体的な解釈、指導等も列挙し、それらの周知徹底を期するように一段の努力をしたと考えています。

○ 9番（出原武司君） 教育委員会では、そういったことは聞いていない。また、存知しておらないということでございますが、もちろん、私ども、現場を見たわけでもありませんけれども、そういううわさが非常に高いので、まあ、それにまぎらわしい行為があったとしても、それが本当だと伝える人もありましようけれども、ともかく、まぎらわしい行為は避けるべきだと忌むわけでありませう。教職員という立場のうえからいっても、襟を正して子供に悪評を残さないような方法を望んでおきたいと思ひます。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁

○ 社会児童課長（内田 繁君） まず第1番の保育所をいくら建設することになっているかというところでございますが、保育所は児童福祉施設でございますので、いわゆる当該地域におけ

る要保護児童、これらの集中しているところ、あるいは現有施設の分布状況あるいは人口の急増地域等を考え、現在、年次計画的に5カ年の計画を成案中でございます。その計画の中で、10ないし12カ所の建設をしたいということでございます。ひとつよろしくご了解願いたいと思います。

それから第2番目の保育料。これを十分知らせていないんじゃないかということでございますが、ご指摘まことに痛み入るわけでございまして、私のほうの周知方の不十分さから出て参ったものと思います。したがって、今後、私のほうとしては、十分なる説明を加えて周知を図りたい。また各保育園においても十分説明ができるよう指示を与えるとともに、法制度のもとで定められた区分をわかりやすく書いたものを各園に張り付ける、あるいは園から十分周知指導して参りたい、かように思いますので、ひとつご了承賜りたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

幼稚園教育の推進につきましては深い感心を持っていただき、常々、ご叱声をいただいております。ご承知のように、中教審答申、その中でも幼児教育の必要性が強調され、加えて昨学年制発布百年を迎え、住民の方々の教育熱が高まりまして、勢い、幼児教育の必要につきましては、答申の実施を待たずして意欲的な解消をする期待が強うございます。

したがって、本年は南池田校区に一園を設置することといたしました。現在の保育所の実態等を勘案し、就学前1年の幼児教育の充実をねらいとして計画するところでございます。来年4月開園を目ざして、小学校と併設すべく、もちろん、その設置基準も府の認可規定もございまして、それに適合するかどうか、いま、精査検討中でございます。1日も早く就学前1年の幼児教育の機会の保障を全ういたしたい、かよう考えるしだいでございます。

○ 9番（出原武司君） まず市民部長。

保育所と幼稚園の横の連絡というか、そこらをどのように行なっておるのか。基本的にひとつおうかがいしておきたい。

○ 市民部長（小林一三君） ただいま教育長さんがおっしゃいましたように、全校区幼稚園がない状態がない状態でございますので、保育所につきましても、幼稚園のような措置をとらざるをえない現状でございますので、十分情報交換して、緊急度の高い校区から幼稚園設置をお願いしたいということで、内部調整を行なっているようをしないでございまして。

○ 9番（出原武司君） いま、社会児童課長からいわれた十何園というか、そこらが大体、もし年次計画を持つとすれば、どれぐらいで消化できる計画であるのか。

○ 市民部長（小林一三君） ただいま社会児童課長が答弁いたしました5カ年間における十何園は、大規模ないし中規模団地の造成に伴う保育園設置でございます。したがって、一般社会

増、たとえば阪和沿線の人口増に対する措置につきましては、現状把握のうえ、新園の設置を急いでおるのが現状でございます。

- 9番（出原武司君） 具体的に何年はどうだということは決めてないの。
- 市民部長（小林一三君） それは企画課を中心といたしまして、当然、開発計画がございませう。したがって、その開発計画が整いまして、それに入居される時期等も合わせて、全市的に把握して年次計画的なものを持っております。
- 9番（出原武司君） 保育費の問題でありますけれども、同じような問題で、前任者があったか、保護者に周知徹底できるように、わしはできるだけ、評会の一般質問を避けて、担当課長に直接要望しておったので、それが実を結べば、あえて一般質問をする必要もないわけですが、質問の内容にもうたっておったように、非常に保護者としては納得いきかねる。たとえば、私らの地区においては持にそうですが、旧家で非常に大きな家であっても保育費が安い、うちら、こんな借家住いをしてても高いということをままた、聞くわけです。いわゆる所得割がどうだというのを見して納得させるものをコピーで刷ったら、そして保護者に1枚ずつ渡せるという方法をとれないものかどうか。
- 市民部長（小林一三君） ごもともとでございますので、各父兄に周知徹底するように算出資料等を作成いたしまして、手配させていただきます。
- 9番（出原武司君） それでこんど、保育費を改められようとしているのか、それまでに周知徹底できるように渡したほうが、保護者としても十分納得して保育料が払える。わしは国定資産税を何ぼ払っているからどれぐらいのランクだと知ることができるわけで、一番望ましい。この期に間に合うのかどうか。
- 市民部長（小林一三君） ご承知の通り、保育料は4月、5月、6月は前々年所得、7月から前年所得、いわゆる昨年の市民税とか、そういった税額によって算定しております。全国どこでも厚生省の基準に基づくもので、したがって、来月から再算定するわけですので、その際ご指摘の点を実施させていただきたいと思っております。
- 9番（出原武司君） 保育費の問題ではまだまだたくさんありますけれども、原則的には、国でもって決めていくことでやむをえないとしても、そういう父兄に前もって、自分の保育費が何ぼか、周知徹底してほしいと思っておりますので、これで打ち切ります。
大体、私の質問はこれをもって終わります。
-
- 議長（松尾千代一君） ただいま、山田議員と横田議員が交代するということでございますが、これにと異議ございませんか。

- 18番(直村静二君) 交代の申し出がただいまあったのか、それとも通告したのちにあったのか。
- 議長(松尾千代一君) 私、前もって聞いてはいたんですが-----。
- 3番(金沢 勝君) どちらも出席されてるわけなんです。だから、用事があって云々というのは交代の理由になると思うが、2人ともおられて、何が故に交代されるのか。それも1番とびりというのんやったらいざ知らず、7番と8番で理由がわからないので、議長から説明願いたい。そのための抽選だと思えます。
- 議長(松尾千代一君) それはよくわかるのですが、通告後にその申し出がなされておりましたので-----。
- それでは交代なしにお願いいたします。

- 17番(山田清二君) まことにごちゃごちゃさせて申しわけございません。

質問は簡単にいたしますので、答弁も簡単に、明快にお願いいたします。

まず、災害防止の問題についてでございますが、和泉市に防災会議が設置されてから、すでに10年になんなんとしております。その後、防災会議を開いて対策が立てられ、実施されたということはほとんど聞いておらないと思えます。その点、防災会議の活躍ぶりをひとつお聞きしたいと思えます。

まずその前に、議長というか、総責任者である市長に、防災会議設置の目的、防災会議は一体、何をやるうとしているのかをもう一回説明していただきたいと同時に、今日までの実績を一つ一つ、具体的な面は結構ですが、こういうことをやりましたということ答弁していただきたい。

それに関連してさらに2、3、具体的な面での質問をいたします。

最近、非常に開発が進んでるわけですが、土地造成、住宅をどんどん建てていく。そういうことによって、いままで地下へ吸い取られていった水が全部下流へ流れてきている。そのため少し雨が降れば浸水が起こる、これは当然、造成のときにわかっておったはずでございますが、そのことをどう処置し、どう考えて造成を許可してやってきたのか、あるいは今後、どういう対策を立てようとしているのか。

また土地造成に伴って、ため池が次から次へと埋められていっております。ため池というのは当然、農家の用水であると同時に、またこう水とか、浸水等への緩衝の役目を果たしてきたものであると思えます。こういうため池がどんどん埋められていくことによって、下流で浸水が起るといいういくつかの事例が出ております。こういう問題は、開発あるいは造成の許可の範

困で止めることができないのかどうか。そして次々に大小の企業が造成し、分譲住宅ができ上がっていくが、そのために道路でない道路がいくつかできてくる。この道路の維持管理といふか、補修等は一体、誰がやるかとするのか。もし、市で維持管理ができないとするならば、そのことは事前に入居者に周知徹底すべきである。道路の認定がどうだ、こうだと係はいろいろ、その道路を使っているのは市民をんです。業者のために市民を犠牲にしようとする行政になるんじゃないかと思う。その面について、納得のできる明快な答弁をお願いしたい。

それと、これも第1期の当選以来言い続けてきたことではございますが、いわゆる用非水路の整備でございます。これも過去数年間というか、和泉市発足以来でも結構でございますが、用水路、特に非水のための水路をどれだけ整備したか、実績を発表していただきたい。

2番目の福祉問題でございますが、これについても、市長は口を開けば福祉施政といわれますが、福祉施政の基本原則は何であるかを発表していただきたいと同時に、和泉市で現在行なっている福祉施策の中で、国、府等によって決められたもの以外、いわゆる和泉市独自の福祉施策というものを一つ一つ発表していただきたい。

3番目は保険年金でございます。最近、年金の加入者で年金がもらえない人が次から次へと出ております。この年金がもらえないことがわからないでいる人の加入をなぜ認めてきたのか。また、厚生年金との引きつぎの問題、また、厚生年金への引き継ぎの問題等、ほとんどスムーズに行なわれぬ。こういう問題をこのままにして、しかもこれは引き継ぎをできるという形で加入させておる。特に年金の問題が非常に多いが、もうすこし制度をはっきり本人に納得させるべきだと思う。

また、障害福祉年金を申請すれば、あなたの家は収入が非常に多いために適用されません。しかも本人への加入を認め、料金を徴収しておる。また、ほかの公的年金とたぶる人は、任意であろうと何んでもらうと、加入している人は何人かありますが、こういう人たちはどうなるのか、これらの面についても、はっきり説明していただきたい。

4番目の問題については昨日、課長といろいろ話したところ、47、8年のデータがそろわぬということでございますので、この点についてはやめたのではなく、宿題としておきます。

次は病院、土木でございますが、病院については、公立和泉病院が組合病院から分離し、和泉市立病院になったその最大の目的は、全科を装備した総合病院にするのがその目的の第一義であったと思う。しかも、この総合病院には脳外科を含むということで発足したと記憶しておりますし、また、そのような要望に基づいて分離が行なわれたと思う。分離後、小児科が併設されたことは事実であります。それ以降、どれだけ整備されたのか。また、総合病院を自

してどのような青写真ができたのか発表していただきたい、これは事務長じゃなく、市当局として発表していただきたい。

それから土木関係でございます。が、最近、道路舗装とか修繕等に某議員がこれをやった、あるいはあの議員に頼めばできるんだという、当然、風説だと思いますが、そういうことが流れており、ひんびんと聞きます。少なくとも、市の行政が、一人の議員の言動によって動かされるということはないと私は考えますが、そういう事実があったのかどうか、また、ありうるのかどうか、この点、土木課の方で明快に答弁をしていただきたい。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） それでは答弁は宿題として、ここで休憩いたします。

理事者におかれては、十分ご研究され、明確なご答弁をお願いして、休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

＜ 午後 の 部 ＞ (1)

（午後1時15分再開）

- 議長（松尾千代一君） 午前に引き続き一般質問を続行いたします。理事者よりの確な答弁をお願いいたします。

- 総務部長（坂口礼之助君） それでは私から第1点の防災対策に関係することについてお答え申し上げます。

まず、防災会議の関係でございますが、全く議員さんご指摘の通りでございます。当初、防災会議が発足した時点では、ご承知の通り、地域防災計画策定のために精力的に会議を開催し、一定の地域防災計画策定を終わったわけなんですけれども、その後、この会議につきましては、年1回程度の開催しか、実は行なわれておられないわけなんです。その点まことに地域防災会議の活用と申せば語弊がございますが、活動運営が充実されておらなかったという点については、深く反省しておるしだいでございます。

会議の目的は、条例等にも記載されてございます通り、地域防災計画を策定し、その実施を推進することが第1の目的でございます。

第2点といたしましては、市の地域にかかる災害発生した場合におきまして、当該災害に関する情報の収集、これは情報の収集によって、それを分析し、地域防災計画を検討していくための資料にすることが基本的な考え方になっておると思っております。

しかし、現実の問題といたしましては、当時、策定されました地域防災計画をそのまま現在まで、一応、抜本的な改政にするに至らずに参っているということでございます。この点、

深く反省してあるしだいでございます。つきましては、その防災計画の内容等に至りましても、かなり現時点での各種災害との関係で不備な点が多々ございます。したがって、過日も企画課長がお答えいたしましたように、本年7月をめぐりにその防災計画を抜本的に改正したいということで現在、事務局で種々準備をしてございますが、その計画策定と相待ちまして、改めて防災会議を認識し、議員さんの委嘱もさらに研究した上で再委嘱いたしまして、今後の防災対策に万全を期するためにやって参りたいと存じておるしだいでございます。この点ひとつご了解を願いたいと思えます。

それから具体的な開発に伴う、特に排水計画等の問題点についてご指摘をいただいておりますが、これらの点につきましては現在、それらの対策に当たって種々計画を立案しつつありますが、企画課長から詳細な答弁をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 企画課長（橋本昭夫君） 議員さんのご指摘のございました特に市街化区域内での宅地造成、それも規模が比較的小さい形での町作りがあり、水防対策が拡大しているというご指摘はごもっともでございます。いわゆる開発許可と防災対策が一致していない欠点があることは、私たちも十分認識し、反省いたしております。

つきましては現在、部内で協議しております開発指導要綱、これは素案がまとまりしだい特別委員会におはかりしたうえで施行いたしたいと考えておりますが、その中でも建物あるいは宅地造成等の規模等はさておき、まず第1義的に治水の対策、安心して暮せる住宅を建ててもらわなければいけないということからチェックをきびしくいたしたい。

それとともに、抜本的には次の第4点でご指摘のございましたような排水対策の見直しでございますけれども、これについても、建設部のほうでお答えがいただけるわけでございますが、基本的には予防体制を強化することを重点的に行政指導をかさね、あるいは実施を進めて参りたいと計画しております。

次のご指摘のため池処分と、それによって起る遊水池能力がないということから溢水の対策でございます。これはため池処分については、部落有財産等の共有地の場合には、評会のご議決をいただいて処分しておりますが、一応の対策については、それぞれの部門でチェックはしておりますが、基本的には、都市下水道幹線等を踏まえた大きな計画でもってそれをカバーしていかなければいけません。したがって、ため池の処分についても、そういう遊水池能力等のかね合わせにつきましては、慎重に協議してそれぞれの対策を立てながら池の処分について進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

- 建設部長（中塚 白岩） それでは私の方から道路位置指定にからむ道路の維持管理の問題

と、排水路の整備の状況についての回答を申し上げます。

いろいろ問題がございますので、私から一括して申し上げます。

ご承知のように、問題になっておりますのは、少なくとも、開発許可を要する宅地造成については、比較的十分なチェックができるわけでありましたが、最近、分譲、建て売り等で販売しております住宅建設につきましては、いわゆる法の盲点をつかれるわけでございまして、これは和泉市だけでなく、各市とも共通の悩みでございます。道路位置指定を申請された時点でのチェック等についてはやっておりますが、法的な範囲では、水路等の問題には、一つも制限が加えられてございません。

それから道路位置指定の場合は、4メートルでも進入道路はいけるわけでございます。これの将来、市道に引き継ぐという場合、当然、認定基準に合うように整備してもらわなければなりません。そこまでのチェックが至らなかったということで、現在、問題の道路位置指定にからむ造成は百以上ございます。

しからが、これをどう措置するのかというわけでございませけれども、これを一挙に解決することは、財政的見地からながめてとって至難でございまして、その実情に応じて、地元住民との協議も行なり、これは業者にも責任があるわけでございます。当然、何も住民に責任を転嫁するのではございせんが、少なくとも、商品として買われる場合は、やはりその立地条件なり、住民の方々もたしかめていただかなければならないであろうと思えます。

いま、問題になっておる道路位置指定にからむものは、粗悪なものがあります。道路の舗装はおろか、排水路の整備もできてないのが実態でございます。これを全部が全部、百カ所に上る場所を一ぺんに解決することは、現実に至難でございまして、問題の時点、時点で、ある程度地元住民と話し合のうえで解決していきたい。

なを今後の造成にからむ問題につきましては、法の盲点をつかれるといっても、私どものほうは無為無策でやってませんが、少なくとも、5百平方メートル以上、千平方メートル未満の開発許可の伴わないものについては、現在、事務局段階で開発指導要綱を考えてございます。その時点で将来、市道に認定するような計画のものに仕上げるように行政指導を行なうつもりはしてございます。

道路位置指定にからむ問題は以上でございます。

なを排水路の整備状況でございますけれども、おっしゃられる趣旨は、目立つものが何もできてないじゃないかという指摘だろうと思えますけれども、現実にはやはり何らかの形でやってございます。しかしご承知のように、雨水、汚水の下水が完備してない中において、まだかんがい水路を兼用しているのが実態でございます。私、以前から議会でも申し上げてお

りますように、流域下水道の進捗と相待って、汚水、排水の抜本的な計画を立案したい、それに基づいての浸水対策として排水路の整備を図りたい、かように存じます。

過去の状況の実態につきましては、また後日、資料を出させていただくことでご容赦願いまして、以上、簡単ですが、私のほうの説明を終わらせていただきます。

- 17番 (山田清二君) いまの答弁をずっと聞きますと、ほとんど防災会議が設置された目的に従っての事業というのには行なわれていない。いま、建設部長から排水等についても、目立たないけれども相当やっているという、これは地元の要求等に基づいて、どうしてもやらなければならないということで、緊急な対策という形でやってきたところが相当あることはわかっています。しかし抜本的というか、防災対策のための形でやったのは、ほとんど見受けられないように思ったんで聞いたわけなんです、答弁の内容を聞いても大体、その通りだと思えます。

問題になるのは、排水路にしても、相当あちらこちらを直をして整備された状況のところもありませんが、それが整備されたのでなく、きれいになっておるけれども、排水路の用をなさないままになっている。そのためにため池対策とかが問題になったわけでございますけれども、それだけでは水を流し切れない状態のところも相当あるわけです。

大きな団地等の開発事業についてはちゃんと手が打ってあると言いますが、鶴山台の団地ができたことによって、信太、特に富秋あたりはしょっちゅう浸水しているわけです。こういう問題も含めて、ある程度整備はしたように思いますが、上のほうで開発事業があったために、それが用をなさなくなったところが非常に多いわけです。こういうものは一貫したものでなく、その場、その場の仕事をしてきたからだ、そういうことがあってはならないということで長年、土木は土木、農林は農林と、どこはどこでやるという形ではなく、一カ所で統一してやっていくべきだということでいろいろ要望が出、防災会議というものが設置されたように記憶してあります。

ところが、その設置された目的とは全然別個に開発が行なわれ、あるいは水路の整備が行なわれ、あるいは道路の築造、修繕が行なわれていたところに、今日の問題が出てきた原因があると思う。しかもこの会議は約10年前から設置され、防災基本計画が策定されてからすでに7、8年になるはずですが、それがいまはもう間に合わない状態になったということで、実行されなかったことが幸いであつたかも知れません。だけれども、何年かたつたら用をささないから、そのときまで待とうというんやつたらつくる必要はないわけで、今回、7月を目途に新しい計画を策定中ということでございますが、これもあと5年10年たつたらやり直さないといいものではなく、少し大げさかもしれないが、50年、100年はこのままでいけ

るといふ、これは後の問答にもなりますが、市民福祉というの、市民が安心して生活できるという状態をつくっていくのが望んでいふ。ところが少し雨が降れば浸水の心配をしなければならぬ、山くずれの心配をしなければならぬ。またちょっと台風だなんていふと、私の家はくずれ落ちるんじゃないか、すでに家の軒下までくずれているようなところも相当あります。これらも浸食したのが河川あるいは用排水路であるんで、そういうところが相当あるんです。こういうものにほとんど手が付けられておらぬ。きょうきょうとして生活していかなければならぬ。昨年6月の定例会で、梅雨時を控え、また台風期を控えて防災対策はどうなっているんだと質問した所、準備はほとんど完備しておるんだと言っておたけれども、一つ台風らしいものがきたら全市が水づかりになり、全市民が夜も寝られないような状態が起きてきたのです。それに対してその都度というか、対策を立てておるとはいうけれども、これは災害が起こった事後の対策であり、これを防ごうとする対策は、いままでほとんど行なわれてこなかった。台風情報が入れば職員が市役所に待機するとかはやってきたけれども、これは災害が起こったときの対策であって、起こらないようにしていかうとする対策はほとんどなされていぬ。

これはいまさら言っても間に合わないことたもありませんが、幸い、7月に策定が終わるといふことですから、これはできると同時に実行に移していただきたいと思います。実行できないようなものやったら、つくらないほうがましで、つくった限りは実行していただきたいと思います。

いま、市役所の機構というものは年々多様化され、しょっちゅう言うように、綱張り争いみたいなものがあるんじゃないかと思われるぐらい、一人の人間が一つの用事できても、あっちこっちをたらい回しのごとく回わなければならない状況が起こっているほど複雑になっております。その中で各セッションごとに防災対策を立てていかうとしてもとうていできない。

だからこそ、それを総合するものが必要だといふことで、市長を中心にして防災会議というものが、しかもこれは市だけでなく、市内の警察、電話局等の一切を網らしてでき上がったはずなんです。それが年一回の会議を開いておるといふけれども、どのような会議をやってきたかわからないけれども、そこでどういふことが論議され、どういふ効果が現われたかといふことすら、われわれはわからんままになってきたわけなんです。

そういうことで、これが市民のための政治姿勢だ、あるいは福祉市政だと言つても、ただ言うべくして言っているだけで、真意はそうではない。その場逃れの対策だと言われても仕方がないと思ふ。そういう面を含んで今後、もう一度策定される防災計画については実施をしていただきたいと思います。

もう一つは開発の問題ですが、道路については、たしかに業者も悪いところがあります。

けれども、買い手も知らなかったことで悪いかも知れないが、にせもの売るほうがかうんと悪いと思う。もし商品として考えるならば、当然、寸足らずのものを売ったり、重量の不足のものを売ったことになる。買ったほうがもう少し調べろと言うならば、不正な商取引きなされたことだと思ふ。これは当然、行政官庁として取り締まなければならない。不正な売買が行なわれたときに、買い手の方が悪いというのは当たらない。一つの詐欺行為になると思ふ、詐欺にかかったほうが処罰されることはないはずだ。ただ、その詐欺が行なわれていることを見て黙っておいた人が罪に問われても仕方がないと思ふ。

そういう面も含めて、百カ所以上というのを来年度一挙に解決するわけにいかんと思ひますが、精力的に解決の方行に持って行っていただきたい。買う人は全部知らずに買ってあるんです。

また道路だけの間隔やない。すでに道路になる予定のところへどんどん家を建ててある。しかも、それをわかって買う人もあるが、ほとんど知らずに買ってしまっている、買ってしまっからわかったというのが多い。

そこは道路指定ができてないということは建築の段階でわかってるはずだと思ひんですが、いつの間にか家が建ったということはないはずだ。また僕ら、たまに相談を受けることがあるのですが、一軒、二軒の家を建てるときでも、前面の通路が何程なければならないということで、なかなか許可をもらえないということをとときき聞いております。また道路と建物の間隔がないために、せっかく建てた家を手直した例もあります。にもかかわらず、業者が行なったらそのままいけるんだとするならば、市の姿勢は業者のためであって、市民のためのもじゃないんだと言われても仕方がないと思ふ。そういう面も今後の行政の中に考え合わせて行っていただきたい。

もし、とうていそういうことができないとするならば、今後一切、建売住宅等は禁止すべきだ。そして市が公営住宅をどんどん建てていけばいい。開発にしたらってそうす。何十、何百ヘクタールという拡大な土地造成をやって家を建てていく。そのために、付帯事業として金がある、あるいは手拔があったとか、その結果は全部市の責任でかぶさってくるのですから、公営で、最初から市が責任をもってやればいい。全部の責任を市が持てる。業者がやったらって引き合ひんやったら、市がやったらっていけるはずなんです。

住宅政策を根本的に変えて、今後一切、民間の業者はシャットアウトして市でいけば少しも問題が起らない。

それができず、住宅建設については民間資本に頼らなければならないとするならば、そこに住む住民がそのために困るという政策では市民のための政治とはいえないと思ふ。

先ほど選挙の投票率の問題が出てきたけれども、かつて和泉市は、大阪府の中にあっては、常に投票率はよかったはずなんです。それがだんだん悪くなってきたのはどこに原因があるのか。100%とはいえないけれども、85%ないし95%までは政治不信が投票率低下のおもな原因です。その政治不信は市政にある。国政のために政治不信が起こるんじゃなく、毎日の生活に照らして、誰がやっても同じだ、はなはだしきに至っては、議員に給料払うなんてもつたいないなどという意見が出てくる、一切が市政に対する不平というか、市民を中心にした、市民のための政治でないことに帰する。この際いままでの行き方、考え方は根本的に変えて、一切が市民を中心にし、市民が安心して生活のできる政治を行なっていただきたい。企画課長、大変だけど、そういう企画を一ぺん立ててほしい。

この前「人間の町づくり」という企画を発表していただいたが、非常に結構なんです。しかしあれだって、どこまで実行できるかということはほとんど論議されないまま、どこへ飾っていくという企画であった。ただし、今回の災害の防災計画については実行していただきたい。そのことについて、一般質問で個人的に約束せよというのは不都合かも知れませんが、防災計画で策定、議決されたことは早速実行に移していただきたい。一日も早く完成していただくよう強くお願いしておきます。

その他細かいことについていろいろありますが、また本席でなくてもいけるので、各セッションごとにお話ししていきたいと思いますが、いずれにしても、災害対策でなく、災害防止のために全力をあげていただきたい。これが完成すれば、福祉問題なんてことはあまりわいわい言わなくてもよくなる。すべての災害の被害額の5%、10%の費用で予防できるというのが通説です。ところが大きな災害が起こって直接被害を受けるのは市民であって、市自体としてはあまり直接の被害がないから、防災対策については非常に熱意がないと言われても仕方がないと思いますが、今後はそうではなく、同じ市民のふところから出る金が、災害ということで消費していくよりも、防災として蓄積されていくほかに使うように指導し、またそういう政治体制をつくりあげていただきたい。そのことをお願いして第1点の問題は終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 市民部長（小林一三君） それでは第2点の福祉政策についてお答えいたします。

第1点の福祉政策の基本原則ということでございますが、当然、憲法第25条を原則と心得ております。地方自治体として、すべての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進に努めなければならないということをモットーと考えてございます。

なを第2点として、国、府以外の施策を具体的に示せということでございますが、概算ですが、本市予算のうち約30%は市行政につながるのではないかと考えてございます。

本部担当で直接の市単独では、重度障害児の給付金の支給、それから敬老祝金の支給あるいは生活福祉資金の貸付等が制度化されておりますが、それ以外には、その都度予算計上いたしまして、議会のご議決をいただいて執行してるのが現状かと思えます。

たとえば、昨年の老人福祉対策として120万円の備品購入をお認め願って、老人クラブの備品に充当しておるのも一例かと思えます。

それから3点目の保険及び年金でございますが、厚生年金から国民年金へ、あるいは国民年金から厚生年金へ、いわゆる通算年金の場合ですが、昭和38年10月に法制化され、通算されておりますので、所得制限云々等の制限はなく支給されておると思えます。

それから障害年金で所得制限というご質問だったと思えますが、いわゆる上に「福祉」とつく老令福祉年金あるいは障害福祉年金、母子福祉年金は、所得制限が課されてございます。これらの方につきましては、たとえば老令福祉年金でございますが、明治39年4月1日以全、5年年金、10年年金の掛金すら該当しないということでございます。老令福祉年金の年令が満70才になれば、現在、月3千3百円、本年10月から5千円に改定されますが、福祉年金関係につきましては、所得制限が課せられております。

第3点の任意加入の受給者は当然、強制年金、拠出年金となっておりますので、現在、一部受給が始まっているかと思えますが、先ほど申し上げた明治39年4月1日の方につきましては、昭和36年4月1日、国民年金法で発足した通り、10年年金で始まりましたが、その次点で失格した方について、途中の救済措置として5年年金制度が出てございます。したがって、それらの方で65歳以上に達しておれば、現在、受給が始まっている方もあると思えますが、それにつきましては、所得制限等云々はございません。

- 17番（山田清二君） それともう1点、公約年金をもらっている人で任意加入してるのはどうなるのか、それも一緒に答えて下さい。
- 市民部長（小林一三君） 公約年金プラス任意加入で入っておられる方についても、通算で合算されて、受給が始まれば、任意加入の分が加算されて支給されてると思えます。
- 17番（山田清二君） これについてもう二点質問いたします。

いまいわれた老令福祉年金の5年、10年年金はわかっております。この年令に達しない人の問題、たとえば今、厚生年金から国民年金の引きつきが行なわれると、38年10月からそうになっていると言われますが、これは年金の受給資格ができたときに初めてつながれるという制度です。厚生年金が20年で受給資格ができると思うが、それが19年掛けてあったとしても、今後は国民年金に加入して、国民年金の受給の年令に達しなければ、これが継続できないということでしょう。

こういう例があったんです。厚生年金を16年間掛けておいて、その人がたまたま、国民年金に変わって10年間掛けて亡くなられた。と同時に、奥さんも工場に働いておいたために、厚生年金を持ってある。その場合、寡婦年金もなければ、遺族年金もなにもない。しかも掛け年数は25年に達してある。これは国民年金で受給資格ができてないから、通算はできないという答えであった。これは通算とはいえないと思います。国民年金を20年あるいは25年その人が受給資格ができるまで掛けて初めて前の厚生年金が加算される、あるいは厚生年金の受給資格ができた、あるいは、受給年齢になって初めて通算されるという制度なんです。

このことは僕たち不勉強で、そういう事態が起こるまで知らなかった。人によればできるだけ早く入った方が得ですよ。もし、厚生年金で7、8年掛けてあった人があれば、国民年金の受給資格ができる2年前あるいは3年前に国民年金に入ってもええわけなんです。その間掛けずにおたって継続されるはずなんです。また、国民年金25年間掛けなければ継続できないとするならば、継続とはいえない。そういう面、もう少し誰もがわかる方法で一べん教えていただきたい。拠出制の年金とはいえ、もらえないものを掛ける必要はないと思う。

それから、たとえば、退職年金をもらっている人たちはどのように加算されるのか、一べん教えていただきたい。

たとえば議員は共済年金を掛けておいたという人は、どんな数加算ができるのか、一べん教えていただきたい。厚生年金の分も含めて。

- 市民部長（小林一三君） 第1点の継続の問題ですが、支給時期が65歳になっており、60歳以上になりますと、受給資格が達しておれば減額というか、計算されて、いわゆる満額支給ではなく、選択権がございます。これは60歳以上で受給資格を受ける人、先ほどおっしゃいました一定の年限を掛けられお亡くなりになった場合は、当然、死亡一時金という形で支給されます。

それから第2点の議員さんの場合、任意保険で掛けているときの通算でございますが、これは金額及び年数によってまちまちでございます。本市の議員さんの報酬月額並びに任意加入でございますから、何年入っておったかに基づきまして、具体的な係数等は後日計算してお示もいたしたいと思っております。

- 17番（山田清二君） 議員の共済年金の場合、12年間で少し計算方法は違いますが約3分の1、あと一和増すごとに15分の1とかになっているんでしょうその場合、任意の年金を10年間掛けてあったとすれば、議員の任期が10年延びると同じようになるのかどうか。10年間任期があったものとして計算されるのかどうか。また、それが10年の議員の任期のどれだけに換算するのか。

これは入っている人と入っていない人、議員の中にも任意の年金に加入されている人があるように聞いておるんです。その人たちは当然、別々にもらえるものと考えておられるようでした。これは相当前のことで、要近はどうかわかりません。

それからもう一つは、厚生年金との引き継ぎの問題ですが、厚生年金はおそらく55歳で受給年齢に達すると思うが、間違いですか。

○ 市民部長（小林一三君） 厚生年金の55歳までは確認しておりません。

○ 17番（山田清二君） 55歳のはずです。国民年金は65歳です。その10年間の問題はどうかということ。引き継ぎとは言わずはっきりとあきまへんなら、あきまへんと言わさうべきだ。そうでなければ当てにしている人は皆はずれてしまう。

しかも厚生年金については、月額1円とか、80銭とか、1円20銭とかの時代に掛けてきた人たちが、いまと同じように継続されるのかどうか。これもひとつ、できればこの際、いますぐ返事ができなければ、後日でも結構ですから答えていただきたい。そうしないと、年金の問題については、僕たちは一つも返事ができない。相談されてもね、年金課へ行っても、その人その人によってまちまちの答えをしてくれる。この際一べん、はっきりした答えをつくっていただきたい。

○ 市民部長（小林一三君） 厚生年金と一般の国民年金との通算の問題、あるいはいまいわれた議員さんのプラス国民年金との問題、それから厚生年金の受給が55歳ということで、10年の差がございしますが、国民年金は60歳から受給資格がある、満額は65歳。

職員に聞いてもまちまちということでございしますが、わかりやすくデータをつくり、広く一般の市民にも徹底したPRを計画したいと思います。

○ 17番（山田清二君） 市独自で行なわれている福祉施策についていろいろいわれたわけですが、福祉国家、福祉施政の中で社会保障と生活保護、もう一つは環境衛生だと言われたが、福祉を標ぼうする限りは、少なくとも、市において防貧の対策を立てていただきたい。救貧の対策は、国、府の施策によってある程度はできておりますが、防貧というのは、国、府ではいっこうにやってくれない。生業資金というのがあるが、これもあまり防貧にはならない。相当な生活基盤をなければかりられない。ここでひとつこ入れすれば、この人の生活がくずれずにすむというボーダーライン層というか、そういう人たちを救済する防貧の対策が見当らない。そこで市独自の対策について質問したがそういう面についてももう少し考えていただけないかどうか。救貧じゃなく防貧です。

災害を防ぐのも防貧です。福祉というのは防ぐのが先だ。これは部長一人に聞いたって大変だと思いますが、一べん検討しておいていただきたい。また次の定例会あたりで結構ですから、

もし、そういう計画とかがあれば披歴していただきたい。

いずれにしても、現状では国、府のやり方をそのまま踏襲しているにすぎない。その場合はその都度、それぞれの要望に従ってお茶をにこすだけぞといわれても仕方がない。だからまず救済もさることながら、防貧の対策、施策を考えていただき、実施していただくことを要望して、2、3を終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 助役。

○ 助役（辻 忠夫君） 私から病院の関係についてご答弁申し上げます。

組合病院から市立病院に切り替えるとき、市立病院とした場合、総合病院としていきたいと言われたことによつて。現在、総合病院としてやっていくために検討中でございます。しからば、総合病院というのはどういふ病院かということを法的に調べますと、

医療法では、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、これだけあれば総合病院ということですが、耳鼻咽喉科の先生が非常に少いという院長のお話です。しかし、市長が総合病院と言われておりますので、そういう科を置けるように努力していきたいと現在、検討中でございます。今度、増設いたしましても、新たに病院をつくるにしても考えていきたい、こういうことでございます。

○ 17番（山田清二君） 脳外科を含む全科総備の総合病院でした。法的にいう総合病院じゃないんです。それを目標に分離した。少なくとも、市が経営する市民病院で、こんだけの科があると云うけれども、診察さえ受けさせてもらえない状態で、市の総合病院ですとは言えない。市民の要望に応ぜられる病院であつてこそ、市立病院なんです。私立ならいくらでもありますよ。耳鼻咽喉も歯科も和泉市には医者もたくさんおりますよ。だけど、市立病院という名前、それに対する患者さんの信頼度、これが市立病院の存在価値の大部分を占めると考えている。

「病いは気から」と言つて、病人が病院を信頼できない、医者を信頼できない状態で病気を直そうとしたつて無理です。市立病院という看板だけでも、医療設備についても、うちの市立病院は相当優秀だと聞いておりますし、市民にもそのように宣伝しております。だからこそ、市立病院へ市立病院へと患者さんが殺到するわけです。ところが朝9時ごろ行つたんでは、昼ごろまで診察してもらえない、あるいは晩行つたんでは診察してもらえない。重病になつた場合は往診もしてもらえない。元気で通える人は市立病院へ行けるけれども、その市立病院の信頼度、その必要とする人たちが治療が受けられないのが現状なんです。これだけの科目があれば総合病院でございませうと言つても、そういうわけにはいかんと思つて。

この病院については、いろいろ他の方からも質問があつたんであまり具体的に細かいことは言いませんが、少なくとも、市立病院が発足して以来、1年何カ月かたつています。もうほつほ

つ、このぐらいな形にしたいという計画ぐらいはできているんじゃないだろうか。もし、できているとするならば、総合病院への青写真を見せていただきたい。発表していただきたいというのが僕の質問の趣旨なんです。

ところが、こうすれば総合病院でございます。もし今後、増設するときにはそのようにしたいと思います、こんなもんやったら計画でも何んでもない。思ってますだけです。もう少しはっきりしたものを示していただくというよりも、つくるべきだ。もうすでにあの場所が市立病院として適地かどうかということすら、考えの中に入れてもらわなければならない。病院の環境についてはうるさく言われているわけです。

公害問題を中心にして、あそこが病院の環境として適地かどうか、たいていの人、あそこがいい場所とはいわんと思います。病院については、交通の便よりも環境の問題のほうが強いと思う。そういう面も考え合わせて、本格的な総合病院、市立病院としてやっていく。市長の標ぼうする福祉施政の目玉商品としていきなはれ。一ぺん市長、私の在任中にこの病院をつくりました、と言わなったら、あと市長が自慢するところは一つもなくなってしまひませ。

市長は病院組合議会当時から議長もされ、病院については因縁浅からぬものがありますが、この病院については、思い切ったことをやって、何か一つ、後世に残す。孫や子の末代までいわれることをひとつやってみまへんか。

いずれにしても、市長の名誉とかは別問題としても、10万をこえ、近年のうちに15万の中核都市として発展していこうという和泉市に、市立病院はあるけれども、ほとんど入院はできませんよ。急患の方は1カ月待つて下さい。そのうちに病院へこんでもええようになるでしょうというような状態では困まると思ひんです。急患の人は、そのへんの町医者にかかって不安といったら町医者は怒るかもしれないが、本人たちは大丈夫かなという不安の中で病気がだんだん重くなっている。そうでない人は、泉大津なり、堺なり、岸和田の病院へ入院させてもらっている。

病院は遊ばせたるんか、先ほど言うようにベット数よりも稼働数が多い、昨日か、事務長が答えましたように、それだけ使って、なお市民の要望がほとんど応じられないということでは市立病院という着板はちよつとはずかしい。もう少し力を入れてもらわんと、さっそく、その計画に取りかかっていたきたい。もし、それが一人の議員の質問によって事を起すわけにいかないとするならば、今回は定例会です、あと議案審議がありますので、こういうことに取りかかりたいと、議案として出して議会で審議していただいても結構です。いずれにしても、病院については、焦眉の急な問題です、その点ひとつよろしくお願ひいたします。

○ 助役(辻 忠夫君) いまいわれましたように、全科診療ができるような病院は一帯いいわ

けでございます。計画の中で、院長もまじえて、できるだけ市民の期待に応えられるような病院に計画していきたいと思えます。

○ (山田清二君) それともう一つは、市立病院に限らず、休日と夜間の急患の処置についてもうすこし考えていただきたいと同時に、安心して病気になるというわけではないが、日曜日に死んだって医者はきてくれまへん。だから、警察を通じてきてもらったことがある。そうすると、くるんですよ、電話して留守やと言った医者がこのときよる。その代り診断書に5千円、6千円取られる。死ぬのもうっかり死なれへんといったら語弊があるかもしれませんが、日曜日、夜間の診察、これは一つの病院で一切やるわけにはいかんと思いますが、和泉市には相当の医者があるはずですから、急患の場合、すぐ処置がしてもらえる状態も合わせてつくっていただきたい。このことも早急をお願いいたします。そうでなければ、急病でいつ心臓止まるかもしれへん病人をつかまえてあっちこっち医者を探し回らないかんという状態がしょっちゅうありますから、その点もいっしょをお願いしておきたいと思えます。

○ 議長 (松尾千代一君) 土木課長。

○ 土木課長 (中尾 宏君) 特定個人の問題ですが、私自身、そのような事実はないと思えますが、そのような風評をなくするためにも、今後は一そう、厳正中立に事業を執行していきたいと思えます。

○ 17番 (山田清二君) そんなことにはないと思えますが、そういう風評が非常に流れておるわけですね。場合によっては、ある種の機関を通じてそういうことが発表されていく場合すらある。組織を通じて、町内会とかPTAとかを通じてすら発表されていってる。そういうことがもしあったとするならば、これはゆゆしき問題だと聞いたわけですね。ただし、火のないところに煙は立たずということもあるので、今後、特に気を付けていただきたい。

もう一つ、これは市民の要望になかなか応じないからこういうことがでてくる。そうです。市民ががここを早く直していただきたい、はい、よろしうございますと行って早速、手を打っていただければ、誰々がやったとか、誰がやらなんだということはないにすむわけですね。これは一人、土木関係だけではなく、いわゆる要求団体をつくって、その団体の力でもってければほとんどのことができる。正直にお願いします、ぐらいではとっていきななんだということすら、町のあっちこっちに起こっていると聞く、そしてやれば少々のことにはできる。けれども、おとなしい議員が一人で少々のことをいってきまへん。あんたら、えらそんなことを言われてもあきまへんと言われるんです。そういうことは思いたくないが、その人たちの言葉、状態を聞いてみれば、なるほどということもありうると思わざるをえない。状態もあります。たいてい、聞いても、そんなことはありませんという答えが出てくることははっきりして

ます。そういうことをやりましたなんていう返事は議会で出てくる道理はありまへん。だが、現実にそんな事実が出ておるとすれば、これはどこかで間違がある。だから、今後はそういうことはありえないということ、市民全部が納得できるような厳正中立というか、はっきりした方針のうえで物事を解決していただきたい。その点ひとつよろしくお願いしておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 山田議員の質問は終わりました。

16番、横田憲治郎君、お願いいたします。

○ 16番（横田憲治郎君） 簡単な一般質問ですので、正確な答弁をお願いします。

最初に教育行政。通学路対策については、常に議会で問題になっておるわけでありまして、いまだにこの問題が基本的に解決をしていないのが現状であります。具体的に南池田小学校あるいは北松尾小学校、黒鳥小学校、と新設小学校、既設校から分離した小学校の通学路の悪いのが目立ちます。特に南池田小学校では、万町、鍛冶尾町方面における池のへりの通学路の安全対策、農林サイドで池の問題があるので、そのほうにふっているそうですが、いづれ着手しようとしているのか。担当課の責任ある答弁をお願いしたいと思います。

北松尾小学校については、箕形町から唐国を經由しての農路の通学路の安全対策は放置されたままであります。

さらに黒鳥小学校においては、校区編成に伴い芦部小学校へ通っていた児童が黒鳥小学校へ編入されたわけでありまして、この際の地元父兄への約束が履行されておらないが、いづれまでやるのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

この際、基本的に通学路も教育施設の一環としてこのとらえ方の中で、登下校時におけるところの児童園児の事故等々についての責任の所在を明確にしておきたいと思っておりますので、教育長の所見をおうかがいしておきたいと思っております。

次に児童の学校管理の問題でございますけれども、昨今の食生活を基盤とする多様な問題点がある要素にあるわけでありまして、特に顕著な問題点として、児童の肥満化、肥満児対策が要望されているところであります。また、大気汚染、水質濁等、公害が原因となつて起こる種々な疾患が児童生徒の中に起こっているわけでありまして、具体的に閉塞性の呼吸器疾患等あるいはまた、近視、乱視等の疾患もまた最近、とみに多いわけでありまして。これが解消のために、教育課程の中にかが、洗顔器の設置等、あるいは校医、保健医等々の充実した十分な診察体制完備の中で、次代を担う少年たちが健康ですくすくと育つような思いやりのある施策が待たれているわけでありまして、教育委員会、教育長の考え方、具体的な施策の展望

をおうかがいしたいのであります。

次に2点目、市民部、産衛部、の機構について、具体的に通告している通りですが、まず、基本的には、行政需要が高まり、事務量の増大等々、複錯した自治行政の中であろうとも、市行政は申すまでもなく、市民のものであります。市役所は市民生活をより豊かにし、より便利にするために機関でなければならないことは、申すに及ばないことであります。

かかる観点、特に市民部、産衛部については、市民の日々の実生活と密接な関連性を持つ性格の部であります。かかる基本的な考え方に立ってまず第1点、おうかがいしたいのは、人員の配置の問題でありますけれども、福祉行政あるいは市民サービスを根幹とした中で、この市民部、産衛部の人員配置が行なわれているかどうか、現状はそのような評価はできないのであります。どのような基準をもって、市民部、産衛部の人員配置を行なっているのか、基本的な考え方をおうかがいしたいのであります。

2つ目は、所管事項の内用明示についてであります。市民さんが庁内を訪れ、まず、複錯した建物の実態がよくわからない人がほとんどでございますので、自分が訪れる所管課がどこに存在するののかもなかなか的確に知ることができないのであります。受けつけ等の委託業務をしているわけですが、これらは市民サービスの原点に立って考えるならば、熟練した、いくばくかの事務内容を掌握したベテランの中型職員を配置すべきであろうと思いますけれども、この点についての考え方を、今後の対処についておうかがいしておきたいと思っております。

特に各課においては、訪れる市民さんに対しては、所管事務事項の明示をわかりやすく課の昌頭に明示すべきであろうと思っておりますけれども、現在、簡略に明示してあるが、それでは不備でありますので、その点の考え方をおうかがいしておきたいと思っております。

さらに3点目ないし4点目になると思っておりますが、訪れる市民さんが用件を達するためには、課長サイドまでいかなければならない問題がふえております。しかるに、課長以上の管理職の方々は業務繁多であろうとは思いますが、やむをえない場合においても行く先不明というようなことでは、市民サービスの第一線である部課長の姿としては、お粗末すぎると思っております。どうか管理職として担当課を十分に掌握し、市民さんに迷惑をかけない十分な市民サービスを施す意味からも、課長の姿勢、市民に対する態度が重要であろうと思っております。課長が第1線の応待にでるのは当然であろうと思っておりますし、いやしくも、行く先不明ということでは、いかに業務繁多であろうとも、そのために市民さんの再度の来庁を促さなければできないということでは、もってのほかであると思っております。この点についての総務部長のお考えをおうかがいしておきたいと思っております。

次にし尿のくみ取り料金についてでありますけれども、くみ取りが月2回励行は全然できて

おりません。具体的なことは申し上げませんが、2、3の観点から申し上げてみたいと思います。

過般、わが党で若干のアンケート調査を試みたところ、月2回のくみ取りを励行し、料金を隔月単位にほぼ定まった日に集金し、さらにくみ取り作業そのものにおおむね満足だと答えたものは驚くなかれ、全体の20%弱であります。さらに山間部になりますと、重量制での料金払いを大体、90%以上されているわけでありませうけれども、その大半が2ないし3カ月に1度のくみ取りということが慣例になっております。しかもこのくみ取りの際、最低1,500円から2,500円ないし3,000円のメーター制での料金が支払われているのであります。トラブルを避けるために、当事者の了承を取る筈で前にはなっておりますけれどもこれらの実態を担当課ではどのように把握し、どのように業者にかかすべき指導をされているのか、担当課から披歴願いたいと思います。

さらに下排水路の清掃の依頼が市民からの申し出があるのかどうか。また、そのうちどの程度、消化できているのか。その実態の中から、どのように現業員の補給をしなれば市民要求に応えられないのか、明確にご報告願いたいと思います。

さらに土木課と衛生課のそれぞれ下排水路の管理、清掃の責任区分の明確を期していただきたい。部長級の産業部長、建設部長、どちらからでも結構ですからお願いしたいと思います。

さらに不燃物回収の問題ですが、現在、各町会で置き場を選定して、担当衛生課が責任をもって、定められた日に回収するという方法で行なっておりますが、これがスムーズにいったいない。置き場ができない町会、置き場が定まっておいても付近に迷惑がかかってスムーズに置かしていただかず回収もできない。また、それが原因となって、心ならぬ不法投棄の投棄場所となってしまう等々、スムーズにいったいないのが実態だと推察しているわけでありませうけれども、大体、連合町会あるいは小学校区単位などに、行政サイドで責任をもってこの一時置き場を選定する方向でこれらの問題を解消しなければならぬと考えますけれども、これらの現下の問題点をどのようにとらえ、どのように対処されているか、こちらの提案も相持ってご答弁を願いたいと思います。

さらに快適な環境保全の意味から、収集を現在週1回であります。週2回に充実してもらいたいという市民世論があるわけでありませうけれども、段階的に10日に2回等、より市民が快的な環境の中で生活できるように前進させていく姿勢はないかどうか、強く要望しながらご答弁をおうかがいしたいと思います。

さらに業者の回収車の老朽化による新車購入等々の問題で、いままで回収にきてくれた細い露路までは入ってきてもらえないところがちょこちょこ出ているわけでありませうけれども、い

ままで回収しておったところは、あくまでも原則的には、いままでの回収を取りやめない方向で善処すべきであろうと思いますが、それらの対策もこの際、おうかがいしておきたいと思ひます。

市民サービスの点で付け加えますが、産衛部の交通公害課について午前中、出原議員から質問もありましたので重複は避けますが、公害測定車を購入する予算が当初に計上されておりますが、この購入計画はどのように実施されようとしているか、どこまで進んでいるかおうかがいしたいと同時に、衛生課の清掃要求と同様に、大体、どの程度市民要求が公害あるいは交通公害等々であるのか。それに対処する陣容が運転手を含む8名と聞いておりますが、それで消化されているのかどうか。大体、現実の市民要求に照らして消化していることとするならば、あるいはまた行政指導等も含めて、充実した交通公害行政を期していることとするならば、どの程度の職員需要が必要なのか、お示し願っておきたいと思ひます。

3点目に住宅問題でありますけれども大阪府住宅供給公社の用地がどれだけいま、本市内に存在するのかが第1点。

2点目は、地下高騰あるいは住宅不足のありから、公社用地の問題は、市民サイドの興味的であります。これが本市行政のうえでどのようにとらえて、この供給公社の建設計画を運用していることとするのか。また、それに伴う都市施設がどのようになっていくのか。道路、水道、下水、学校、病院、保育所、幼稚園等々、あるいは隣接の既存市街地との関連等、より広範な都市施策を中心としながら、1度も公表されていないわけでありますけれども、本議会議を道じて現状の実態あるいは今後の方策の基本的な考え方等もご報告願いたいと思ひるのであります。

さらに先ほど行なわれた市営住宅の空家申し込みの実態について何点かおうかがいをしておきたいと思ひます。最近、不親切きわまりない空家抽せん申し込みであったと断ぜざるをえないのであります。申し込み書交付から申し込み受理までわずか一週間ないし10日足らず、その内用たるや、市民サイドから全く理解に苦しむような説明書であります。いちいち申し上げておると時間がたたるので申し込み当初に起きたいろいろな問題点をとらえて、担当部課でどのように反省し、どのように今後、空家入居の抽せんについて対処していくのか、基本的な反省点をまず第1点としておうかがいしておきたい。

さらにあの窮屈な狭苦しい申し込みの中で、何人の人が用紙の交付を受け、何枚の申し込みを受理をしたのか、その実態をおうかがいしておきたいと思ひます。

さらに 存の市営住宅の補修費は、年間1戸当たりどのくらいになっているのか、この際、おうかがいしたいと思ひます。

さらに本年度当初予算で計画しております北松尾、唐国方面の市営住宅16戸の建設計画は

どのようになっているか。さらに市長。年次計画的に市営住宅を建てていく意思はないのかどうか、おうかがいしておきます。

4 日、泉大津との境界変更の協議会が昨年末から発足いたしました。第1回の協議会が持たれただけであり、立ち消えであります。いろんな政治的配慮等々もあるかもしれませんが、現状と今後の方策についてこの際、ご報告を願います。

○ 議長（松尾千代一君） 質問要旨は終わりましたので、ここで暫時休憩していただき、その間、皆さんが十分この回答についての的確なる答弁のできますよう心掛けていただきたいと思います。

（午後2時56分休憩）

＜ 午後 の 部 ＞ (2)

（午後3時30分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き、質問の回答をお願いいたします。
- 教育長（葛城宗一君） ご指摘いただきました基本的事項につきまして、私からお答え申し上げます。

ごく詳細なご指摘事項につきましては、実施調査しておりますので、所属課長からお答え申し上げたいかよう考えます。

まず、通学路対策につきましては、常々、ご指摘いただくところですが、通学路は現場学校長と協議を整え指定いたしますとともに、児童生徒の集団登下校の指導等と相待ち、子供の安全確保に努めるところでございます。

指定いたしております通学路は、やむをえない場合は幹線道路を避けまして、農道、離道を市道認定の有無にかかわらず整備いたしまして、各学校の地域の実態に応ずるよう努めているところでございます。児童生徒の家庭が点在する中で、ご指摘の通学路すべてが学校教育上の一環としてのとらえ方、きめ付け方、その責任の所在云々には若干の疑問があるかと存じますが、ご指摘の趣旨を帯し、その気はくを持って、責任はわれにありという気はくを持って今後、通学路整備に対処して参りたい、かよう考えてるんでございます。

次の大気汚染等の公害による児童生徒の保健管理のことでございますが、学校保健につきましては、健康診断を定期的に行なっていることはご承知の通りと思えます。最近の、疾病の構造はお説の通り、非常にむずかしい結果と相なります。検診技術は進歩しておりますものの、非常にむずかしい疾病状態が出ていることは事実でございます。しかし、これに即応できるように今後、特に専門の先生方の健康診断をさらに充実し、保健管理に一そう努めて参りたい、

かよう考えるものでございます。この点ご賢察願いたいと存じます。

○ 学校教育課参事(角谷泰夫君) 学校教育課参事から詳細にお答え申し上げます。

北松尾小学校の通学路問題は、現地調査をいたしまして、50メートルぐらいは水だまり等もあるやに承っており、碎石等を敷くなど、整備したいと思います。

また、南池田小学校の通学路につきましても、老朽ため池災害復旧工事として、農林課において48年度からの計画事業で、一部本年度事業内示を府から示されており、その中で通学路の安全対策も含めて工事の施工ができるよう協議をいたしており、工事の完成に鋭意努力したいと考えております。また、黒鳥小学校にかかる山荘からの通学路につきましても、車歩道分離につきましても、自衛隊裏門から以前、住宅公団が施工したガードブロックまでの間を、ガードレールによって分離すべく、土木課において工事施工の検討を遅くとも8月末までには何とか完成させたいと考えております。

また、この沿線にかかります黒鳥小学校横の信号機から黒鳥公園下の三叉路の管理につきましてはスクールゾーンとし、速度制限に10キロないし30キロにするよう、和泉警察署から大阪府公安委員会へ手続きがなされております。

なおまた、健康管理の肥満児対策につきましても、46年5月発足いたしました和泉市学校保健会の組織の中で、学校医、歯科医、眼科医、また学校の保健担当の教職員等を交えて、こういった専門部会を設け、その中で種々検討を進めておるものでございまして、肥満児対策については、食生活の向上もさることながら、特に学校の保健主事、養護教諭、体育主任等が中心になり、該当児父兄の指導を進め、特に学校においては、体操とか体育の充実を優先的に進めておる現状でございます。

また、大気汚染に関連した光化学スモッグの問題につきましても、特に昨年度、各小学校、幼稚園に洗顔用のカラン等の付け替え購入等もいたしました。その中で特に学校保健会の薬剤師部会のメンバーと種々協議して、より一そう光化学スモッグの大気汚染問題と取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 最初の通学路の問題でございますけれども、常に実態把握を前進的に行なっていくべきであろうと思います。

新設に伴う通学路は放置された結果になってはまずいと思いますし、大体、教育課程が1、2、3学期とあるわけですが、最少限度、学校単位に教育委員会の主体性でもって点検、整備を計画的にすべきじゃなからうか、かように思わけてございますが、それらの用意はあるのかどうか、確認しておきたいと思っております。

それと南池田の今池べりを農林サイドでやる工事ではないかと思いますが、担当課長から具体的にお聞かせ願いたいと思います。

肥満児対策ですが、対象児を中心とした具体的なものを実施されているような答弁と確認してよろしいですか。

- 学校教育課参事(角谷泰夫君) 特に肥満児の多い学校では、先ほどご説明申し上げたようなことを実施いたしております。
- 16番(横田憲治郎君) 全市的な立場で取り上げて、基本的なものを、教育委員会から現場に提示してやっってるわけではないのでしょうか。
- 学校教育課参事(角谷泰夫君) 肥満児対策は問題が広がってございまして、各家庭の食生活の問題から、サンプリング的な、標準的なものは各学校に指示してございます。特にこの学校ではどういった方法でやるかは、それぞれ学校保健会の中でいろいろ提示された問題についてやっております。
- 16番(横田憲治郎君) 大気汚染の問題とか、いまだ答弁があったように、安全会等を中心とした実質的な活動がまだされていないように総合的な教育課程の中で、基本的なとらえ方はまだまだ甘いように思いますし、これからじゃないかと思えます。現状を的確に把握しながら、前向きに取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

あと通学路の問題と、2、3、先ほど申し上げたことについて再答弁して下さい。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

通学路の問題につきましては、お話にあります通り、ため池の堤防を道路が兼用している状況でございます。農林課といたしましては、かねてより、この補修につきまして努力しているところでございますが、その概要についてご説明申し上げます。

一応、農林課としては、この事業費として1,100万円程予定しております、事業延長は2百メートル、事業の内容といたしましては、市道と堤防が兼ねておるので堤防内側に、はりブロックを行なう。特に通学路歩行者の安全を是念して、この工事の中で防護さくも一緒に合わせてやっていきたい、このように考えております。

もう一点、施工の年次計画の問題ですが、私どもとしては、できるだけ単年度でやっていきたいと府当局にもお願いしてあるところでございますが、現在点の大阪府等の予算の関係から見て、48年度より3カ月計画でやっていきたいという府のお考えでございまして、これをできるだけ2年以内にも縮めて早期に完成を図っていきたい、このように考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) 通学路の整備につきましては、ご指摘の学区単位あるいはまた雨

期の実態等を勘察いたしまして、常に点検整備すべきではないかという、至極ごもっともなご指摘でございます。今後とも実態把握に努めますとともに、定期的な点検を行なって整備充実をして参りたい、かよう考えます。

○ 16番(横田憲治郎君) 教育課程の一環として通学路をとらえ、責任われにありの気はくで通学路対策を考えていくということを信頼申し上げて、あえて具体的な立場で再度聞かなければならないわけですが、いま、農林次長から答弁がありました、あゝいりところを通学路に教育委員会の責任のもとにしておる中で、2年、3年の工事、もちろん、補助裏の問題もあると思いますが、もし子供に事故があった場合、責任われにありという気はくはよくわかりますけれども、それと現実の問題とでどのようにわれわれは理解していけばいいのか、その点、もう一歩突っ込んでおろかがいをしておきたい。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

工事の施行と、その間の対策をいかにするかというご指摘だと思っております。工期との関連もござりますが、当面、仮設の事業を行なって、通学路に支障のないように万全を期するように努めたい、かよう考えるのでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 万全を期するのは当然なんですけど、もし、工事の進捗状態で通学路に不備なるが故に事故が起こった場合、責任われにありという気はくが単に観念論であってはいけぬ。本当に保護者が安心して、教育委員会にすべての責任があるという中で通園、通学させるわけですから、基本的に工事が遅れば遅れたように、安全確保の対策は最少限度施すべきだと思っております。その点、もう一歩進んでお答えを願っておきたいと思っております。

○ 教育長(葛城宗一君) いまお答え申し上げたことは、言葉足らずでご理解願えなかったかと思っております。工事期間中といえども、応急対策を講じて万全を期すると申しあげたものでございまして、登下校といえども、学校安全会においては、障害が起きた場合は一応、保障されているという現実の中で、その責任の所在云々については現在、教育の一環としてとらえるかどうかの点については多少検討の余地をいただきたい。かよう考えるのでございます。しかし、やはりその責任は委員会にあるんだという自覚のうえに徹して、通学の安全確保に努めて参りたい、こゝういことをお答え申し上げておるのでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) こっちから一歩進んで最後にしたいと思っております。通学路の安全対策という立場で、関係保護者が教育委員会に対して不安でならない。これについては、いろんな意見なり要望を申し上げていることについては、責任われにありの気はくの立場で、抜本的に解決は長期に渡ろうとも、その都度、保護者の要望に沿って善処していく姿勢を確認してよろしゅうございませぬ。

議長、通告しておったんですが、最初に申し上げた時に1点だけ抜けたんで、お許しいた
きたいんですが、中央線開通に伴う国府小学校の安全対策ですが――。

- 議長（松尾千代一君） はい。
- 16番（横田憲治郎君） あとへ続けて答弁をお願いいたします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは私から人員配置の関係、それから所管事項の内容明示等について、ご答弁申し上げたいと存じます。

まず、人員配置でございますが、その課が所管する事務量、業務量について、人員の算定をいたしておるといことでございます。しかしながら、事実問題といたしまして、各課の所管する仕事の事務量というものを完全に掌握することは、かなり困難な作業が伴います。ご承知の通り、市役所業務と申しますものは、いわゆる、工場の生産等々と同じような形で計算しにくい面が多分でございます。特に来客等の接遇とか、あるいはそれに伴う協議、懇談等の時間につきましても、その測定は非常に複雑でして、必ずしも、算術的に計算できない面が多々ございます。行政に対する、適正な人員配置を確実につかむという点では非常に至難な面があります。

したがって、過去の長い間の実績等をも勘案いたしまして、その部、その課の長の方々のご意見等も参酌しながら、職員を増減を図りつつ配置を行なって参っている実情でございます。特に先ほどの議員さんのご質問のご趣旨からいたしまして、いわゆる福祉施策あるいは来庁する市民の方々に対するサービスの向上を根幹として、人員の配置を考えるべきであろうというご趣旨の点もあつたかにおうかがいしたわけなんでございますが、それらの面についても、いろいろな角度から、配慮しておるわけでございます。

現実に各課それぞれの事情によりまして、現状、業務を十分消化できない分もあるやに察知している面もございます。そうした面につきましても、今後、重点的に職員の補充配置を行なっていくという考え方を持っておりますが、この席でどこがどういう状態であるかのご説明はちょっとしかねますので、この点をご容赦願いたいと存じます。

それから2点目の所管事項の内容の明示ですが、ご承知の通り、各課には課の表示と、特に窓口業務を扱って各課につきましても、簡潔には重点的な事項を所定の課の所在地に表示してございます。しかし、それでもなおかつ、来庁された方々が十分に理解できない、あるいは容易に理解し難いというご指摘もございますが、その点につきましては、表示の方法についてなをよく検討、研究もして参りたい、このように思います。

なおそれと関連して、玄関の受け付けにベテランを配置してはどうかというご質問でございますが現在、単純な受け付けの業務につきましては委託してございます。

ここにベテランと申しますか、少なくとも、中型職員を配置して、そこで一切をさばくことにつきましても、かなり困難な問題だと思っております。したがって、受け付けはあくまで受け付けとして、現在、市民相談室をあの近くに設置し、非常に行政事務等に経験豊かな方でおやめになった方を特別にお願いしてそのことに当っておるわけでございますが、現在の市民相談室の機能そのものは非常に弱うございまして、いわゆる法律相談であるとか、そういう特別な相談業務をおもに扱っております、来庁された一般の方々のお役に立つような性格は持たせてございませぬ。ご指摘のように、非常に反省させられる面もございまして、今後、市民相談室の機能を充実いたしまして、ここでかなり来庁される市民の業務を消化できる体制を積極的に考えて参りたいと存じております。

それから現在、本館、新館あるいは水道庁舎というふうに各建物がばらばらでございますので、本館の一階にはどのような課があるとか、庁内の案内に欠けている面がございまして、全庁内の案内板を本館、新館、水道の建物それぞれの玄関に掲示するように作成しつつあるものでございます。

それから一階、二階、三階のそれぞれの各階のある課等のレイアウトを明らかにした案内板も取り付けるべく現在、製作いたしておるわけでございまして、できしたい、玄関、その他要所に掲示いたしたいと存じておるしだいでございまして、その点ひとつご了解願いたいと思っております。

それから第3点の管理職の関係でございますが、たしかにおっしゃるように、課長の決済によって業務が執行されているという事実はかなりたくさんあると思っております。各課ともそれぞれ課長中心主義の業務体制を敷いてございまして、課長が不在で、そのことのために事務が処理できず、来庁した市民の方々に改めて別の日にきていただくかなければならないという事態を引き起こしていることにつきましては、まことに申しわけないと存じます。

私の方ではそういう事実を察知していなかったわけでございますが、少なくとも、課長が休暇等によって休むとか、あるいは所用のために離席するとか、出張等の場合は、必ずその所在を課長代理なり、あるいは係長に明らかにしていくことは、かねがね強く申し上げてきておるところなんでございますが、それが、励行されておらないということは、まことに申しわけないと存ずるしだいでございます。今後、管理職の勤務状況についてはきびしくチェックし、そのような不祥事のないように十分心得ていただきたいと存ずるしだいでございます。

以上、三点につきましてご答弁申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 5番目のし尿のくみ取り料金につきまして、先ほど議員さんから月2回取ってないじゃないかという事でございますが、条例では、おおむね20日に1回となっております。その中で山間部においては、2、3カ月くみ取りにきてくれない、料金については、2、3カ月分をまとめて2,500円、3,000円だといって料金を徴収することにつきましては、昨日の産衛委員会の中で業者と打ち合わせした中で問題が起こりました。

市といたしましては、山間部には現在のところ、し尿のくみ取り業者の組合から2台の車を配置してもらい、途中中継を行っております。それを5月中旬ごろから行っておりますので、いままでの遅れをぼつぼつ取り返しているような状態でございます。

料金についても、業者につねづね、月に1回いくよとと指導を行なっている状態でございますが、業者の言い分としては、人が少ないために2カ月、3カ月に1ぺんになると言っていますが、あくまでも、市としては1カ月に1ぺん行っていただきたいということで指導を行なっているような状態でございます。

下水の土木衛生の関係につきましては、部長の方からお答えさせていただきますが、現在、衛生課として取り扱っている件数は、平均して月に24、5件でございます。そのうちで田植時分になりますと、農家の溝の掃除とかがございます、5月末から6月、7月にかけては30件以上になっていることは事実でございます。

その処理につきましては、うちは現在のところ下水班が1班しかございませんので、請負にできる範囲においては、業者に委託をしている状態でございます。

次の不燃焼物の解消につきましては、現在、各町会に場所を選定していただき、遅れながらも、40日に1回ぐらいの程度でやっているような状態でございます。その中でも、初めと現在時点では若干、ごみの質が変わってきております。

不燃物やなく、燃焼物がたくさん混っており、市としても困っている状態でございます。私たちも町会と話し合いして、燃焼物が混らないように注意していただいておりますが、なかなかそれも徹底できないので、一部の町会では中止しております。もし、それが徹底して守れるようになりましたら、また、その町会と話し合いをして寄せに行くという方向であります。

次に小学校区ごとに捨てる場所をつくってはどうかということにつきましては、僕らもそれについて考えましたが、あくまでも、そういう大きな場所をつくれれば、いずれかの市または産業廃棄物を扱う業者が捨てるにいくことがあると思いますので、これについては、とうてい無理ではないかという意見になっております。

次にごみの週2回の収集につきましては、他市も2回ないし3回の収集をやっていると思います。和泉市におきましても現在、われわれ、上司と相談のうえまだ日が決定してありません。

んが、おおむね2回取りの方向に進んでいきたいと考えております。

次に新車購入につきまして、大きな車で行くので、露路には入れず取っていただけないという点につきましては、われわれと業者と話し合をした結果、やはり能率化のためには大きな車を入れなければならないが、そういふ露路についても、なるべく小さい車を買っていただいて取っていただきたいということで現在、業者と話し合いをやっているような状態でございます。以上でございます。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） お答え申し上げます。

下水排水路の清掃の窓口の件でございますが、従来、衛生課並びに土木課とが協議を行ない、市道側溝に面する排水路については土木課が、その他の人家に付随する排水路につきましては衛生課が所管しておるといふ実態でございます。

市民からの申し出につきましては土木課で受けましても、衛生課で受けましても、所管する事項によって従事しているという現況でございます。

- 議長（松尾千代一君） 公害について。

- 交通公害課長（吉田利秀君） 移動観測車と陣容についてのご質問にお答え申し上げます。

去る3月市議会でご議決を得、本年度予算に計上されておりますので、近く上司の決済を得たうえて購入したいと存じております。

なをその陣容につきましては、非常に観測データとかに技術を要しますので、大気の汚染防止の管理者、移動観測車なので2名いるということで、交通公害課の陣容につきましては、部長を経て上司と協議して、近く結論が出るように聞いておりますので一応、ご回答申し上げます。

それから中央線の開通に伴う交通対策でございますが、この中で一番大きな問題になりますのは、旧小栗街道に迫る道路の通行の安全対策でございます。過日、国府幼稚園、国府小学校PTAの委員等から歩道橋を設けてほしいという要望がございまして、うちの方も早速、現地へ行って検討したのでありますが、この前は泉大津、粉河線でございます。所管は大阪府知事になっております。

もちろん、そのほか信号機の設置も必要でございますし、これは大阪府の公安委員会の所管になっております。それで大きな歩道橋と予算も伴いますので、一交通公害課だけではなく、議会の交通対策委員会にもおはかりし強力で早急に実現すべく、なおPTAの会長さん等の要望書、陳情書もいただいて、総力をもってこの歩道橋を完成させ、安全交通対策を立てたい所存でございますので、ご協力を賜りたいと思います。

以上で終わります。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 交通公害課の陣容の問題でございますが、朝からも出原議員さんから増強のご指摘がありました。課長が説明した通り、公害観測車の導入と相俟って技術者の養成、交通公害課の人員の配位転換等、事務職員、技術職員の増強と相俟って十分検討していきたい、かように思っているわけでございます。陣容につきましては、各種のデータを十分整えておりますので、それをもって検討しております。

○ 16番（横田憲治郎君） 再質問させていただきます。

最初に人員配位の基準でございますけれども、基本的に私は、市役所というのは、オール市民課でなければならないと思うんです。あるいは、オール福祉事務所的なものでなければならないと思います。概念的に言うならば、市役所は市民のためにあるというところだと解釈すべきであろうと思います。情性的に、形式的に、ともすれば、長年の事務量の実績とか、いままでこのような状態で、このように消化してきたからというような情性のうえて人員配位の基準としておるのでは、何ら住民サイドに立っておらない、前進のない、発展性のないものだと思わざるをえません。

そういうことで理屈はともかく、結論的に2、3点おろかがいしておきたいのは、具体的には、税務関係の3課、会計課などは後方に移転すべき。役所の業務をスムーズならしめるため、即市民サービスにイコールしていかなければならないという原点に立って考えるべきだということも主張したいわけです。そういうことで、庁舎玄関以外は市民に密着した市民部、衛生部の拡充に当てて当然であろうと思います。

その点と相俟って、今後、どのような方針をおとりになるのか、総務部長の見解と、助役、市長の見解も合わせておろかがいしておきたいと思えます。

はなはだもって、役所は不親切であるというのが定評であります。職員さんは一生懸命やってくれています。しかし、その職員さんの努力を100%効果ならしめるのは上司の英和しだい、英断が向背を決定していくであろうと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから受け付けにベテラン職員を配位せよと申し上げたわけですけど、現在の受け付けは受け付けにあらずという考え方でご批判を申し上げたい。いわゆる案内です。やはり市役所の受け付けとは、それなりの性格を持ったものでなければならないと思ふ。

委託業務の当事者の方々をどうのこうのと申し上げる気はありませんけれども、委託業務にすること自体に問題がある。その点について、もう一歩突っ込んで考え方をおろかがいしたいと思えます。

また、案内板とか、いろいろとやる、ちょっと遅きに失した感じだが、当然のことです。その2、3点だけおろかがいしておきます。

それからくみ取りの問題ですが、大体月平均、どの程度の苦情が持ち込まれているのが、数だけで結構です。課長が鋭意努力されていることはわかりますが、現下の問題が解消の方向に向かっていないことは遺憾であります。したがって現下の苦情の実態をひとつ係数的に知らせていただきたい。

それと下水が月に平均24、5件、雨期になったら30件以上あるということですが、これは衛生課で消化している件数ですか、それとも持ち込まれている件数か。持ち込まれている件数ならば、実際に消化している件数は100%に達しているのかという点。

それと、燃えるごみも不燃焼物と一緒にくるから云々というお話がありました。これは責任転嫁の言い訳であろうと思えます。やはり市民周知の中で全き協力を得られ、よりよき環境保全という立場で行政を執行していく途上では、いろんな問題があると思います。しかし、それは市民さんのご協力を願うという行政サイドの立場からご協力をいただきつつ解消していただかなければならない。場所を決めたら取りに行っただけということではなく、場所を提供していただいて取りにしているわけですから、それらの問題点については、やはり基本的に行政サイドでもって、校区単位であれ、町会単位であれ、場所については行政の責任があるという態度から出発しなければならないし、内容の周知徹底も行政の責任であると思えます。

新車を購入したら狭いところへ入っていけないという問題、極力そのようなことのないように、いままでやってるところはその通り実施できるように業者にさせていくということで確任してよろしゅうございますね。

それと週2日の方向で検討しているというが、大体目標を持っているかどうか、おろかがいしておきます。

それと部長、近隣の阪南八市の交通公害面で市民要求に対処できる体制を全部掌握していないわけですか。しているんだったら、各市がどんな体制をとっているか教えてもらいたいし、私は私なりに若干調べてますが、聞きたいのは、現在、どの程度大気汚染、水質汚濁、騒音といろいろあるわけですが、それらの要望が大体、月々、公害関係でどのぐらいあり、いくらくらい消化されているのか、100%解消されているのかどうか、現在の業務の実態を知りたいと同じに、消化されていないならば、どれだけの陣容があれば消化、対処できるのか、その点をあろかがいしたい。できてないとするならば、大体、いつごろを目標に大制を整えようとするのか。

また、観測車はいつ買いのか。近く買ひ予定になってますというが、人員の増員ができれば買ひの、何月何日に購入して、人も同時に段取りするのか。

中央線開通に伴う交叉点の危険箇所ですが、着板もあけてますが、沿線では、交通対策に並

んで対策の一環として歩道橋をつくってほしいという要望が小学校、幼稚園から出ているそうですが、運動自体、可能性があるのかどうか、あれは府道やさかいにやかましく言うていかなできまへんねんという答弁であったと思いますが、やはり通っているのは市民ですし、和泉市に歴然とある道路、横断歩道ですから、道路をつくる限りは、交通安全対策は付きまいったものですから、建設部関係からもひとつその点をどのように開通時点でとらえていくのか、それだけ簡略に、ときばき答弁いただいたら結構です。

○ 総務部長（坂口礼之助） 私のはらの所管の問題についてお答えいたします。

議員さんのご指摘の通り、いわゆる市役所とは、オール市民課なり、オール福祉事務所でなければならぬ。市の行政というものは、住民福祉の増進を建て前として行こなわれているという観点、広義の意味では、基本的な考え方として、私も同感でございます。そういう観点に立って考えました場合、当然、住民とともに直接業務に関係のある課が、できるだけ玄関近くに存在させるということも、物理的な条件として必要であろうとかねてから思っておるわけでございます。たまたま、現在の玄関を入ってきて、一連のこの物理的な諸条件がこれを完全に実現させるに至っていないといういろんなネックがございまして、今日まで何回か、そうしたことについても、各課のレイアウトの段階では検討したこともあるわけなんです。ご指摘の線に沿ってなを積極的にこの問題と取り組んでみたい、このように考えるしだいでございます。

それから第2点の受け付けは、基本的に委託させておる点に問題があるというご指摘でございますが、受け付けにどのような職責を付加するかによってその形態も異なってくるのです。現在は受け付けでないというご指摘、私たちがいわゆる案内という角度で考えてきたわけなんです。こうした考え方でいいのかどうか、あるいは複数人間がいて、市民相談室と同じような形で受け付け業務を持つかという点についての方針についてもよく検討してみたい、そのように思います。

たしかに、最近新たに庁舎を新設した市では、玄関口に市民課あるいは保険年金課等、直接市民がこられていろんな業務を果すための窓口業務を集中的に配置しております。これは事実でございますが、各課に所管しておる業務の関連性についても、非常にスムーズに処理できる体制を整えるということで、最初から計画的に庁舎を作っております。

本市の場合、そうした点については、庁舎建設の時点で十分な配慮がなされておらなかったという点もございまして、いろいろ物理的なネックはございますが、それらの障害を克服していわゆる市民サービスと申しますか、窓口業務の改善に鋭意努力して参りたい、このように存するしだいでございますので、ご了承賜りたいと思っております。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 先ほどの苦情の件数でございますが、昭和47年度1年間のし尿くみ取りの苦情の合計は、547件でございます。

第2点目の下水処理の件について、件数だけ処理できておるかという点については、雨期以外のものについては、若干、遅れながらも処理はやっております。

第3点目の燃えないごみの件でございますが、市としてもPRが足りないと思いますが、各家庭で多数の燃えないごみが出た場合は、処理場のほうへ持って行っていただくシステムになっておりますが、詳しいPRはしておりませんので、今後の問題につきましては、積極的にPRを行なっていきたい、かように考えております。

第4点目のごみ収集についての目標を持っておるかということにつきましては、現在、業者とも話し合を行っておりますが、いつごろからという目標はまだ持っていません。

以上でございます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 交通公害課の陣容の問題と各市の実態についてでございますが、阪南各市の状況については、担当課で把握はいたしております。

公害の苦情につきましては、平均1日3件ほど新規公害発生がございますが、処理率は大体70%、未消化率が30%ということでございます。公害問題は、非常に長期を要するものと、短期に解決できるものがございます、相当データが取りにくうございますが、1日3件程度でございます。

職員の問題でございますが、阪南各市の実態等を見きわめまして、早急に上司と協議をもちまして、近く公害観測車の配置と同時に人員の配置をしていただくように努力していきたい、かように思っております。

○ 16番（横田憲治郎君） 車はいつ入るんですか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 技術者が非常に不足しております。

朝からも出原議員さんにも説明した通り、技術者が採用された時点において、観測車の選定はある程度いたしており、契約と同時に入る体制を整えておりますが、技術者の問題で遅れているしだいでございます。

○ 建設部長（中塚 白君） ただいまご質問の中央線自体には、横断歩道橋は考えてございません。ただ問題になるのは、おそらく小栗街道との合流点だと想定はしてございます。歩道橋の場合、当然、用地の問題もあり、またかなりの金額になります。先ほど、交通公害課長からも答弁しておったように、できれば、府のサイドで考えてもらいたいという他力本願的な考え方でございますが、大体、来年のいまごろに全線供用開始すると予想されますので、それまでに交通公害課長とも十分協議して何らかの形で考えていみたい、かように存じます。

○ 議長（松尾千代一君） 次に住宅。

○ 企画課長（橋本昭夫） 3番目の供給会社の関連につきましてご報告申し上げます。

現在、本件につきましては、開発事業対策特別委員会におきまして、事業の計画の内容並びに関連の公共公益施設の整備の条件、市公共事業に対する協力の度合い等、いろいろご協議をお願いし、ご助勢をお願いしておる最中でございます。

なおまた、この団地としてセットを組みます。特に学校、公園等、団地のネットワークの中心となる寺門の第2次地区、具体的には新池の周辺、現在、用地取得中でございます。用地取得の段階が確定いたしましたので、いま申し上げております諸条件につきまして、開発事業対策特別委員会のご承認をいただきまして、事業の着工に入りたいと企画課のほうで考えております。

そういうことでございますので、基本的な計画条件のご報告を申し上げたいと思います。

団地は府中団地、寺門団地、この寺門団地は、三井丘陵の周辺に妙池というのがございまして、この池を中心とした丘陵部の一帯でございます。

それから今福団地、これは今福町の区域でございまして、大阪岸和田南海線の計画道路からさらに山側の方の松尾川に沿って、一部、父鬼和気線に接続する団地でございます。

いま申し上げました寺門第2団地、計4つで、基本的には約20ヘクタールの規模で、計画戸数は供給公社住宅並びに大阪府営住宅合わせまして約2,900戸が基本的な事項でございます。

公社住宅と府営住宅のバランスにつきましては、特に大阪府営住宅、公営住宅の地元入居の優先率の引き上げによりまして、現在、法的な住宅としては、鶴山台等に公団住宅の開設がございまして、公営住宅としては、非常に新しくつくるのは少のうございまして、現在、和泉市民の方々の潜在的な公営住宅の需要に応じられる範囲内で府営住宅の建設を認めていただくようお願いいたします。残りは公社住宅で建設をいたします。戸数はいま申し上げた戸数でございまして、階層は5階建から1部14階建の鉄筋コンクリートのアパート形式でございます。想定人口は約1万人でございます。

以上のような条件でございますので、着工していろんな社会施設の整備を考慮いたしますときに、最終入居完了年度は52年度末に及ぶのではないかとスケールとしては考えております。詳細につきましては、また議員さんに資料等のご提供をさせていただきたいと思っております。

○ 建設部次長（林 徳治君） 市営住宅関係の4点のご質問のうち、1点から3点までについて、私からご説明申し上げます。

第1点の先般ございました空家住宅入居に関して、きわめて不親切なやり方であり、どう反

省してあるかという、非常にきびしい批判を頂戴したわけでございます。一応、担当課でこの処理に当たりました一連の考えを申し上げ、その中で自己批判も含め、合わせて今後の対策等も申し上げてみたいと思います。

ご存知の通り、空き家入居については、今回は一種のみでございます。従来、一種、二種とを含めて空き家入居を一斉募集をしてきましたが、たまたま、一種住宅だけが空きましたので、その分を募集することにしたとさせていただきます。

4月号の市政だより、広報いずみにも簡単な募集お知らせをPRし、引き続きまして用紙交付の直前、5月10日前後から市内にポスター約250枚掲示を行ないました。このへんで広く市民に周知徹底をしていただいたということで、内容にも差したる問題はなかったであります。

いよいよ5月22日から26日までの5日間用紙交付は、続きまして申し込み受け付けの、26日から30日までの4日間という時点を迎えて、この辺で批判が一部不親切、混雑等が生じたというふうに理解いたします。具体的に申し上げますと、一応、用紙交付に合わせて、前に申し上げました2つのPRだけではきわめて不十分であり、和泉市営住宅条例で細い諸点を周知徹底しなければならないという点がございまして、結果的には、全体を通じてわかりにくくなってしまったという点はございまして、案内書を添布し、お渡ししたものでございます。

案内書の中に特に問題がありますのは、一番むずかしい所得制限の問題でございます。従来は二種住宅も含めての募集ですから、最低限度は表示する必要はないのですが、この点は反省する必要がありますが、一種住宅のみであるにかかわらず、最低の何万円、何百何十円という数字、何万円までと、扶養家族別に親切に表示するのを怠り、最高制限のみを書いたという点で、かなり申し込み者の方には理解されず、一部不親切だというお叱りを受けた事実がございまして。

この点は、たまたま、同時に参考に取り寄せておりました同じ時期の府営住宅の空き家入居の案内には、一種、二種を問わず、最高、最低を列記しておりまして、この点、重々申しわけなく反省しております。

今後は最高、最低をわかりやすく世帯人数別に表示いたします。今回は約千枚の用紙交付がございましたので、いつもよりは多くなるという見通しはキヤッチしておりました、しかしまたまた、ふたをあけて結果的に315名の一種住宅のみでございますが、申し込みを見ました。従来、一種、二種を合かせても、300名を越えたことはございません。この辺の見通しが甘かったことはたしかにございます。

ただし、申しわけを言うのではございませんが、初日、かなりの混雑を予想いたしまして、広い受け付けの場所も用意したのでございますが、それが不十分であったことが、4日間のうちで1、2日はあったろうということは、私の目の前で受け付けをやった関係で十分に承知しております。今後、改全をして参りたいと思います。

特に問題点は案内書の内容不備、それからただいま申しました受け付け期間と申し込みの人数、受け付け場所の3つの側面がありまして、このへんのご批判があったと思いますので、合わせて今後に対処していく所存でありますので、ご了承願いたいと思います。

なを参考までに係の体制は、管理係5名、うち専任、3名、臨時的に増員し、人員的にはそんなに少なくなかったと思います。ただ極端に多いその日に、たまたま、住宅管理上1名が抜けていたという瞬間的なことはございますが、やむをえないということでご了承願いたいと思います。

以上第1点のご説明に代えさせていただきます。

第2点目、住宅1戸当たりの修理工費はいくらか、本年度当初予算で申し上げますと、補修費は修繕料と工事請負の2つにわけ、合計1,041万円を計上させていただいております。したがって、一戸当たり概算約1万7千円程度に当たります。

なをご存知のように住宅の補修に関しましては、例年、必要に応じて、年度途中であろうと一部補修をお願いし、その都度万全を期している実態でございます。本年度もそういう構えがございます。

最後に3点目の唐国住宅の延設計画、進捗状況を示せということでございますが、これは4月205日に補助の内示を受け、その後5月に設計委託を行ない、現在、設計委託中でございます。予定通り今年度末には完成、供用開始ができるものと存じております。

ただ1日も早くということでございますが、ご存知のように唐国地は市街化区域内に当たりまして、千平方メートル以上ということで、公営住宅といえども、開発許可等の複雑な手続きをしなければならない点が出て参りまして、このことについてかなり時間がかかると思っておりますが、ご迷惑をかけることは万々ないと思っております。

以上。

○ 助役（辻 忠夫君） 私から年次的に住宅設計画があるかということについてお答え申し上げます。

ただいま次長から説明いたしました唐国団地には、なを造成すれば土地がございますので、49年度には宅地造成をいたし、50年度から3年間に毎年度、20戸ずつ建設したいという計画でございます。

- 企画課長（橋本昭夫君） 最後の問題提起がございました、泉市との境界の適正化協議会の経過についてご報告させていただきます。

本件につきましては、昨年末、第1回の協議会の発足をしていただきましたが、それ以降、事務局の方で資料収集等に当たって参りまして、現実協議会のほうで審議していただくということが現在までないわけですが、ただ1つ、これは両市の問題として、基本的な事項に触れるわけでございますが、特に第2阪和国道で境界を設定するという案がございまして、その案を実質的に審議していただくためには、区画整理事業とのかね合わせがまだ未調整でございます。

しかしながら、区画整理事業を円滑に進めるために支障があるから市の行政境界の適正化について何ら手を打たないという立場を事務局のほうはとっておりません。何とか両立するような形で調整できる方策はないかと、両市の市長がそれぞれ事務局に指示を与えられております。私たちもそれを受けて、区画整理事業とのかね合わせを考えながら、計画通り、市の行政境界の適正化に進んでいくような作業を進めて参りたい、かように考えております。

- 16番（横田憲治郎君） 時間が経過しておりますので、再質問をしてたら定刻を超過すると思います。会期は明日もあると思いますので、再質問は明日にさせていただきます、今日はこれで終えていただくというふうに、議事進行上提案を申し上げますので、おはかりいただきたいのですが-----。

- 議長（松尾千代一君） ただいま横田議員からの申し出により、おはかりいたします。

- 5番（竹下義章君） いま、質問者のほうから議事進行上の問題が提案されておるわけなんですけど、かなり時間もたつとるし、まだ再質問という形でやれるのかどうか。それによって明日にやってもらいなり、たとえばあと十分ぐらいですむものならば、その点の整理をはっきりしてもらわんと困まると思います。

- 議長（松尾千代一君） 万一、時間が延びるようでしたら明日に延ばさせていただきますと思いますが、答弁が的確であれば1日で終わると思います。

- 16番（横田憲治郎君） 僕は再々質問をしているわけじゃない。3、4点については、1通り答弁を願っただけですので、ほかの方々に迷惑をかけてはいかんとしますので、提案したのです。

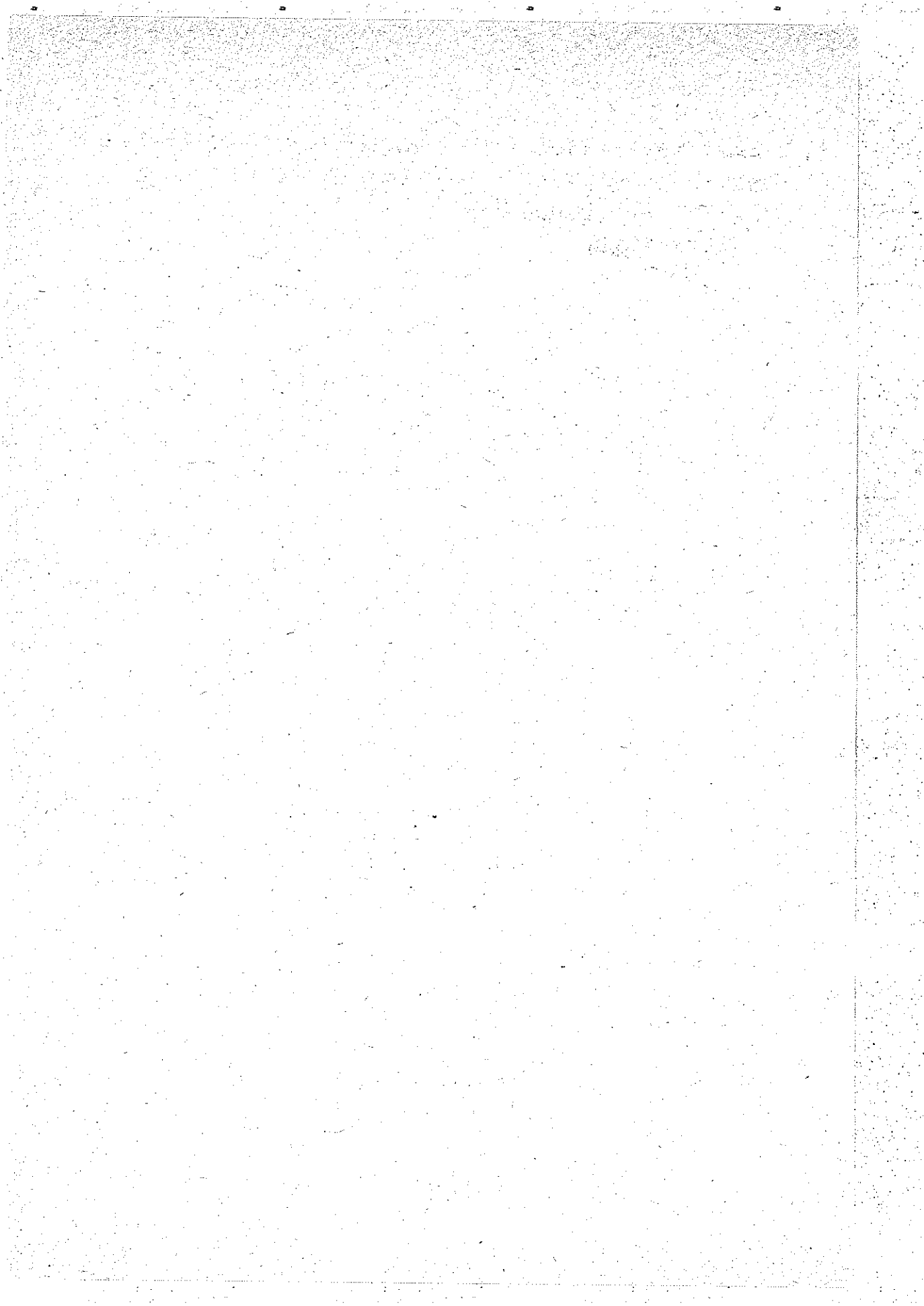
- 議長（松尾千代一君） 私は明日に延ばしていただいたほうがええと思います。

おはかりいたします。一般質問は、本日はこれにて終了させていただいて異議ございませんか。

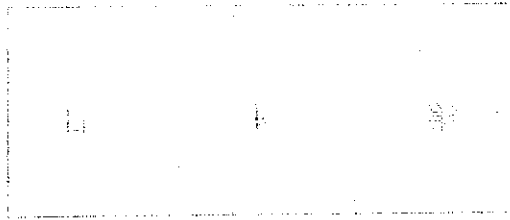
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会し、明日、横田議員さんの質問から
続行させていただきたいと思っておりますので、まことにご苦勞でございますが、定刻にご参集願
いと存じます。よろしくお願いたします。

(午後4時52分散会)



第 4 日



昭和48年6月22日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

昭和48年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	報告第16号	専決処分の承認を求めることについて (期末手当の額の特例に関する条例)	
2	議案第34号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第35号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第36号	町の区域の変更について	
5	議案第37号	工事請負契約締結について (市立北池田小学校体育館改築工事)	
6	議案第38号	工事請負契約締結について (市立和気小学校体育館新築工事)	
7	議案第39号	工事請負契約締結について (市立郷荘中学校体育館新築工事)	

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長および職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次長 北野丈夫
調査係長 大塚俊昭
議事係 西垣宏高

○

昭和48年6月22日

和泉市議会第二回定例会

第四日（午前の部）①

（午前10時28分開議）

- 議長（松尾千代一君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には連日ご出席賜わりまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは17名でございます。なお、欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございませんので、その他の方につきましては、おっつけお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

開議

- 議長（松尾千代一君） ただいま局長の報告のとおり、17名ご出席でございますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引続き一般質問に入ります。16番、横田憲治郎君。

- 16番（横田憲治郎君） 住宅問題につきましての建設部次長の答弁に対しまして、再質問をいたします。

あき家申し込みについては、実態反省のうえに立って、次回からは、より前進のある、実行の伴う業務の姿を期待いたしまして、要望にとどめておきます。

3点目の既存住宅補修費の一戸当たり金額は1万7千円であると言っておりましたけれども、これはどのような内容で執行していくのか。たとえば、申し出があれば、管理人をチェックポイントとしてすべてを行っていくのか、その点について、もう一步突っ込んでおろかがいをしておきたいと思います。

さらに府営住宅の4団地でございますが、昨日の答弁では、4団地で2千9百戸あまりが建設をされるであろうというふうにおろかがいをしたわけです。これは優先入居を差し引いた分以外は公社住宅になると理解したらいいのか。その場合、どの程度が優先入居になるのか。それから、この4団地に伴う社会施設、都市施策についての市単費は、予算額にしてどれくらいか。もちろん、補助金等々がついてまわるであろうと思いますが、すべてを包含してど

れぐらいの持ち出しを余儀なくされるのか、積算をしているならばその数字をおうかがいしたいし、積算をしていないのであれば、どのような程度でとどめたいと考えているか、所感をおうかがいしたい。具体的なことは本会議の席上ではおうかがいできないかもしれませんが、基本的なとらえ方としておうかがいしておきたいと思います。

さらに境界変更の問題でありますけれども、区画整理がからんでいるので、どうも促進できないという方向での答弁であったと思うんです。これは当初からはっきりとわかっていることで、全然、次元の違いの問題であろうと思います。基本的にその該当地域内の方々の生活権を保障する意味から、今回の変更もむしろおそきに失した感がある。来年4月1日実施を目途として、昨年末に協議会が発足しているわけでありましてけれども、区画整理あるいは第二阪和の問題等との葛藤があってどうしてもできないという結論に達したのか、あくまでも当初計画のように来年の4月1日を目途として、タイムリミットのいまから大丈夫なのかどうか、その点もう一步突っ込んでおうかがいしておきたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） どうぞ。

○ 建設部次長（林 徳治君） 最初のご質問でございますが、昨日申し上げましたように、補修費の内訳は、工事請負費と修繕料に分かれております。このうち工事請負費につきましては、当初予算を定めますときに、既存住宅の本年度修理を要する個所をそれぞれチェックして、概算見積もりをもって相当額をはじき出しております。

ただ、議員さんがただいまご指摘になりましたような、個々の申し出等があった場合は、必要なチェックをして、やっていけるという範囲は、前段の修繕料の範囲でまかなうという形で従来、やってきておるわけでございます。

実績を申し上げますと、たとえば個々の家でとゆが腐ってきて使用にたえんというような現象が全体的に見られます場合には、大がかりに、一応、工事請負費で必要な処置を講じてございます。それが部分的な場合は、修繕料の一部をもってそのつど当てていくということでございます。さらに、その範囲をこえるような大規模な団地単位の申し出等がございますれば、そのつど協議をし、必要があれば、昨日申し上げましたように在来、そのつど対処しております。今後もそういう姿勢で対処していきたいと考えております。

以上です。

○ 企画課長（橋本昭夫君） 供給公社関係の面につきまして再度、お答えさせていただきます。優先入居率につきましては、特別委員会の強いご指示をいただきまして、現段階では70％程度まで配慮するという形まで出ております。これは府営住宅でございます。公社住宅につきましては、優先入居の方法はございませんでして、原則として、抽せんに入居いただいております。

ます。

優先入居した以外は、すべて公社住宅であるかどうかでございますけれども、いま申し上げましたように、地元優先入居率が70%の場合、たとえば千戸府営住宅を建設した場合は、7百戸がその対象になるわけでございます。残り3百戸は、やはり必要があるということでございますので、優先入居率が100%にならない限り、それ以外の分は、すべて公社住宅であるというふうにはまいらないのが実態でございます。

ただ、ここでご指摘でございますように、現在の和泉市民の方々の公営住宅入居希望の総ワクをつかみまして、少なくとも、それは優先入居でまかなわせていただくということを最低必要戸数というふうに考えております。

第2点の本開発事業に関して、一般財源等、市の持ち出しがいかほどあるかにつきましては、現在、公社等と事業費の分割アロケーションを協議いたしております。それがまとも次第、事業費の総額が出てまいります。

基本的な姿勢について申し上げますと、もちろん、地区内関係は全額施工者負担でございます。関連いたします教育施設、保育所等の整備費等々に補助制度の裏づけでもって、人口急増補正等もでございますけれど、一般並みの債務が生じます。それにつきましては、大阪の貸付金制度、いわゆる立替制度をもちまして、一時的な負担軽減を精力的にはかってまいりたいと考えております。街路、下水道、汚水排水等につきましては、市費負担ゼロを原則としております。

3点目の境界変更について、当初予定されていた区画整理事業等の理由で境界変更が延びるということはおかしいというご指摘でございます。

もちろん区画整理事業は、この境界変更の問題提起の中で当然議論されておりました。ただ、行政庁施行と、単独組合施行の問題がございますので、しばらく猶予期間がほしいというのが実態でございます。第二阪和国道という仮定の線で境界変更を住民の側に打ち出しますと、組合施行による区画整理事業に若干の問題が入ってくるということで、ここ1、2カ月、様子を見ていただきたいというのが両市の考え方でございます。

しかしながら、これによりまして、飛び地整理を含む境界変更を49年4月以降に延ばす意思はございません。区画整理事業で問題があるならば、すべてが第二阪和国道というわけではなく、できるだけ実態に沿った境界変更をいたしまして、まず、第一義的な住民の不便を解消させていただく。そして第二阪和国道の完成した際にさらに抜本的な対策をするという、二段がまえの進め方も当然今後、協議会の中でご議論をいただくようになると思います。いずれにしても、選挙の関係もございますので、両立できるような方法で着手して、49年4月に完成

を見たいというのが事務局の願いでございます。

以上です。

- 16番(横田憲治郎君) 供給会社の開発に伴う府営住宅あるいは公社住宅の入居最終年度は54年度であると、現時点では定められているそうであるけれども、現下の事態からいならば、もろもろの本市の行政主体と協議の経過の中で、大体、どれくらいから建設が始められるであろうと予測されるか、見通しがあれば、その点についてさらにおうかがいしておきたいと思えます。

境界変更の問題で助役、市長におうかがいたいたんですけど、49年4月1日から発足できる体制に持っていきたいというのが当初からの予定であり、これはむしろ理事者のほうから提案されたわけです。しかし、第二阪和築造計画に伴う工事の進捗あるいは協議事項の中で、この問題が妨げになってタイムリミットを失うことはありはしないかという懸念があるので質問しているわけですが、これは問題は問題としながら、境界変更の問題は、あくまでも実現していくんだという基本的な姿勢が両市理事者に決然たるものとしてあるのかどうか。組合施行の区画整理方式への刺激等をも勘案して、数カ月待機するという状況らしいですが、それが単なる一定期間の待機ではなくして、境界変更そのもののタイムリミットを損っていきやしないかという懸念を十分に持つわけです。そのほうの問題が数カ月で解決をして、たとえば二段がまえであろうとも、49年4月1日に実施できるという見通しをはっきりと立てておられるのかどうか、その点理事者サイドの答弁を願っておきたいと思えます。

- 企画課長(橋本昭夫君) 公社の団地造成着工時期の見通しでございますが、昨日もお答え申し上げましたように、寺門第二地区の用地買収は現在、進みつつございます。それらを包含して、基本的な計画がまとまりますので、それに基づきまして市の計画と調整して、28条協議締結する運びとなります。その内容等につきましても、特別委員会にご審議をわずらわすわけでございますが、現在の見通しでは、汚水排水あるいは汚水処理の体系を確立しませんが、なかなか工事が進みません。汚水処理のほうは住宅建設とからむわけで、そういう関係で、28条協議が終わりましたら土地造成にとりかかり、48年10月を目途として着工できるようになれば結構ではないかと考えます。いずれにしましても、防災対策を含めて厳密なチェックをさせていただいて、安心な工事ができる段階から進めていただくというふうに考えております。住宅建設につきましては、土地造成が終わりまして、特に汚水処理の体系が確立してからでないかと建設工事が発注できないというのが大原則でございます。

- 助役(辻 忠夫君) ただいまの和泉市、泉大津市の境界の問題は、企画課長が説明いたしましたような問題等もでございますが、来年4月を目途として、泉大津へも強く働きかけて、実

施できるように努力いたします。

- 16番（横田憲治郎君） 人口が1万人ふえる、あるいはまた20ヘクタール以上の4団地が形成されるわけです。しかも立地的には、本市中心部に近い、ほとんど中央部と言っても過言ではない地域にそれだけの造成がなされようとするわけです。かって加えて、率直な市民の思いからいけば、庶民が手も足も出せないほど高騰している地価の中で、公社が先行取得して、それを安い家賃で庶民、一般市民大衆に供給できるような施策を、本市行政の主体性の中で行っていくのは当然であろうと思いますし、これが開発に伴うすべての社会諸施策、都市施策等を網羅した基本的なものを議会に報告していただきたい、このように要望しておきます。決定的なものじゃなしに、もちろん、事前に賢明なる委員会での協議事項となろうことは想像にかたくありません。しかし、より根回しのある、後顧に憂いを残さない中でそのそれで行わなければならないと思いますし、いたずらに府サイドでの先行的な一方的なそれで、後始末を押しつけられるような、後手に回ることがあっては断じてならないと思います。その点の懸念を含めまして要望しておきたいと思います。

境界の問題ですけれども、かりに第二阪和を基点として境界変更するならば、両市合わせて千二百数世帯の基本的な生活権を保障する意味からも、第二阪和築造云々に関係なく、むしろ、超越して行っていくべきが当然ではなからうかと思えます。助役から、いかなる理由がさしはさまろうとも、来年4月1日からは住民に不便をかけない、長年の念願であった境界変更を持っているという答弁をいただいたわけです。しかし、現実的には、両市の協議会だけですべて100%決定づけられるものじゃない。府会の通過も経なきゃなりませんし、自治省の告示も待たなきゃならない等、事務レベルの問題があるわけです。これは私が言うまでもなく、承知したうえでのご答弁だと解釈もし、確認をしておきたいと思えます。大丈夫ですな、できまんねん。泉大津が横向いたのででけなんだというようにことになりはらしまへんやろな。こっちだけのなで、あっちが、いやちょっと待ってくれ、というようにことやったら、タイムリミットを失ってしまいますからね。おそくともことしの10月、府会を通過しなければできません、絶対に。それも含めて、相手市・泉大津の管理者の見解等も含めて、大丈夫なんですな。

- 助役（辻 忠夫君） この問題は、もちろん相手もありますが、かねがね、両市が願ってあったわけで、いろんな問題はございませうが、この機を失したらますますむずかしくなると思いますので、大津に強く働きかけるようにいたします。実現できるよう、最善の努力はいたします。

- 16番（横田憲治郎君） あくまでも市民の願いを中心としながら、市民世論の動向をもよ

く見きわめながら、慎重に、しかも当初目標どおり実現できるように強く要望しておきます。

議長、どうもありがとうございました。終わります。

- 議長（松尾千代一君） ただいまの横田議員の第二阪和国道に関する問題でございますが、これには委員会もございますので、理事者の方々、ひとつ早急にその中でもおはかりいただいて、全力をあげて推進されることをお願いして、横田議員の質問を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 次、18番直村議員お願いいたします。

- 18番（直村静二君） 一般質問をさせていただきます。

市財政について、と書いてありますが、これはいま、和泉市にどんなことを頼んでも、たとえば労働会館、施設、サービス行政、土木、そういう関係で市民が市役所にもお願いしても、お金がないということでなかなか実現できない。そういう点から、一体、市財政はどうなっているのか、またどうあるべきかについて多くの疑問がありますので、この市財政について質問するということになっております。

その中で、項目に書いてありますように、特に本年は固定資産税の評価替えの時期で、地価上昇ということで大きな評価額になっておるということで、過日もたくさんの方から固定資産税の評価に対する異議申立が出ております。

そこで項目的にお尋ねいたしますが、まず農地の宅地並み課税について、藤木市長が農協組合員農家を目の前に置いて、あくまでも反対するという態度を表現されたことは、まことに結構である。しかし、当市でもいよいよ本年度から宅地並み課税が行なわれる。差し当たり、本年度の課税はA農地になっておりますが、この評価は平均いかほどになっておるのか。さらにB農地は、来年から評価替えて課税されるということで、これはあくまでも推定でございますが、B農地の面積と、来年から課税される場合の近似値を出してもらいたい。さらに、A農地の場合は税金が幾らかかるか、B農地の場合は税金が幾らかかるか。すでに調査され、検討されて、一定の数字は理事者のほうから出てくると思いますので、明快にお答え願いたい。

それから私の推定では、農家の一反収入は、税務署申告が約4万円だと聞いておりますので、固定資産税が1万円とえた場合、必ず負担能力がなくなる。来年、さ来年と、おそらく、A農地は売られていくんではないか。宅地並み課税されて、農家が手放さなくてはならない場合、市当局としては税金軽減の問題をいかように考えておるか、明快にお答え願いたい。

48年度評価について、先ほど申しましたようにたくさんの異議申立が出ております。私も3人の代理人として委任状で立ち会いをさせていただきましたが、府中駅前が43万円で、あとは一律それに合わせて、距離、経済的地位、効果、道路、奥、そういう点で複雑な計算があ

るやに聞いております。これも異議申立された方の苦言として、簡単に数字で割り切ってもるうては困る。たとえば43万円の駅前の睡電器のところ、あるいは中央通り、また小栗街道、簡単に三分の一、四分の一で決まるものではない。こういう点がありますので、現在、出されている異議申立について、どういう特徴点があり、どのように対処しようとしているか、この点を明快にお答え願いたい。

同和地区における減免について。これも実は固定資産税の問題でございます。固定資産税が半額の減免をされる。これは部落解放同盟和泉支部並びにその指導する団体に参加されてる方ということを経験として、二分の一減免ということでございます。そこで昭和47年度の件数と、その金額をお聞かせ願いたい。

さらに、同和地区全体で二分の一減免すれば幾らになるか、合わせてお答え願いたいと思います。

次は債務負担でございます。来年3月31日までは53億の借金があると予算書に出ておりますが、この途中におきましても、一般公共事業、学校施設、その他で新たに起債を求めるといってございませ。昨日までの一般質問の中で、四圍ないし一校、二校というような概算的な答弁が理事者からあったわけですが、この際、どの程度の学校でどの程度の金額がいるか、これも概算でお答え願いたい。

さらに、読売新聞に橋本課長が発表しておりますように、今後、公共用地を獲得するといたしましても、中央丘陵地帯については、すでに4百ヘクタールは商社関係で買い占められている。したがって、公共施設用地の取得が困難であるということですが、われわれ議員としては、和泉市における人口急増対策に対する公共負担をいかになくするかという観点から、明快にお答え願いたい。もちろん、これは開発特別委員会並びに交通公害、最終的には基本構想との関係が出てくると思いますが、こういうふうに発表された実績について、一定の見解を表明してもらいたい。これの答弁は、市長がやってもらいたいと思います。

次は同和事業分における財源見通し及び金利ですが、これは議会始まった当日の報告の中で若干触れておきましたが、ひとつこれも明快にお答え願いたい。ここにおきます財源見通しといえますのは、まず第一に、同和事業においての財源見通しといえますのは、困でございます。困が、措置法に基づく三分の二並びにその他付属する金利、人件費、その他いかに負担するのか。また、先行取得された土地が、半年、1年と積み残した場合、金利負担が強まるという場合には、一定の限度を設けてチェックするという考え方があるのかどうか。その点で、金利総額全体を出してもらいたいと思います。

開発公社と同和事業との関係ですが、開発公社は用地取得専門で、最近では造成もする。過

日も質問したところ、この開発公社が広告代を出す。造成の依頼はおそらく業者であるという関係で、これは疑惑を招く。また、民間デベロッパーに侵食されることをチェックするということで、ひとつ明快な見解をお示し願いたい。

同時に、この開発公社は、何も同和事業についての用地取得だけではなく、公共事業の用地取得も同時に行なわれると私は解釈しておりますし、またそうなっている。その中で同和事業分の用地取得については、金額が膨大である。もちろん、職員もたくさん参加する。また地元住民の協力、そのための折衝に時間がかかる。しかも、特別措置法で昭和53年度までと限度が決まっているというふうな困難な問題、複雑な問題をかかえております。したがって、これは明らかに特別会計にして、用地課をこしらえ、そして開発公社を規制し、同時に同和事業についての用地取得については厳密な意味で国の負担を大幅に取るという考え方を長年、主張しているわけでございます。これをどのようにやっていくのか、明快にお答え願いたい。

それから健全財政のあり方でございますが、赤字再建団体に入らないことが一番大事だ。もちろん、これも一つのめどでございます。しかし、健全財政とは何ぞや。赤字再建団体に入らないという理由で、庶民の要求を押える。赤字再建団体に入っても、庶民の要求が通る。こうなれば、一体、健全財政というのはどこにあるのか。この点について、市長から明快にお答え願いたい。まず第一点として、赤字が何億円になった場合は赤字再建団体に入るのか。この前に一度お聞きしましたが、48年度予算で財政基準需要額、その他規模が上がっておりますので、一定の数字の変更があると思っておりますので、お聞きするわけでございます。

さらに健全財政の点で、債務負担行為が非常に多い。これは消化せないかん。昭和47年末で44億残っている。これを消化せないかん。しかし、48年度では約5億円しか買い戻してきません。48年度中には、35億円の買い戻しと、さらに48年度の45億買わないかんとなりますと、負担がどのように大きくなるのか。健全財政の立場から、負担を少なくするという点でのチェックする一定の限度について、これは議案審議のときに主張したんですけども、何らお答えがなかったので、今日、改めて市長並びに理事者から明快にお答え願いたい。それがここに書いております健全財政のあり方についての基本姿勢という点でございます。

文化財保存と史跡公園につきましては、市議会全員一致で、文化財保存、三十遺跡を残していくという、市民が要望しているりっぱな決議ができました。その後、具体的に、観音寺遺跡池上遺跡、そしていよいよ日本でも有数の弥生遺跡を保存するというので、予算措置もされた。これは和泉市にとって、まことによいことだという観点に立っております。

では、文化財保存、文化都市、教育都市、11万市民に喜ばれる、しかも児童生徒が郷土の歴史を研さんしていくにふさわしくする、そういう観点から、まず、教育委員会にその決意を

被歴していただきたい。

同時に、単に厚生文教委員会担当ではなしに、大きな構想で、具体的には、債務負担行為で用地取得困難な状況、さらに都市計画の観点から、買収関係についての地元住民の協力という点で、さらに、いまの内容を深めるためにPRをすると同時に、人員配置まで具体的に考えてものごとを処理するのかどうか。これをひとつ明快にお答え願いたい。

3番目の横山地区のダンプカー公害につきましては、昨日出原議員から質問されて、そのお答えの中で、助役自身がダンプカーの横に立って肌身で感じなさいということを書き彫りされているわけです。

私がお答え願いたい第一点は、まず、実態把握されているのかどうか。さらに、この採石業務はいつまで続くのか。続く間にはますます交通事故が発生する危険があるという点を考えまして、実態把握並びにいつまで採石が行なわれるのかという点をお答え願いたい。

2番目は、交通対策として具体的にどんな策を持っているのか。つまり、市の規制策があるのかどうか。たとえば、ダンプカー1台について1千万円の任意保険に入る。市当局、交通関係者、警察も含めて、一致してこれをやった場合、いかなる反撃があるのか。実現困難なのか。この点明快にお答え願いたい。

さらに、抜本的な改善策としてお聞きしたいのは、横山地区全体について、山をくずしていく。緑がなくなる。道路がこわれる。4月中に共産党議員3人で現場を視察いたしました感想から申し上げますと、やはりもっと規制的な、もっとあとあとみんなが喜ぶような、特に奥山の公園化もしくは風致地区的な、そういうものに網をかぶせて、計画的な、整然とした形のものをつくる必要があると思います。その点の考え方ありやいなや、明快にお答え願いたい。

次は衛生行政で、これも過日の産衛委員会並びに横田議員に対する答えで出ておるんですけども、私の申し上げたいのは、月2回のくみ取りの実施です。実は、業者と懇談いたしましたときに、私が質問申し上げた中で、業者としては、月2回のくみ取りはできませんという明快な反応が出ておるんです。まわりの町や都市がみな2回。和泉市だけがおおむね月2回、実質20日に1回という形を変えないで、くみ取り料金の値上げを考えているということは、まことに和泉市民を無視していることとなります。月2回のくみ取り実施はどのようにすればできるのか。できない理由を明快に披歴してもらいたい。

次は駅前の公衆便所の設置。昨年の4月から、天王寺管理局、その他に行ってもらってるわけですけども、いまだにめどが立っていないのではないかと思います。府中駅前、人間でいうと顔だと藤木市長みずから言うておりますので、顔を汚す、面汚し的なことはやめて、市の責任で早急に設置してもらいたい。産衛委員の各委員さんにもお願いし、判こも渡して、そ

して折衝してもらってるわけですが、これはゆうちょりにやってる問題ではない。長くなれば長くなるほど和泉市の恥だという観点から、強力に、責任を持ってやってもらうという点で、明快なお答えを願いたい。

基本政策（不燃焼物、ごみ取り等）、これは簡単でございます。不燃焼物につきましては、4.0日に1回だといっておりますが、3.0日に1回にしてはどうかということでございます。3.0日に1回できるならば、そういうふうにご答弁願ったら結構です。

次に同和行政とその施策について。共産党は部落解放大賛成です。さらに、基本的人権尊重、憲法に基づく思想信条の自由、憲法14条、さらに地方自治法10条2項に基づく行政を行なうという観点で、前にも申し上げたんでございますが、再度、申し上げておきます。

解放同盟と自治体との関係ですが、まず、解放同盟なる団体は公共団体ではないのではないかと。さらに、選挙運動もできる団体ではないか。さらに、幸地区、王子地区含めて、未解放部落の住民は、あくまでも市民として市の主人公である。現在、和泉市の同和行政は、この任意の団体と市とできめた窓口一本化の確約書に基づいて行なわれておりますが、もし解放同盟の立場と、和泉市の立場とに食い違いが出た場合、地方自治法138条の項目に基づいて自主的な立場を取れるのかどうか。そのときに、この選挙運動できる団体、また、住民の中の圧倒的多数ではなく、住民自身が主人公であるという立場から、任意の団体だという点からいって、市はどのように処理するのか。市の決めたことについて、地方自治法上どのような権限があるのか、この関係をお聞きしたいわけでございます。

同和保育の乳幼児対策について、教育対策の中の乳児対策部という団体に入れば、保育料が下がるし、入らないと下がらないし、いろんな不便をこうむるということでございます。保育行政については、市の建物、市の施設、市の運営規則というものがあるんだと思います。もちろん、協力団体という関係からいって、その団体に入ったほうがよいという場合もあります。しかし、同盟の指導する乳児対策部に入らなくては保育料が下がらない等については、先ほど質問しました、解放同盟と和泉市との関係で、市の独自性があるのかなのかという問題に戻ってくると私は思います。その点をここに書いて質問しているわけでございます。

次の非常勤嘱託については、この前も質問をしたわけでございます。私がおります産衛委員会でも、具体的に氏名をあげなさいということで、おふた方あげてもらったわけですが、いずれも、解放運動に専念する、もしくは役職を持っておられる方である。この非常勤嘱託は、市の指導に基づいて市の業務を委託されて、日常業務の報告をせないかん立場になるのではないかと。明らかに職員に準じて健康保険にも入っておられますし、2.5カ月かの夏期手当も出されておると聞き及んでおります。答弁の中では相談員ということでございましたので、市指導の

もとに行動し、相談について逐一、報告してもらうことが至当ではないか。この方たちはいずれの分野における活動が主なのか。つまり、解放同盟役員としての仕事为主なのか、それとも市に委託された嘱託としての活動が主なのか、ひとつ明快に答えを願いたいと思います。

次は福祉行政。老人対策と書いてありますが、具体的には寝たきり老人が大変ふえておるのではないか。この件に関しては、人数がふえた場合には何人配置しておるのか。さらに、そこに働いておられるホームヘルパーの方の身分関係について明快に答えを願いたい。

身障者対策については、これも一般質問で取り上げる問題ではなかったかと思いますが、岸和田までバスが行って、養護の生徒さんの養護のために父兄が運んでいく。和泉市の場合、山間もありますので、道のりが遠く、親ごさんの仕事にも支障を来たすので、もう一台ふやして便宜をはかるということであったんですが、具体的な方策がなかったんで、これをひとつ明快に答えを願いたいと思います。

生活保護の級地引き上げは、先般来申し上げておるんですけども、来年度、国の予算編成も控え、この秋の段階でも和泉市の級地について手直しをしたいという意向も私の筋のほうからお聞きしております。この際市当局として、府を通じて、厚生省に対して、隣接市町並みに1級地引き上げされるよう、文書なり陳情なりしてほしい。場合によっては、議会として文書を書いてあげてほしいと私は思うんです。級地が低いために、たとえば1級、2級の差でも、65才の方で1,500円から1,600円の差がありますし、夫婦の場合、年間で2万6千円から3万円の差がある。これは素通りの計算で、そこにいろんな保護を入れますと、もっとふえます。1日も早くこういうことをなくすために、議会としてもあげて賛成して、市として厚生省に強く迫ってもらいたいということを申し上げたかったわけでございます。この点明快に答えを願いたい。

7番目の国保料金及び減免規定について。国保料金は非常に高い。特に和泉市の場合、固定資産税が先ほど申しましたように非常に上がります。もちろん、算定基礎は来年、さ来年になります。百分の60でいきますと、20万円の固定資産税を払ってる場合、軽く8万円オーバーするということで、無収入の場合どうするか。この規定がどうにも合点かないという市民の声がありますので、これは一考を要するんじゃないか。固定資産税の百分の60は高いという声に対して、どういう見解をお持ちか。同時に、収入の面でこれしかないという場合、減免規定をどのようにするのか、この点をお聞きしたいわけでございます。

8番目、労働会館、図書館、青少年会館、一連であげてありますが、これも何べんも言われてもらいたくない。公共施設として、着実な計画を立てて、明快に答えを願いたい。

9番目、道路舗装。これは土木課関係の方によく聞いてもらいたいですけど、道路舗装に

つきましては、陳情並びに直接、議員が言っていく。また、市のほうは道路パトロール行なってやっていくなど、いろいろな方法があると思います。そこでいろいろな規定づけが出てくるんじゃないかと思っておりますのでお聞きしたい。

一つは、最近、昭和住宅、その他で建て売りが来ました。この中において、舗装してもらいたいということが出ておりますが、舗装しているところ、していないところがあります。これは業者に責任があるのかどうか。業者に責任があるといっても、しない場合、その住民に対してどうするのか、明快にお答え願いたい。

2番目。住民の方が道路舗装の陳情をしても、それは私有地で、その地主が買収してくれと言った場合、市は具体的にどうするか。これは新しい問題として理事者のほうでまとめていただかないと、議員は特に道路舗装の問題はよく言われるわけです。この基準をお示し願いたいと思っております。

浸水対策でございますが、つゆに入っておりますし、水も出る。特に例をあげていいますと、國府小学校前のあの水路ですね、もうあと14、5センチでしまいだと思っておりますが、必ずあふれる。前の議会でも質問して、何とかしますと。請け負業者も少ないが、1立メートル6千円、7千円かかってもやるという答えがあったんですが、その後一向やられてないんで、これについても明快にお答えを願いたい。

北信太駅前もかなり浸水します。私も2、3年前行きましたが、これも計画に入っているのかどうか、明快にお答え願いたいと思っております。

最後に市長の市政運営についての若干の質問であります。昨年の暮れに藤木市長さんが病で倒れられた。まことにお気の毒でございますが、何とか小康を得て4月の23日にご出勤された。これもそれなりに結構だと私は思います。そのときに私が、市政の運営に支障を来たさないよう、市長不在の場合は助役、その他理事者がしっかりなささいよと申し上げておったと思います。その点でお尋ねいたしますが、たしか議運でも、4月4日までは市長から欠席届けが出ておった。ご出勤は4月23日だと聞いておりますが、4日から23日までは無届けであったではないか。そうでないかもしれませんが、そういう点で、市長さんを責めるんではありません。さきに言いましたように、市政運営に支障を来たさないよう、市長のおらない場合はたの者がちゃんとするようにと申し上げたんで、やはり無届けであってはいけないと思っておりますので、その点明快にお答え願いたい。

さらに、専決処分が多すぎる。専決あながち執行権者の権利でございますので、あえて申し上げません。しかし、専決処分のあとは事後承諾ということで、勉強不足もありますが、われわれが質問し、疑念をたやす点でも不便である。これも、市長がおらないあとは、助役その他

が議員総会なりやって、議員が審議しやすいよう、また内容を十分知ってもらうようにするのが当然ではなからうか。私が申し上げた、市政運営に支障を来たさないようにという点が守られていないのではないかといいたい点でお聞きしたいわけです。

さらに、これは市長個人にわたりますのでまことに申しにくいわけですが、心境の一端だけをお聞かせ願いたい。いずれこの一般質問が終わりますと、夏期手当の支給で補正予算が出ると思います。その中で、先ほど言いました出勤状況、その他、専決処分ばかりやってるといふ点で、理事者が議会を軽視し、市民サービスにもそこを来たしたのではないかと思います。その点の心境についてお答え願いたい。

○ 若干の質問の最後には、今日の市政運営、今日の市財政の問題、市民が関心を持つてゐる問題につきましても、非常に困難な、複雑な、しかも勇気のいる状態になってきているのではないかと思いますので、市政運営について、十分市民の要望にこたえられるような、十万市民が納得するような、そういう市政をやっていくという決意表明をしてもらえば非常に結構だと思います。

以上、項目的に多岐多様にわたりましたが、明快なご答弁をいただくことを特に希望すると同時に、質問に対する答えが不明朗な場合には、再質問させていただきます。貴重な時間とございますので、簡単に質問して終わりたいという気持ちは私も大いに持っております。その点で特に明快なご答弁を求めまして終わります。

○ 資材税課長(吉田日出男君) 固定資産税の関係につきましてお答え申し上げます。

47年度のA農地の評価額は、7億4千3百70万8千円、平均2万7千23万円でございます。

B農地の推定面積は、坪に直しまして36万7百18坪。B農地の近似値は、総評価額が45億4千6百85万円で、坪当たり価格にして1万2千6百5円でございます。

第2点目の、A農地について、所有者が手放さなければならないという対策といたしましては、ただいま建設省並びに大阪府地方課等におきまして、この対策といたしまして、B農地から生産緑地の場合については軽減措置を講じる。ただし、優良農業育成のために、DはDとして課税は行ないますけれども、それにかわる優良農業育成の立場から、何らかの形で補助していくという形を検討中でございまして、大阪府のほうでまとまりました場合には、本市といたしましても、それに従って本市なりの検討をしてみたいと思っております。

次に、評価替えに伴いまして、宅地の評価額が非常に上がったことにつきましての対処といたしましては、今回、法律改正が行なわれ、住宅用地と非住宅用地との区分を行ない、小規模住宅所有者救済として、土地対策の一環として、住宅用地については2分の1の軽減を行なう。

その他の宅地は、評価額に基づいて課税を行なうという措置が講じられてきております。

次にA農地の場合の増収状況でございますが、48年度で百80万3千円、49年で2百60万7千円、50年度で4百59万1千円、51年度で6百51万8千円という推計をいたしております。

次に減免の数値でございますが、47年度の低減額5百60万5千5百18円、件数にいたしまして3百17件でございます。

- 18番(直村静二君) 答弁まだ残ってると思うんですけど、またあとでいいです。

A農地で平均2万7千円、具体的に今年は何坪か、金額の総額は出てますから、坪数をお聞きしたい。

B農地につきましては、来年からかかるので、近似値ということでしたが、それはそれでいいと思います。

私の申し上げたいのは、申告がたしか反4万円だと思えます。そうすると、A農地でたぶん1万2、3千円の税金がかかるんじゃないか。令書はいま出してませんが、3期分ぐらいに出すと聞いておったんで、その段階で明らかになる。来年、A農地は完全に負担能力がなくなるというふうに判断するんです。だから、軽減措置をどの程度行なうのか、上でどんな話がされているのか、もう少し具体的にやってもらわないと、かけといて、取っといて、売らしといて、そのあとで軽減ではおそすぎる。だから、反税何倍ですか。2万2千円で、たしか今年はまだ2分の1減免があるんじゃないかと思えます。20%課税でしょう。

- 資産税課長(吉田日出男君) 48年度は20%の割合で課税されます。

- 18番(直村静二君) だから反税で何倍ですか。平均

- 資産税課長(吉田日出男君) 反税はちょっと数字出しておりませんので、後日、また報告させていただきます。

- 18番(直村静二君) 私も意地悪の質問してるんじゃないんですよ。確認をとっておいて、それは困るなということをして理事者なり、市長の頭に入れてもらえばいいと思うんです。しかし、4万の反収で、すでに1万2千円でしょう。来年もっと上げる。これでは絶対だめなんです。手放すわけです。そこに問題があるんで、軽減するなら早いことやってほしい。これはまた別の観点もありますよ。たとえば橋本課長の答弁のように、すでに不動産会社が買い占めてしまうて、公共用地がいるときほどないもならない。そこらのかね合いもありますからね。しかし、2万7千円だけではちょっとわからないんですわ。1万円こえることは間違いありません。

- 総務部次長(西川喜久君) 先ほど資産税課長から答弁申し上げましたように、昭和51年の最終年度で6百51万8千円になることは事実でございます。この倍数は約131倍になっ

ておりまして、A農地の坪数は1万4千5百84坪ですから、のちほど、1反当たりの税額を算出いたしますが、逆算していただいてもすぐわかると思います。

減免という問題でございますが、地方税法改正時点に、衆参両院におきまして付帯決議がなされておりますので、その面についてもいま大阪府あるいは農林省、建設省において検討中で、結果はまだ出ておりません。

付帯決議を申し上げますと、「市街化区域内の農地については、その実態にかんがみ、都市計画法に基づく生産独自の制度を創設し、一般の農地と同様の税負担とするよう検討すること」となっております。

いま時点では、改正された税そのままを当市においては事務を進めております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) そういう付帯決議があって、たぶん軽減措置がなされるであろうという見通しのもとで、いま令書をこしらえて農家に通知した場合、早く納めたほうが納期前納税で何分ももらえると思って早く納めたとしますね。ところがあとから軽減と、こういう場合が考えられるわけです。だから、令書の発行は上できまり次第にするという措置はとれないものかどうか。そうしないと、ごっついもんきたと。そやけどまからんと、いや、まかるかもしれん。そやけど先納めんとパーセンテージもらわれへん、という混乱が生じはしないか。また、令書を出すことによって、これはかなわんから早いこと土地売ろうということになりはしないか。市当局は軽減措置もあることを知りながら、先に令書出して農家の方に土地を売らす必要はなかるうと思うんです。ただもう、法律でございますから出しますよ。持ってきたらもらいますよ。軽減がありますが、ということでは、いくらでもトラブルが起こってくる。しかもA農地については、農協からもすでに出ていますことですから、そのへんとの連携を綿密にしてもらえばトラブルは起こらないと私は思うんです。本来、固定資産税の宅地並み課税を3期分のときに出さないかんということ自体、法律違反です。固定資産税は、1月1日の所有者について調べて、そうして4月から出しゃあええんでしょ。そこへさかのぼったら、今年はずしてもらわないかんということも言えるんじゃないですか。それを3期のときからだという、こういう不手際なむちゃなことを国がやる。それに対して和泉市としては、軽減措置が決まるまでうちは令書出しませんという明快な態度表明をやる気があるかどうか、ひとつ明快にお答え願いたいと思います。

- 総務部次長(西川喜久君) 当初送っております令書は、評価替えを行っていないものでございます。3期の時点で更正を計画いたしております、それまでに、ただいま説明申し上げましたもろもろの問題が解決するものと私は考えております。かようなことから、その時点

で軽減措置等々ができた場合、令書で更正いたす所存でございます。

- 18番(直村静二君) それから48年度の評価について異議申立が出ておるが、駅前の43万円に対して何分の一と、そう簡単に決めてもらったら困るという意見に対して、今後どう対処するのか、これに対する答弁が抜けてます。
- 総務部次長(西川喜久) たしか、審査請求は39件出ております。駅前の43万、どこそこの何万は、単純に額を出したのではないかとという質問でございます。駅前の43万円については、三者の価格が出ておまして、70万が2名、65万が1名であったと私は記憶しております。その平均の70%の額を大阪府から指示されましたが、それでは少し高すぎるのではないかとということで、落として、43万円に決定したものでございます。さらに和泉市では標準地が136カ所ございまして、43万円を基準にしてとったもので、それに基づき、税法に基づきながら評価を決定したわけでございます。それに対して不照があって審査請求のあったものについては、この間、審査請求出された方の意見も十分聞いておりますので、審査委員会等にもはかりまして、結論を出していただきたいと考えております。
- 18番(直村静二君) これは意見だけ言っておきます。

43万円は、売買実例、経済的効果、鑑定人、その他で決めた一定の数字で、しかもまだ下げたということで、これはいいと思うんです。しかし、たとえばこの13号線、これは駅前でも同じ商売するわけです。この評価が4分の1とすれば、この商売人は4分の1の商売でやっていたのか。13号線のどンドン車通って屋根も瓦も飛ぶようなところを1とした場合、駅前が4倍。そのへんの評価については、減免なりの方法を考えないかんのじゃないか。実際にそこへ鑑定人を呼んで経済効果等を勘定したかという、してないんですね。簡単に何分の1で決めていくんじゃないに、もっとその経済効果を考えて、納得できる結論を出してもらいたい。全部が全部じゃありません。少なくとも、審査請求出てるんですから、出してもだめだということなしに、問題点があればその問題点について考えるのが当然ではなからうかと思えます。このことを申し上げたかったわけで、答弁はいいません。その点、十分な措置をしてもらったらけっこうです。

それから同和地区の減免について、同和地区全体の固定資産税評価額と税額、それが8分の1になれば何倍かということも質問したと思います。それも漏れてますので、ひとつお答え願いたいと思います。

- 資産税課長(吉田日出男君) 同和地区についての集計は持っておりませんので、後日、集計してご報告させていただきます。

- 18番(直村静二君) 私がこれ聞いたのは、全部入れても3百軒で5百万ですか。そう

すると、店子の方もいるし地主さんもいるし、それほど膨大な金額にはならないのではないか。2分の1の減免は、何も恩に着せず、全面的に適用すればスバッといくんじゃないかということを含めて聞いたわけです。結局、答えは昼間の休憩中にくれますか。集計せないかんからもう永久にだめだということですか。そういう計算する必要ないというわけですか。やる気ないということですか。

- 資産税課長(吉田日出男君) 今日すぐにと言われますと……。
- 18番(直村静二君) 推定で結構ですよ。
- 資産税課長(吉田日出男君) そしたら本日中午に。
- 18番(直村静二君) はい、結構です。
- 議長(松尾千代一君) それでは第1の終わったところで休憩させていただきます、1時から再開させていただきますと思います。

(午前11時50分休憩)

昭和48年6月22日

和泉市第二回定例会

第四日(午後の部) ①

(午後1時10分再開)

- 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き会議を開きます。
午前に引き続き一般質問の回答を願います。
- 企画課長(橋本昭夫君) それでは今後の開発に対する基本的な姿勢についてご答弁させていただきます。

議員さんのほうからは市長にということでございましたが、代わりまして私から申し上げます。何とぞご容赦願います。

今後の本市における開発行為、特に宅地開発事業に関しましての基本原則といたしまして、まず第1点は、その開発行為が市民にとってどのような利益をもたらすのか。一例をあげますと、市民の住宅需要にこたえるための適切な手段となるのかどうか。安全な交通対策、下水道整備、河川改修等、広域的な社会資本整備の促進に有効な手段となりうるのかどうか。市民の利用できる公営施設、公園緑地、医療、公害施設等の整備の促進が図られているかどうか、こういうふうな、市民にとってプラス要因があるかないか等を、まず第一に考えて審査いたしてま

りたいと思います。

第2点といたしまして、その開発行為が市民にとってマイナスにならないか、損失にならないかという点でございます。たとえば供給資源、上水道、電気、ガス等に不足を生じることはないだろうか。防災対策の不備に起因する災害発生のおそれはないか。逆にいいますと、十分な防災対策がされているかどうか。開発行為から派生いたします行政需要、たとえば義務教育保育、福祉施策の遂行等で相当数の行政需要が派生いたしますが、それをまかなうことによつて市の財政運営にマイナス要因にならないかどうか。もしあるとすれば、どういふ改善策で財政負担の軽減を図っていくのか。これが第2点目のチェックポイントだろうと思います。

3番目としまして、その開発行為によつて、新たに居住する住民にとって満足のできる居住生活がその計画の中で保障されているかどうか。

以上の3項目によりまして、今後の開発行為に対する行政指導をきびしく行なつてまいりたい。

そのために、現在、近い将来中央丘陵部の開発が南大阪全体の中で議論されてまいるといいますので、計画的に開発を誘導していくために基本構想の案をとりまとめつつあるのでございます。また、市街化区域の小規模開発については、無秩序なスプロール現象を防止しなければ、災害等を起こす町づくりを助長するのではないかということから、市街化区域に対します開発指導要綱案についても現在とりまとめつつございます。

以上の二案について、素案がまとも次第、所管委員会でございまして開発事業対策委員会にご提案申し上げ、ご審議をお願い申し上げたいと存じますので、詳細についてはひとつご了解をお願いいたします。

○ 18番(直村静二君) いまの点で大体わかつたんですけど、総務部長に聞きたい。

いま、橋本課長が言うたのは指導要綱だということですけど、要綱では力が不十分だと考えます。今回の場合、抜本的な立場から、やはり条例化していく。条例にすれば、理事者のサイドだけではなく、住民の代表である議会においてもきちんとやるわけで、より一そう拘束力を持つと考えますが、その点、条例までやっていく意思はありませんか。そうしないと、とてもやないけどだめだと思いますので、ひとつ答弁してください。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

現場の開発規制手段につきましては、有効な法律上の規制措置も一応、あるわけでございます。開発行為につきましては、そのつど、担当課を通じまして一定の許可を出しているわけですが、たとえば、市街化区域内の千平方メートル以下の小規模開発については、野放しになっているような面もございまして、そうした面につきましては、現在、それぞれの市が開発指導要綱

を作成して、その指導要綱に基づいて、開発の具体的な計画並びにその実施に伴う指導を行っているわけです。

その指導要綱をそのまま議会の議決を得て条例にすることが可能かどうかということは、現在、かなり疑問点があるわけです。仰せのように、指導要綱よりも条例のほうが拘束力を持つわけですから、それが可能だということになりましたら、条例化したいという気持ちは各市とも持っておるわけでございます。しかし、条例というと法律ですから、そういう点ではまだ疑問点がすっかり解消されておらない点があるわけでございます。だから、直ちに条例化の方向をとるかどうかについては、なおよく検討しなきゃいけない点があるかと思えます。

しかし、事実上、特に大規模開発につきましては、その開発許可の段階で議会のご意思を十分反映いたすために、開発事業対策特別委員会にいろいろの問題についてご審議をわざわざし、ご意見を賜り、ご指導を仰いでおる現状でございますし、今後ともその方向を堅持してまいりたいと存じております。

- 18番(直村静二君) ご指導を仰いでると言うけれども、私も開発対策委員会におるんですが、あんまりご指導仰いてないように思うんです。これからわざわざしたいというならば了としますけどね。わざわざしております言うけど、私一向に聞いてませんのでね。まあ、それはけっこうです。

次は一般公共事業、学校施設等、いろいろ質問したことにしてお答え願いたい。

- 教育次長(阪東重信君) 地域開発と並行して、学校施設計画にかかる財源措置等についてご心配いただくところでありますが、一つの学校を建設するときの所要経費としては、位置によって異なりますが、用地費として約10億円、建設事業費として3億円ほどの予定をいたすわけでございます。したがって、地域開発にかかる荷威を受けるときには、当然の義務教育施設を考えるとともに、現況の学校施設の実態と将来の展望に立って施設計画を立て、企業者に負担協議を行ないつつ、市の財政負担の軽減を図っていくというのが現状でございます。

- 18番(直村静二君) 私の質問のしかたがまずかったのかもしれませんが、実は財政課からお答え願いたかったんです。というのは、いまは教育委員会における学校についてでしたけど、幼稚園もあれば保育園もある。これは民生ですし、そういうものも網羅して前から質問の通告してるわけです。公共施設というのは、何も学校だけやない。ほかにもあるんですからね。まとめてやってもらえば時間が省けますので、ひとつ財政のほうからまとめてやってくれますか。

- 総務部理事(庄司 清君) 財政のほうからということでございますので、私からお答えさせていただきます。

一般公共施設、学校施設等の先行取得等の取り扱いにつきましては、現在もあるいは過去においても、積極的に取り扱っておるわけでございます。人口の急増、基盤整備等の必要から、今後もこれらを積極的にやっていきたいと考えております。しかし、これらの運用に当たりましては、財源的な見通しを見きわめつつやっていくという考え方を持っております。

次の同和事業分における……。

- 18番(直村静二君) いやいや、ちょっと待ってくださいよ。いまの説明なら、もう少し具体的に聞きたいのは、当初予算に載ってる分はいいとして、その後、年度中に変更があるでしょう。それはどれぐらいの変更があるのか、その点を教えてください。
- 総務部理事(庄司 清君) 教育施設、保育所等でございますが、現段階におきまして、48年度中にどれだけ生じてくるか、49年度どれだけ生じてくるかについては、私どものほうではまだそれらを網羅しての把握はいたしてございません。ただ、現在考えておりますのは細目別予算ということで48年度は踏み切らしていただいております。その関係から、事業費につきましては、長期予算方式をとりたいということで、事業の調査をおっつけ開始いたしました。その中でそれらが完全に把握されていくんではないかと考えておりますので、ひとつご承知おきを願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) 意見を言っておきます。結局、市長も、予算委員会でも、金ないんだということでしょう。財源も少ないんだと。だから、財政理事としては、いつも帳面でも持って、次はこれ、これと、すぐ答弁できるぐらいにしといてもらわないけませんな。定例会ですからね。まだ把握しておりませんでは、これでは議会のほうがよっぽどしっかりしてまっせ。昨年9月ですか、財政危機突破の決議を意見書としてあげますし、理事者としては、そういうものを積極的に踏まえて、数字もちゃんとつかんでもらいたい。これから把握してということでは、怠慢としか言えない。これは意見として言っておきます。

次に同和事業分の見通しについて答弁してください。

- 総務部理事(庄司 清君) お答えさせていただきます。
財源の見通しということで、同和事業に対して国がどれだけ負担してくれるのかというご質問であったと思います。このことにつきましては、ご承知の通り、同和对策特別措置法というのができておりまして、これではっきりと明示されております。このことは申し上げるまでもないことと思いますが、補助基本額の3分の2が国庫補助金として交付され、残りは起債で措置をし、さらにその起債につきましては、元利償還金の10分の8が地方交付税の基準財政額算入されることになってございます。こういうことで、国の負担については法律的に明示されている。このほか府において、これらの補完という形で、積極的に特別の財源措置を講じられ

ておるのが現状でございます。

次に先行取得分の利子負担及び総額というご質問ではなかったかと思いますが、公社におきまして先行取得をやっていただいております。そういう関係で、公社におきましても、資金の導入につきましては、なるべく低利の融資を得るべくいろいろとご苦労なさっておるわけでございます。そのうちで、特に都市整備資金等の低利な制度に乗った融資を受けるように奔走しておる状態でございます、この軽減に努めておるようなわけでございます。

そこで金額的にということでございますが、過日、公社あるいは開発協会の決算報告あるいは48年度の公社の事業報告の中に添付されておりますように、現在、取得されているものについての区分別金額を金利を含めて添付いたしておりますので、ひとつそれをご参考にさせていただきたいと思うわけでございます。

第3点目の、公社が造成事業を行なっているが、チェックの必要が今後、あるのではないかとというご質問でございます。この点につきましては、公有地拡大の推進に関する法律に照らしまして、当然、その業務範囲で行動をすることになります。そういうことで、今回、法の改正が11条、すなわち業務範囲の拡大を中心として改正されてございます。ということから、この業務範囲の中で、許される範囲の中で積極的に運営をしてみたいと考えてございます。

特別会計を設けてはどうかという問題につきましては、その考えはございません。

次の健全財政とは赤字再建団体にならないことかというご質問であったと思います。私どもといたしましては、健全財政のあり方については、何を申し上げましても収支の均衡がまず第一義でございます。しかし、収支の均衡だけでは、健全財政と言えないと私は思います。そこでわれわれが常々心がけておりますのは、積極的に財政需要にこたえながら、財政構造の健全化をも十分図りつつ、弾力性を備えた財政運営をということ、これが一番理想だと私は考えております。そういうことで、財政収支が均衡で赤字が出なかつたらいいという、安易な考え方の運営はいけないと考え、日常心がけておるようなわけでございます。

それから、幾らになったら赤字財政再建団体に転落するのかというご質問でございますが、約4億8千万円が、和泉市の47年度の基礎資料に基づいた数字でございます。

次に債務負担が多い、その多い中で、本年度は5億円しか買い戻しをしない、そういう状態の中で、なお48年度に48億の債務負担がやれることについて、健全財政が堅持できるかというご質問であったかと思えます。債務負担行為につきましては、そのつど、議会のご議決を賜っておりますが、歳入歳出予算に計上して、年次的、計画的に買い戻しをしていきたいと考えております。計上していくうえにおきましては、もちろん、特定財源の積極的な配慮、獲得に力を注ぎ、なるべく早くこれを一般会計で買い戻しをしてみたいと考えております。年

次の、計画的に行なわれます関係で、健全財政が維持できていくと考えております。

以上のような考え方あるいは状態でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) 質問の意図を勝手に解釈して答弁されてる面もあるんですけど、それはいいとして、はっきりしてもらいたいのは、時間もかかりますので簡単にしたいんですけど、まだ積み残しが35億もあるのに、48年度に48億と、ようこんな計画するなあとということ。それに対しては年次計画を立てて、均衡財政で収支併りようにすると言いつつ、そんなこと言うんだったら、46年度の決算見てください。全部減ってますわね。決算、53億じゃなかったですか。だから、仕事しないのが健全財政かと聞いたんですよ。つまり、計画をあとで全部引き下げるということをやってきたじゃないですか。だから、あなたの答弁は私の質問の意味を取り違えると言ってるわけです。逆に言いますと、48年度終わったときに、債務負担の積み残しがかなり出るという懸念があるわけです。地元住民との協力がなかったからそうだった。国との財政の取りつけがしてなかったから組めなかった、こういうことで計画が全部くずれるというのがいまの市財政計画なんです。だから言ってるんですよ。

それから特別会計にしなさいという意味は、つまり、公社は同和分だけではなしに一般公共施設もみな買うわけでしょう。片方の同和の分は、補助、その他多いから、これは進みますよ。また、進めないかんわけです。しかし、これは国から幾らでも補助を取ってやる。国民的課題である以上は、国の責務としてせないかんと言ってますからね。一方、労働会館、図書館、青年会館等の建設は、前から言われてるけれども、何ら手をつけてないじゃないですか。それともう一つ私が心配するのは、これが一緒になっていると、同和の予算に乗っかってその金で一般公共施設を買ってくるのと違うかということです。だから、特別会計に切り離して明快にしなさいと言ってるんです。この意味わかりますか。

職員の数でも違うんですよ。用地課の7名は、一般会計からお金が出るんでしょ。公社の20名の賃金については、取得価格に入るわけでしょう。用地課7名は、一般会計から金出して、この人ならは何の用地買うんですか。公社の職員だって用地課の職員だって、同じ職員だと思いませんか。それをなぜそんなふうにしてるのか、よく意味がわからない。その点明快にしてもらいたいですね。

- 総務部理事(庄司 清君) 積み残しのお話でございますが、45年でございましたか、予算のうえでの不執行あるいは翌年度繰り越しが出たことは確かでございます。その後、不執行のないように努めまして、47年度の状況は、まだ完全に把握はできておりませんが、相当高率な執行率を示しております。その点ご了解を賜りたいと存じます。

債務負担の40億のうち5億円しか云々という問題でございますが、これは48年から53

年あるいは52年と、4カ年ないし5カ年という年限を切ってございまして、平均8億程度ずつ買い戻していけば、ちょうどその期限になるわけでございます。たまたま、48年度では5億という予算措置をいたしておる状況でございます。過日も公社の局長からお答えしましたように、今後、なるべく多く買い戻しを本年度内にするよう努力いたしまして、この消化をはかってまいりたいと考えております。

特別会計のお話でございますが、これの件につきましては、特別会計を設ける性質のものには当てはまらなないと私のほうでは考えております。

- 18番(直村静二君) それでもうよろしいわ。あんた、財政ですから、きっちりやってもろてるから、本当のこと言ってくれてると思って聞いてたんだけど、いま、ちょっと違ったことを言ってますね。47年度はかなり高率的に消化するために用地買戻たと言ってますけど、3月19日の債務負担行為の補正で、当初、70何億のやつを38億まで下げてるんじゃないですか。議会へ提出されてますよ。だから、46年度も不執行になる。47年も、74億8千2百万のやつが38億5千万にぐんとダウンしてるから、これじゃいかんというんです。仕事しなかったら赤字にならないということになるじゃないか。しかも、積み残しがあって、まだ組むから、これはいけない。8億程度の買い戻していけると言ってますけど、これは見通しですからあえて言いませんけど、いまの形ではとてもやないけど無理じゃないか。無理かどうかよりも、財政のやり方はきっちりやってもらわないかん。市民がみな財政問題を心配しております。あなたの答えでは、これからぼつぼつ把握するということで、これではなってない。この点強く追及しておきます。

健全財政のあり方についての基本姿勢で、赤字再建団体に入るのは4億8千上円からだとおっしゃってますが、労働会館、青少年会館、図書館、これは何で買うんですか。もっとはっきりいうと、用地課に7人あって、7人分は一般会計でお金出してるんでしょ。公社は20人の職員があって、この人件費は買った用地の中へ入れてるんでしょ。そうすると、一般の公共事業用用地はだれが買うんですか。公社の20人が買うわけですか、用地課の人が買いに行くんですか。もう少し詰めてお答え願いたい。

- 土地開発公社事務局長(西川武雄君) 公社事務職員関係の問題でございますので、私からお答えさせていただきます。

市職員7名につきましては、前年度予算で計上されております公有財産購入費の関係は市の職員で執行していく。これと合わせて、公有地の拡大の推進に関する法律等に適用するものについては、この7名の職員で行っていく。一般公共用地の先行取得と環境改善整備事業用地等の関係は、公社の職員で行っていく。公社所有地の財産管理、その他、経理等の関係は、

公社の職員で行なっていく、こういう内容でございます。

- 18番(直村静二君) それでわかりました。
20名の職員の賃金は、国の補助が90%以上出るんですね。
- 総務部理事(庄司 清君) 公社から市に買い戻す中で、付帯事務費あるいは金利等を加えて買い戻しをいたしまして、それが即、補助の対象になるものがございますので、補助で救済され、あるいは起債で救済されるというふうなことが当然、行なわれるわけです。
- 18番(直村静二君) 20人のやつは千6百万組んでましたな。その千6百万の人情費のうち、3分の2ですか。あと起債ですか。
- 総務部理事(庄司 清君) 事業ごとにそれぞれ補助の率等が変わりますので、一がいに申し上げることはどうかと思います。ただ、そういう対象にはなるということで、ひとつご了解願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) 補助になるもの、ならないもの、なるものはパーセンテージ、これについてわかったらあとでメモして知らしてください。

私の言いたいのは、はっきりいうて、公社関係の差額は全部国で持ってもらえと言うんですね。一般公共事業は補助金が少ない。同和の分は多い。多くするということは、よけい買えということですから、その分については、全部国の補助をつけなさい。だから、特別会計にしたらどうかと言ったら、それはやる気ないと言いつつ、ますます、財政問題についてはっきりせえと言います。そうしないと、同和に追われて、労働会館なんかできないでしょう。これは十分検討してもらいたいと思います。

次は文化財の答え聞きましょうか。

- 教育次長(阪東重信君) 池上遺跡の保存対策については、過日も文化庁で、本年度より補助事業として採用されるべく国の方針もはっきりいたしてまいりました。基本的な考えとしては、50万平方メートルに及ぶ埋蔵区域すべてを保存するということではなく、特に学問上、重要区域の買収を行なって、当初予算でも約2万平方メートルの予算審議をお願いしたところでございます。これらの市の意向に沿うべく、国が近く重要区域を指定することになっており、協議中の区域についても、直ちに買収交渉を進めてよいとの結論を得ております。したがって、これらの区域は、遺跡公園として保存対策を講じつつ、収蔵庫等の建設をめどにその活用をはかってまいりたいと思います。

第2点のPRあるいは用買の取り組みにつきましては、まず池上遺跡の重要性について、地元の権利者はもとより、全市民に広報等をもってPRするとともに、現在、池上町に接しております府の文化財センターで出土品の展示会の計画もいたしております。用地買収については、

むずかしい問題があろうと予想されますが、諸般の協力を求めるよう、また用地買収の取り組み体制についても、留意するよう協議してまいりたいと思います。

○ 18番(直村静二君) それでいいと思うんですけど、第二阪和国道との交差点の問題がネックになってくるんじゃないかという懸念をいたしますので、その辺にも地元住民の協力体制が要るんじゃないか。だから、単に理事者だけが走るんじゃないか、何か機関というか、団体というか、協議会みたいなものをつくる必要があるんじゃないか。人員の配置についても考えなければならぬではないか、こういう問いに対する答えがないんですけどね。

○ 教育次長(阪東重信君) 先ほど決意を申し上げましたように、市をあげてこの買収に全力を注ぎ、その対策に万全を期していきたいと考えております。

○ 18番(直村静二君) 議員が一般質問として、前で何のためにしゃべったかわかりませんな。答弁が漏れてるんじゃないかと言ってるんですよ。人員、その他足らんのか。教育長、あんた聞いてるはずや。

○ 教育長(葛城宗一君) ご質問いただきながら、答弁漏らしたというご叱声をいただきましたが、用地買収を積極的に対処するには、現在の開発公社の人員構成では無理ではないかという指摘であったと思うであります。もちろん、この用地買収につきましては、地元の方々ともひざをつき合わせ、文化財として保存すべき必要性についても十分協議いたしますとともに、開発公社とも十分協議を整えまして、買収に積極的に対処できるように、内部機構の充実をしてまいりたいと考えるんでございます。

○ 18番(直村静二君) いま和泉市が進めている施策の中で、これは大体、みな賛成してくれるし、ええことやというんで、私もこれだけは賛意を表しておきたい。ここで市長に聞いておきたいんですけど、いま教育長が決意表明しましたが、これは全部、市長の判断でやりますので、気持ちより判断を押すかどうか。市長が答弁できなかつたら、助役に代ってもろうてもよろしいよ。

○ 助役(辻 忠夫君) ただいま教育長が言われたように、市長のほうでも遺跡を大切に保存していかなきゃならんと考えておりますから、当然、相談があった場合には、市長も賛意を表するものであるということを、私から代りましてお答え申し上げます。

○ 18番(直村静二君) 相談がありましたらそのときは、ということですけど、それは当たり前のことです。積極的にやるかどうか。やると言えばいいわけです。

○ 助役(辻 忠夫君) これは計画でやることになっておりますから、やります。

○ 18番(直村静二君) 次、横山。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) 横山地区ダンプ公害対策等について、ご回答申し上げます。

初めに、横山地区ダンプ公害の発生原因である採石場の実態ですが、大阪府に登録された業者として、西野採石、藤原採石、宝塚採石、日本採石、千葉採石の五業者が、それぞれ採石場を持ち、ダンプを発車させている現状でございます。

横山から堺滝畑線、泉大津粉河線、河内富田林線に向かってダンプが往来しているわけでございます。これはいずれも府道で、幅員約六メートル、両側に歩道もない、昔からの道路で、現在のいわゆるダンプが走るような道路でないことはみなさんも承知のことでございます。

昨年の8月中旬、西条橋の交差点で実態調査をいたしました。その当日の模様を申し上げますと、朝の7時から夕方5時までの時間帯で、この道路に5,650台通っております。そのうち、大型車両が約1,500台。うち、採石業者の使用するダンプが850台通過しているという実情でございます。

このダンプの往来によりまして、地元住民からいろいろ苦情が出ております。たとえば非常に危険であるとか、屋根を当てられたとか、あるいは昨年度は不幸にして人身事故がありまして、死亡1、重傷1、軽傷2という実績があります。本年は、幸いにして死亡も出ておりません。

そういう状態で、住民が市のほうに再三再四にわたってこれまして、実情をご検討のうえ何とかダンプ公害をなくすためにダンプをとめてほしいという陳情もございまして、われわれもそのことはよくわかっておりますので、これをとめるあらゆる方法を検討したんですが、現行法制度では市がダンプをとめることもできませんので、困っている現状でございます。

第2点の、採石はいつまで続くかというご質問でございます。業者に聞き合せましたところ藤原採石、宝塚採石はあと3年から4年かかるだろう。西野・千葉採石は10年以上かかる見通しでございます。

市としましても、この対策についていろいろ考えておりますが、法的に規制できないなら、せめて道徳的に、地元住民がある程度納得できるような協定書をつくれということ、過去にも協定書をつくった事実がございまして。しかし、地元住民から言わせれば、これは本当に無責任な協定で、ひとつも守ってないという苦情が絶えません。

現在も、火薬取り扱いの、府で許可する1年更新のもので、本年度はこの3、4、5と、3カ月だけ暫定的にやったのでございまして、この6月1日からはまだ火薬の許可もおりておらない。というのは、火薬の取り扱いについては、府から市長に対して同意を求めるわけですが、市は協定をつくるまで同意しないとやっているわけです。協定案も市から業者に提示したのですが、業者のほうは、市の提示はきつくて、これではわれわれは受けられないということ。それでは一ぺん業者が自主的にできる協定で当たってほしいということで、現在も

交渉しているわけでございます。

一番の難点は、先ほど直村議員が言われた補償積立金でございます。業者からは、市から提示された協定の積立金は受け入れ難いという申し出がございました。しかし私のほうでは、現在、自動車を所有している者は、道徳的にも、1千万以上の保険に入ることが社会常識になっているということで、業者に強く指導しております。そして、ダンプに乗る運転者あるいは所有者は、少なくとも1千万以上の任意保険をかけること。1千万以上の任意保険をかけてないダンプは業者は使用しない。もし使用した場合には、雇った業者が責任を持って、こういう方向で指導している現状でございます。

そのほか、交通公害課といたしましては、速度の制限、通学時間帯の通行禁止、道路清掃、散水車を購入して水をまく、あるいは指導員の配置等を協定書の中に入れる、というような指導をしているわけでございますが、現在は、まだ協定が住民との間にできてない現状でございます。

- 18番(直村静二君) 詳しく説明されてよくわかったんですけども、出原議員と重複しないように、私はポイントを決めて質問したと思うんです。

1千万円の任意保険は、市から業者に言っても聞かないというわけですね。聞けばいいけども、聞かないとすればどうするか。

それと、火薬の許可は6月1日以降またおろしてない。市の言うてる案に業者が賛成すれば許可があることになってるのか。この二つを明快にお答え願いたい。

- 交通公害課長(吉田利秀君) この間の業者と私のほうとの打ち合わせでは、業者はこのこととは承諾するという事になっております。
- 18番(直村静二君) 時間もありませんので、意見だけ言っておきます。

いま、いろいろ聞きますと、住民なりが積極的に動けば多少きくように思いますけれども、抜本的な解決策にはなってない。市には権限がないということですね。しかも、3年、4年、10年やるところもある。道路の幅は広がらない。また泉北2号線がそこまで来ている。これの開発の問題もある。そうなってくると、市としては、抜本的な解決策をとらないかんのじゃないか。そうしないと、ただ、めしの上のハエを追うようなことではいかん。しかも、道義的にやるんだということでは、とてもじゃないけど解決しないと思うんです。

これも市長に聞きたいけれども、市長が答弁しないなら助役に聞きますが、一つの山全体の保護という点から、市が立案計画する風致地区なり、そういうものの中に入れて、業者を指導し、業者負担もさせる。実際、開発なんかの場合でも負担金出していますしね。市政運営上、風致地区なり、いろんな規定付けをこしらえてやらすことはできないのかどうか。その点、助

役から明快に答えてくれますか。

- 助役(辻 忠夫君) いま言われたことは、一応、やれるような案ではございますが、しかし、個人が所有しておるところを、市の権限で市の計画だということでは、現在の法規では無理やと思います。緑を生かし、自然をこわさないようにという話によってある程度やっていくことはいいですけども、公園に指定するとか、都市計画の中に入れることによる網のかぶせ方のようなことはできないんじゃないか。しかし、このことについては、十分検討いたします。
- 18番(直村静二君) 助役は答弁をもっと丁寧に明快にやってもらいたい。池上遺跡でも網をかぶせていくわけですよ。私有地があるんですよ。池上下宮線も計画決定で網をかぶせてあるじゃないですか。大阪岸和田南海線も網かぶってますよ。検討するということですから、不十分やけども、時間の関係もありますから、一応、これでやめますけども、もう一べん勉強してもらわんと、吉田課長の答弁のように、業者の良識にまかすというだけではだめだからね。やはり網をかぶせないと、その点だけ言っておきます。

次は衛生。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) 1点目の月2回のくみ取り実施につきましては、先ほど横田議員のご質問の中にございましたように、ごみ、し尿につきましては同じように私たちは考えております。他市のことも研究をし、業者とも打ち合わせをした中で、市といたしましても実施しなければならぬということも考えております。その時期につきましては、いまのところは未定でございます。

2点目の駅前の公衆便所につきましては、議員さんご承知の通り、委員会の委員長並びに副委員長にきていただき、鉄道管理局の課長に会っていただきまして話した結果、一応、考えてみようというところまではいっております。以後につきましては、水洗便所の設備ができておればと、管理局も言われておりましたので、その後、駅前の水洗便所の図面を持って課長に会ってまいりました。その結果、現在の便所を水洗の便所にするか、それとも現在、荷物預かりやってる場所を貸すか、鉄道管理局で考えた後、市のほうに連絡して、その後、詳しい打ち合わせをする、ということまで現在のところ煮詰まっております。

3点目の、不燃焼物の収集で、現在、40日に一度やってるのを30日に一度にできないかということですが、現在のところ、不燃焼物の中に燃焼物がたくさんまじってる関係上、市の2台の車では、とうていふやすことはできないと思います。今後、町会ともよく相談しまして、燃焼物を出さないようにすれば、30日に縮めることもできるんじゃないかと考えるのでございます。

○ 18番(直村静二君) 2回のくみ取りについてはやる腹だ。しかし、あなたのほうは前に、値上げの意向を言って、そのときに各議員さんに、いまの条例も守れてないのに値上げやと、一笑に付されてるといふ実態がある。だから、2回やるにはどうすればいいのかといふことを聞いたんです。お金はどれぐらいいるのか。業者との懇談会ではようしませんといっている。それをできるようにするにはどうすればいいのか。その辺をお聞きしたいわけです。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 現在のところ、まだ金額のところまでいってありません。各市町村に見習って2回取りしなければならぬと市は考えているが、やっていただくについて業者もそれだけの設備はできるか、こういう詰めだけはやっております。

○ 18番(直村静二君) これは相手のあることで、かなり苦勞されてる。直営やったら文句はないですけど、下請であるためにネックになってる点もあるでしょう。しかし、あまりにも条例を守ってないという声も多いし、2回取りは断固として早急にやるんだという基本的な腹をはっきりしていただきたい。

それから、駅前の便所は8月ごろやと聞いたんですけど、この点わかっておたらお答えいただきたい。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 現在のところ、まだめどはわかりません。鉄道管理局で検討して、それから市のほうに連絡するということで、まだわかっておりません。

○ 18番(直村静二君) 産衛で、正副委員長さんが努力されている。8月というのはそこから出てきたことなんで、事務局は知ってるのかと思って聞いたんですけど、めどはわからないわけですね。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) はい。

○ 18番(直村静二君) いずれにしても、和泉市の玄関口であり顔であるところが毎日汚されてる。苦情もある。したがって、これはもう少し力点を入れて督促してやってほしい。これは要望しておきます。

それから、不燃物40日1回を30日に1回にすることはできますよ。ごみをちゃんと2回取りしていけば、不燃物だけ出てきますよ。ごみが十分収集されてないから、不燃物が入ってくる。だから、40日に1回だと悪循環してるんです。だから、不燃物の中に燃えるやつまで入ってるというような責任回避の答弁ではなしに、燃えるやつは2回取りやる。同時に不燃物は30日または20日に1回といふふうに、これも要望しておきます。

次に同和行政に対する質問についての答えをいただきます。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 同和行政とその施策、特に解放同盟と自治体との関係、非常勤嘱託について、同対部長からお答えいたします。

同和対策事業をより効果的に行なううえにおきましては、憲法14条並びに地方自治法10条2項とか同法138条2項を踏まえ、本事業をより効果的に施行すべきであるということの中の方法論としてとらまえておることは、いつの議会においてもご答弁申し上げておる通りでございます。黒田知事も府同促を窓口として事業を行なっていくと申しております。今後とも、さらに憲法なり地方自治法、国、府の同和答申、特別措置法などの趣旨を体し、地区住民の意思を尊重しながら、本事業をより効果的に施行すべく、公平かつ適正にやっていきたい考えでございます。

その中で、もし考え方に食い違いがあった場合はどうするかという質問であったかと思えます。こういう不合理な差別をなくすことは、いまや市民全体の願いであり、国民的課題である現状にかんがみまして、そのようなことはありえないと考えるわけでございます。なお、今後とも市の主体性あるいは積極性を発揮して、事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

非常勤嘱託の点でございますが、これは各セクションで対策をやっておりますけれども、総合的な問題ですから同和部でお答えいたします。

現在、市が任命しております相談員は、同和対策事業の目的、意義を十分踏まえた方々を相談員として任命し、事業の効果能率をあげていただく。仕事分野としては、効果をあげるために、随時または定期的に打ち合わせをし、不合理な部落差別を1日も早く解決するために努力していることは、いまさら申し上げるまでもないわけでございます。

なお、2.5カ月分云々ですが、昨年12月市会でもご説明申し上げたように、たまたま、定期的に市職員のボーナス持期と合致したためにいまのようご指摘を受けたと思えます。これにつきましては、先ほど申し上げました通り、今回は、そのうちの報酬の増給分として対処いたしたわけでございます。

なお、1日の仕事時間、1カ月の時間と云う問題ですが、相談事業は何時から何時までと云うような性格ではございません。昼夜にわたり、日曜祭日もないような実態でございます。その点を勘案いたしまして、今回、このような措置をとらせていただいたわけでございます。

- 18番(直村静二君) あなたの答弁では、地区住民の意見を尊重しということですが、私が質問したのは、地区住民自身が主人公であると。解放同盟は公共団体でもない。任意の団体であるということ。あなたは地区住民の意見を尊重して、というふうに言いけれども、窓口一本の確約書に基づいた同和行政で、地区住民の意思の尊重はいかなる点でなされるのか。さらに、市が予算措置をしている促進協議会はできておるのか、これをお答え願いたい。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 現在、市同促は発足いたしておりません。

○ 18番(直村静二君) では、あなたの言う地区住民の意見を尊重してというのはなってないじゃないかと私は申し上げたいんです。予算措置しながら、何回も督促しながら、それがまだできておらない。これは怠慢ではないか。それでどうして地区住民の意見を尊重してと言えるんですか、明快に答弁してください。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 地域住民の意思尊重云々ということは別としまして、市同促につきましても、同対部としては、鋭意努力しているわけでございます。

○ 18番(直村静二君) 債務負担の積み残しがたくさんある。7.4億が8.8億にダウンされて議会に出た。国の取り付けと地元住民の協力がうまくいかなかったから下げるをえないということだった。ところが一方では、いまの同対部長の答弁では、地区住民の意見を尊重して、と言いながら、議会を通過して予算もついた市同促ができてない。これで部落解放運動が進んでるのかおけているのか。どのように尊重していると言えるのか。私は判断に苦しむわけです。部落解放はみな賛成ですよ。やり方がおかしいんじゃないかということも出てくるわけです。これどうするんですか。

非常勤については私が質問したのは、おもにどんな仕事をされてるのか。つまり、部落解放同盟の運動団体については、本年度たしか1,600万ぐらい補助金が出てるんじゃないか。おそらく事務職員の方はその仕事をされてるんじゃないか。しかし、市から非常勤嘱託相談員として6万5千円並びに今度2.5カ月の手当が出る。一体おまな仕事は何か。相談員か、それとも解放運動そのものか。どちらが主なのか。これもひとつ明快にお答え願いたい。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 非常勤嘱託の相談員は、当然、市の指導する相談員としての仕事でございます。

業務内容は、地域の相談活動をやってるわけですが、ものによりましては、各人の家庭にも入りましょし、隣保館でも行ないましょし、非常に流動的でございます。

○ 18番(直村静二君) 私も組織の一員ですから、組織運営について若干の心得があるので言いますけれども、私が入っております産衛委員会では二りの相談員のお名前は明快になっている。その方々は解同の役員さんで、三役に近い方です。だから、専従であれば同盟から費用が出るんじゃないかならうか。そうあるべきじゃないかならうかと思うんです。他の団体ですから、あえて言いませんけども、片方で相談員ということで出ている。一方では1,600万の補助金が出ている。市から同盟に出す補助金の中からは事務費は出てないということですか。事務費は出てないから、非常勤ということで事務費補助が出てるんですか。それだけ明快にしてほしいですね。ただ、流動的ではちょっとわかりませんよ。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 少なくとも、同和問題に対する認識の深い方が相談員として

の資格要件だと思います。たまたま、支部の優秀な幹部職員の方が相談員をやっておりますけれども、われわれ行政サイドからいえば、部落解放問題についての優秀な方にやっていただいとるということでございます。

- 18番(直村静二君) 監査はしてるんでしょう。一つの団体に1,600万も補助金を出しているんですから、おそらく報告があるでしょうし、その中には事務費があるんじゃないんですか。そういう資料は出てないんですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 支部の補助の中には、もちろん、事務局費は出ておりますけれども、相談員とは全然関係ございません。
- 18番(直村静二君) しかし、16名いてはるんでしょう。女性もおられるそうだけれども、16名全部相談員ですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 全部が相談員でございます。
- 18番(直村静二君) まあ、これは特別委員会もありますし、本会議であまり細かい点を取り上げても時間がたちますから、一応、基本路線だけにとどめておきます。

要するに、いま、お聞きしておりますと、地区住民の意見尊重だ。ただし、予算措置された同和促進協議会はできてない。だから、尊重とは言えないという点がはっきりしたわけですね。

それから、これは答弁なかったんですけど、同和保育の問題で、対象に入る人と入らない人がある。公共施設でもあり、市の施策としてやるべきだと思うわけです。しかし、地区住民の意見尊重と言いながら、窓口一本という、行政としてそのほうが便利が先え、あるいは効果的であるということとそういうふうにやられている。これについては、私は納得できない。

非常勤についても、たまたま、ボーナス時期になったからということですけども、市の職員に準じて、というよりも、何か差額を出したような答弁をしている。これはやはり、まだまだ不明な点があるということ指摘して、一応、この点は終わります。

- 議長(松尾千代一君) 福祉行政。
- 市民部長(小林一三君) それでは6番の福祉行政について、市民部長からお答えいたします。

まず、第1点の老人対策の中で、ホームヘルパーの身分については、所定のケースを担当しておりますので、常勤嘱託員としての身分保証をしていきたいと思っております。

生活保護の1級地への引き上げについては、過日、府の民生総務部長を經由して、文書をもって、国へ1級地への引き上げを要請いたしております。

ご承知かと思いますが、大阪府下には1級地から3級地まであります。阪南では、和泉市の隣の岸和田までが1級地ですが、貝塚、熊取、泉佐野は2級で、泉南市以南は3級地になって

おります。こういった本市の取り巻かれている現状もつかんでおりますので、現在の都市形態交通形態等を踏まえ、文書化いたしまして、府の民生総務課長経由で国に訴えております。

- 18番(直村静二君) 寝たきり老人の数が言われていないので、おかっておったら言ってもらったらいし、わからなかったらあとで調べて報告してもらったらよろしい。

1級地の問題につきましては、厚生省、社会保険課長もやはり、手直しせないかんと言うてる。前にも言っておったことで、現実に要請されてるということですから、これは一応、了解しておきます。

身障者について答弁願います。

- 教育次長(阪東重信君) 本年4月開設の府立佐野養護学校に本市より通学する7名の児童は、岸和田までのバス区域に制限され、岸和田駅で乗車することにいたしておりましたが、その後、6月4日より、通学バスのルートのを和泉市役所を起点とすることに變更してもらいました。現在、和泉市役所から、南海バスの府中駅前を経て泉大津市を經由していくルートに變更し、この利用を図っておりますので、ご了承願います。

- 18番(直村静二君) 細かい点ですので、再質問いたしません。

それじゃ7番。

- 市民部長(小林一三君) 7番の国民健康保険料の件で、固定資産税が年々増加するんではないかということから、無収入の場合はどうするかということでございます。これは2点の方向から考えられると思います。

まず第1点は、本市の場合、前々年所得を使っておりますので、無所得の場合等は、申請に基づく実調によって減免措置をいたしたいと思います。

なお資産税の占める率が百分の60ということでございますが、資産割につきましては、賦課総額に占める率は百分の15と条例化しております。この比率が特定の方に圧迫になるといふか負担になる、いわゆる制度上の重要な問題となりますれば、当時、その時点におきまして諮問機関でございます国保運営協議会並びに関係の所管委員会に提案申し上げまして、制度の改善を行なり、この2面から考えております。

- 18番(直村静二君) 本来、所得の高いものが一定の負担増になるのはやむをえないという果進的な考え方がありますが、固定資産は、売らない限り、収入にならない。かなり大きな金額になった場合、収入の低い人は困る。こういう点では制度的な欠点も出てくるんじゃないか。そこで、国保の減免の最低線はいかほどか、お知らせ願いたい。

- 市民部長(小林一三君) 国民健康保険の減免という言葉でなしに、減額ということで、本市の場合、厚生省基準に基づきます条例準則で行っております。本市条例第21条の2に規

定しておりますように、基礎控除以下の所得の方につきましては、均等割及び平等割については十分の六を減額するというところでございます。第2点は、基礎控除プラス10万円までの限度につきましては、それぞれ均等割、平等割の十分の四を保険料から減額するという規定を条例化しております。

減免につきましては、条例26条に規定いたしてございますように、災害等により生活が著しく困難な場合、その他、特別の理由となっております。

- 18番(直村静二君) 基礎控除15万円といいますが、月收入1万2、3千円でしょう。そこから上は均等割、平等割でかかってくるわけですね。ところが、生活保護法からいっても、65才の老人1人で月1万5、6千円の収入になるわけです。それだけないとやっていかれへんわけです。1万5千円というと、年18万ですね。つまり、18万円までは生活保護世帯なんです。ところが、いまの和泉市の国保の減免規定を聞きましたら、基礎控除16万円ですよ。つまり、生活保護基準よりも下の収入の人にもかけて取っていくというんでしょう。生活保護法で入れば、医療保護で無料になるんじゃないですか。10何割上げたら、ますますひどいものになるんじゃないですか。これは即刻、改めてもらわないけません。部長やなしに、市長助役から答弁していただきたい。これわかっていますか。生活保護基準以下の収入でも国保料金取ってるんですよ。そんな減免規定がいまごろ和泉市にまかり通ってる。前にも言ったけれども、一向に改善されてないじゃないですか。すぐ撤廃して改善しますか。
- 助役(藤田 利君) よく検討いたしまして、改善すべきものは改善いたします。
- 18番(直村静二君) 改善すべきものは改善するって、これは改善をせないかんじゃないですか。何べんも言うんですけど、生活保護の基準よりも低い人がいるんでしょう。独身者の方で、生活保護を受ける方もいてると思うんですよ。また受けてない人もいますね。そういう人はかかっているんですよ。だから早く是正せないかん。もう少しまともな答えしなさいよ。市長だって福祉優先と言っているんですからね。もう少しはっきりしてください。26人の議員さんみな怒ってますよ。
- 助役(藤田 利君) 運営協議会ともよく協議いたしまして検討いたします。
- 18番(直村静二君) 運営協議会の人に責任浴びせるんですか。自分とかが案を持って、こういう態度でいきます、だからはかりますと、こうですよ。国保協議会にはかかるのを検討するんじゃないんですよ。自分とかが検討して、それをはかりますと、こういうふうにならないとだめですよ。もう少し明快に答弁してください。
- 助役(藤田 利君) よく検討させていただきます、先ほど申し上げた通りにいたします。
- 18番(直村静二君) 検討にも二通りあるんでね。どうもしゃないわという検討と、いや、

これは前向きにやろうという検討とね。まあ、前向きにやるという検討だというふうに善意に解釈しておきます。

次は8番。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) 労働会館、図書館、青少年会館の建設についてお答え申し上げます。

労働会館建設につきましては、産業と労働問題は表裏一体という観点に立って、企業サイドに立った雇用定着対策のみならず、中小企業福祉向上施策として位置づけを行なっているわけでございます。したがって、当面の施策目標といたしましては、勤労青少年ホームを設置するということで、昭和49年度建設予定で、昭和48年度予算に建設費の積み立て措置をご承認願ったわけでございます。目下、企業課で検討を行なっているわけでございますが、3月議会にも助役から申し上げた通り、できれば、総合会館内に建設を予定いたしておるようなわけでございます。施設内容といたしましては、建設目的にふさわしいものとするため目下、資料収集段階でございますが、おおむね集會室、和・洋裁室、室内スポーツ施設等を予定しております。わがわが、屋外活動センターも併設したいと考えてございます。これらの施設建設に当たりまして、適当な用地の確保をただいま検討しているわけでございますので、よろしくご了解願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) 市はつくと、使うのは労働団体。これはもう答え出てる。だからあくまでも労働団体の意向も聞くために、一定の結論が出る前に、労働団体に連絡をして、意見も聞き、運営についても考えるということで、もう一度明快なご答弁をしていただきたいと思ひます。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) この問題については、再三再四、労働団体役員の方々からも意見を拝聴いたしておりますし、産業と労働問題は表裏一体でなくちゃならないという見地から、われわれとしても、総合的に考えたいと思っておるしだいで。

- 18番(直村静二君) そのように約束願っておきます。

次は図書館。

- 教育次長(阪本重信君) 図書館、青少年会館の建設については、抜本的な対策を立てるべきが当然の施策と心得ておりますが、市の総合施設の中で強く要請してまいりたいと思ひます。

当面、青少年会館に位置づけいたしております図書室の充実を図りつつ、こうした教養を高めるべく対処してまいりたいと思ひます。さらに、昨日もお答え申し上げました通り、府立図書館の巡回文庫にのみ依存することなく、市の単独文庫の開設も、上部関係機関とも協議のうえ考えたいと存じております。

- 18番(直村静二君) 人口11万の市に図書館もないということはまことに恥しい。先ほどの答弁聞いておりましたが、予算についても、用地についても、まことにずさんで、上がったたり下がったり、よけい組んだり、減らしたり、そういう流動性はないように 図書館は断固として建設する。助役、その点どうですか。
- 助役(辻 忠夫君) 図書館のみならず、青少年のための集会所、図書室、図書館等はぜひ必要であると思いますので、図書館はなるべく早い時期に建設をしたい考えてございます。
- 18番(直村静二君) 予算措置はされてるんですか。会館積立金のうちに入ってるんですか。青少年会館、図書館と、項目的に明快になってますか。ドンブリ勘定ですか。
- 総務部理事(庄司 清君) 三要素を兼ね備えてはおりません。
- 18番(直村静二君) ドンブリやな。
- 総務部理事(庄司 清君) はい。
- 18番(直村静二君) ここには載ってないけど、商工会館も入ってるのと違いますか。
- 総務部理事(庄司 清君) 総合会館の中に入っております。
- 18番(直村静二君) ぐあい悪いなあ。図書館と労働会館を一緒にするつもりですか。お金はドンブリだけど、労働会館と図書館は分離して考えてるのか。49年中と語りてるけどドンブリ勘定でみな入ってたんでは、何ほ言うても図書館できんですよ。
- 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。
- 48年度予算に計上している1,500万円の会館建設積立金は、労働会館、つまりわれわれのほうでは青少年ホームという形で考えたものの実現のためのまず第一歩として積立金を設置したわけです。当然、市立図書館は独立したものに持っていきたいという考え方を持っております。
- それから商工会館、産業会館、福社会館等、各界からの会館の要請がかなり強く出てございます。それらは総合していわゆる総合会館ということで、現在、基本計画を大学の先生に委託していろいろ検討いただいております。その基本計画がまとまりしだい、具体的な建設計画に取り組んでいこうと考えております。
- 18番(直村静二君) 前の住友銀行のあれ、6千8百万円でこの間売ってますね。一時的に消防署を貸してくれ、そのあと、市としてあっせんしてくれ、こんなこと承知せんと言うとったんです。産衛部長、よう聞いてきなさいよ。労働会館にしる、図書館にしる、明快な位置づけができるんじゃないか。あんまりごっちゃにしないように。
- 総務部長(坂口礼之助君) ご質問のご趣旨は、青少年ホームという形で建設しようとしているもの、あるいは図書館を総合会館の中に入れてごっちゃにしないようにせよということ

すか。

- 18番(直村静二君) はい。
- 総務部長(坂口礼之助君) 先ほどご答弁申し上げましたように、別個のものだとわれわれは考えております。
- 18番(直村静二君) 商工会館は。
- 総務部長(坂口礼之助君) それは総合会館の中に入っています。
- 18番(直村静二君) ほかのものも入るんでしょ。
- 総務部長(坂口礼之助君) はい。
- 18番(直村静二君) 次、9番。
- 区画整理事務所長(中西淳富君) 道路舗装、浸水対策についてお答えいたします。

第1点の新興住宅対策については、昨日山田議員さんのご質問に建設部長がお答えいたしましたように、苦慮しているのが実態でございます。ご指摘の昭和住宅等につきましては、当然最良の方法をもって舗装あるいは下排水完備のうえ、入居者に引き渡すのが業者の責任でございます。新興住宅地対策の今後の問題については、新興住宅地対策について善後策を講じるよう検討していきます。

第2点の道路敷地の買収云々ですが、既設の認定道路等については、未買収地が若干残っております。そういう点について要望があれば、当然、要望にこたえるべきだと考えます。しかし、道路位置指定等を受けた私道については、考えておりません。

第3点の国府小学校横府道沿いのしゅんせつですが、堆積土砂を一挙に取り除くことは不可能な状態で、専用部分の空間から人力でしゅんせつを行なって、土石の堆積の低下をはかっているのが現状でございます。これは今年の4月から3回行なっております。

第4点の北信太駅前周辺の浸水対策ですが、根本的な対策は、泉北環境の施工される王子川改修と、市道信太・高石線への排水路埋設しかありません。それまでの対策として、現在私のほうでとっております措置は、葛の葉町に位置しております光明池の水門の調整によって、高石市域への水の放流の増加と、流速を速めるために、光明池の水路のしゅんせつを行なう方法とを考えております。今年、すでに先月、一次やって、二次についても、私のほうで計画を立て、すでに業者の選定も行なっております。

- 18番(直村静二君) 道路舗装は建売業者に責任がある。それは当然かと思えます。だから、入居した住民が交渉したんですね。そうすると、最初は若干出すと言ったが、さらに詰めていくと、より出さんということ、結局、その話は消えてしまった。中にはお金出し合って舗装するということもあったそうですが、私の知ってる地域ではなかった。住民が業者と交渉し、

努力したけども、どうもできなかった。また、住民がまとまって自分たちでお金出すこともできなかった。こういう場合、永久に舗装できないのか。この点について、市としてはどうするのかという問題がありますね。これはすぐ結論出ないだろうと思います。しかし、そういうことがあるということ念頭に入れといてもらいたい。

それともう一つ、例をあげて質問したのは、舗装してほしいと陳情したが、その持ち主が、私の土地だから、市が買収しない限り舗装させないと言った場合どうするのか。いまの答弁は、未買収地域があるので、それはものによっては買収するという答弁ですけど、条件が違えばんじゃないかということです。つまり、市としてどうしても道路にしたい、ここは舗装したい。しかし未買収地域だという観点から、本人に言うて買い取りしてもらおうというのがありますし、もう一つは、周辺の住民から舗装してくれと言ったが、地主は市で買ってもらうとぐあい悪いと言います。こういう二つの例があるので、それを答えられたらお答え願いたい。

- 区画整理事務所長(中西淳富君) お答えいたします。

現地調査の結果、必要性があれば考えてみたいと思います。

- 18番(直村静二君) 現地調査の結果処理するという答弁でございますが、具体的な例を私も知っておりますので、立ち会いをしたいと思っております。

浸水対策については、国府小学校の前は人力で行なっている。人力だけではむづかしいと思います。この前、私が質問したときにも、ヒントというか、アドバイスも言ったんですけど、それは考えなかったんですか。人力では間に合わないんじゃないか。請け負業者もない。占有物件が多い。それに対して、話し合いの結果どういう努力をされたのか、この点お聞きしたいですね。これから何ほども雨は降ってくるし、人力ではとてもやないけどだめです。そのつど、苦情を受けるんじゃないですか。

- 区画整理事務所長(中西淳富君) 具体的な方法として、あの水路に流れている水を別の水路に流して流量を少なくする方法も考えております。

- 18番(直村静二君) 考えてる間に水がよそへ流れてくれたら結構ですけど、考えとるだけでは流れないので、具体的にそれはいつごろやるんですか。

- 区画整理事務所長(中西淳富君) 実際にやっております。

- 18番(直村静二君) どこからどこへ流してるんですか。

- 区画整理事務所長(中西淳富君) 第1点は、榎尾川への合流を考えております。上郷の桑原町で榎尾川へ合流さすわけです。第2点は、国府小学校へくるまでに分水する水路があります。それに分水する方法です。

- 18番(直村静二君) 横へ分流さしていけば、そんなに堆積が上がってこない。人力で結

構間に合う。2、3回やってもらうときれいになるということですね。それはそういうふうにしてもらいたい。浸水対策はそれで結構です。

10番お願いします。

○ 議長(松尾千代一君) 市長

○ 市長(藤木秀夫君) 直村議員さんお尋ねの私の決意についてお答えいたします。

予期しない病気のために長期間欠席し、大衆市民のみなさん方にご迷惑をおかけいたしましたことは、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

おかしさまにてからだのほうもほぼ全快に至りました。今後は、議員みなさま方のご協力を得て、与えられた使命を体し、責任を持って最善の努力を尽くし、市政の遂行に邁進いたしてまいりたいと思います。何とぞよろしくご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

○ 18番(直村静二君) 市長に決意表明してもらったんですけど、私が答弁してもらいたいのは助役です。市長には心境だけ聞いたんです。

○ 助役(辻 忠夫君) 私、お聞きいたしましたのでは、市長の夏期手当の問題と、専決が多いという指摘であったと思います。

専決が多かったことに対しては、前にもおわび申し上げましたように、市長が出てこられました。病後でございましたし、年度末の問題もあり、専決が多くなりました。多いことに対しては、私自身も反省をいたしております。次からは、できるだけ臨時議会でも持っていたがきまして、ご審議を願うようにいたしたいと存じます。

なお、市長の夏期手当につきましては、市長から、私はもらっていないかという相談を受けました。これは人事課において適正にされたものと思いましたが、受け取っておいていただきたいと申しまして、人事課でどういふ計算をしたか聞いてみましたところ、こういうケースがないので、地方課へ相談して、適世に処置をしたということとございました。しかし、市長から、たって、休んでいた間だけでも引いてほしいということとしましたので、再計算いたしまして、それだけの期間の遡付をしていただきました。したがって一般職員並みの計算とさせていただきます。その点ご了承いただきたいと思えます。

この2点だけ私から回答いたします。

○ 18番(直村静二君) 私、何もケチくさいこと言ってるんじゃないですよ。市長がおられない場合、市政に支障を来たさないようにと強く言っておった。市長の出勤状況についても、4月4日までの欠席届けは各議員も聞いておったけど、あとは出ておられないんじゃないか。市長がおらんときは、助役が世話するという点が欠けているんじゃないか。市政に支障を来たさないようにするのは助役の役目じゃなかるうか。市長さんについては、十分体の養生をしてもら

うのが当然だと思ふ。だから、まわりがちゃんとやる責任があるんじゃないか。その点を助役から答弁しなさい。市長からは心境だけ言ってくださいと言つたんであつて、何も妙な考へて質問してるんじゃないです。今後とも市政執行に支障のないようにすることを、あなたから明快にされたら、私はそれでよしとするわけです。

いよいよ私の質問も終わりに近づいたわけです。まだまだやりたい点もありますが、だいぶ時間もたつておりますし、ぼろぼろしまいたいという他の議員さんの気持ちもわかりますので、財政問題についてまとめて言っておきますと、まだまだずさんである。これは指摘した通りです。しかも、今日の財政状況については市民も大きな不安を持っている。市民の要求もなかなか実現されない。いまの質問についても明快になっておらない。

同和行政についても、住民尊重とか進めるとか言つてるだけで、議会で通つた予算措置さえも生かされていない。住民尊重の体制もできてない中で進んでいる。そのために問題が起つている。窓口一本化行政は憲法違反である。地方自治法10条2項の違反であり、市民は納得しないではないか。公正かつ平素な市政を行なってもらいたい。この点を質問してもらつたんですけれども、不満足な答弁しかない。その点指摘しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○

○ 議長（松尾千代一君） 直村議員の一般質問が終わりました。

おはかりいたします。本日、引き続き議案審議に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは休憩後、議案審議に移らしていただきたいと存じます。

（午後3時休憩）

昭和48年6月22日)

和泉市第二回定例会

第四日(午後の部) ②(終)

(午後4時再開)

- 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に配布してある通りであります。日程第一「専決処分の承認を求めるところについて」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第16号

専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第9号

期末手当の額の特例に関する条例の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、期末手当の額の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

昭和48年6月12日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第21号

期末手当の額の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、昭和48年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることと目的とする。

(特例)

第2条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)

第5条第2項中「和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例に準じて、一定の割合を乗じて、一定の割合を乗じて得た額」とあるのを「100分の206を乗じて得た額」と読み替えて当該規定を適用する。

2 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条第2項中「0.0分の110」とあるのを「100分の146」と、「次の表に定める割合を乗じて得た額」とあるのを「次の表に定める割合を乗じて得た額に、12,000円を加えて得た額」とそれぞれ読み替えて当該規定を適用する。

附 則

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

- 議長(松尾千代一君) 朗読が終わりました。理事者の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただいま上程をいただきました報告第16号、専決第9号、期末手当の額の特例に関する条例の専決処分の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本件を専決させていただきました理由につきましては、過日の代地者会議におきまして、あらかじめご説明を申し上げますように、本年6月に支給する期末勤勉手当は、給与月額のみ1.7カ月分を6月15日に支給することに条例で定められておりますが、近年における社会経済情勢並びに大阪府下各都市、ことに阪南近隣都市との均衡を考慮いたしまして、一定の額を増額支給することといたしました。条例に規定されている金額以上の金額につきましては、市議会で特別のご議決を得た後に支給するのがたてまえてございますが、分轄して支給いたしますと、夏期手当も十分に活用しがたく、かつ支給事務手続につきましても、2回同じような手順を繰り返さなければなりませんので、事務の簡略化をもご勘案お願いし、一括支給できるよう措置させていただいたものでございます。

内容につきましては、第2条に記載いたしてございますように、同条第1項では、議員各位に支給いたします期末手当の額は「和泉市職員の給与に関する条例の規定により期末手当を受ける職員の例に準じて、一定の割合を乗じて得た額」とございまして「百分の206を乗じて得た額」と読みかえて当該規定を適用することにいたしてございます。

また、同条第2項では、職員の期末手当の額は「100分の110」とあるのを「100分

の146を乗じて得た額に1万2千円を加えた額」と読みかえて当該規定を適用するものでございます。

言い換えますと、議員に対します期末手当の額は、報酬額の2.06カ月分に相当する額、職員に対する期末勤勉手当の額は、2.06カ月プラス1万2千円相当額を支給いたしますのでございます。

以上、簡単でございますが、専決処分の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑と意見ありませんか、はい、どうぞ。

○ 28番（坂上國治君） この問題で一言申し上げておきたいと思います。

過日の代表者会議でこの問題についていろいろお話を承ったんですけども、後日、代表者会議だけではいかなのやないかという声も多々あり、われわれ代表者としても、それだけの時間を費しながら皆さん方からそういう目で見られるということになると、どうもわれわれ自身にも越権行為があったかのように反省もしております。そこで、今後、こういうことのないように、骨折りの損のくたびれもうけのようなかっこうにならないように、ひとつ理事者のほうで考えてほしいと思うんです。その点要望して終わります。

○ 18番（直村静二君） 先ほど一般質問でお答えいただいた非常勤嘱託の2.5というのはここに入っているのか。職員に準じてという扱いだと前々から確認されておるんですけども、この期末手当の中に入っているのかどうか、お答え願いたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） この特例条例は、条例に記載いたしましたでございますように、議員さんと一般職職員に対する規定の内容でございますので、非常勤に関してはこの中に含まれておりません。

○ 3番（金沢 勝君） 先ほどの坂上議員の意見もよくわかりますけれども、毎年6月15日に支給しなければならぬ。さすれば、ことしは選挙があったにしても、6月15日以前に議員総会なり議会を開催して、専決処分しなくてもできるようにしたらどうか。坂上議員の意見以前の問題として、これはぜひ必要だと思うんです。災害とか、議会を召集しても議会が成立しなかったとか、そういうこと以外は専決は避けてほしい。専決というのは議決でも何でもなし、承認なんです。たとえ不承認になろうとも渡してしもうた金やから、使ってしもうた金やからということになると、議決権が侵される。ですから、専決処分は緊急やむをえない場合以外はしてはならない。この点だけ要望しておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑と意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第16号を終わります。



- 議長(松尾千代一君) 次に日程第2「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第34号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第1条の7」を「第1条の9」に、「2輪の小型自動車」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車」に改める。

第13条の3中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第15条第2項中「青色専従者控除額」を「青色専従者給与額」に改め、「社会保険料控除額、」の次に「小規模企業共済等掛金控除額若しくは」を加え、「規則第9号の様式とする」を「施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による」に改める。

第30条の3の次に次の1条を加える。

(住宅用地の申告等)

第30条の4 住宅用地(歩第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載

した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 住宅用地の所在及び地積
 - (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、床面積、用途及び居住の用に供した年月日
 - (4) その他市長が必要と認める事項
2. 当該年度に係る賦課期日において、住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨を市長に申告しなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の納付義務の免除の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第35条の2 法第449条の2第1項の規定によって軽自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の軽自動車等について次の各号に掲げる事項を記載した申告書に納付義務の免除を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者及び使用者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - (2) 車両番号又は標識番号
 - (3) 割賦販売期間
 - (4) 売買代金の入金状況及び未収の事実が発生した年月日
 - (5) その他市長が必要と認める事項
2. 法第449条の2第1項の規定によって軽自動車税の納付義務の免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、和泉市税条例第7条の改正規定は、昭和48年10月1日から施行する。

(固定資産税に関する規定の適用)

2. 別段の定めがあるものを除き、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、昭和48年度分の固定資産税から適用し、昭和47年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3. 新条例第30条の4第1項本文の規定の適用については、昭和48年度分の固定資産税に限り、同項中「1月31日」とあるのは「昭和48年8月31日」とする。
4. 新条例第30条の4第1項ただし書及び第2項の規定は、昭和49年度分の固定資産税から適用する。

理 由

第71回国会において、住宅用地に係る固定資産税に対し軽減措置を講ずる等の内容とする地方税法の一部改正が行なわれたことに伴い、当該住宅用地の申告義務を定めるとともに、所要の規定整理を行なう必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第34号参考資料

和泉市税条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>(納税証明事項)</p> <p>第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</p> <p>第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路遅送車両法(昭和26年法律第185号)</u></p> <p>第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</p> <p>第1条の7第2号に規定する事項は、<u>2輪の小型自動車</u>について、天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p>
<p>(所得控除)</p> <p>第13条の5 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第314条の2の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、<u>小規模企業共済等掛金控除額</u>、生命保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第13条の3 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第314条の2の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、<u>小規模企業共済掛金控除額</u>、生命保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦</p>

改 正 案	現 行
<p>婦控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額 扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち前年の合計所得金額が25万円以下である者(青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業従事者控除を受けようとする者又は被災たな卸資産の損失の金額、雑損控除額、<u>社会保険料控除額</u>、<u>小規模企業共済等掛金控除額</u>若しくは<u>生命保険料控除額</u>の控除を受けようとする者を除く。)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～8略</p> <p>(住宅用地の申告等)</p> <p>第30条の4 住宅用地(法第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場</p>	<p>控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち前年の合計所得金額が25万円以下である者(青色専従者控除額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除を受けようとする者又は被災たな卸資産の損失の金額、雑損控除額、<u>医療費控除額</u>、<u>社会保険料控除額</u>、<u>生命保険料控除額</u>、の控除を受けようとする者を除く)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、<u>規則第9号の様式とする。</u></p> <p>3～8 略</p>

改 正 案	現 行
<p>合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は 名称</p> <p>(2) 住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所 有者、家屋番号、種類、構造、床面積、 用途及び居住の用に供した年月日</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 当該年度に係る賦課期日において、住宅 用地から住宅用地以外の土地への変更があ り、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期 日から引き続き当該土地を所有している場 合には、当該土地の所有者は、その旨を市 長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納付義務の免除の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第35条の2 法第449条の2第1項の規 定によって軽自動車税の納付義務の免除を 受けようとする者は、同項の軽自動車等に ついて次の各号に掲げる事項を記載した申 告書に納付義務の免除を必要とする事由を 証明する書類を添付し、これを市長に提出 しなければならない。</p> <p>(1) 所有者及び使用者の住所又は居所及び 氏名又は名称</p> <p>(2) 車両番号又は標識番号</p> <p>(3) 割賦販売期間</p>	

改 正 案	現 行
<p>(4) <u>売買代金の入金状況及び未収の事実が</u> <u>発生した年月日</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法第449条の2第1項の規定によって</u> <u>軽自動車税の納付義務の免除を受けた者は、</u> <u>その事由が消滅した場合においては、直ち</u> <u>にその旨を市長に申告しなければならない。</u></p>	

議案第35号参考資料

和泉市国民健康保険条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>第3章 被保険者 (被保険者とする外国人)</p> <p>第4条 本市に居住する外国人で外国人登録 法(昭和27年法律第125号)の規定に より外国人登録原票に登録されている者は、 被保険者とする。</p> <p>(被保険者としない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>第4章 保険給付 (一部負担金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2~3 略</p> <p>(療養の給付期間)</p> <p>第5条の2 略</p>	<p>第3章 被保険者</p> <p>(被保険者としない者)</p> <p>第4条 略</p> <p>第4章 保険給付 (一部負担金)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2~3 略</p> <p>(療養の給付期間)</p> <p>第5条 略</p>

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました議案第34号、和泉市税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

議案綴の52ページでございます。

本71国会で、住宅用地にかかる固定資産税に対する軽減措置を講ずる案を内容といたしました地方税法の一部改正が行なわれたに伴いまして、当該住宅用地の申告義務を定めるなど、所要の規定整備を行なう必要がございますので、この条例案をご提案申し上げたいでございます。

それでは改正いたします事項について順次ご説明を申し上げます。

まず、第7条でございますが、この条は、納税証明について規定いたしておりますが、同条中、地方税法施行規則の「第1条の7」を「第1条の9」に改め、「二輪の小型自動車」を「道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」に改めようとするものでございます。

これは、道路運送車両法の一部が改正され、本年10月から軽自動車につきましても車両検査が義務づけられ、当該検査を申請する際、納税証明書を添付することとされましたので、納税証明書の交付対象に当該検査対象軽自動車を加えようとするものでございます。

第13条の3及び第15条第2項の改正は、字句の改正のほか、「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改めようとするもので、これは、従来心身障害者扶養共済制度に基づく掛金につきましては、個人の市民税の算定に当たっては、生命保険料に加算して所得金額から控除することとされていたのでございますが、所得税法の一部改正によりまして、当該掛金につきましては、小規模企業共済掛金控除額と統合して支払った金額の全額を所得金額から控除することとされましたので、個人の市民税につきましても、同様の改正を行なおうとするものでございます。

第30条の4、（住宅用地の申告等）は、全文を新たに設けるものでございます。この条項は、今回の地方税法の一部が改正されらうちでの主要な事項でございまして、固定資産税は元来、評価額を課税標準として課税するのがたてまえとなっているのですが、ご承知のように、これまで宅地等の固定資産税については、評価替えによって税負担が急激に増加しないように負担調整措置がとられてまいりましたが、今回、固定資産税制度のあり方にそぐわない点を是正いたしまして、住宅用地に対する税負担を軽減するため、宅地等を住宅用地と非住宅用地に区分いたしまして、昭和50年度以降の固定資産税については、住宅用地にあっては、評価

額に2分の1を乗じて得た額を、非住宅用地にありましては、評価額そのものを、それぞれ課税標準として課税することを改正されたのでございます。

ただし、それまでの経過的な措置といたしましては、昭和48年度分の固定資産税については、住宅用地及び非住宅用地に区分し、非住宅用地につきましては、さらに個人所有と法人所有に分けて、それぞれの負担調整措置を講じられることになりました。

したがって、宅地等の実態を把握し、宅地の使用区分、すなわち住宅用地か、非住宅用地か、非住宅用地につきましては、所有者が法人か、個人か等を正確に認定し、適正な課税をする必要がございます。

このような理由から、住宅用地につきましては、必要な事項を土地の所有者から申告していただくように、本条文を新設いたしましたのでございます。

申告する事項は、第30条の4、第1項の第1号から第4号に記載した通りでございます。

申告した事項に異動があった場合及び住宅用地から住宅用地以外の土地へ用途変更があった場合は、毎年1月31日までに、市長にその旨申告していただくことといたしてございます。

次に第35条の2でございまして、この条も新設でございまして、この条文は、新設された地方税法第449条の2、第1項の規定によりまして、軽自動車税の納付義務の免除を受けようとする者がすべき申告について規定いたしましたものでございます。

軽自動車税の納税義務者は、軽自動車等の所有者でございまして、いわゆる割賦販売にかかる軽自動車等で、売り主に所有権が留保されるものにつきましては、地方税法第442条の2、第2項の規定によりまして、売り主と買い主の共有物とみなして連帯納税義務を課してございます。しかし、原則的には、所有権留保付の軽自動車等にかかる軽自動車税は、その軽自動車等を使用して収益をあげている買い主に課税いたしております。

この所有権留保の措置は、売り主は当該物件の代金確保のための措置でもあって、共有物と申しましても、形式的な側面もございましてことから、買い主及び当該軽自動車等のとも所在が不明な場合は、売り主の申告によって、売り主の連帯納税義務を免除するよう法改正が行なわれました。これに伴いまして、この条を新たに設けたのでございます。

申告する事項は、第1項各号に記載されている通りでございます。

なお、この条例は交付の日から施行することといたしておりますが、第7条の改正規定は、昭和48年10月1日から施行することといたしてございます。

固定資産税に関する規定の適用は、附則第2項にございまして通り、特段の定めがない限り、昭和48年度分の固定資産税から適用することといたしてございます。

条例第30条の4、第1項本文の規定の適用につきましては、昭和48年度分の固定資産税

に限り、同項中1月31日とございますのは、昭和48年8月31日とすることといたして
ございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご
決定を賜りますようお願いいたします。

なお、申しおくれましたが、お手元に参考資料といたしまして、改正案と現行の対比表を出
してございます。アンダーラインで示している部分につきましては、今回、改正部分でござい
ます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありません
か。どうぞ。

○ 18番（直村静二君） 施行期日は昭和48年度からということですけど、具体的に何期分
からやるのか、お聞きしたい。

それから、店舗と住宅との併用とか、ややこしい問題も出てくる。この点はどのように
するのか。

それと、一般質問でもしたんですけど、同和地区の固定資産税半額減免から、さらに住宅用
地については半額になるのか、その点明快にさせていただきたいと思います。

○ 資産税課長（吉田日出男君） 今回の改正で申告書を出していただきまして、それに基づい
て現況を調査いたしまして、3期分で更正する予定でございます。48年度については、まだ
確定いたしておりません。

○ 総務部次長（西川喜久君） 第1点につきましては、資産税課長がご答弁申し上げた通りで
ございます。

第2点目の、同じ建物の中にも居住用と工場、事務所等がございまして、一応、8月31日ま
でに申告していただきまして、その後、職員が外へ出ていろいろ調査をして確認いたします。

第3点目の同和地区の減免でございますが、これは最終年度が昭和50年になっております
し、その時点において一応、考慮してまいりたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 2点目は、具体的に運営していく中でやっていくんですから、それ
はそれでいいとして、3番目の、昭和50年までありますから、50年度で考慮するというの
はどういう意味ですか。

○ 総務部次長（西川喜久君） 昭和48年度から実施するんですが、課税の方法といたしまし
ては、住宅用地の場合、現行の負担調整措置を続けながら、課税標準額、すなわちこの額に税
率を掛けて税額を算出するが、評価額の15%に達しないものは15%とする。課税標準額が
評価額の50%をとえるものは50%の額にとどめるということになっておりますので、現在、

昭和48年度の課税で課税した場合に、いまの税額とはほとんど変わりはありません。したがって、いまおっしゃってありました2分の1の減免につきましては、48年度では、改正前そのまま評価しても改正後の評価でも、税額そのものはさほど変わりません。以上のことから、2分の1の減免は続けてまいります。

○ 18番(直村静二君) 同和地区以外は、8月から調べて、3期分からやるということですか。あなたのいまの答弁では、同和地区についてはそんなに変わらん。だから2分の1でいってしまうと。

○ 総務部次長(西川喜久君) 同和地区云々でなしに、税金では変わっておりません。15%に達してないものは15%にとどめよ。50%オーバーしているものは50%でとどめるといいますが、15%に達してないものを15%に上げるようなケースは、ちょっと見たところ少のうございます。かえて、50%こえておれば下げねばならんということになりますので。

○ 18番(直村静二君) 実際の運営の中で明快にしていくということで、これでやめます。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第34号を原案どおり可決決定いたします。

○

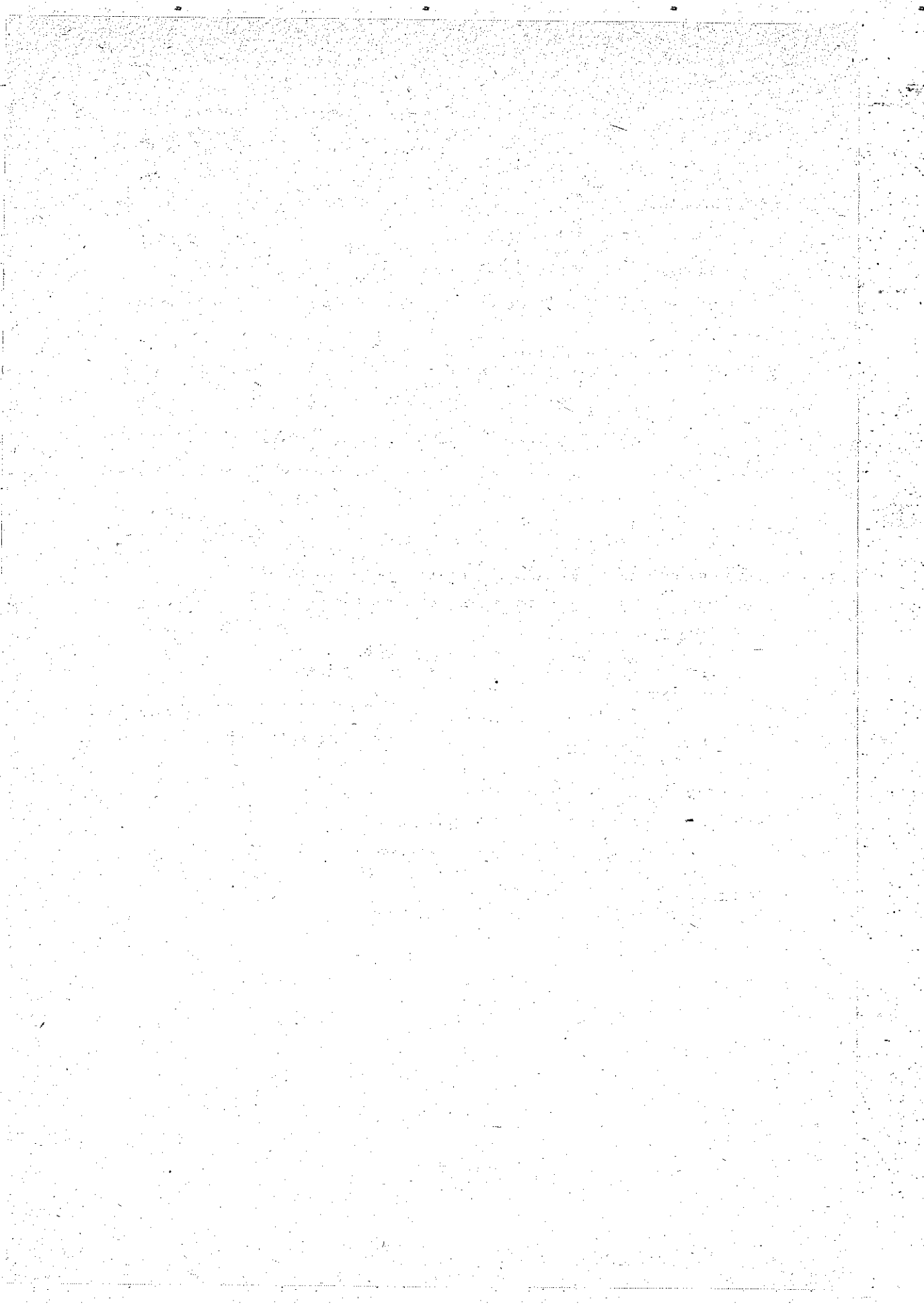
○ 議長(松尾千代一君) おはかりいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

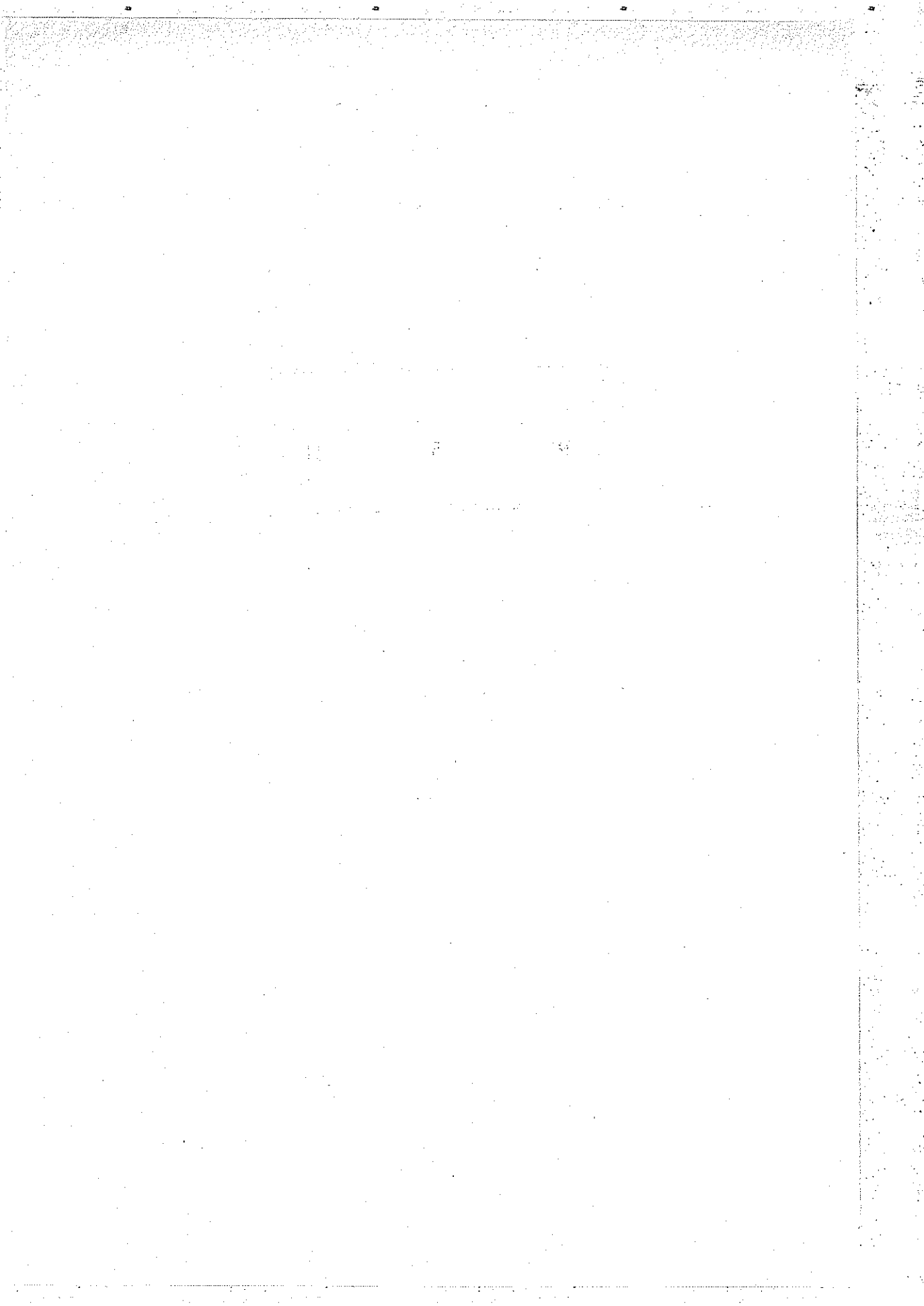
ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

明日は引き続き議案審議を行ないますので、定刻ご参集願いたいと思います。ご承知の通りあすは土曜でございますので、時間励行をお願いいたします。

(午後4時55分散会)



第 5 日



昭和48年6月28日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

10番	池辺秀夫君	20番	寺田茂君
-----	-------	-----	------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	市民部長兼 福祉事務所長事務取扱	小林一三
助役	辻忠夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	藤田利	建設部長	中塚白
収入役	橋本	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内潔
同和対策部長 兼隣保館長事務取扱	佐原行雄	消防長	和田増義

職 名	氏 名	職 名	氏 名
總務部理事 (財務担当)	庄 司 清	社会児童課長	内 田 繁
總務部次長	西 川 喜 久	福 祉 課 長	山 村 昇
市民部次長兼 保險年金課長事務取扱	山 本 武 雄	商 工 課 長	岩 井 益 一
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山 本 俊 兼	農 林 課 參 事	青 木 太 郎
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 德 治	保健衛生課長	大 宅 清 臣
水道部次長	田 中 稔	交通公害課長	吉 田 利 秀
病院事務局次長 兼庶務課長	平 野 誠 蔵	計 画 課 長	大 浦 行 雄
庶務課長	杉 本 弘 文	土 木 課 長	中 尾 宏
企画課長	橋 本 昭 夫	建 築 課 參 事	中 上 好 美
人事課長	門 林 六 男	区画整理事務所長	中 西 淳 富
財政課長	北 野 敦 雄	開 発 課 長	白 川 保
資産税課長	吉 田 日 出 男	地区改良事務所長	逢 野 一 郎
市民税課長	森 保	会 計 課 長	片 桐 武 雄
納 税 課 長	吉 田 種 義	管 業 課 長	高 橋 新 平
庶務課參事 (広報担当)	竹 田 明 郎	工 務 課 長	福 本 喬 久
推進調整課長	萩 本 啓 介	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
〃	生 田 稔	経 理 課 長	守 田 勇
〃	浅 井 隆 介	業 務 課 長	藤 原 光 夫
〃	富 田 宏 之	消防署長兼次長	南 口 主 雄
市民課長	田 中 二 三 夫	監 查 委 員	堀 田 德 治

職名	氏名	職名	氏名
監査事務局長	西岡正志	学校教育課長	坂口雄一
選管委員長	味谷日吉	指導課長	吉見豊
選管事務局長	青木孝之	社会教育課長	広岡史郎
教育委員長	堀内由延	農業委員会事務局長	松村吉亮
教育長	葛城宗一	土地開発公社事務局長 兼用地当理事	西川武雄
教育次長	阪東重信	土地開発公社総務課長 兼用地担当参事	藤原永一
〃	乾武俊	土地開発公社用地第1課長 兼用地担当参事	吉岡昭男
総務課長	紀之定 藤与茂	土地開発公社 用地第2課長	宮本福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次長 北野丈夫
調査係長 大塚俊昭
議事係 西垣宏高

昭和48年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第35号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第36号	町の区域の変更について	
3	議案第37号	工事請負契約締結について (市立北池田小学校体育館改築工事)	
4	議案第38号	工事請負契約締結について (市立和気小学校体育館新築工事)	
5	議案第39号	工事請負契約締結について (市立郷荘中学校体育館新築工事)	

昭和48年6月23日

和泉市議会第2回定例会第5日(最終日)

(午前10時25分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には連日にわたりお疲れのところ、多数ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは17名でございます。欠席、遅刻届けの議員さんはございませ

るので、他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

開議

○ 議長（松尾千代一君） ただいまの報告通り、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に印刷配してある通りでございますので、よろしくご了承願います。

それではこれより日程審議に入ります。

日程第1「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制度について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第35号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年6月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4章中第5条を第5条の2とし、第4条の2を第5条とし、第3章中第4条を第4条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（被保険者とする外国人）

第4条 本市に居住する外国人で外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されている者は、被保険者とする。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

理 由

外国人の社会保障、保健向上を図り、人道主義にてらして、全外国人に本市国民健康保険を適用する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。

○ 市民部長（小林一三君） それでは議案第35号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案の理由並びにその内容等につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、昨年来、在日朝鮮人総連合会大阪府泉北支部の委員長名をもちまして請願が議会に提出されました。その後、所管の厚生文教委員会等のご審議をわずらわしてまして、去る8月の本会議におきまして採択されたものでございます。

その後、府下担当部長会の会合が持たれまして、提案申し上げております理由欄にもございますように、外国人の社会保障、保健向上をはかり、人道主義に照らして、全外国人に国民健康保険を適用する必要があるという意思統一を見まして、本市もその意に沿いまして今回、ご提案申し上げたさいでございます。

なお、本件につきましては、所管の附属機関でございます国民健康保険運営協議会にも諮問いたしまして、同意を得た答申をいただいております。

なお、本件の条例化につきましては、国民健康保険法の施行規則が厚生省会でできまっております、その第1条で、条例で定める国籍を当該国民健康保険の被保険者とするという規定がございますので、今回、条例化しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、前段の第4章という以下2行ほど条文の整理をいたしてございますが、国民健康保険条例の第8章は被保険者の規定をいたしてございます。第4章は保険給付の規定でございます。したがって、その条文整理を行なったものでございまして、従来と全く変わりはありません。その中に、第4条として、今回、被保険者とする外国人ということで、本市に居住する外国人で外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されている者は被保険者とする、というように規定いたしたくご提案申し上げたさいでございます。

ちなみに、各市の状況でございますが、本年8月までは、大阪府下一市も実施いたしてござ

いません。しかし、本年4月以降実施しようということから、大阪府下で9市が4月から実施いたしております。6月からは2市実施いたしてございます。それからこの7月からは4市が実施しよういたしてございます。

ちなみに本市の外国人の状況でございますが、本年1月1日現在の外国人登録によりますと、総数で490世帯でございまして、人口千889名でございます。国籍は、朝鮮及び韓国が481、1千870人。そのほか、中国、イタリア、スペイン、フィリピン、タイ、アメリカ、無国籍で、9世帯、人口は残り10数名になるかと思えます。

そういった分布状況が本市の状況でございますが、ご承知の通り、先ほど申しました韓国人のうち、永住許可を取った者につきましては、すでに被保険者とするという厚生省会の規定がございまして、490世帯千889名のうち、現在、永住許可を取った国保加入者は167世帯、607名でございます。今回、それ以外の外国人のうち、社会保険に入っておられない方を対象としようとするものでございます。

附則として、この条例の施行期日は、規則で定める、とうたわしていただいております。ご議決をいただきましたも、直ちに実施できるという体制ではございまして、当該請願の出されました団体あるいはその他の外国人に対する一足の事務手続の期間を考慮いたしまして、市長が別に定める時期で実施させていただきたくご提案申し上げたいでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。はいどうぞ。

○ 17番（山田清二君） いま、無国籍というのであったんですが、無国籍の場合は外国人になるのかどうか。

それから、実例があるかどうかわかりませんが、元台湾国籍の人はどうするのか。この点おいします。

○ 市民部長（小林一三君） 第1点の無国籍ですが、経過を聞きますと、生まれた場所は外国だそうですが、両親とも早くなくなりまして、その後日本に入ってきた方で、国籍が不明だということでございます。現在、日本国民としての帰国手続中だそうでございます。

台湾につきましては、中国の中に入っておるわけでございます。

○ 議長（松尾千代一君） 直村さん。

○ 18番（直村静二君） 施行の日は、事務手続上、市長の決裁を待ってからと言っておりますが、理由に書いてあるように、まさしく人道主義に基づいても、やはり期日は7月1日として、とにかく早くやる。ものすごくたくさんの方数ということでもありませんし、また準備もされておるわけでしょうから、議決すればすぐ実施できるように。少なくとも、7月1日まで

まだ日がありますから、早くするように。こういう意見を申し上げておきます。これは答えは
ありません。

- 議長（松尾千代一君）他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第35号を原案どおり可決決定いたします。



- 議長（松尾千代一君）次に日程第二「町の区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第36号

町の区域の変更について

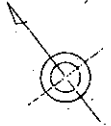
地方自治法第260条第1項の規定により、昭和48年7月16日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和48年6月19日提出

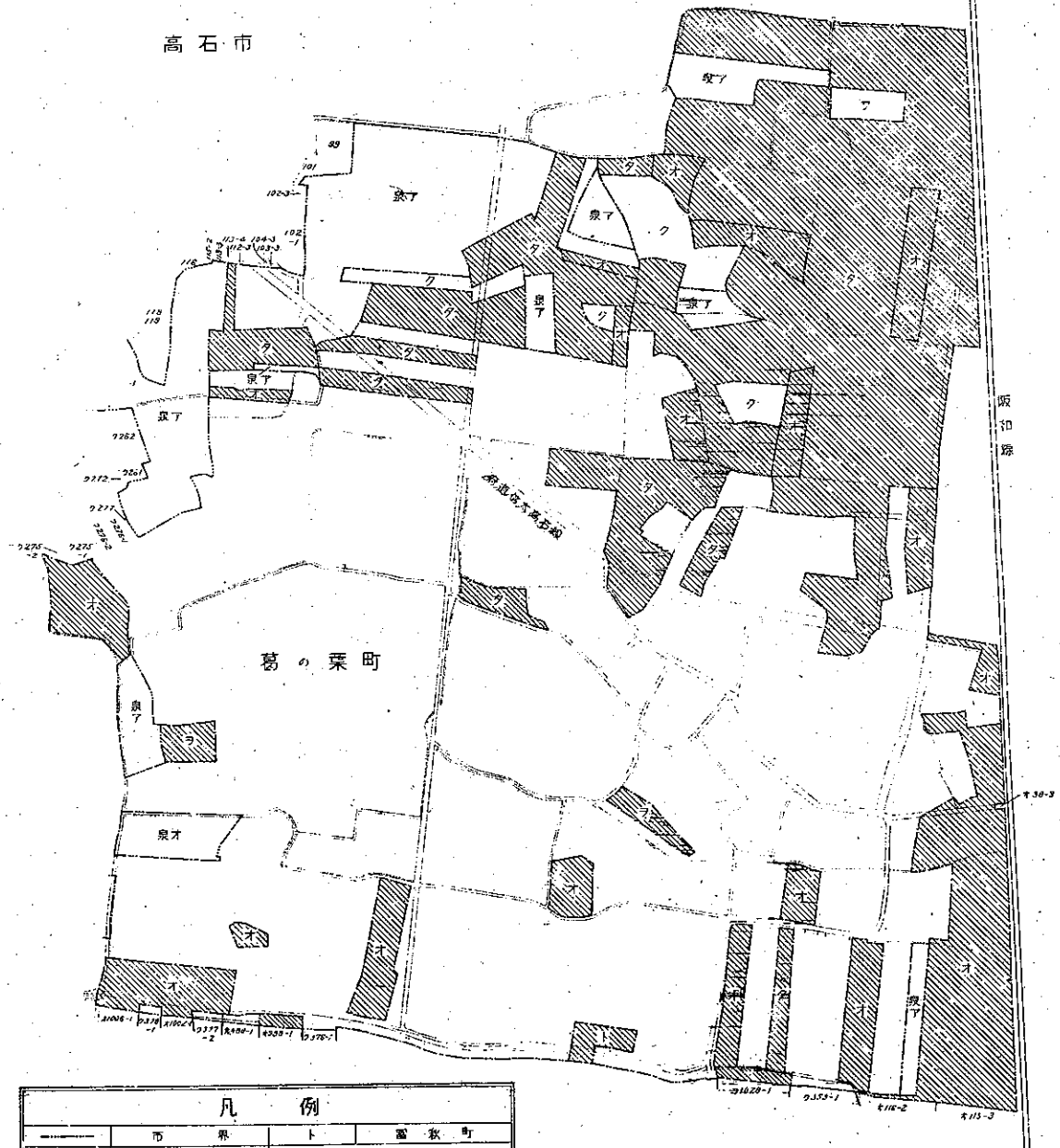
和泉市長 藤木秀夫

- 1 和泉市太町、尾井町、王子町および富秋町の区域を、別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域を葛の葉町の区域に編入する。
- 3 和泉市尾井町、池上町、太町、王子町および葛の葉町の区域を、別図2の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 4 3において除いた区域を富秋町の区域に編入する。
- 5 和泉市富秋町、尾井町、王寺町、池上町1丁目、伯太町1丁目、伯太町および府中町の区域を、別図3の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 6 5において除いた区域を池上町の区域に編入する。

別図 I



高石市

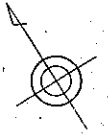


凡 例			
-----	市 界	ト	富 秋 町
-----	新 町 界	ラ	玉 子 町
-----	旧 町 界	泉	大 津 市
-----	和 泉 市	泉丁	絲 井
オ	尾 井 町	泉才	尾 井 千 原
ク	葛 の 栗 町	泉千!	千 原 町 一 丁 目
ク	大 町	////	除 け れ る 区 域

1:2500



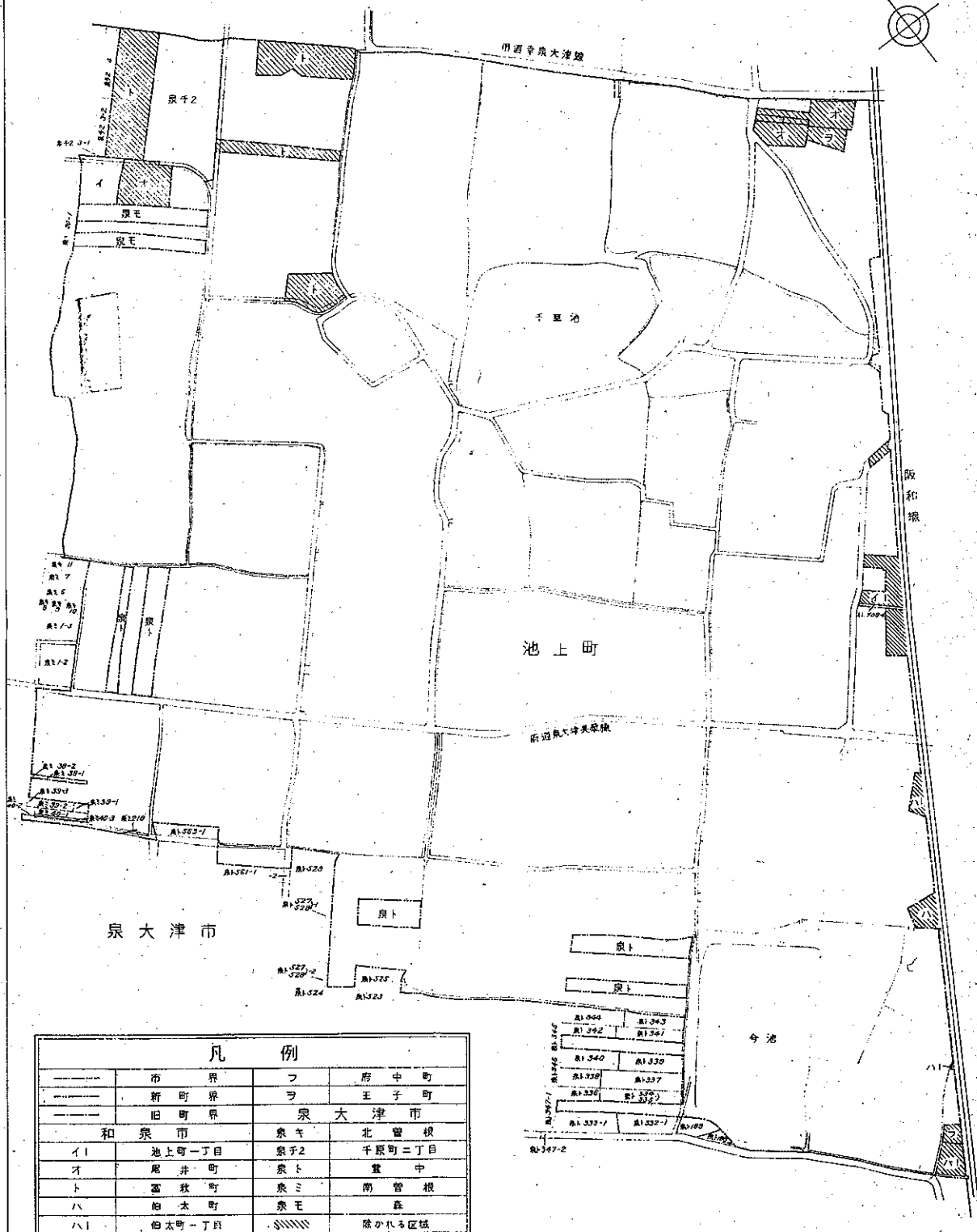
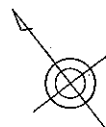
別図 2



凡 例			
———	市 界	ク	太 町
———	新 町 界	ト	富 秋 町
———	旧 町 界	ラ	王 子 町
———	和 泉 市	泉	大 津 市
イ	池 上 町	泉千1	千 原 町 一 丁 目
オ	尾 井 町	泉千2	千 原 町 二 丁 目
ク	馬 の 塚 町		除 け れ る 区 域



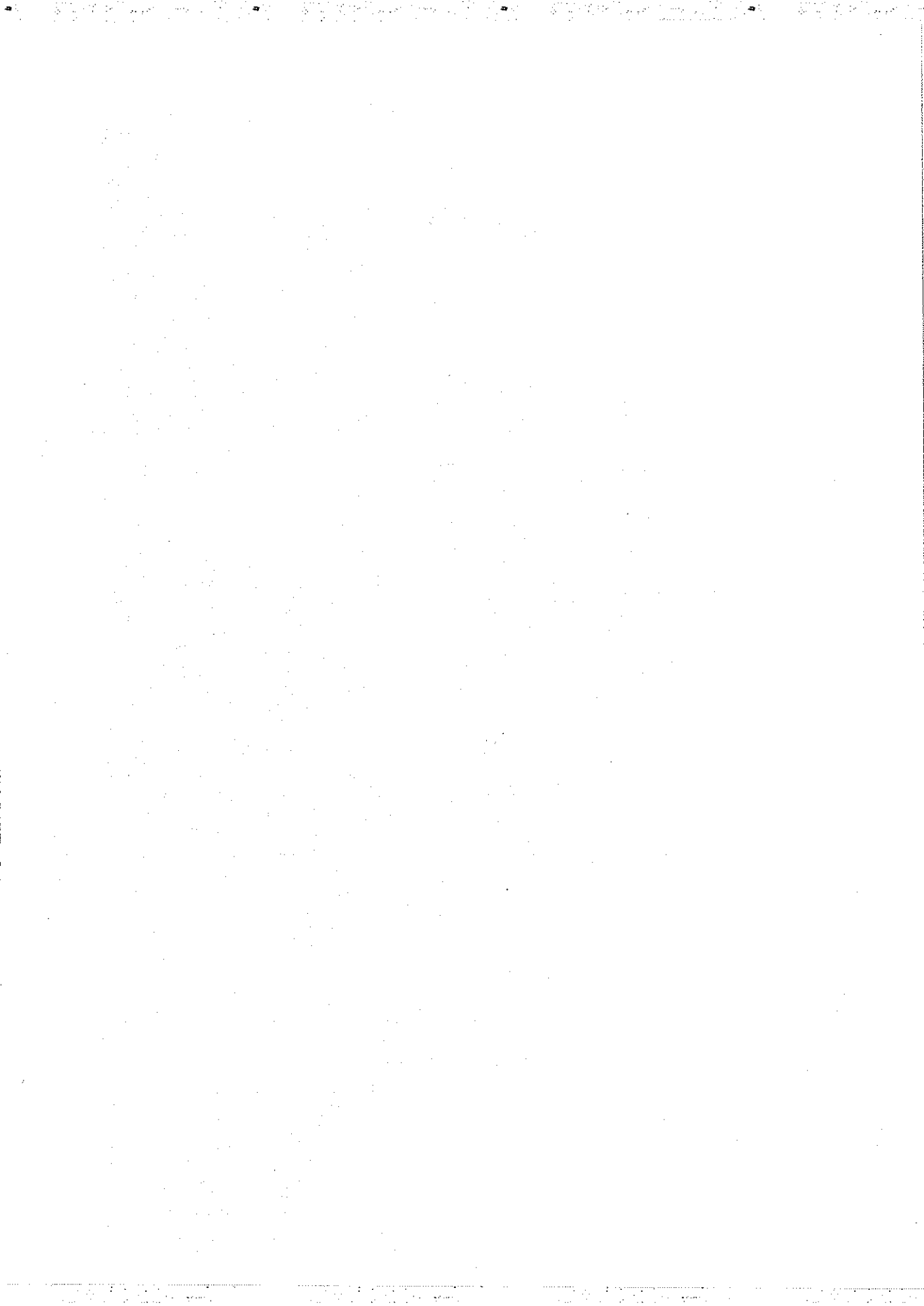
別 図 3



凡 例			
-----	市 界	フ	府 中 町
-----	新 町 界	ヲ	王 子 町
-----	旧 町 界	泉	大 津 市
和	泉 市	泉キ	北 留 根
イ	池上町一丁目	泉子2	千原町二丁目
才	尾井町	泉ト	堂 中
ト	富秋町	泉ミ	南留根
ハ	旧太町	泉モ	森
ハ	旧太町一丁目	////	除かれる区域

1:2500





- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長（中塚 白君） それでは提案の理由並びにその内容の説明をさせていただきます。
参考図60ページをごらん願います。

太線で示す区域、阪和線以西約百ヘクタールの地区は、住居の標識及び町区域が入り乱れており、住民の不便が著しいので、これらの不便を解消するため、町の区域を、池上町、富秋町、葛の葉町の三町に変更するものであります。

内容としましては、まず和泉市太町、尾井町、王子町及び富秋町の区域から、別紙図面一の斜線で示す区域を除外し、葛の葉町に編入するものであります。

同様に、尾井町、池上町、太町、王子町及び葛の葉町の区域から、図面二の斜線の区域を除外し、富秋町に編入するものであります。

同じように、富秋町、尾井町、王子町、池上町一丁目、伯太町一丁目、伯太町及び府中町の区域から、別紙図面三の斜線の区域を除外し、池上町に編入するものであります。

要約いたしますと、幸○泉大津線より南側を池上町に、幸○泉大津線から王子川までの間を富秋町に、王子川から北側を葛の葉町に統合するものであります。

なお、本件につきましては、地元町会と十分話し合いのうえ、案を作成いたしましたのであります。何とぞよろしくご審察のほどお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。金沢さん。

- 3番（金沢 勝君） 信太地区におきましては、飛び地が非常に多く、学校、選挙権等の問題でいろいろ困ることが多い。この制度について、私は反対するんじゃないんですが、ただ問題は、住居表示のときでも、郵便が入らなかつたりいろいろ支障があった。登記所へ行くと、旧の番地と違うから、市役所で証明取ってきなさいと言われる。

行政でやったことによって、市民が登記所関係などで非常に迷惑受けてるわけです。だから、飛び地を整理されようということはよくわかりますけれども、市民に迷惑のかからないように、親切味を持って、たとえば、飛び地を整理するまでの番地はこうだったけれども、今後はこうなったという書類を登記所のほうにも送っておいてもらいたい。今後、登記所関係についてどういうふうにするのか、飛び地を整理された市民に対してどういうふうな通知をし、どういう処置をするのか。この点についてお答えをいただきたい。

- 建設部次長（林 徳治君） 確かにご指摘の通り、住居表示とか、今回、ご提案申し上げておりますようなことは、なるほど目的はりっぱでございまして、実施のこまかい面で住民の方にご不便をおかけすることが間々あるわけでございまして。過去二回の住居表示の経験を生かし

○ 教育次長（阪東重信君） 尾上町の地番で、今回、富秋町に改正されるところで、伯太小学校へ通っている子供は確かにおります。これらの子供については、地元説明会等で、直接父兄の方に、従前通りの伯太小学校で卒業してもらいますということで、説明終わったわけがございます。

○ 17番（山田清二君） そうすると、その地域におる人が今度、新しく就学する場合はどうなるんですか。

○ 教育次長（阪東重信君） 具体的な処置については、調べたうえで検討させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○ 17番（山田清二君） 要望しておきます。

現在、信太小学校も伯太小学校もほとんど飽和状態だと思うんです。この地域での小学校新設が予想され、また当然、行なわなければならない情勢にある。しかも今度、町名変更された地域です。したがって、この三町を中心にした学校を新設すべきだ。地元からも要求があるし、教育委員会の計画もあると思っておりますので、これを早急に実現する。それまでは現行通りの通学区域でやる。こういう原則の中で運営していただくように、ひとつよろしく願いしておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますのでこれを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第36号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第3「工事負契約締結について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第37号

工事請負契約締結について

市立北池田小学校体育館改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年6月19日提出

ホ

和泉市長 藤木秀夫

1. 契約の目的 市立北池田小学校体育館改築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 40,000,000円
5. 契約の相手方 泉大津市助松145番地の4
株式会社 大豊不動建設
代表取締役 向田 豊
6. 工期 自 昭和48年 月 日(議決の日)
至 昭和48年9月30日
7. 契約保証金 2,000,000円
8. 保証人 泉大津市東雲町15番16号
株式会社 尾上建設
代表取締役 尾上 秀雄

議案第37号参考資料

市立北池田小学校体育館新築工事概要

1. 工事場所 和泉市池田下町1670番地
2. 敷地面積 16,364 m^2
3. 建物種別 改築
4. 構造 鉄骨造 平家建(一部ギャラリー付)
延床面積 81,544 m^2

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を願います。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは議案第 37 号、工事請負契約締結についての内容のご説明を申し上げます。

本件は、北池田小学校体育館改築工事を実施するものでございまして、契約金額 4 万円をもって泉大津市助松 1 4 5 番地の 4、株式会社大豊不動産建設、代表取締役向田 豊と契約しようとするものでございます。工期は 48 年 9 月 30 日まででございます。

内容につきましては、参考資料に添付の通りでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明を終わらせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ございませんか。

○ 3 番（金沢 勝君） 建物種別ですが、これは改築になっておる。次に上程される分は新築になってる。この点についてお答えいただきたい。

それから一部ギャラリー付と、このちょっとむつかしい言葉をご説明いただきたい。

それから百万円の消防庁舎の問題が前に出たわけですが、暴騰しているからという原因で差額を支払ったわけです。現在、安定化した段階でこの契約をなさるわけだから、異常な高騰がない限り、工事請負費の追加しないという確約があるのか。

以上、3 点について。

○ 建設部次長（林 徳治君） 同じ体育館で、新築を改築と違うが、その意味はどうかということでございます。承知のように、北池田は、木造でございますが、既存の体育館がございまして、これを改めて建て替えるという意味で、改築でございます。あとの二校につきましては、全く新築でございますので新築と表現したもので、その程度の意味しかございません。

第 2 点、一部ギャラリー付という点につきましては、私、図面を持っておりますので、後ほどお目にかけてご説明申し上げたいと思います。言葉でうまく言い表わしかねますので、その点ご了承願いたいと思います。

それから工事請負単価についてのご質問でございますが、物価急騰も現在一応、正常化し、安定化の様相をたどっておりますので、あのような経過をたどる見込みは絶対はないと思っております。

以上でございます。

○ 3 番（金沢 勝君） 意見だけ言っておきます。

私たち、古い家を取りこわして新しい家を建てた場合には、新築したというんです。改築したじゃない。一部でも前の建物を残した中で建てたというときは、改築というんです。建設部の考え方はちょっとおかしいんじゃないですか。古いほうは全部こわすんでしょ。そして

新しく建てるんでしょう。これは新築じゃないですか。一部残して、あるいは建物だけ残して中だけあんばいした。これは改築とか、改造というんです。私の解釈からすれば、37号は新築でしょう。もう一回学校へ行かないかん。

○ 建設部次長（林 徳治君） ご意見を十分体しまして、今後の問題として検討させていただきます。

○ 17番（山田清二君） 金沢さんからの注意があったんですが、議案37の最初の左側の分は全部改築を書いて、右側の参考資料は新築と改築と両方書いてある。改築と新築と同じやから、両方いけるように書いたんかりませんが、少なくとも、議会に議案として提出する資料で、同じものが2つの言葉で書かれるということはありえないことなんです。いずれかが間違いだと思しますので、訂正していただきたい。

○ 建設部次長（林 徳治君） 金沢議員さん、山田議員さん、重ねてのご指摘、非常に恐縮いたしております。少なくとも、これは統一すべきでございます。訂正いたします。

○ 17番（山田清二君） どっちゃ。

○ 建設部次長（林 徳治君） 参考資料のほうを訂正させていただきます。

○ 16番（横田憲治郎君） 37号に続く38、39は相関連いたしますので、ここで一点だけおうかがいしておきたいと思えます。

北池田並びに和気小、それと郷荘中、すべて体育館であり、内容、規模において中学校は小学校とある程度違うと思うんですけれども、和気小学校と本議案の北池田小学校はともに小学校の工事であります、工期が違うのはなぜなのか。この点について聞いておきたいんですが。

○ 建設部次長（林 徳治君） 三つの体育館について、工期がそれぞれ違うのはなぜかというご質問でございます。ただいまご指摘のように、中学校の場合は面積が200平方メートル程度大きゅうございます。その差でございます。同じ性格で、同じ金額で、ほぼ同じ内容の二つの小学校の体育館でありながら、工期が違うのは、前回、議員総会の席上でご了解を得ました通り、一部、この工期ですという形をとらしていただくという含みがございます。よろしくお願いたします。

○ 18番（直村静二君） これは次の議案になりますが、新設校であり、すべての教育諸設備の中で開校せよという声の中で、一カ月でも、10日でも早くこれら施設が完備されることを保護者父兄は願っているわけです。あまり突っ込んで聞きませんが、やはり同じ日に提案される議案で、しかも内容、規模ともに相通ずる、ましてや隣接地の体育館ですから、片方を促進し、て片方おくらすまでは言わないけれども、納得のいく円満な行政執行という意味から、やはり同じような扱いをするのが当然じゃなからうと思えます。その点で、和気小学

校はなぜ一月おくれて、北池田だけは早く竣工しなければならないのか、差しつかえない範囲でご答弁いただきたい。

○ 教育次長（阪東重信君） 北池田小学校の体育館は、歳入歳出予算の中で早くから計上しておったわけでございます。あとの二校につきましては、学区編成の中でどうしてもという考え方がございますので。われわれも最大の努力を払って早く工事をやりたい、こういう考え方で調整に努めてまいったわけでございます。その点ご了承いただきたいと思ひます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第 37 号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第 4 「工事請負契約締結について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 38 号

工事請負契約締結について

市立和氣小学校体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 48 年 6 月 19 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立和氣小学校体育館新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 4,000,000 円
5. 契約の相手方 和泉市箕形町 437 番地の 4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一

6. 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議 決 の 日)
至 昭 和 4 8 年 1 0 月 3 1 日
7. 契 約 保 証 金 2,000,000 円
8. 保 証 人 和 泉 市 北 田 中 町 2 1 9 番 地
大 高 建 設 株 式 会 社

議案第 3 8 号 参 考 資 料

市 立 和 気 小 学 校 体 育 館 新 築 工 事 概 要

1. 工 事 場 所 和 泉 市 和 気 町 1 0 0 番 地
2. 敷 地 面 積 1 7,7 4 0 m^2
3. 建 物 種 別 新 築
4. 構 造 鉄 骨 平 家 建
- | | |
|------|-----------------|
| 建築面積 | 8 0 0,2 7 m^2 |
| 延床 " | 8 0 0,2 7 m^2 |

- 議 長 (松 尾 千 代 一 君) 提 案 理 由 の 説 明 を 願 い ます。
- 建 設 部 長 (中 塚 白 君) そ れ で は た だ い ま ご 上 程 い た だ き ま し た 議 案 第 3 8 号 に つ い て ご 説 明 を 申 し 上 げ ます。

本件は、和気小学校体育館新築工事でございます。契約金額4千万円をもって、和泉市箕形町437番地の4、小野林建設株式会社、代表取締役小野林徳一と契約せんとするものでございます。工期は、48年10月31日でございます。

なお、内容につきましては、参考資料に記載の通りでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長 (松 尾 千 代 一 君) 提 案 理 由 の 説 明 が 終 わ り ま し た。

本件について質疑ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第 88 号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君）次に日程第 5 「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 89 号

工事請負契約締結について

市立郷荘中学校体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき次のとおり議会の議決を求める。

昭和 48 年 6 月 19 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市立郷荘中学校体育館新築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 藤 木 秀 夫 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 50,000,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 泉大津市東雲町 15 番 61 号
株式会社 尾上建設
代表取締役 尾 上 秀 雄 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和 48 年 11 月 15 日 |
| 7 契約保証金 | 2,500,000 円 |
| 8 保 証 人 | 和泉市府中町 3 丁目 3 番 19 号
株式会社 福本工務店
代表取締役 福 本 恭 一 |

市立郷荘中学校体育館新築工事概要

1 工 事 場 所	和泉市寺門町 2 番地の 1
2 敷 地 面 積	2 6,0 0 0 m^2
3 建 物 種 別	新 築
4 構 造	鉄骨 2 階建
	建築面積 1,0 8 4.7 5 m^2
	延 面積 9 9 9.4 0 m^2

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは議案第 39 号の内容をご説明申し上げます。

本件は、郷荘中学校体育館新築工事でございます。契約金額 5 千万円をもって、泉大津市東雲町 15 番 6 1 号、株式会社尾上建設、代表取締役尾上秀雄と、48 年 11 月 15 日までの工期をもって契約せんとするものでございます。

内容については参考資料の通りでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ございませんか。はいどうぞ。

○ 8 番（金沢 勝君） この契約金額ですが、百貨店へ行っても 990 円というような価格がついてる。入札にしても、常識からいって一円、二円ということはないにしても、とにかく半端が出るはずなんです。4 千万、5 千万というような入札はありえないと思う。この点、入札時の状況を簡単にご説明いただきたいと思ひます。

それから、いままで 3 件出た参考資料を見ると、一番初めは延床面積、次は建築面積と延面積。延ということは、1 階、2 階、3 階があつてはじめて出てくる。平家建てで延べという言葉は使えない。しかもここで出ているのは、建築面積は 1,814 m^2 で、延が 999.4。これは逆やないですか。当然、延のほうが大きくなければいかん。延面積は、1 階、2 階、3 階の合計。建築面積というのは地坪。地に対する実際の面積。こういうふうには私に解釈しているんですがね。とにかく、参考資料に一貫性がないんですよ。初めは延と書いてある。2 回目は建築面積と延。次は建築面積と延と書いてあるけれども、逆になっている。同じ課で、同じ人が書いたに違ひないのに、一貫性がない。何ごとにおいても一貫性がないということは指摘的になるんですよ。その点について回答願ひたい。

○ 建設課次長（林 徳治君） 3 件についての参考資料の不統一さはご指摘の通りでございます。

す。床面積と建築面積の違いは、実は正確に調査をいたしております。ひさし等の面積は、床面積には入らないが、建築面積には入るという解釈があるやに聞いております。以上が床面積と建築面積の相違でございます。延床という場合は、2階、3階と合計の面積に相なる点はご指摘の通りでございます。

- 3番(金沢 勝君) いま、上程されてるやつは床面積が99.9でしょう。建築面積が1.084でしょう。これちょっと納得いかん。
- 建設部次長(林 徳治君) この場合、平家でございまして、ひさし等、床面積には入らないが、建築面積としては算定する部分がありますから、建築面積のほうが大きくなっております。2階建、3階建の場合は逆になります。
- 3番(金沢 勝君) それならいま、議決された38号議案は同じ面積ですよ。苦しい答弁じゃないですか。建築法ではひさしなんか面積の中に入りませんよ。あなたは専門家で、私はしろとや。建築確認取るとき、ひさしの面積は入りませんよ。あなたのいまの説明は間違ってますよ。それやったら、なぜ先ほど議決されたやつはひさし面積が入ってないんですか。延面積と建築面積と同じですよ。
- 建設部次長(林 徳治君) より内容を具体的におわかりやすくするためにということで指示申し上げております工事概要、参考資料につきまして、先ほど来ご指摘の点も合わせまして、不手際があったことを深く反省いたします。今後、改めますので、よろしく願い申し上げます。
- 3番(金沢 勝君) 契約金額について。
- 建設部長(中塚 白君) 建築工事のみならず、土木工事にも関連いたしますので、私から入札の経過等をご説明申し上げます。

なるほどご疑念のように、ここに契約金額としてあがってくる金額には端数がございます。当然、設計金額としては端数まで出てございます。しかし、現実に予定価格のセット、それから業者が見積もりしてくる場合は、端数は切ってまいります。5千万円の金額なら、少なくとも5千何ばかの端数が出ておるわけでございますけれども、入札の段階においては、業者は端数を切ってまいりますので、こういうきっちりした金額が毎回、出ておるのでございます。あえて、私のほうで入札の段階できっちりするために切ってるのじゃございません。現在までの慣習で、どこへ行かれましても、入札は端数を切って入れておるのが現実でございます。そういうことで、別に他意があつてきっちり合わしておるのではございません。その辺ご了解をお願い申し上げたいと思います。

- 3番(金沢 勝君) 意見だけで終わっておきます。

条例にふさわしい、当を得た指名競争入札であれば、4千万円で受け取るものなら、3,990万円入れるんです。あんたみたいな説明やったら、談合入札のように私ら市民から見れば感じられる。百貨店でも、ほんとにものを売らなきゃいかんということで、990円で店頭に並んでるんですよ。頼母子取るにしても、4万円入れようかと思えば、3万9千円入れるんです。まんざら4,900万円に切り捨てたんじゃないでしょう。そういう感じがするわけです。本当の指名競争入札であれば、端数切るはずがない。まあ、そんなことはないんでしょうけれども、少なくとも、市民の目には談合であるように見えるようなごとのないよう、ほんとうに条例にふさわしい競争入札であってほしいということをお願いとして申し上げて終わります。

- 28番(坂上国治君) 私、公立和泉病院の当時に建設委員長を勤めさせていただいたことがあるんですけども、こういう問題が生じて、それがために、議会の建設委員会からその席上にオブザーバーとして出席するということがあったわけです。本市においては、そういうことはなされておらない。だからいま、皆さん方から意見が出ているようなことが出るんだと思うんです。入札の時点では、行政サイドだけじゃなしに、関係のある議員に、たとえ1人でも出てもらうように改めてはどうかと私は思うんですが、部長並びに関係者のご意見をまずうかがいたいと思うんです。そうすれば今後、こういう問題は生じてこないだろう。現状のままで疑惑の目で見られることが多いんじゃないかと思しますので、今後は、その点を改めてそういう方法をとったらどうか、あるいはこのままの状態でいこうとするのか。その点意見を聞かしてもらって、その後、またいろいろご意見を述べさせていただきたいと思います。ひとつ部長あたりから答弁していただきたい。
- 建設部長(中塚 白君) 入札執行につきましては、いかに厳正にやりましたが、とにかく疑惑を抱かれる、これは私ども聞いてございます。この際、できるだけ疑惑の目で見られることを排除するために、考えられるあらゆる方法を検討いたしたいと存じております。ただ、この席上をお借りしてはっきり申し上げておきたいのは、少なくとも、予定価格等については、当日、入札直前に入れてもらいます。私自身もわかってございません。そういうことで厳正にチェックしておるつもりでございしますが、いろいろご疑念の点もございしますので、さらに一そう、どなたが見られても厳正であるというふうな方法を考えたい。いま、坂上議員さんからもご提案がございましたが、どういう方法でやるか、一ぺんわがほうでも検討させていただきたいということで、ひとつご了解賜わりたいと思います。
- 27番(成田秀益君) ちょっと聞くところによりますと、どの件かしりませんが、この間、一ぺんやって、だめで、再入札したということですが、そういうことはございましたか。
- 建設部長(中塚 白君) はい。

- 27番(成田秀益君) この競争入札は、近目取りであるのか、最低であるのか、その辺は
どういう方法でやっていますか。
- 建設部長(中塚 白君) 入札の方法論に入りましたので、私から一括お答え申し上げます。
再入札の話が出ました。現在、私のほうの契約規則では、3回入札で予定金額に達しない場
合、話し合いで予定金額に達する場合は別として、入札を打ち切り、業者を変えて再入札とい
う方法をとるわけでございます。現実にごこの中に1件そういうケースがございます。
- なお、予定価格のセットでございますけれども、予定価格の範囲内であれば、それドンピ
ャリであっても落札でございます。限定価格はございません。下あければなしでございます。
- 27番(成田秀益君) 安うてもいかん、一番近いところという、いわゆる近目取りじゃな
いわけですね。そうすると、この前のやり直しということは、皆高かったということですか。
- 建設部長(中塚 白君) そうです。
- 27番(成田秀益君) この間業者に聞きますと、「ここは最低でいくらしおまん。役
所の場合は近目取りが多い」と言っていましたので、何でそんなことするのかと聞きますと、安
かろう、悪かろうではいかんという考え方があるらしい。その辺の功罪について、私ら専門や
ないからようわからないんですけども、あんた方、技術関係の専門家から見ても、どっちが得
か。やっぱりこれは血税でやってるんですから、その辺も考えて、なぜ最低でいくのか、近目
取りでいかないのか、ご説明願いたいと思います。
- 建設部長(中塚 白君) 現実に役所でやっておりますのは、設計金額をはじき出して、そ
れから勘案して予定金額というものがセットされるわけでございます。その予定金額の範囲内
であれば、それがいかようであろうともということですが、在来、本当は限定価格も引
かなきゃいけない。上限と下限とのワク内で落とすという形がほんとうは望ましいわけでは
ない。といいますのは、ときと場合によっては、業者がダンピングして、実際にはできない金額を入
れて落とす場合がございます。したがって、予定価格と限定価格を設けて、限定価格が一番近
い人に落とすのが妥当だろうと考えまして、私のほうも一時、期限定価格をセットしたことが
ございます。しかし、限定価格をはずせということでございましたので、一応はずしてござい
ますけれども、望ましいのはやはり限定線を入れるべきで、ただ、安かろうだけでは實際上無
理でございます。
- 27番(成田秀益君) ダンピングというよりも、意地からでも落とすんだということで、
結局、あとで結果的にぐあい悪いことが起きる場合がある。だから、俗にいう近目取りとい
うこともあるらしい。しろうとでわかりませんが、その辺、今後、入札方法等についても十分お
考え願いたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 私も競争入札に再三つき合ってまいりましたけれども、今回の場合のように、1千万単位で落ちるということは、普通の指名競争入札ではありえないと思うんです。したがって、業者が事前に談合して、そして指名入札に入っていると断定せざるをえないのではないかと考えます。たとえば、和気小学校の校舎をやった業者がまた体育館をやるとなれば、人的に言いましても、資材的に言いましても、安くならなくてはならないのが世の中の常識なんです。ところが同じ金額でおいておる。大体100万円ぐらいは違うのが常識なんです。どないしても取らなならんという人は、10万円、20万円切ってくるわけですね。ここにあるように4千万円とか5千万円、こういうはっきりした金額が出てくるということは、事前に業者が談合して、この工事はだれにやってもらいましょう、その代り何ぼにしましょう、これはだれに何ぼでやってもらいましょう、こういうふうに決めて、そして指名入札が行なわれ、結局、その人に入札がおきる。こういうことで、これが現在の指名入札の盲点ではないかと私は考えております。したがって、こういう裏の問題について担当部で十分検討をして、業者の談合をなくするようにする。資本金幾らで、事業内容はどうで、構成はどうだということ、全部が競争入札するというふうに変えなかったら、現在のような、市の指定業者は一定にして、その中でぐるぐる回す。業者は常時談合しながら、自分らがもうける金を次々に割り当てていく。結果、金額が一緒になって打ち切りされる。こういうことも生まれてくるのではないかと思います。現実にはわかりませんが、どうもそうとしか考えられない。これでは業者指定そのものが無意味になると思うんです。その点、今後は十分考慮してやっていただきたい。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第39号を原案通り可決いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。よって昭和48年度第2回定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって昭和48年度第2回定例会を閉会いたします。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

○ 市長（藤木秀夫君） 一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

去る19日に第2回定例会をお願い申し上げ、農繁期を迎えて何かと繁忙の折にもかかわらず、連日、慎重ご審議いただきまして、ご可決、ご承認賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今議会、一般質問並びに議案審議の過程を通じご指摘いただきました諸事項、ご意見、ご要望に対しましては、十分これを尊重し、市政の運営を期してまいりたいと存じております。

何とぞ議員皆様方の一そうのご支援をお願い申し上げますとともに、暑さに向かう折から、十分健康にご留意せられますようお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たっての礼のごあいさつに代えさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

○
（議長あいさつ）

○ 議長（松尾千代一君） 私より一言、御礼の言葉を申し上げます。

本定例会におきましては、議員の皆様方には大変お忙しい中、連日、終始ご熱心に、しかも慎重ご審議賜りましたこと、ありがとうございます。

なお、理事者におかれましては、いろいろご指摘、ご要望のあった諸事項については、その意を体し、鋭意努力せられるよう、特にお願い申し上げるものであります。

終わりに臨み、これからいよいよ暑さに向かう折から、くれぐれご健康にご留意せられ、ますます皆様方のご健康をお祈りいたしまして、私のごあいさつに代えさせていただきます。

それでは本定例会はこれをもって閉会させていただきます。ご苦勞様でございました。

（午前11時32分閉会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員